

令和6年9月4日
子ども・若者部
児童相談支援課

世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）（素案）について

1 主旨

令和2年度に策定した「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年度～令和11年度（以下、「計画」という。）」について、計画策定当初より、計画中間年にあたる令和6年度に中間見直しを行うとしていたことから、計画策定以降の社会情勢の変化や改正児童福祉法の内容に対応し、これまでの取組み状況の評価検証も踏まえた、計画の中間見直しを行っている。

見直しにあたっては、令和6年2月に、世田谷区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会に臨時部会を設置し審議を進め、このたび計画（中間見直し）（素案）を取りまとめたので報告する。

2 素案策定までの経緯

審議会条例に基づき、令和6年2月に、学識経験者や児童養護施設関係者等9名により構成される「審議会臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）」を設置し、現行計画の評価・検証、理念の考え方等について、これまで5回開催し審議を進め、計画（中間見直し）（素案）を取りまとめた。

計画策定にあたっては、子どもへの座談会形式によるヒアリング、子どもへのアンケート、支援者へのヒアリングを行い、計画に反映させている。

※ヒアリングの実施結果については、参考資料1「ヒアリング実施結果について」及び参考資料2「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）アンケート結果（概要）」のとおり

3 中間見直しにおける主な変更点

- ・国の動向や現在改正を進めている「世田谷区子ども条例」等の見直し内容を踏まえ、権利の主体である「子ども」を中心に据えた「理念・目指す姿」に改める。
- ・現行計画において定めている代替養育を必要とする児童数の推計値について、これまでの実績値と大きな乖離が生じていることから、世田谷区児童相談所開設以降の措置児童数等の実績及び「世田谷区将来人口推計（令和5年7月）」を踏まえ、再推計を行う。再推計にあたっては、都区においては、児童養護施設等を相互利用していることから、算定にあたり都区間の整合性を図るものとする。
- ・里親等委託率及び里親等登録数の目標値について、代替養育が必要な児童数の再推計値及びこれまでの実績等を踏まえ、再検証を行う。

里親等委託率については、この間、令和11年度までに「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%以上）の達成を目指し、取組みを進めてきたが、目標値と実績値に乖離が生じている。里親等への委託が進まない理由としては、中途養育の難しさや近年ケアニーズの高い児童が増えてきており、子どもの最善の利益の観点からも、専門的ケアを行うことができる施設等への措置を行うケースがあること等が挙げられる。

再検証を踏まえ、中間見直しにおける里親等委託率の目標値は、以下のとおりとする。

【里親等委託率の見直しの方向性】

- ◆特に愛着形成において重要な時期である3歳未満の児童については、「家庭養育優先原則」にもとづき、乳幼児短期緊急里親^{*}の導入の検討により、令和11年度までに「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%）の達成を目指す。
- ◆学童期以降の児童については、専門的ケアが必要な児童が増えている状況等も鑑み、「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（学童期以降50%以上）を目標値に置くのではなく、子どもの最善の利益の観点から、個々の状況に応じた措置を行うことを方針とする。
- ◆里親等への委託が進んでいる先進自治体の取組み等を参考に、児童相談所の体制強化や実親の理解を得やすくするための取組み、未委託家庭の養育力向上に向けた取組み等により、里親等委託のさらなる推進を進める。

※乳幼児短期緊急里親…2021年より大分県（日本財団との協定）で開始した取組みで、乳幼児を緊急で一時保護する場合、受け入れ可能な里親を急に探すのが難しい状況にあり、その状況を改善するため、登録している里親に、待機料を支払い、原則として依頼があれば乳幼児の一時保護や短期間の委託を受け入れてもらう取組み。

- ・令和4年改正児童福祉法で新たに創設された事業（意見表明等支援事業、社会的養護自立支援拠点事業等）を盛り込む。
- ・令和4年改正児童福祉法の趣旨（子育てに困難を抱えている世帯がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行う）を鑑み、虐待に至る前の予防的支援を盛り込む。
- ・現在策定中の「(仮称)世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(令和7年～令和16年)」との整合性を図る。

4 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

※国が定める「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」にもとづき、計画期間を定めている。

5 計画の素案

別紙1「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）（素案）【概要版】」及び別紙2「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）（素案）」のとおり

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年 9月 区民意見募集

10月 第6回児童福祉審議会臨時部会

11月 第7回児童福祉審議会臨時部会

12月 児童福祉審議会（答申）

令和7年 2月 子ども・若者施策推進特別委員会（計画（案））

3月 計画策定



世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）素案
【令和7～11年度】
概要版

令和6年9月
世田谷区



1 計画(中間見直し)策定の趣旨

平成28年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記されました。この理念のもと、平成29年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「社会的養護の課題と将来像(平成23年7月)」を全面的に見直し、市町村の子ども家庭支援体制や包括的な里親支援体制の構築など、平成28年改正児童福祉法の理念を実現するための工程と具体的な目標が示されました。

しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、令和2年度には20万件を超えるなど、依然として、子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。例えば、子育てを行っている母親が近所に「子どもを預かってくれる人はいない」といったように孤立した状況に置かれていることや、各種の地域子ども・子育て支援事業についても支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されていない等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、令和4年6月に全会一致で成立した令和4年改正児童福祉法においては、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための支援の充実が示されました。

これに関連して、令和6年3月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示され、令和6年度末までに、現行計画を全面的に見直し、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとされています。

世田谷区においては、令和2年4月に特別区初となる区立の児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指すことを理念とし、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきました。

また、開設にあわせて、社会的養育を着実に推進するための体制整備に向けた区の基本的な考え方等を示すため「世田谷区社会的養育推進計画」を令和3年4月に策定し、令和6年度に進捗状況の検証、計画の見直しを行うこととしていました。

開設5年目を迎え、予防型の児童相談行政の構築を着実に図ってきた一方で、令和5年度の区の児童虐待相談対応件数は3,265件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、さらなる支援の充実を図る必要があります。

この計画は、社会的養育の充実に向けた国の動向等を踏まえ、子どもの最善の利益の実現に向け、「家庭養育優先原則※1」と「パーマネンシー保障※2の理念」にもとづき、支援が必要な子どもと子育て家庭を支える環境の充実を図るために、現行計画を見直し、世田谷区の社会的養育の推進に関する今後5年間の取組みをまとめた計画として策定するものです。

※1 家庭養育優先原則…地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、里親等への委託が困難な場合、できる限り小規模かつ地域分散化された施設への入所措置を行うようにすること

※2 パーマネンシー保障…永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

2 計画の位置づけ

本編P2⁶

この計画は、国が定める「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」にもとづき、「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年4月策定）【計画期間：令和3～11年度】」の中間見直しとして策定するものです。

また、こども基本法の「市町村こども計画」に位置付けられている「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）【計画期間：令和7～16年度】」との整合性を図っています。

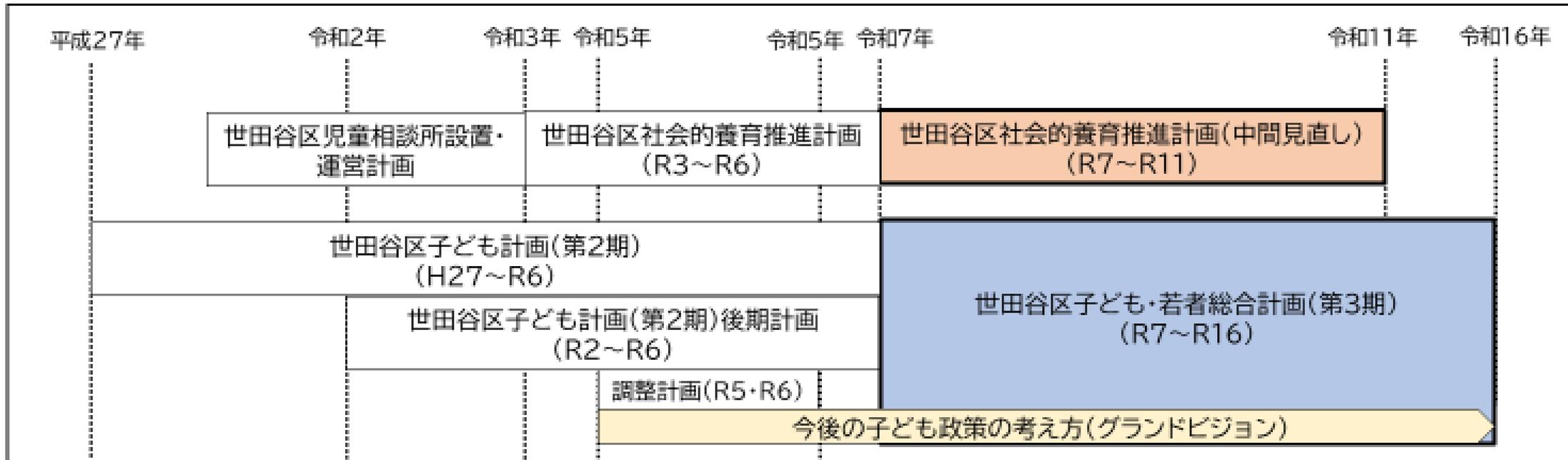
3 計画期間

本編P2

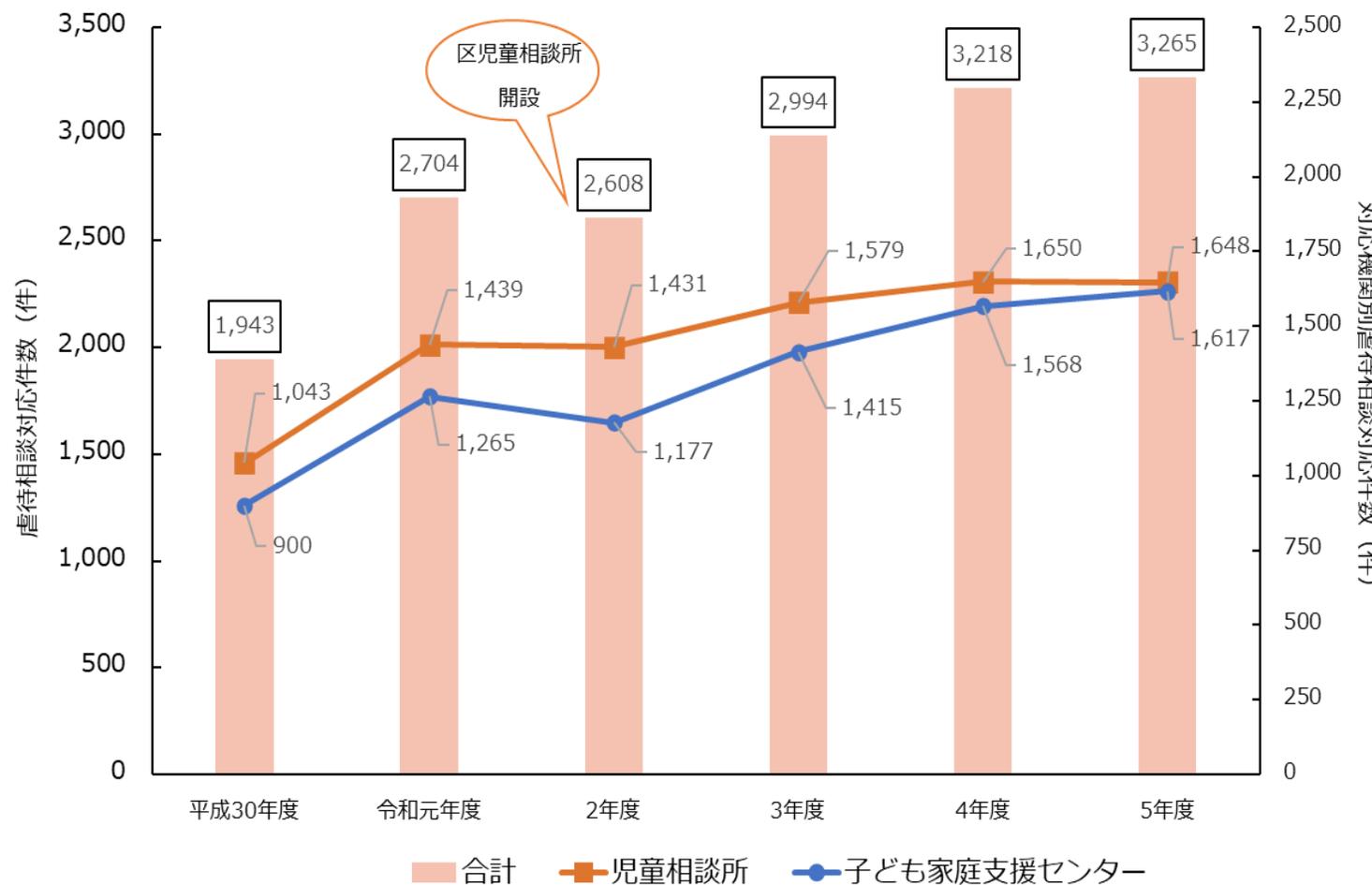
計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

※「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」にもとづき、計画期間を定めています。

【計画期間】



【児童虐待相談の対応状況】



令和5年度における児童相談所及び子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は、それぞれ1,648件、1,617件となっており、区児童相談所開設前から比べると大きく増えています。特に、子ども家庭支援センターの増加が大きくなっています。

世田谷区児童相談所では、児童虐待通告窓口を一本化し、相談や通告を児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次的方針の判断を行う体制としています。

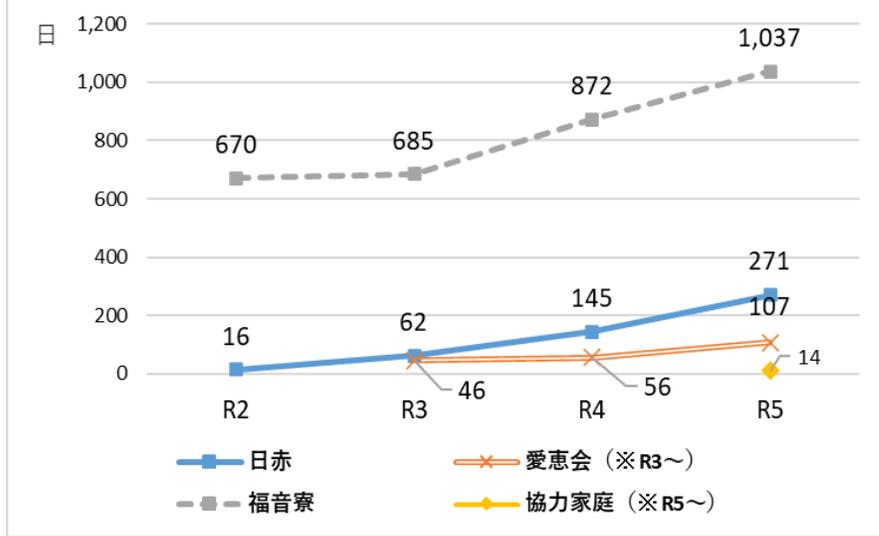
児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、夫婦間葛藤や、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に児童の安全確認を行い、必要に応じ早期の支援につなげています。

両機関が連携しながら、状況に応じた適切な支援を行っています。

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

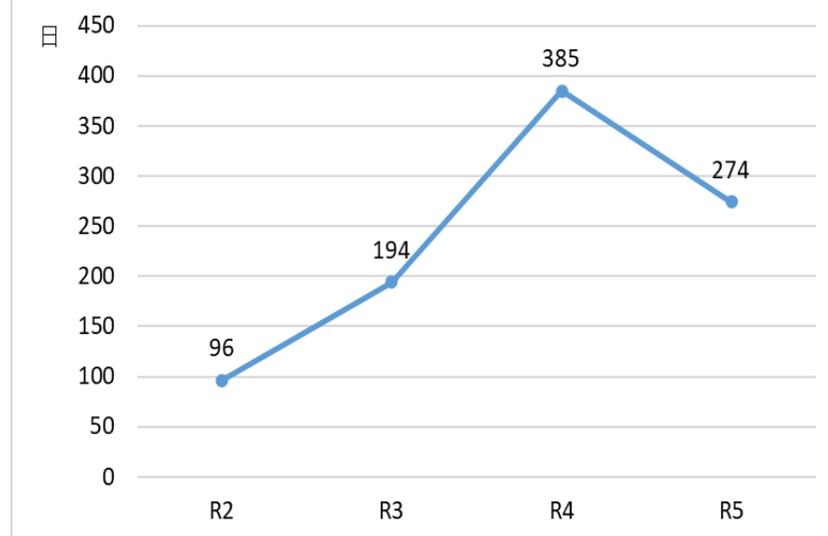
【予防的支援の利用状況】

▼赤ちゃん・子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）



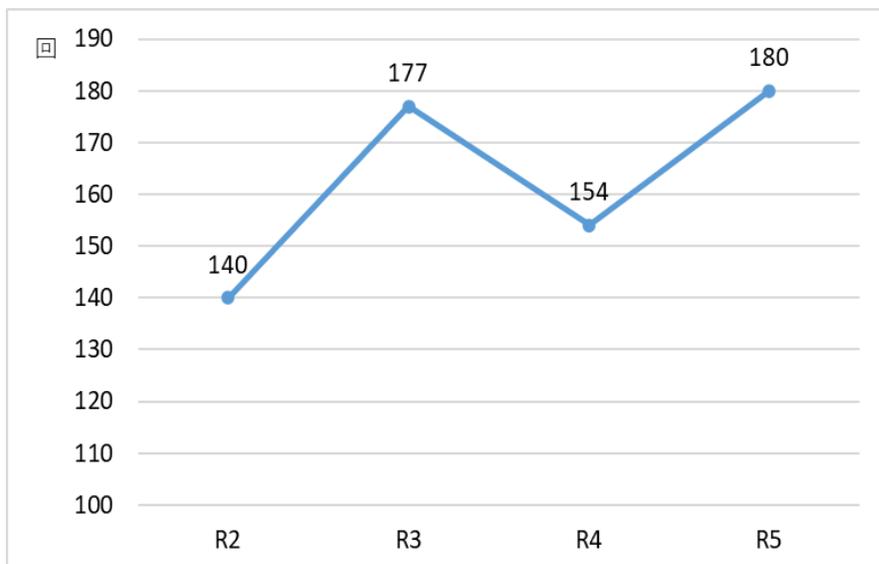
(単位：日)

▼要支援ショートステイ事業（子育て短期支援事業）



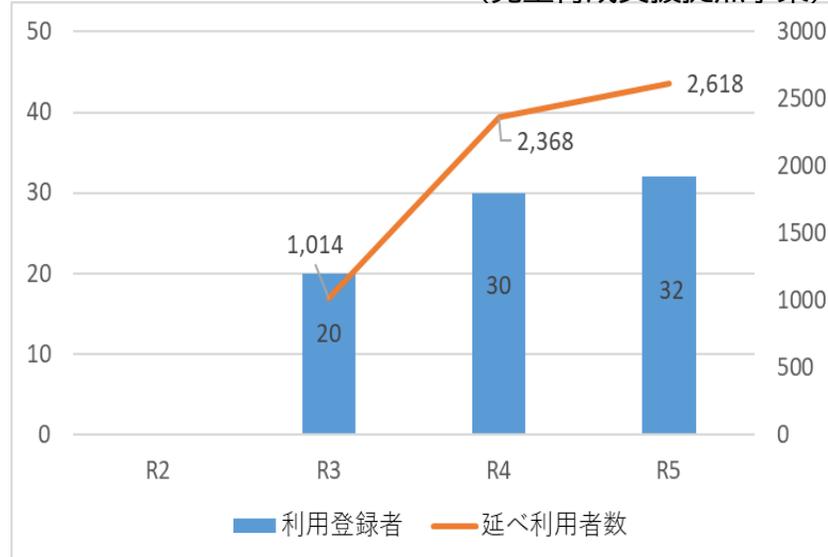
(単位：日)

▼学生ボランティア派遣事業（子育て世帯訪問支援事業）



(単位：回)

▼子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業（児童育成支援拠点事業）



(単位：人)

子ども家庭支援センターの対応件数増加に伴い、児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援（在宅支援）の利用も増加しています。

子ども家庭支援センターや児童相談所において、支援の必要性を早期に把握し、家族の関係再構築に向けた、家庭への養育支援や環境改善を行っています。

また、児童が在宅生活に復帰する際には、児童相談所と子ども家庭センターの協議により、適切な子育て支援メニューを選択して家庭に提供するなど、その後の支援につなげています。

「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

【区の一時保護の状況】

(単位：人)

| | 令和2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-------------|-------|-----|-----|-----|
| 新規保護児童数 | 145 | 123 | 155 | 154 |
| 保護解除児童数 | 131 | 127 | 145 | 148 |
| 年度末時点の保護児童数 | 25 | 21 | 31 | 37 |

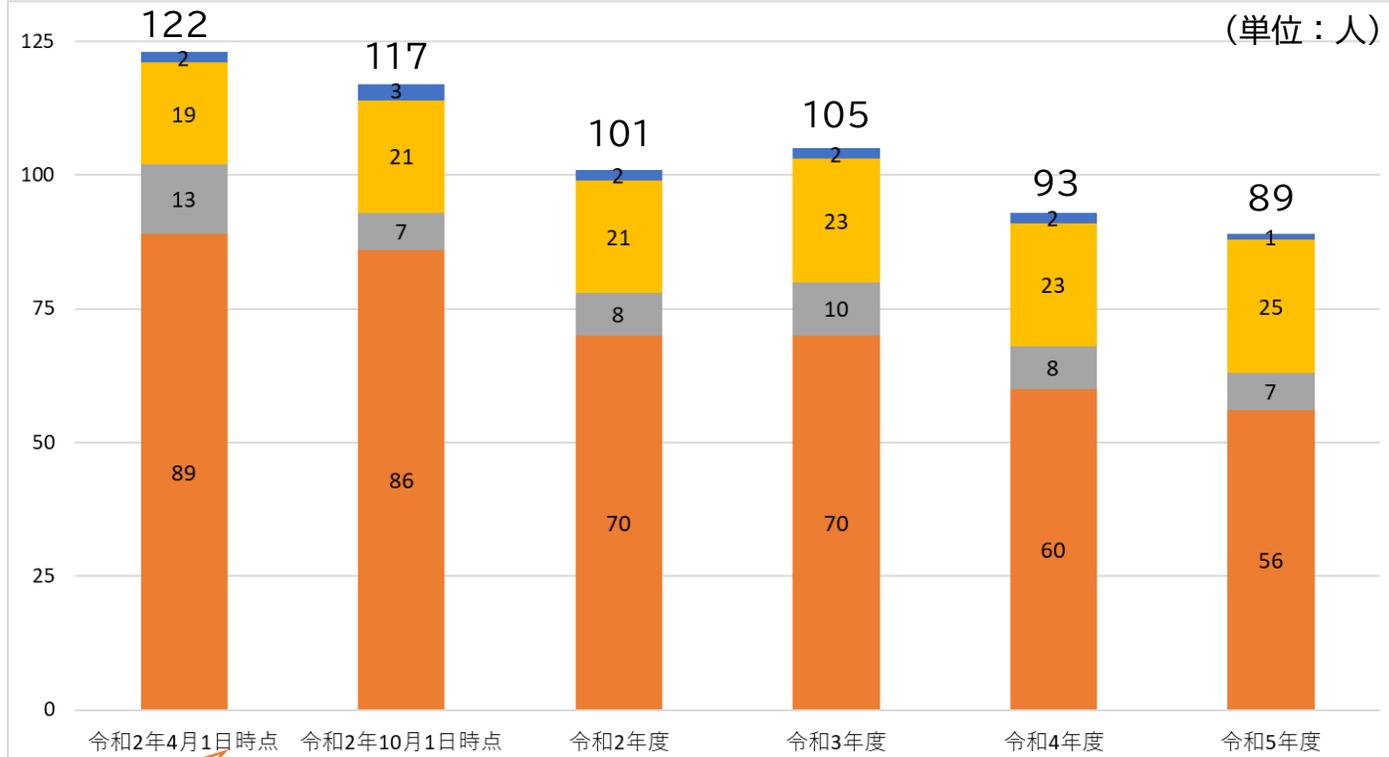
「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

令和5年度における区の一時的保護児童数は、154人となっており、区児童相談所開設当初を上回る保護人数の実績があります。

近年は、面前DVや家族間葛藤等（心理的虐待）による警察からの通告件数が増えており、措置はせず、家庭の養育環境が改善されるまでの間、一時保護するケースも増えていることから、一時保護の件数が増加しています。また、親子再統合支援等により家庭復帰のケースを増やし、児童が家庭において養育されるよう取り組んでいます。

【社会的養護のもとで育つ児童数】

(単位：人)



区児童相談所開設

児童養護施設 乳児院 里親 ファミリーホーム

【これまでの評価・分析】

- 令和2年4月の児童相談所開設以降、
- ・児童相談所と子ども家庭支援センターの一貫した初動対応による、ケースに応じた適切な支援の実施
- ・児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援（在宅支援）の実施
- ・児童が家庭において養育されるよう、親子再統合支援等による家庭復帰に向けた取り組みの実施

等の取り組みを重点的に行ってきた結果、児童虐待相談対応件数及び一時保護児童数は増加傾向にあるものの、**社会的養護のもとで育つ児童数は年々減少傾向**にあります（令和3年度を除く）。

※各年3月31日現在
「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

【アンケート調査結果からみえてきた子どもの状況】

児童養護施設入所児童・里子の調査結果 (N=52)

児童養護施設での生活上の不満を誰かに相談した

はい

| | |
|-------|-------|
| 中学生以上 | 40.7% |
| 高学年 | 37.5% |
| 低学年 | 28.6% |

相談していない人が多い

里親家庭での生活上の不満を誰かに相談した

はい

| | |
|-------|-------|
| 中学生以上 | 16.7% |
| 高学年 | 0% |

施設入所児童より相談していない人が多い

心も身体ものびのびと成長でき安心して暮らしている

はい

| | |
|-------|-------|
| 中学生以上 | 66.7% |
| 高学年 | 72.7% |
| 低学年 | 87.5% |

年齢があがるごとに減

困ったことがあったときに相談できる相手がいる

はい

| | |
|-------|-------|
| 中学生以上 | 75.8% |
| 高学年 | 90.9% |
| 低学年 | 87.5% |

7~9割が相談できる相手がいる

児相と子家センが関わり在宅指導・在宅支援を受けている児童（要保護児童）の調査結果 (N=24)

自分自身のことが好きだ

はい

※中学生では「とてもそう思う」「まあそう思う」

| | |
|-----|-------|
| 中学生 | 29.4% |
| 小学生 | 42.9% |

中学生では、自分自身のことが好きだと感じているのは3割のみ

自由に意見を言うことができ大人はその意見を大切にしてくれる

はい

| | |
|-----|-------|
| 中学生 | 58.8% |
| 小学生 | 40.0% |

小学生では、意見表明権が保障されていると感じているのは4割のみ

心も身体ものびのびと成長でき安心して暮らしている

はい

| | |
|--------|-------|
| 中学生 | 58.8% |
| 小学生高学年 | 40.0% |

施設等入所児童よりも低い

困ったことがあったときに相談できる相手がいる

はい

| | |
|-----|-------|
| 中学生 | 52.9% |
| 小学生 | 85.7% |

施設等入所児童よりも低い

- 児童養護施設や里親のもとで生活している児童が、生活上の不満を相談していない実態があることが分かりました。
- 一方で、児童相談所や子ども家庭支援センターが関わり在宅指導・在宅支援を受けている児童（要保護児童）が、子どもの権利が保障されていないと感じている状況や代替養育のもとで生活している子どもよりも、相談できる相手が少ないという状況が明らかになりました。

「家庭養育優先原則」にもとづき、子どもが家庭で健やかに成長できるよう、保護者支援を行い、家族関係再構築や養育環境の改善を図るとともに、関係機関のネットワークの強化を図り、地域で子どもと子育て家庭を支え、子どもの権利が守られる権利擁護の取組みを進める必要があります。

1 計画の理念・目指す姿

子どもが権利の主体として、置かれた環境や経験にかかわらず、安全・安心に健やかに成長できるよう、地域社会全体で支え育み、「子どもが自分らしく幸せ(ウェルビーイング^{※1})な今を生きることが出来るまち・せたがや」を目指します。

区は、これまで「世田谷区社会的養育推進計画(令和3年4月策定)」で掲げた理念・目指すべき姿である、家庭への養育支援から代替養育までを通じた、社会的養育の体制整備に一貫して取り組み、平成28年改正児童福祉法の理念に則り、子どもの権利が保障され、最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指し、取組みを推進してきました。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

社会的養護のもとで育つ子どもや、その子どもを支える里親家庭や児童養護施設等が地域から孤立せず、地域の繋がりの中で安心して養育が出来るよう、地域や社会全体が、社会的養育を理解し、子どもを共に支え合う、そんな地域づくりが必要です。

子どもは大人から「守られる存在」だけでなく、権利の主体であり、今を生きている存在です。子どもが、子どもの権利について理解するとともに、自らのことについて意見を形成し、「自由に意見を発言していいんだ」と思える安心して発言できる環境の中で、自由にその意見を表明でき、意見が尊重され、周囲が変わっていく体験を積み重ねること。困難や辛い思いを経験した子どもも、こういった自分らしさ^{※2}が肯定される応答的な関わりの中で、安心感や自己効力感を回復し、「自分が大切な存在である」ということを実感することで、自分らしく心身ともに健やかに成長することができます。

傷ついても立ち直ることができる、そんな地域の支えの中で、今を生きる子どもが、基本的な生活基盤の安定と安心できる応答的な関わりの中、心身ともに安全・安心して暮らし、たくさんの経験や成長し合えるポジティブな体験を重ね、「自分らしく幸せ(ウェルビーイング)」と感ずることができる地域社会を実現するという決意を示すものです。

※1 「ウェルビーイング(Well-being)」…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※2 「自分らしさ」…個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえます。

2 基本的な考え方

この計画の理念・目指す姿をもとに、施策展開にあたっては、以下の3つの視点を持ち、取組みを推進していきます。

①子どもが家庭で健やかに育つことができるよう、家庭の養育支援や環境改善に取り組むとともに、子どもと子育て家庭を支える地域社会をつくります

「家庭養育優先原則」にもとづき、まずは子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者支援を行うこととされています。

子育てに不安や困難を抱える世帯が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、適切な支援につながるができるよう、当事者視点に立った情報提供を行い、支援の必要性を早期に発見し、適切な支援につなぎ、虐待の未然防止や親子間における適切な関係性の構築を図ることが重要です。

また、不適切な養育や親子関係の不調等で、分離して生活している親子のみならず、在宅で生活する親子も含め、家族の関係再構築に向け、関係修復、再発防止に向けた家庭の養育支援や環境改善を行うとともに、子どもと保護者が、安心して地域で生活できるよう、多様なメニューにより重層的・継続的な支援が行われることが必要です。

②代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境において養育され、施設で養育される場合においても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、支援の充実を図ります

家庭での養育が困難と判断された場合、代替養育を必要とする子どもに対し、「家庭養育優先原則」にもとづき、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、里親等への委託を推進し、ケアニーズが高く、施設での養育が必要な場合についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境を確保する必要があります。

③子どものセルフアドボカシー※が実現できるよう、子どもが安心して意見表明できる環境づくりをはじめとした権利擁護の取組みを一層推進し、子どもの権利が保障された地域社会を目指します

子どもの権利擁護の取組みの推進にあたっては、子どもも大人も「子どもの権利」について理解するとともに、子どもが意見を形成し、安心して自由にその意見を表明できる環境をつくるのが大切です。そして、大人は権利の主体である子どもの意見をしっかりと聴き、子どもの意見・意向を尊重し、応答的な関わりを持ち続けることで、子どもが安心して自分の意見や想いを表明できるようになります。

※子どものセルフアドボカシー…子どもが自分の意見を持っていいし、話していいという子どもの安心感や自己効力感が回復して成長し、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できること

3 計画の進行管理

毎年度、評価のための指標等により、事業の進捗状況について自己点検を実施し、結果については、世田谷区児童福祉審議会に報告し、評価・検証を行うとともに、区ホームページ等で公表します。

自己点検・評価によって明らかになった課題等については、必要に応じて見直し等を行い、適切にPDCAサイクルの運用を図ります。

※ただし、数値目標を単に達成すれば良いものではなく、子ども一人ひとりに対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であり、その点に留意する必要があります。

4 成果指標

本計画の成果指標を以下のとおり設定します。

| | 指標（案） | 現況値 | 目標値 (R11年度) |
|---|---|---|-----------------------|
| 1 | 困ったことや悩んだことがあったときに話を聴いてくれる人がいる、と思う子ども・若者の割合 | 低学年 87.5% 中学生 75.8% | 高学年 90.9% 若者 73.9% |
| 2 | 自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる、と思う子どもの割合 | 低学年 75.0% 中学生 60.6% | 高学年 72.7% |
| 3 | 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度 | — (令和6年度新規事業) | |
| 4 | 子どもの権利ノート認知度 | 低学年 25.0% 中学生 69.7% | 高学年 81.8% |
| 5 | 児童相談所第三者評価の受審結果の評価SとAランクの割合 | 95.4%(令和4年度実績) | |
| 6 | 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率 | 3歳未満 0% 3歳以上就学前 66.7% 学童期以降 26.7% | |
| 7 | 予防的支援の取組みに係る成果指標 | 調整中 | 調整中 |

案で定める

【体系】

| 理念・目指す姿 | 基本的な考え方 | 中項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|-----------------|---|---------------|---|---|---|---------------------|---|---------------------|---|----------|---|--------------|---|--------------|---|--|
| <p>やび会わ子 「―全らど をイ体ずも 目ンで、が 指グ支安権 し※え全利 ます）育・の すなみ安主 。今、心体 を―にと 生子健し きどやて、 るもか、 こがに置 と自成長 が分れた でらでた できしき環 るくる境 ま幸よや ちせう経 ・（、験 せウ地に たエ域か がル社か</p> | <div data-bbox="598 335 904 963" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>子どもが家庭で 健やかに育つこ とができるよう、 家庭の養育支援 や環境改善に取 り組むとともに、 子どもと子育て 家庭を支える地 域社会をつくり ます</p> </div> <div data-bbox="930 335 1235 963" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>代替養育を必要 とする子どもが、 家庭と同様の養 育環境において 養育され、施設 で養育される場 合においても、 できる限り良好 な家庭的環境で 養育されるよう、 支援の充実を図 ります</p> </div> <div data-bbox="598 1021 1235 1335" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>子どものセルフアドボカシーが実現で きるよう、子どもが安心して意見表明 できる環境づくりをはじめとした権利 擁護の取組みを一層推進し、子どもの 権利が保障された地域社会をつくり ます</p> </div> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1324 278 1388 406">1</td> <td data-bbox="1388 278 2395 406">子どもの権利擁護の取組みの推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 406 1388 535">2</td> <td data-bbox="1388 406 2395 535">予防型の児童相談行政の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 535 1388 664">3</td> <td data-bbox="1388 535 2395 664"> NEW 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 664 1388 792">4</td> <td data-bbox="1388 664 2395 792">一時保護児童への支援体制のさらなる強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 792 1388 921">5</td> <td data-bbox="1388 792 2395 921">パーマネンシー保障に向けた取組みの推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 921 1388 1049">6</td> <td data-bbox="1388 921 2395 1049">里親等委託の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 1049 1388 1178">7</td> <td data-bbox="1388 1049 2395 1178">児童養護施設等の機能強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 1178 1388 1306">8</td> <td data-bbox="1388 1178 2395 1306">社会的養護自立支援の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 1306 1388 1406">9</td> <td data-bbox="1388 1306 2395 1406"> NEW 人材育成・人材確保 </td> </tr> </table> | 1 | 子どもの権利擁護の取組みの推進 | 2 | 予防型の児童相談行政の推進 | 3 | NEW 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善 | 4 | 一時保護児童への支援体制のさらなる強化 | 5 | パーマネンシー保障に向けた取組みの推進 | 6 | 里親等委託の推進 | 7 | 児童養護施設等の機能強化 | 8 | 社会的養護自立支援の推進 | 9 | NEW 人材育成・人材確保 |
| 1 | 子どもの権利擁護の取組みの推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 予防型の児童相談行政の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | NEW 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 一時保護児童への支援体制のさらなる強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | パーマネンシー保障に向けた取組みの推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 里親等委託の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 児童養護施設等の機能強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 社会的養護自立支援の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | NEW 人材育成・人材確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



【施策の展開】

| 施策 | 課題 | 今後の方向性 |
|----------------------------------|---|--|
| <p>【1】子どもの権利擁護の取組みの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・改正児福法の趣旨を踏まえた、さらなる子どもの権利擁護の取組みの推進 ・年齢や発達に応じた配慮を行い、子ども自身が、子どもの権利について十分理解できるようにするとともに、関係者・関係機関の権利擁護に関するさらなる理解促進を図る | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの権利擁護に係る環境整備(意見表明等支援事業、子ども本人による児童福祉審議会(措置部会)への直接申し立て制度等) ➤ 子ども自身に対する、子どもの権利や権利擁護の仕組みの周知啓発 ➤ 教育機関などの関係機関への周知啓発や理解促進 |
| <p>【2】予防型の児童相談行政の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・複雑・困難なケースも増加していることから、児童相談所の強化等に向けた取組みの推進 ・児童相談所職員の更なる専門性向上及び業務効率化 ・データ参照型の児童相談対応業務にかかる検討 ・関係機関とのさらなる連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童相談行政に携わる人材の育成及び専門性の向上に向けた取組みの推進(人材育成研修計画の一層の充実、交換研修の実施等) ➤ 情報共有システムの一元化等の検討、ICTを活用した児童相談対応業務の更なる効率化の検討 ➤ 関係機関や地域とのさらなる連携強化の取組みの推進 |
| <p>【3】児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに位置づけられたこども家庭センターによる、母子保健と児童福祉のさらなる連携 ・家庭支援事業による虐待等に至る前の予防的支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 支援を必要とする妊産婦等の支援 ➤ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業の実施(継続) ➤ ヤングケアラーに対する支援 |
| <p>【4】一時保護の児童への支援体制のさらなる強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・開設当初を大きく上回る保護人数の実績があり、子どもの安全・安心を確保するためにも、高まる一時保護需要への対応が必要 ・個々の子どもの学習能力を見極め、学習進度にあわせた指導の充実 ・一時保護所の老朽化、建物の使い勝手等も踏まえ、建物や設備面の改善 ・一時保護委託受入れ可能な里親の確保(短期里親、一時保護専門里親等) ・一時保護委託専門施設等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一時保護所の適切な運営に向けたさらなる取組み(一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の制定、一時保護所における「学習指導専門員」の配置、建物や設備面の改善等) ➤ 一時保護の体制整備(乳幼児短期緊急里親、一時保護委託専門施設等の整備に向けた検討) ➤ 一時保護された子どもの権利擁護に係る取組みの推進 |
| <p>【5】パーマネンシー保障に向けた取組みの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・親子関係再構築のための支援体制強化 ・特別養子縁組制度の普及啓発・地域理解に向けた働きかけ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの実施(継続) ➤ 親子関係再構築に向けた重層的な体制構築に向けた検討 ➤ 特別養子縁組制度の周知啓発及び理解促進 |

【施策の展開】

| 施策 | 課題 | 今後の方向性 |
|------------------------|---|---|
| <p>【6】里親等委託の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・里親等委託のさらなる推進(特に、愛着形成において重要な時期である乳幼児における里親等委託の推進) ・養育家庭(里親)の登録数のさらなる増加 ・多様な里親のあり方の検討 ・未委託家庭に対する養育の機会の拡充 ・ケアニーズが高い児童についても里親等委託が可能となるよう、専門里親の育成 ・里親制度のさらなる地域理解 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 里親等委託のさらなる推進(乳幼児短期緊急里親等の多様なニーズに対応できる里親の確保、児童相談所等の体制強化、実親の理解を得やすくするための取組み) ➤ 未委託家庭の養育力向上に向けての取組み(協力家庭のショートステイ事業など短時間預かりを活用した養育機会の造成) ➤ 里親支援体制の一層の充実(里親支援センター) ➤ 里親制度の周知啓発及び理解促進 |
| <p>【7】児童養護施設等の機能強化</p> | <p>【児童養護施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化・機能転換を進めるにあたっての人材確保・施設整備の課題 ・ケアニーズが高い児童、不登校の児童が増えてきており、個別対応ケースや複数の職員での対応が必要 <p>【母子生活支援施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設で生活する上での制約や施設設備等がひとり親家庭のニーズに合わず、入所率が5割強になっている ・施設の機能強化を進めるにあたっては、人材確保・人材育成・施設整備が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の機能強化に向けた取組み(一時保護委託専門施設等の整備に向けた検討、多機能化・機能転換等) ➤ 施設等入所児童への支援の質の充実 ➤ 母子生活支援施設の機能強化(小規模化、多機能化、支援の質の維持・向上) ➤ 障害児入所施設の児童への支援の強化(権利擁護の取組み等) |
| <p>【8】社会的養護自立支援の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護経験者等(社会的養護経験者や被虐待経験があらながらもこれまで公的支援につながらなかった者等)に対する自立支援の強化 ・退所者等のための相談支援事業の支援の質の向上、関係機関との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会的養護経験者等への自立支援体制の強化(児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援協議会の設置) ➤ 社会的養護経験者等への相談支援の充実(効果的な居場所のあり方、支援の質の向上等) ➤ せたがや若者フェアスタートによる支援(継続) |
| <p>【9】人材育成・人材確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保、ソーシャルワーク力向上のための人材育成は、社会的養育の支援に携わる者すべての今後の共通課題となっている ・ケアニーズが高い児童、不登校の児童が増えてきており、個別対応ケースや複数かつ様々な職種の職員での対応が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 人材育成に向けた取組みの推進(人材育成研修計画の一層の充実等) ➤ 人材確保に向けた取組みの推進(こども家庭福祉の理解促進、魅力・やりがいの情報発信等) |

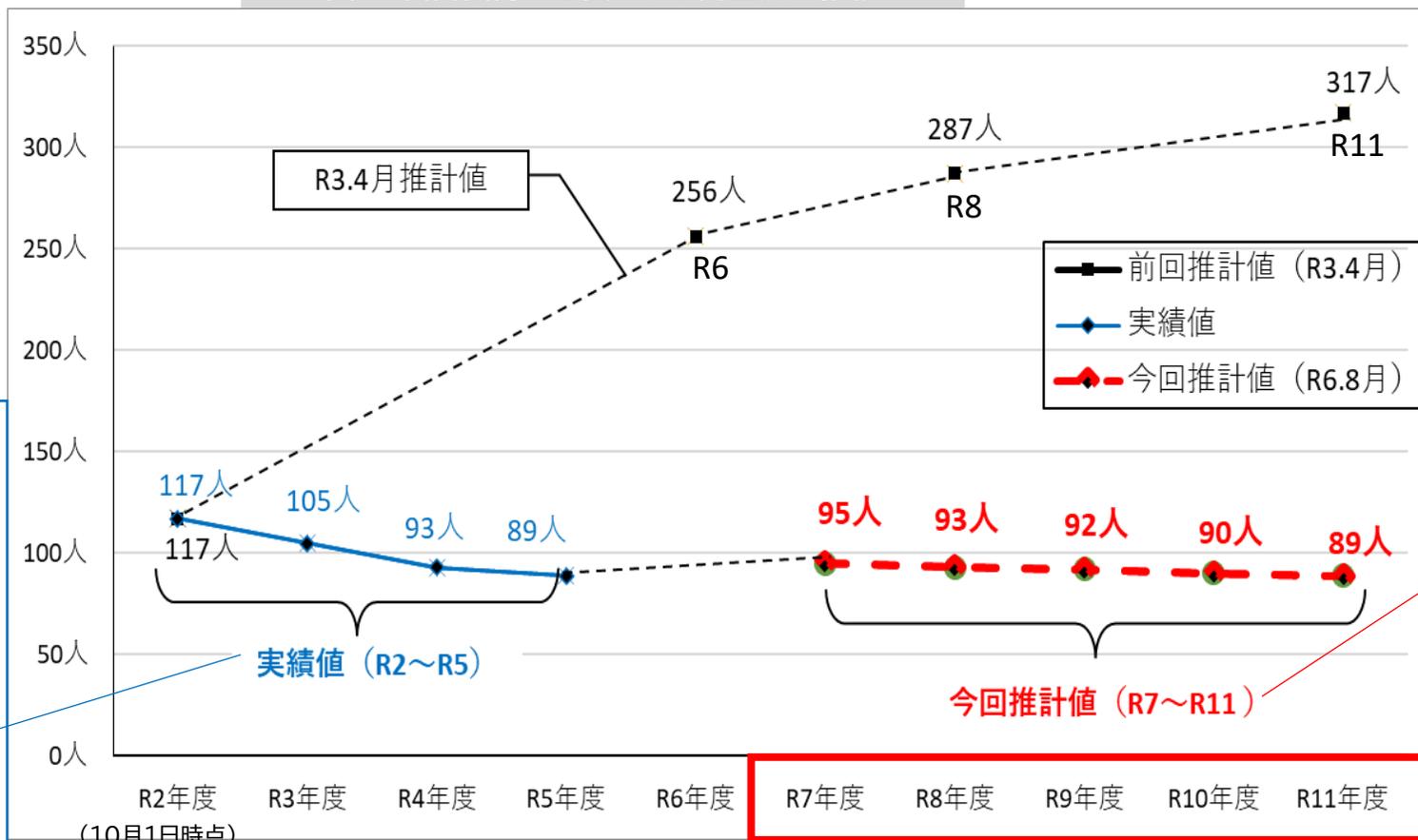
1 代替養育を必要とする児童数の再推計

【再推計にあたっての考え方】

現行計画(令和3年4月時点)の推計値とこれまでの実績に大きな乖離があることから、中間見直しにおいて、再推計を行います。

再推計にあたっては、都区間においては、児童養護施設等を広域利用しているため、「代替養育を必要とする児童数と確保量」の推計方法について、都区間の整合性を図る必要があることから、基本的には、都と同一の推計方法を用いて推計を行い、この間の実績を踏まえ、区の比率を用いて算定を行います。

<図1: 代替養育を必要とする児童数の推移>



【これまでの評価・分析】

区では、令和2年4月の児童相談所開設以降、

- ①児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援(在宅支援)の実施
- ②児童が家庭において養育されるよう、親子再統合支援等による家庭復帰に向けた取組みの実施

等の取組みを重点的に行ってきた結果、**代替養育が必要な児童数が減少**しています。

【再推計の結果】

再推計の結果、在宅指導中の児童数が増加傾向であることから、潜在需要を見込み、代替養育を必要とする児童数はほぼ横ばいの見込みとなりました。

※令和6年7月29日時点の試算結果

2 里親等委託率の目標値(見直し)

<現行計画の目標値>

| 区分 | R6年度 (4年目) | R8年度 (6年目) | R11年度 (9年目) |
|---------|---------------|---------------|----------------|
| 3歳未満 | 20人 76.9% | 22人 75.9% | 24人 75.0% |
| 3歳以上就学前 | 21人 75.0% | 24人 77.4% | 26人 76.5% |
| 学童期以降 | 101人 50.0% | 114人 50.2% | 126人 50.2% |
| 合計 | 142人 55.5% | 160人 55.7% | 176人 55.5% |

<これまでの実績値>

| 区分 | R2年度 (10月1日時点) | R3年度 (1年目) | R4年度 (2年目) | R5年度 (3年目) |
|---------|-------------------|---------------|---------------|---------------|
| 3歳未満 | 4人 30.8% | 1人 8.3% | 2人 20.0% | 0人 0% |
| 3歳以上就学前 | 3人 37.5% | 3人 37.5% | 3人 75.0% | 6人 66.7% |
| 学童期以降 | 17人 17.7% | 21人 24.7% | 20人 25.3% | 20人 26.7% |
| 合計 | 24人 20.5% | 25人 23.8% | 25人 26.9% | 26人 29.2% |

<見直し後の目標値>

| 区分 | R7年度 (5年目) | R8年度 (6年目) | R9年度 (7年目) | R10年度 (8年目) | R11年度 (9年目) |
|---------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 3歳未満 | 2人 25.0% | 3人 37.5% | 4人 50.0% | 5人 62.5% | 6人 75.0% |
| 3歳以上就学前 | 5人 75.0% | 5人 75.0% | 5人 75.0% | 5人 75.0% | 5人 75.0% |
| 学童期以降 | 24人 29.5% | 24人 30.9% | 25人 32.3% | 25人 33.7% | 26人 35.1% |
| 合計 | 31人 32.6% | 32人 34.4% | 34人 37.0% | 35人 38.9% | 37人 41.6% |

【これまでの評価・分析】

- ・里親等委託の推進にあたっては、まずは家庭で養育されるように支援を行い、代替養育が必要になった子どもについても早期の家庭復帰を目指した結果、里親等委託率は微増していますが、目標の数値とは乖離が生じています。
- ・ですが、特に3歳児以上就学前児童については、乳児院から家庭復帰が見込まれない児童の場合の措置変更については里親等委託を優先し、令和4年度には目標の75%を達成しています。
- ・里親等への委託が進まない理由としては、児童が抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えていることや、実親が「里親に子どもをとられるのでは」といった不安を抱く傾向があり、里親等委託に対する同意を得ることが難しいこと等が挙げられます。また、中途養育の難しさや、近年、ケアニーズが高い児童が増えてきており、子どもの最善の利益の観点からも、専門的ケアを行うことができる施設等への措置を行うケースがあります。
- ・一方で、とりわけ乳幼児については、愛着形成において重要な時期であることから、家庭養育優先原則を十分に踏まえ、里親等委託をさらに進める必要があります。
- ・子どもの最善の利益の観点から、できる限り家庭的環境において養育されるよう、里親への一時保護委託を優先しており、令和5年度には前年度比で3倍の一時保護委託を受け入れています。また、実親による養育が困難な事例については、実親の意思を確認の上、特別養子縁組の可能性を探り、特別養子縁組につなげることを基本方針としています。「里親等委託」という形ではなく、子どもの健やかな育ちを保障する様々な機会において、里親家庭の持つ資源を活用し、チーム養育として子どもを支える取組みを推進しています。

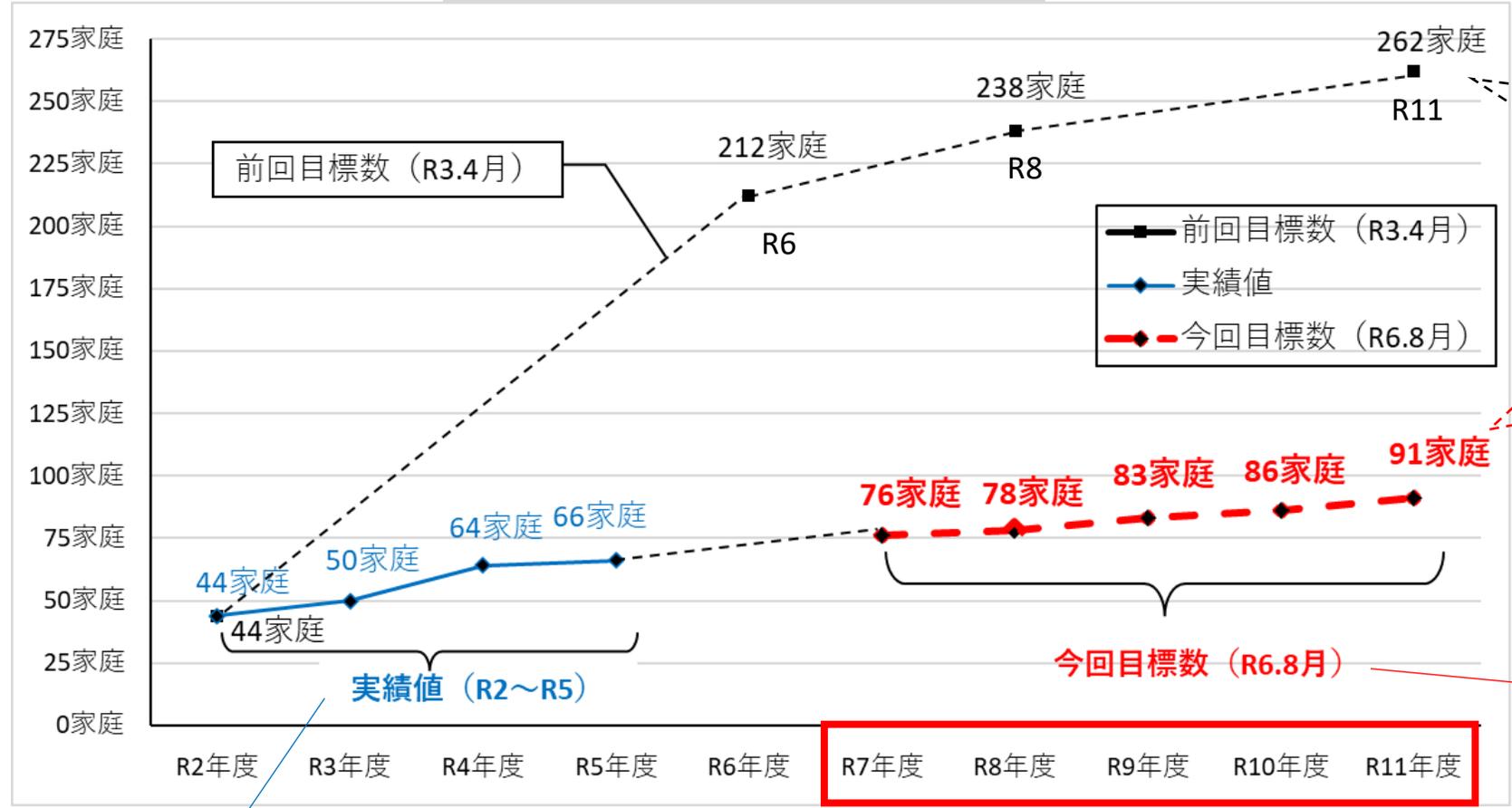
【見直しの方向性】

- ◆ 特に愛着形成において重要な時期である3歳未満の児童については、「家庭養育優先原則」にもとづき、乳幼児短期緊急里親※の導入の検討により、令和11年度までに「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標(就学前の子どもについては75%)の達成を目指します。
- ◆ 学童期以降の児童については、専門的ケアが必要な児童が増えている状況等も鑑み、「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標(学童期以降50%以上)を目標値に置くのではなく、子どもの最善の利益の観点から、個々の状況に応じた措置を行うことを方針とします。
- ◆ 目標値は下げますが、里親等への委託が進んでいる先進自治体の取組み等を参考に、児童相談所の体制強化や実親の理解を得やすくするための取組み、未委託家庭の養育力向上に向けた取組み等により、里親等委託のさらなる推進を進めます。

※乳幼児短期緊急里親…2021年より大分県(日本財団との協定)で開始した取組みで、乳幼児を緊急で一時保護する場合、受け入れ可能な里親を急に探すのが難しい状況にあり、その状況を改善するため、登録している里親に、待機料を支払い、原則として依頼があれば乳幼児の一時保護や短期間の委託を受け入れてもらう取組み。

3 里親等登録数の目標数(見直し)

<図2:里親等登録数の目標数の推移>



【令和3年4月時点の目標数】
 ①代替養育を必要とする児童数(推計値)317人
 ②里親等委託率の目標値 55.5%

【令和6年8月時点の目標数】
 ①代替養育を必要とする児童数(推計値)89人
 ②里親等委託率の目標値 41.6%

【見直し後の目標数】
 ①代替養育を必要とする児童数の減少
 ②里親等委託率の見直し
 により、令和3年4月の里親等登録数の目標数を下方修正し、新たな里親等登録数の目標数を設定します。
 現行計画の目標数より下がりますが、子どもと里親のマッチングのために十分な里親数を確保する必要があることから、里親等登録数を増やすための取組みを推進します。

【これまでの評価・分析】
 里親等登録数を増やすため、東名高速道路への横断幕の設置や制度説明会の実施、SNS等を活用した普及啓発等の取組みを進め、児童相談所開設以降、着実に里親等登録数は増加しています。

※令和6年7月29日時点の試算結果



世田谷区社会的養育推進計画 (中間見直し) 素案

令和7年度～令和11年度

令和6年9月

世田谷区



目次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画（中間見直し）策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画期間 | 2 |
| 第2章 世田谷区における社会的養育を取り巻く状況 | 3 |
| 1 児童相談所・子ども家庭支援センターの運営状況 | 3 |
| (1) 児童虐待相談の対応状況 | 3 |
| (2) 予防的支援の利用状況 | 4 |
| (3) 区の一時的保護の状況 | 6 |
| (4) 一時保護委託の状況 | 6 |
| (5) 一時保護平均日数、一時保護所入所率の状況 | 6 |
| (6) 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数 | 7 |
| 2 人口等 | 8 |
| (1) 区の人口の推移及び推計 | 8 |
| (2) 社会的養護のもとで育つ児童数 | 9 |
| 3 里親等の状況 | 10 |
| (1) 養育家庭の登録数及び委託児童数の推移 | 10 |
| (2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移 | 10 |
| (3) 里親等委託率の推移 | 11 |
| (4) 養子縁組里親の登録数と特別養子縁組の推移 | 11 |
| 4 児童養護施設、乳児院の状況 | 12 |
| (1) 児童養護施設の入所児童数の推移 | 12 |
| (2) 児童養護施設の小規模化・地域分散化 [※] の状況 | 12 |
| (3) 乳児院の状況 | 13 |
| (4) 個別的ケアが必要な児童 [※] の入所状況 | 13 |
| 5 自立支援の状況 | 14 |
| (1) 進路状況 | 14 |
| (2) せたがや若者フェアスタートの状況 | 14 |
| 6 アンケート調査結果からみえてきた子どもの状況 | 15 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 22 |
| 1 計画の理念・目指す姿 | 22 |
| 2 基本的な考え方 | 23 |
| 3 計画の進行管理 | 24 |
| 4 成果指標 | 25 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 第4章 世田谷区における具体的な取組み | 26 |
| 体系 | 26 |
| 年齢別施策 | 27 |
| 1 子どもの権利擁護の取組みの推進 | 29 |
| (1) 基本的な考え方 | 29 |
| (2) 現状 | 29 |
| (3) 課題 | 29 |
| (4) 今後の取組みの方向性 | 30 |
| <資源の整備量> | 30 |
| 2 予防型の児童相談行政の推進 | 31 |
| (1) 基本的な考え方 | 31 |
| (2) 現状 | 31 |
| (3) 課題 | 33 |
| (4) 今後の取組みの方向性 | 33 |
| <資源の整備量> | 33 |
| 3 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善 | 34 |
| (1) 基本的な考え方 | 34 |
| (2) 現状と課題 | 34 |
| (3) 今後の取組みの方向性 | 36 |
| <資源の需要量> | 36 |
| <資源の確保量> | 37 |
| 4 一時保護の児童への支援体制のさらなる強化 | 38 |
| (1) 基本的な考え方 | 38 |
| (2) 現状 | 38 |
| (3) 課題 | 39 |
| (4) 今後の取組みの方向性 | 39 |
| <資源の整備量> | 39 |
| 5 パーマネンシー保障に向けた取組みの推進 | 40 |
| (1) 基本的な考え方 | 40 |
| (2) 現状 | 40 |
| (3) 課題 | 41 |
| (4) 今後の取組みの方向性 | 41 |
| <資源の整備量> | 42 |
| 6 里親等委託の推進 | 43 |
| (1) 基本的な考え方 | 43 |
| (2) 現状 | 43 |
| (3) 課題 | 45 |
| (4) 今後の取組みの方向性 | 45 |

| | |
|---|-----------|
| <資源の整備量> | 46 |
| ◆子どもへのヒアリング ②里子..... | 46 |
| 7 児童養護施設等の機能強化 | 47 |
| (1) 基本的な考え方 | 47 |
| (2) 現状と課題 | 47 |
| (3) 今後の取組みの方向性 | 48 |
| <資源の整備量> | 49 |
| 8 社会的養護自立支援の推進 | 50 |
| (1) 基本的な考え方 | 50 |
| (2) 現状 | 50 |
| (3) 課題 | 51 |
| (4) 今後の取組みの方向性 | 51 |
| <資源の整備量> | 51 |
| ◆若者へのヒアリング ④児童養護施設退所者等 | 52 |
| 9 人材育成・人材確保 | 53 |
| (1) 基本的な考え方 | 53 |
| (2) 現状 | 53 |
| (3) 課題 | 54 |
| (4) 今後の取組みの方向性 | 55 |
| <資源の整備量> | 55 |
| 第5章 代替養育を必要とする児童数の再推計と確保量..... | 56 |
| 1 代替養育を必要とする児童数の再推計 | 56 |
| (1) 令和7年から令和11年までの世田谷区の児童人口推計（0歳～17歳） | 58 |
| (2) 新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）の再推計..... | 58 |
| (3) 自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）の再推計 | 59 |
| (4) 潜在需要の再推計 | 60 |
| 【潜在需要①】在宅指導中で施設等の利用が可能であったが、児童本人が希望しなかったことなど により利用できなかった児童数（再推計） | 60 |
| 【潜在需要の推計②（予防的支援による家庭維持の見込み数）（新規算定）】 | 61 |
| (5) 代替養育が必要とする児童数の再推計【結果】 | 62 |
| 2 里親等委託率及び登録数の目標（見直し） | 64 |
| (1) 里親等委託率の目標値（見直し） | 64 |
| (2) 里親等登録数の目標値（見直し） | 67 |
| 3 施設での養育が必要な児童数（再推計） | 69 |
| (1) 施設で養育が必要な児童数（再推計） | 69 |
| (2) 必要な施設定員数 | 70 |
| (3) 児童養護施設の小規模かつ地域分散化の目標（見直し） | 71 |

| | |
|---|----|
| 第6章 参考資料..... | 72 |
| 1 計画策定の経過 | 72 |
| (1) 世田谷区児童福祉審議会臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）による検討..... | 72 |
| 【世田谷区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿】 | 73 |
| (2) ヒアリング調査、アンケート調査..... | 74 |

第1章 計画策定にあたって

1 計画（中間見直し）策定の趣旨

平成28年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記されました。この理念のもと、平成29年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「社会的養護の課題と将来像（平成23年7月）」を全面的に見直し、市町村の子ども家庭支援体制や包括的な里親支援体制の構築など、平成28年改正児童福祉法の理念を実現するための工程と具体的な目標が示されました。

しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、令和2年度には20万件を超えるなど、依然として、子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。例えば、子育てを行っている母親が近所に「子どもを預かってくれる人はいない」といったように孤立した状況に置かれていることや、各種の地域子ども・子育て支援事業についても支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されていない等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、令和4年6月に全会一致で成立した令和4年改正児童福祉法においては、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための支援の充実が示されました。

これに関連して、令和6年3月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示され、令和6年度末までに、現行計画を全面的に見直し、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとされています。

世田谷区においては、令和2年4月に特別区初となる区立の児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指すことを理念とし、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきました。

また、開設にあわせて、社会的養育を着実に推進するための体制整備に向けた区の基本的な考え方等を示すため「世田谷区社会的養育推進計画」を令和3年4月に策定し、令和6年度に進捗状況の検証、計画の見直しを行うこととしていました。

開設5年目を迎え、予防型の児童相談行政の構築を着実に図ってきた一方で、令和5年度の区の児童虐待相談対応件数は3,265件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、さらなる支援の充実を図る必要があります。

この計画は、社会的養育の充実に向けた国の動向等を踏まえ、子どもの最善の利益の実現に向け、「家庭養育優先原則※¹」と「パーマネンシー保障※²の理念」にもとづき、支援が必要な子どもと子育て家庭を支える環境の充実を図るために、現行計画を見直し、世田谷区の社会的養育の推進に関する今後5年間の取組みをまとめた計画として策定するものです。

※1 家庭養育優先原則・・・地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、里親等への委託が困難な場合、できる限り小規模かつ地域分散化された施設への入所措置を行うようにすること

※2 パーマネンシー保障・・・永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

2 計画の位置づけ

この計画は、国が定める「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」にもとづき、「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年4月策定）【計画期間：令和3～11年度】」の中間見直しとして策定するものです。

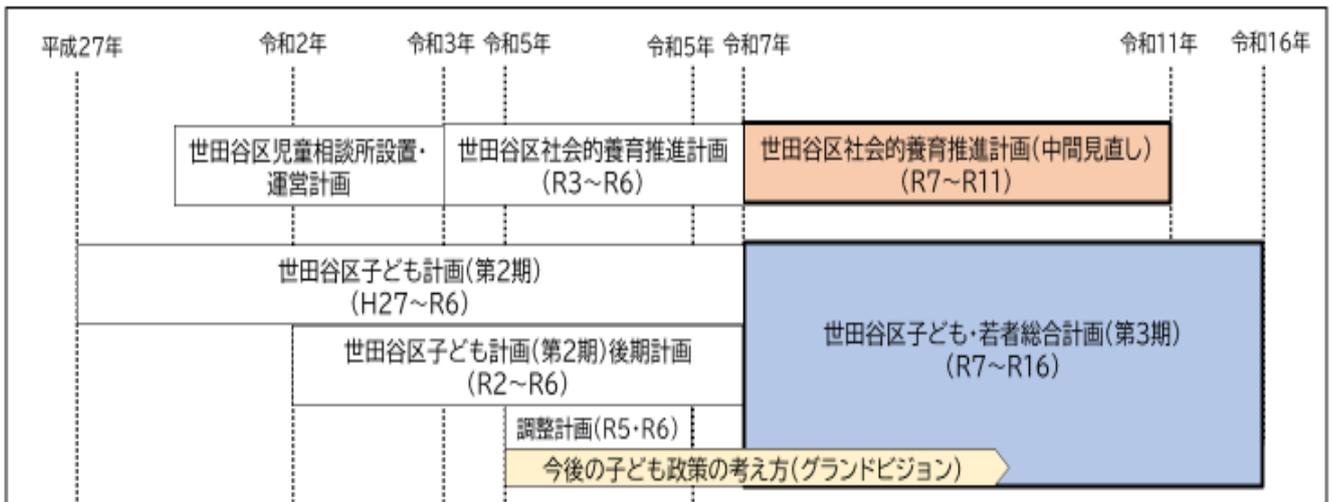
また、こども基本法の「市町村こども計画」に位置付けられている「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）【計画期間：令和7～16年度】」との整合性を図っています。

3 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

※「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」にもとづき、計画期間を定めています。

【計画期間】



第2章 世田谷区における社会的養育を取り巻く状況

1 児童相談所・子ども家庭支援センターの運営状況

(1) 児童虐待相談の対応状況

令和5年度における児童相談所及び子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は、それぞれ1,648件、1,617件となっており、区児童相談所開設前から比べると大きく増えています。特に、子ども家庭支援センターの増加が大きくなっています。

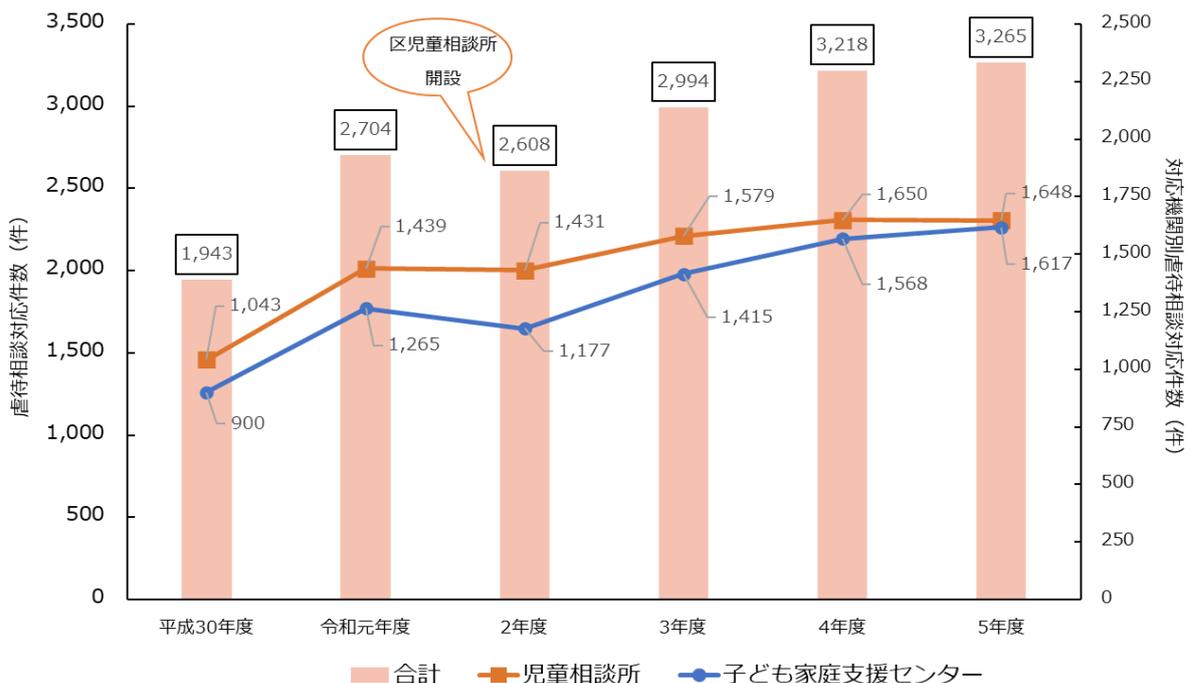
世田谷区児童相談所では、児童虐待通告窓口を一本化し、相談や通告を児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としています。

児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、夫婦間葛藤や、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に児童の安全確認を行い、必要に応じ早期の支援につなげています。

両機関が連携しながら、状況に応じた適切な支援を行っています。

| 時点 相談経路 | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童相談所 | 1,043 | 1,439 | 1,431 | 1,579 | 1,650 | 1,648 |
| 子ども家庭支援センター | 900 | 1,265 | 1,177 | 1,415 | 1,568 | 1,617 |
| 合計 | 1,943 | 2,704 | 2,608 | 2,994 | 3,218 | 3,265 |

※各月の新規対応件数を計上。不受理となった通告等は除く。(単位：件)



「世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告」より作成

【参考：児童相談所における虐待通告件数※の状況】

令和5年度に児童相談所に寄せられた虐待通告件数は、1,850件となっています。

| | 令和2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 虐待通告件数 | 1,856 | 1,825 | 1,878 | 1,850 |
| 児童相談所 虐待対応ダイヤル 「189」 | 371 | 333 | 305 | 249 |
| 区児童虐待 通告ダイヤル 「0120-52-8343」 | 482 | 403 | 339 | 279 |
| 警察署からの 書類通告等 | 497 | 581 | 697 | 800 |
| その他 | 506 | 508 | 537 | 522 |

(単位：件)

※「通告件数」と「対応件数」の関係は、「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」参照。

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

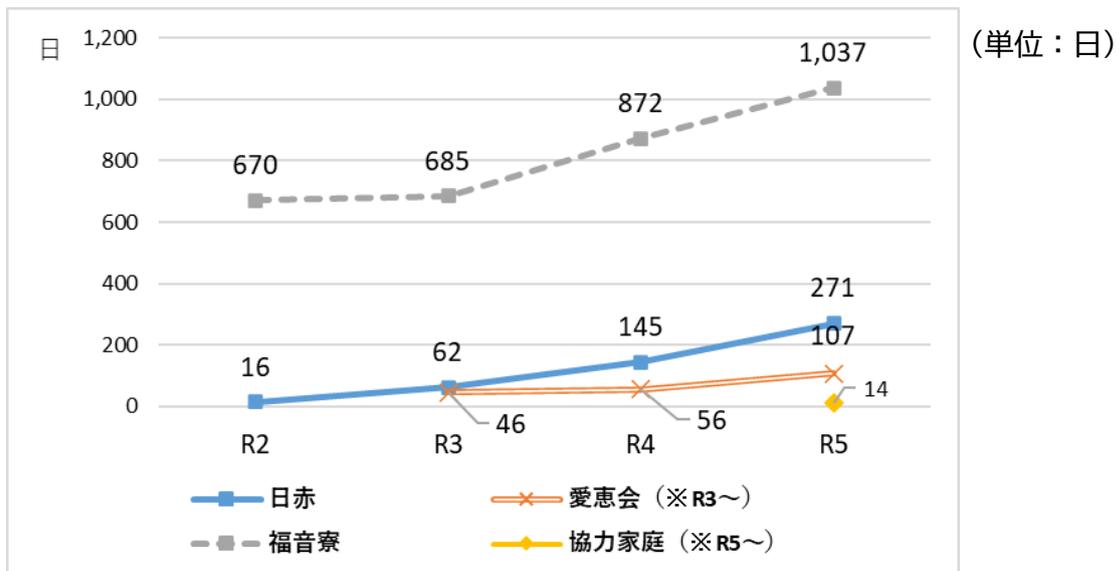
(2) 予防的支援の利用状況

子ども家庭支援センターの対応件数増加に伴い、児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援（在宅支援）の利用も増加しています。

子ども家庭支援センターや児童相談所において、支援の必要性を早期に把握し、家族の関係再構築に向けた、家庭への養育支援や環境改善を行っています。

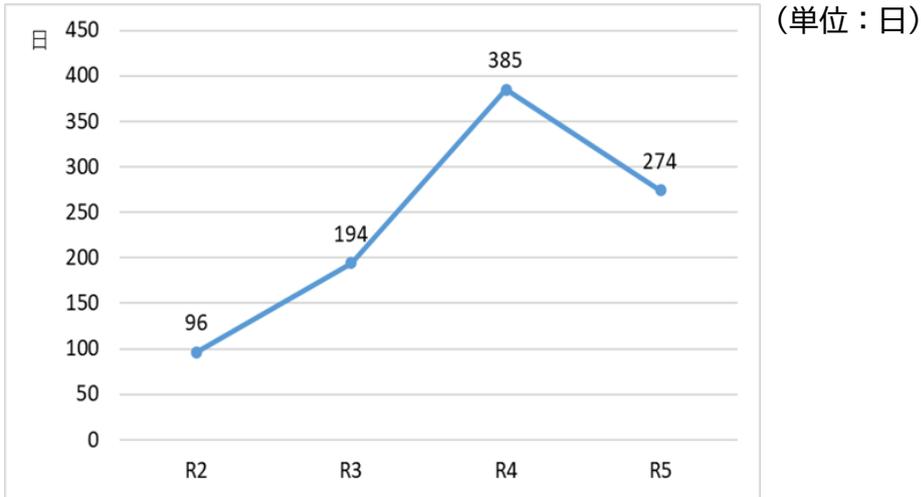
また、児童が在宅生活に復帰する際には、児童相談所と子ども家庭センターの協議により、適切な子育て支援メニューを選択して家庭に提供するなど、その後の支援につなげています。

【赤ちゃん・子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）】



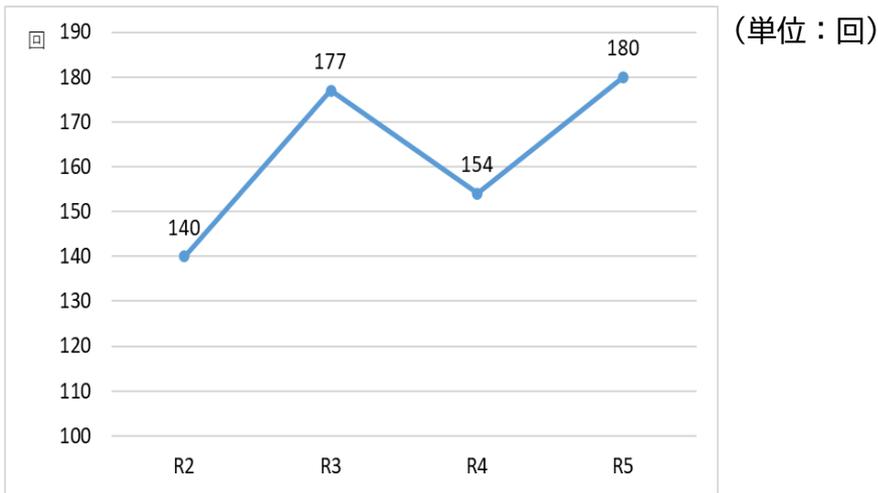
「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

【要支援ショートステイ事業（子育て短期支援事業）】



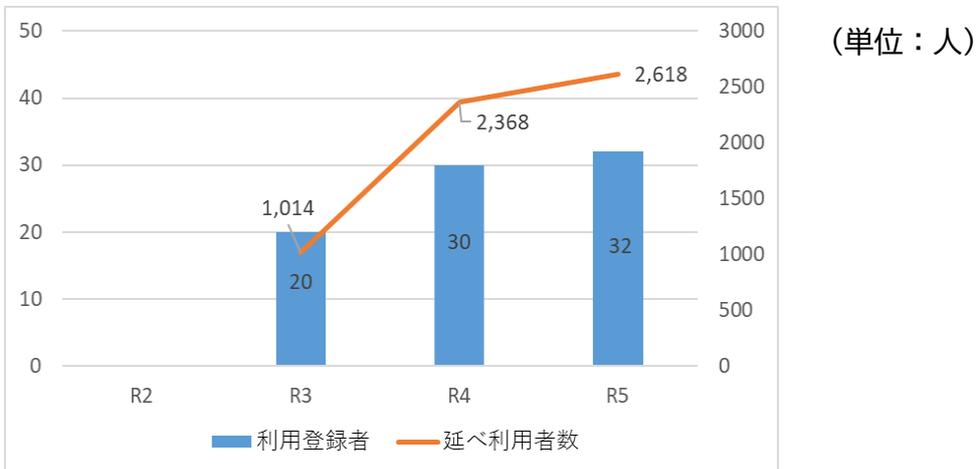
「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

【学生ボランティア派遣事業（子育て世帯訪問支援事業）】



「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

【子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業（児童育成支援拠点事業）】



「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

(3) 区の一時保護の状況

区児童相談所開設以降、開設当初を上回る保護実績があり、令和5年度における区の一時保護児童数は154人となっています。

近年は、面前DVや家族間葛藤等（心理的虐待）による警察からの通告件数が増えており、措置はせず、家庭の養育環境が改善されるまでの間、一時保護するケースも増えていることから、一時保護の件数が増加しています。また、親子再統合支援等により家庭復帰のケースを増やし、児童が家庭において養育されるよう取り組んでいます。

| | 令和2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | (単位：人) |
|-------------|-------|-----|-----|-----|--------|
| 新規保護児童数 | 145 | 123 | 155 | 154 | |
| 保護解除児童数 | 131 | 127 | 145 | 148 | |
| 年度末時点の保護児童数 | 25 | 21 | 31 | 37 | |

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

(4) 一時保護委託の状況

区児童相談所開設以降、里親・ファミリーホーム、医療機関への一時保護委託が多くなっており、令和5年度における区の一時保護委託回数は69回となっています。

(単位：延べ回数)

| | 令和5年度 一時保護委託 回数 | 他自治体 一時保護所 | 乳児院 | 里親 ファミリーホーム | 医療機関 | その他施設 (児童養護施設等) |
|-----|-----------------------|---------------|-----|----------------|------|--------------------|
| 2年度 | 53 | 2 | 10 | 24 | 6 | 11 |
| 3年度 | 37 | 3 | 7 | 10 | 11 | 6 |
| 4年度 | 49 | 11 | 10 | 9 | 13 | 6 |
| 5年度 | 69 | 4 | 12 | 30 | 14 | 9 |
| 合計 | 208 | 20 | 39 | 73 | 44 | 32 |

※一時保護委託変更分を含む

世田谷区児童相談所調べ

(5) 一時保護平均日数、一時保護所入所率の状況

区児童相談所開設以降、一時保護平均日数は年々増加傾向にあり（令和5年度を除く）、一時保護所の入所率は令和4年度に急激に増加し、令和5年度における一時保護所入所率は85.8%となっています。

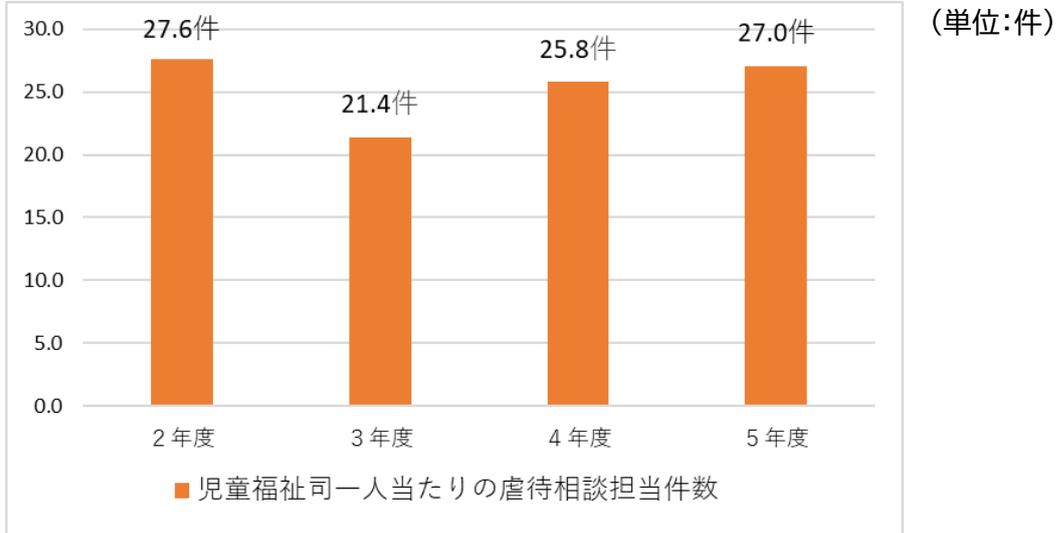
| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 一時保護 平均日数 | 43.0日 | 50.6日 | 54.6日 | 49.3日 | |
| 一時保護所 入所率 | 72.1% | 68.4% | 82.6% | 85.8% | 世田谷区児童相談所調べ |

※一時保護平均日数は、当該年度中に退所した児童が対象。また、他管轄児童の入所日数含む。

※一時保護所入所率は、他管轄児童の入所日数含む。

(6) 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数

令和5年度における児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数は 27.0 件となっており、区児童相談所開設当初よりも少ないものの、令和3年度以降増加しています。



「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

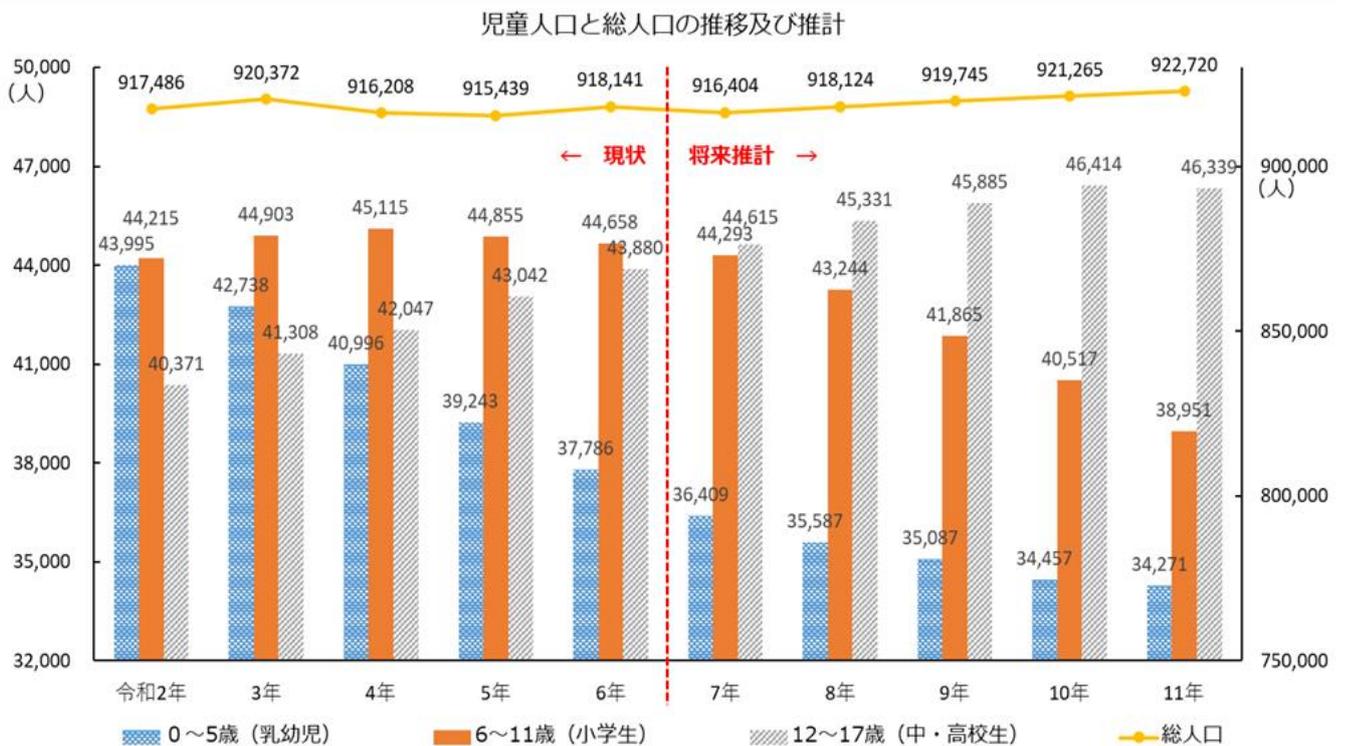
2 人口等

(1) 区の人口の推移及び推計

令和2年度の世田谷区児童相談所開設以降、区の総人口はほぼ横ばいとなっています。しかしながら年代別にみると、特に0～5歳人口の減少が顕著となっており、また6歳～11歳人口は令和4年をピークに微減しています。一方、12～17歳人口は年に700～1,000人のペースで増加しています。

<令和2年から6年にかけての人口の増減>

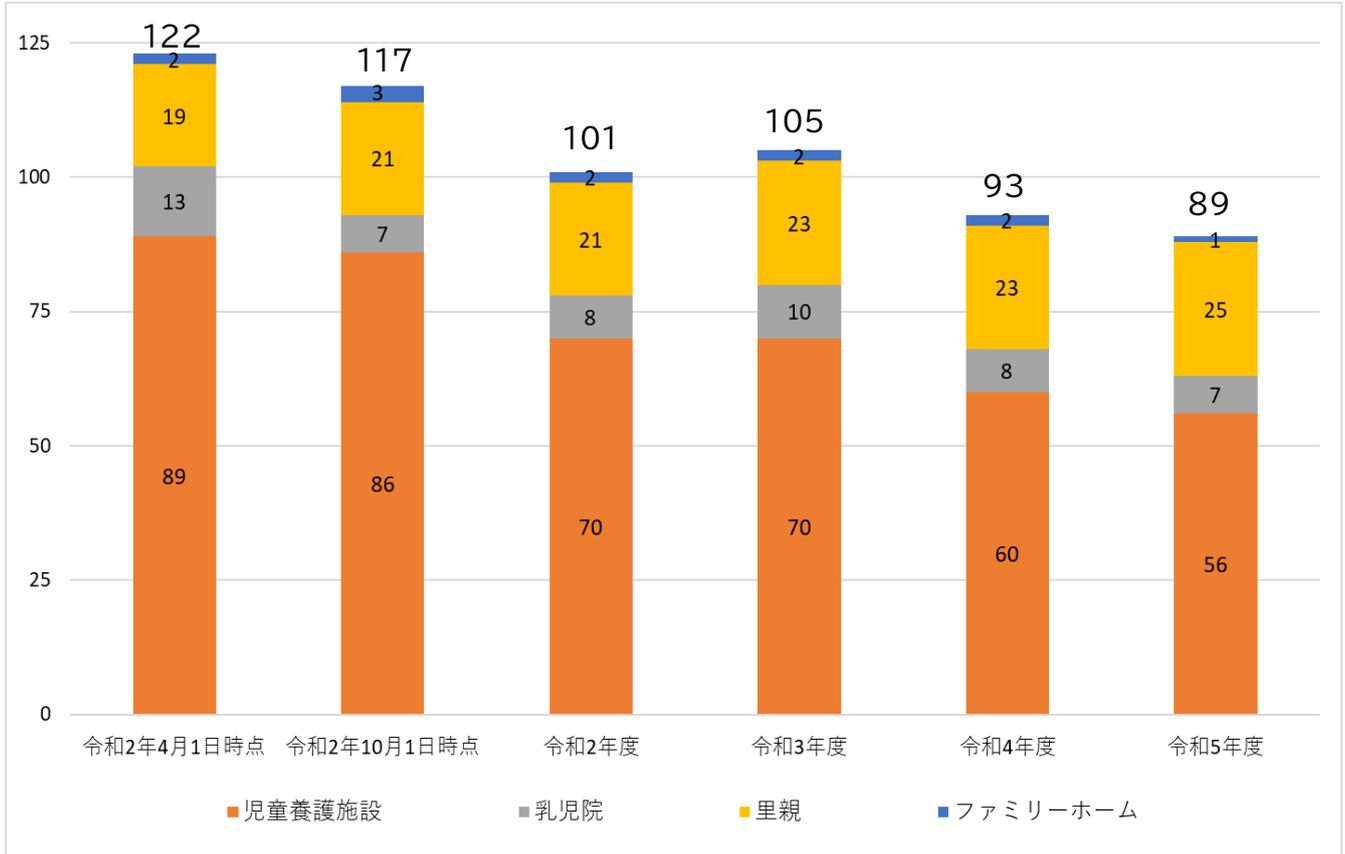
- ・総人口……………655人増
- ・0～5歳人口……………6,209人減
- ・6～11歳人口……………443人増
- ・12～17歳人口……………3,509人増



※各年1月1日現在
「住民基本台帳人口」、「世田谷区将来人口推計」(令和5年/世田谷区)より作成

(2) 社会的養護のもとで育つ児童数

令和2年4月の児童相談所開設以降、児童相談所と子ども家庭支援センターの一貫した初動対応によるケースに応じた適切な支援の実施、児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援（在宅支援）の実施等の取組みを重点的に行ってきた結果、児童虐待相談対応件数及び一時保護児童数は増加傾向にあるものの、社会的養護のもとで育つ児童数は年々減少傾向にあります（令和3年度を除く）。



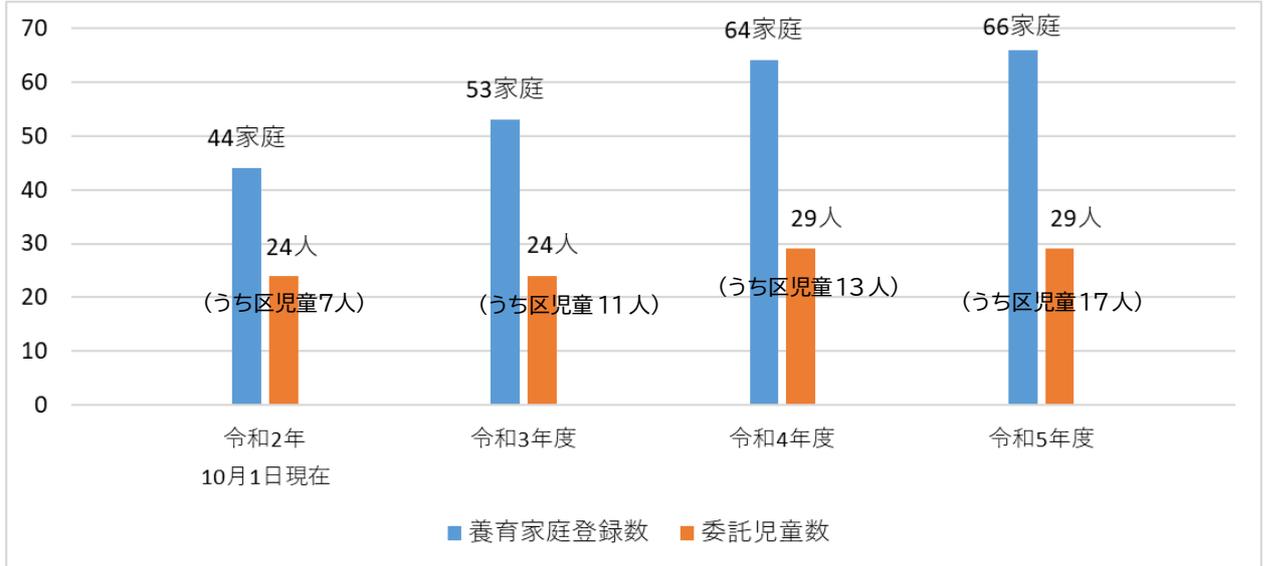
(単位：人)

※各年3月31日現在
「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

3 里親等の状況

(1) 養育家庭の登録数及び委託児童数の推移

登録家庭数及び委託児童数は増加傾向になっており、令和6年3月31日現在の区内の養育家庭の登録数は令和2年10月から22家庭増え、66家庭となっています。なお、養育家庭への委託児童数は29人（うち区児童17人）となっています。



※各年3月31日現在

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

(2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移

令和6年3月31日現在、区内にはファミリーホームが2ホームあり、委託児童数は6人となっています。

区内2ホームのうち養育家庭移行型ファミリーホームが1ホーム、法人型ファミリーホームが1ホームとなっています。

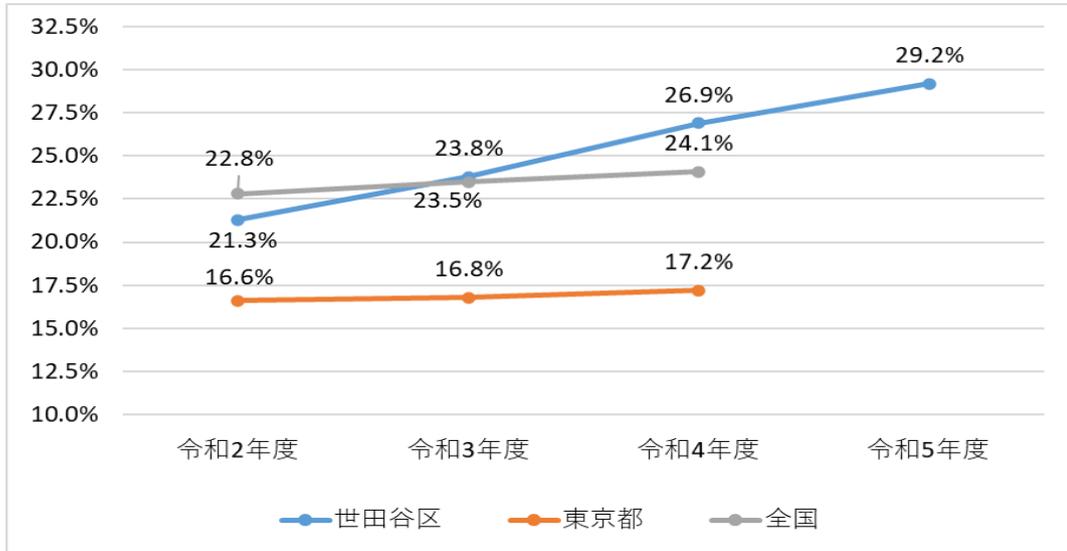
| | 令和2年 10月1日現在 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 設置数 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 養育家庭移行型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 法人型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 委託児童数 | 10人 | 8人 | 7人 | 8人 | 6人 |
| うち、区児童数 | 1人 | 0人 | 1人 | 1人 | 0人 |

※各年3月31日現在

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

(3) 里親等委託率の推移

里親等委託率は増加傾向になっており、令和6年3月31日現在、区における里親等委託率は、29.2%となっています。



※一部集計中

※各年3月31日現在

【里親等委託率の算出方法】

$$\frac{\text{養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児童数} + \text{児童養護施設入所児童数} + \text{養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数}}$$

※世田谷区の数値は「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」により作成

※全国の数値は「社会的養育に推進にむけて（こども家庭庁）」により作成

※東京都の数値は「東京都児童福祉審議会第1回専門部会」の資料により作成

(4) 養子縁組里親の登録数と特別養子縁組の推移

養子縁組里親の登録数は令和5年度までは増加傾向になっており、令和6年3月31日現在の区内の養子縁組里親の登録数は、41家庭となっています。世田谷区児童相談所開設以降の縁組成立件数は、25件にのぼります。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 養子縁組里親登録数 | 44家庭 | 48家庭 | 48家庭 | 41家庭 |
| 縁組成立件数 | 8件 | 7件 | 6件 | 4件 |
| うち、区児童数 | 3件 | 3件 | 3件 | 2件 |

※各年3月31日現在（令和2年は10月1日現在）

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

4 児童養護施設、乳児院の状況

(1) 児童養護施設の入所児童数の推移

児童養護施設で生活する児童数は、児童相談所開設以降、ほぼ横ばいとなっており、令和6年3月31日現在、区内にある児童養護施設※の入所児童数は、本体施設48人、グループホーム52人、合計で100人となっています。

※区内にある児童養護施設の令和6年3月31日時点の定員数：112人（本園2施設、グループホーム13施設）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 入所児童数 | 95人（うち区児童10人） | 95人（うち区児童13人） | 93人（うち区児童14人） | 100人（うち区児童14人） |
| 本体施設 | 46人（うち区児童2人） | 49人（うち区児童6人） | 46人（うち区児童9人） | 48人（うち区児童12人） |
| グループホーム | 49人（うち区児童8人） | 46人（うち区児童7人） | 47人（うち区児童5人） | 52人（うち区児童2人） |

※各年3月31日現在

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

(2) 児童養護施設の小規模化・地域分散化※の状況

区内の児童養護施設における小規模化の状況は、令和2年10月1日時点で100%となっています。児童ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、グループホームの設置を行い、本体施設（ユニット）の定員を引き下げ、施設の小規模化・地域分散化を進め、令和6年3月31日現在、グループホームを13か所設置しています。

※小規模かつ地域分散化：本体施設の養育単位（ユニット）を小さくし、小規模グループケアとするとともに、地域のグループホームを増やしていくこと。

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 本体施設 （ユニット） | 6人以上定員 | 7ユニット | 8ユニット | 8ユニット | 8ユニット |
| | 4～5人定員 | 1ユニット | - | - | - |
| | 定員数 | 50人 | 52人 | 52人 | 49人 |
| グループ ホーム | 6人以上定員 | 10か所 | 9か所 | 6か所 | 5か所 |
| | 4～5人定員 | 0か所 | 1か所 | 6か所 | 8か所 |
| | 定員数 | 60人 | 58人 | 60人 | 63人 |
| 合計定員数 | | 110人 | 110人 | 112人 | 112人 |

※各年3月31日現在

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

(3) 乳児院の状況

区内に乳児院がないため、都の状況を参考として掲載します。

調整中
※都のデータが公表され次第更新

(4) 個別的ケアが必要な児童*の入所状況

区内にある児童養護施設に入所している児童のうち、個別的ケアが必要な児童の人数について調査を行った結果、ここ数年、ほぼ横ばいで推移しています。

※個別的ケアが必要な児童：反社会的行為、非社会的行為を行う児童や、精神・発達のな問題、情緒的な問題、健康上の問題がある児童など、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする児童。

| | | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------|----|-------|-------|-------|
| 個別的ケアが必要な児童数 | 人数 | 78人 | 73人 | 74人 |
| | 割合 | 75.0% | 73.7% | 74.7% |

※各年3月1日現在
「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

5 自立支援の状況

(1) 進路状況

令和6年3月に中学校を卒業した区の児童の高等学校等進学率は、児童養護施設、里親・ファミリーホームともに100%、児童自立支援施設においては66.7%となっています。また、大学等進学率は、児童養護施設、里親・ファミリーホームともに100%となっています。

【中学校卒業児童】

(単位:人)

| | 令和2年3月卒業 | | | 令和3年3月卒業 | | | 令和4年3月卒業 | | | 令和5年3月卒業 | | | 令和6年3月卒業 | | |
|-------------|----------|----|-----|----------|----|-----|----------|----|-----|----------|----|-----|----------|----|-----|
| | 進学 | 就職 | その他 |
| 児童養護施設 | 6 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 児童自立支援施設 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 里親、ファミリーホーム | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |

【高等学校卒業児童】

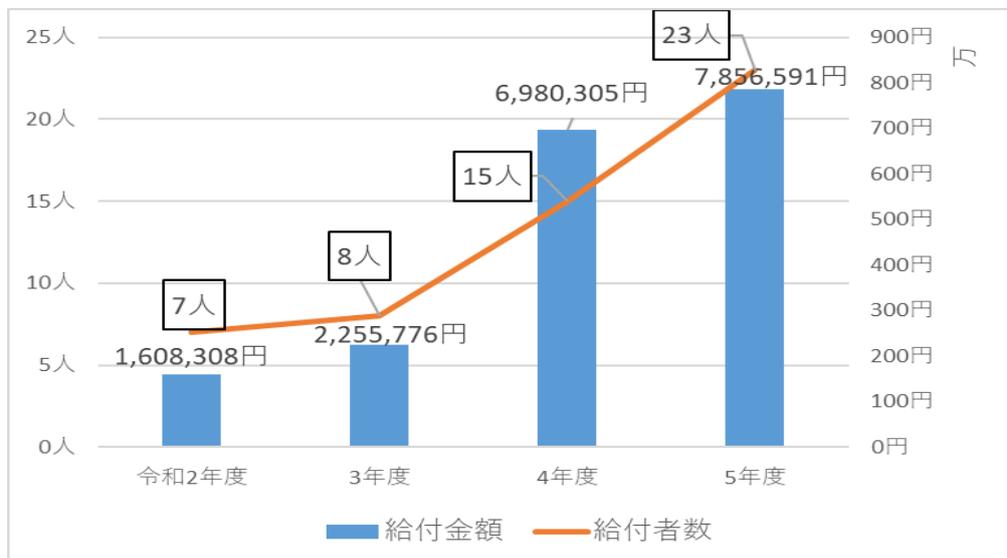
(単位:人)

| | 令和2年3月卒業 | | | 令和3年3月卒業 | | | 令和4年3月卒業 | | | 令和5年3月卒業 | | | 令和6年3月卒業 | | |
|-------------|----------|----|-----|----------|----|-----|----------|----|-----|----------|----|-----|----------|----|-----|
| | 進学 | 就職 | その他 |
| 児童養護施設 | 2 | 0 | 1 | 11 | 0 | 0 | 3 | 7 | 1 | 6 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 |
| 児童自立支援施設 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 里親、ファミリーホーム | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |

「世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告」より作成

(2) せたがや若者フェアスタートの状況

せたがや若者フェアスタートの給付型奨学金の給付者は、事業拡充に伴い、年々増加しており、令和5年度には23名に給付しています。



※「世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告」より作成

6 アンケート調査結果からみえてきた子どもの状況

本計画の策定にあたり、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の意見を反映させるため、アンケート調査を実施しました。

子どもの声を聴く中で、児童養護施設や里親のもとで生活している児童が、生活上の不満を相談していない実態や、日頃悩んでいることとして、勉強や進学、将来のことに加えて、今の自分の状況や今住んでいる家のことについても悩みを抱えている状況があることが分かりました。

一方で、児童相談所や子ども家庭支援センターが関わり在宅で生活している児童（要保護児童）が、子どもの権利が保障されていないと感じている状況や代替養育のもとで生活している子どもよりも、相談できる相手が少ないという状況が明らかになりました。

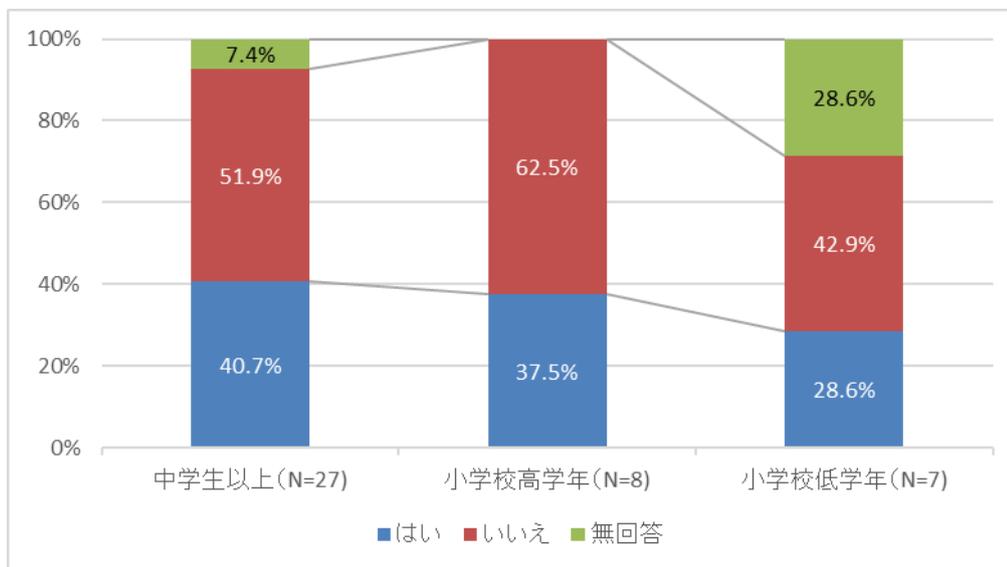
「家庭養育優先原則」にもとづき、子どもが家庭で健やかに成長できるよう、保護者支援を行い、家族関係再構築や養育環境の改善を図るとともに、関係機関のネットワークの強化を図り、地域で子どもと子育て家庭を支え、子どもの権利が守られる権利擁護の取り組みを進める必要があります。

| | |
|--------|---|
| 調査対象 | <ul style="list-style-type: none"> ① 区内外の児童養護施設で生活する区措置児童(小～高校生) ② 区内外の里親に委託されている区措置児童(小～高校生) ③ 区児童相談所または子ども家庭支援センターが関わり、在宅での児童福祉司指導や在宅支援※を受けている要保護児童(小～高校生) ※学生ボランティア派遣事業、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を利用中 または 区内母子生活支援施設に入居中 ④ 区内外の自立援助ホームで生活する区が委託した若者 ⑤ 児童養護施設退所者等 |
| 実施方法 | 郵送配布、郵送回収・インターネット回答 |
| 実施時期 | 令和6年5月27日(月)～6月10日(月) |
| 回答率(数) | 【全体】39.1%(配布数:243件 回答数:95件) |
| 調査項目 | <p>基本属性、普段考えていること、子どもの権利、子どもの意見表明、児童相談所、子ども家庭支援センター、児童養護施設、里親、自立援助ホーム、母子生活支援施設、自立、退所後支援、公的サービス、進路、自由意見</p> <p>※調査対象によって、調査項目・回答選択肢を一部変更している。 ※「世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)」の策定にあたり令和5年度に実施した、世田谷区小学生・中学生調査と、調査項目を一部共通にしている。</p> |

【児童養護施設入所児童・里子の調査結果（抜粋）】

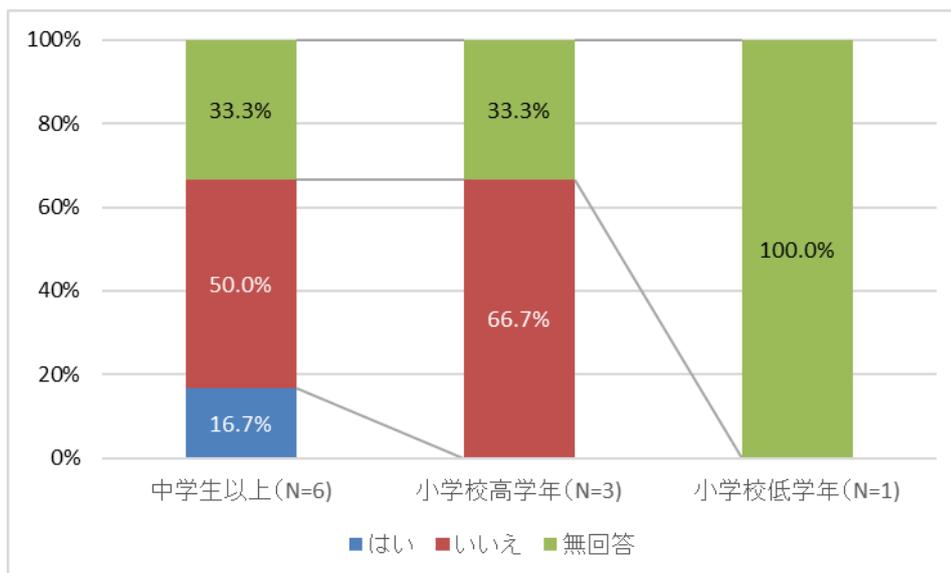
（１）児童養護施設での生活上の不満を誰かに相談したか

児童養護施設での生活上の不満を誰かに相談したか質問したところ、中学生以上、高学年、低学年すべて「いいえ」の割合が高くなっています。



（２）里親家庭での生活上の不満を誰かに相談したか

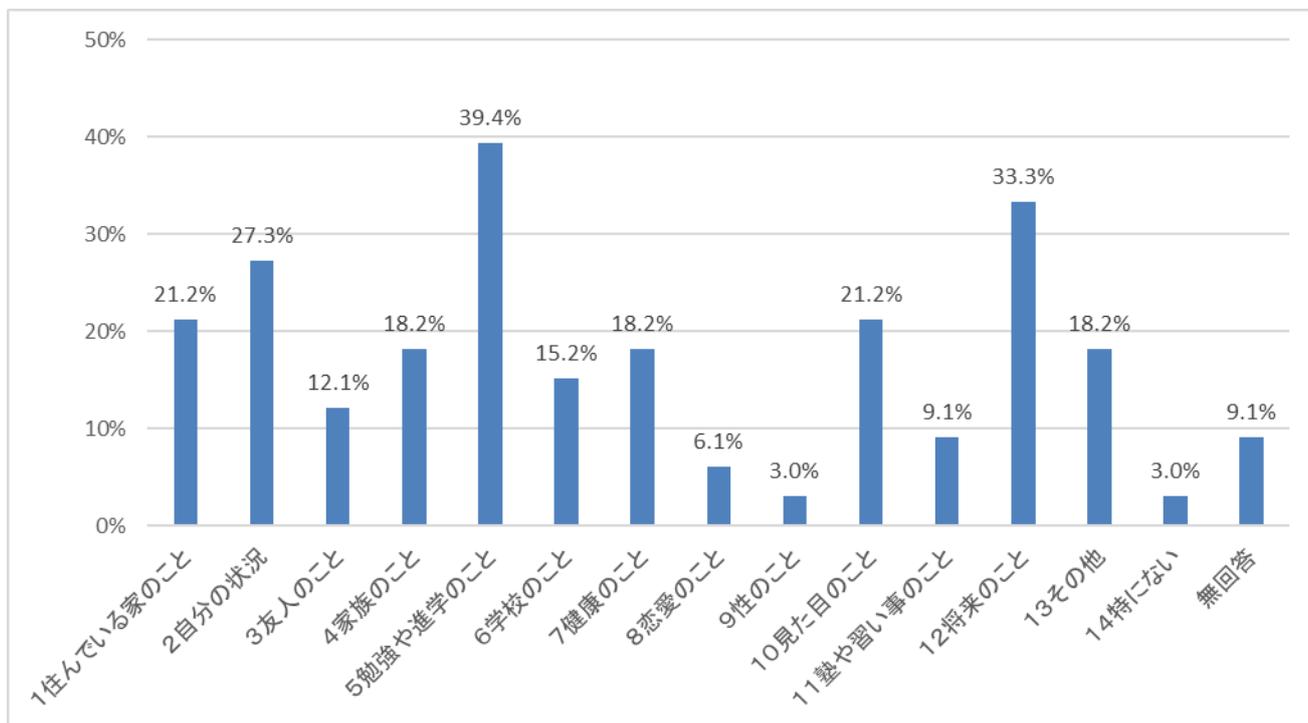
里親家庭での生活上の不満を誰かに相談したか質問したところ、中学生以上、高学年、ともに「いいえ」の割合が高く、「はい」の割合が児童養護施設入所児童より低くなっています。



(3) 日頃悩んでいることについて

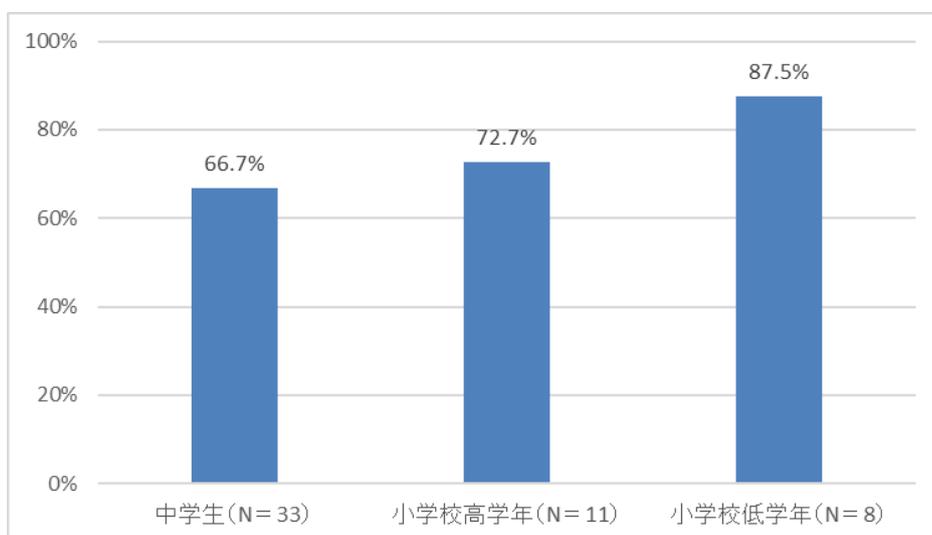
日頃悩んでいることについて質問したところ、中学生以上では、「5. 勉強や進学のこと（39%）」を選んだ人が最も多く、「12. 将来のこと（33%）」、「2. 今の自分の状況のこと（27%）」と続いています。

【中学生以上（N=33）】 ※複数回答可



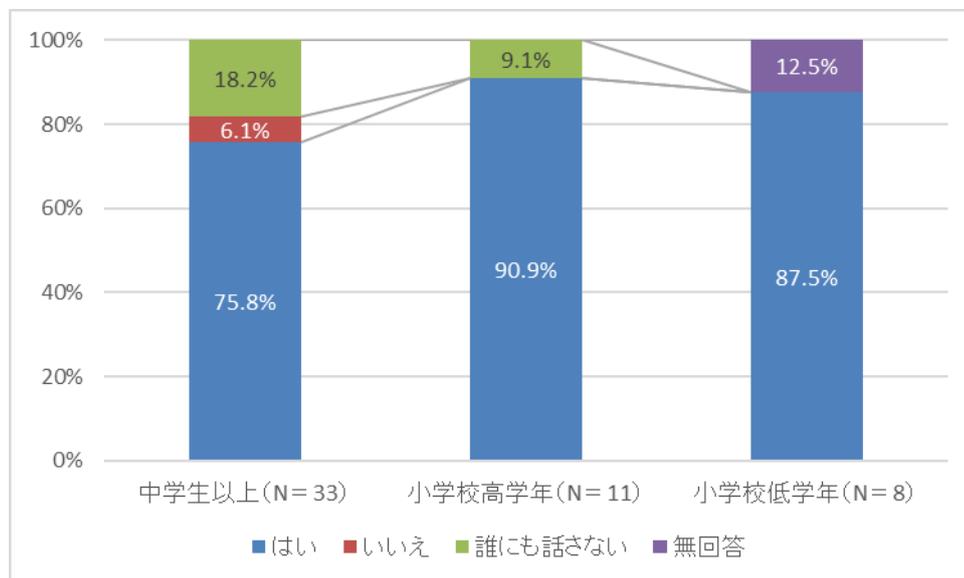
(4) 子どもの権利について

子どもの権利が守られているかについて質問したところ、「心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている」の「はい」の割合が、中学生・小学生高学年・小学生低学年で6割強～8割強の結果になりました。



(5) 困ったことがあったときに相談できる相手について

困ったことがあったときに相談できる相手がいるかどうか質問したところ、「はい（相談相手がいる）」の割合は、中学生では75.8%、小学生高学年では90.9%、小学生低学年では87.5%となりました。

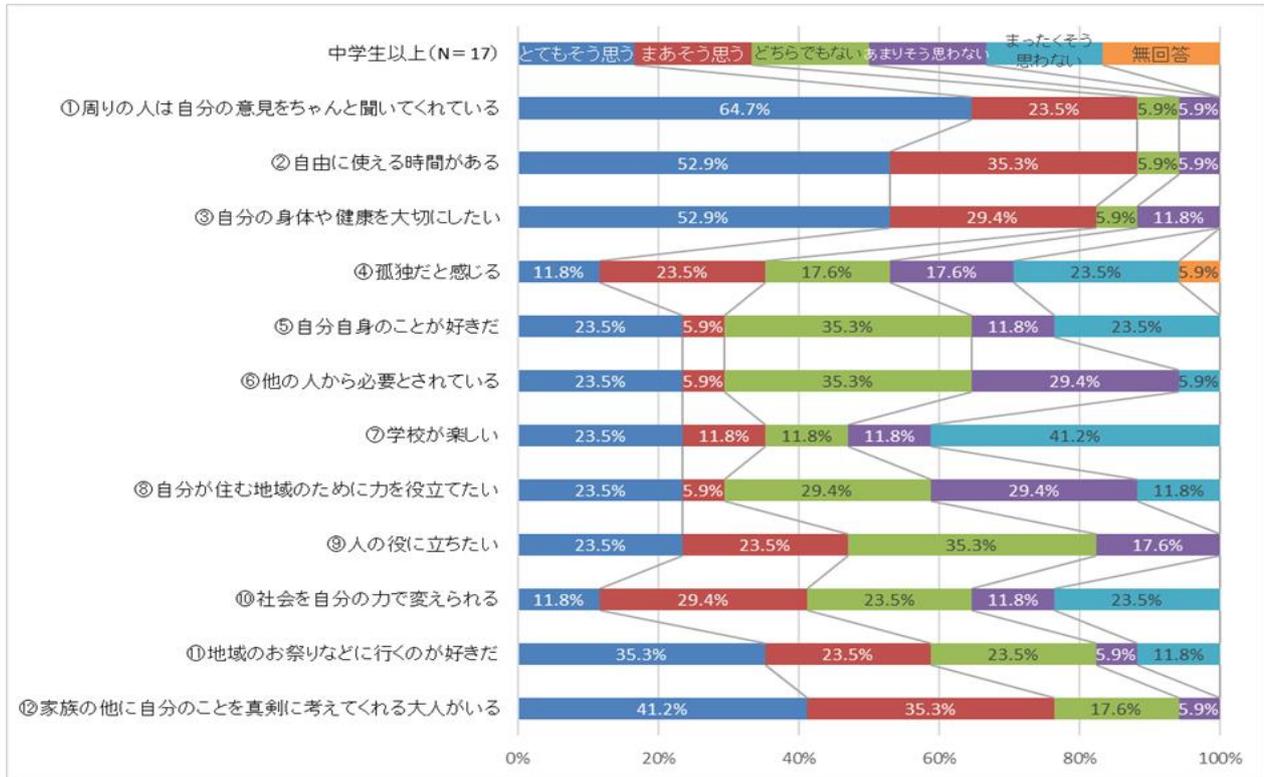


【児相と子家センが関わり在宅で生活している児童（要保護児童）の調査結果（抜粋）】

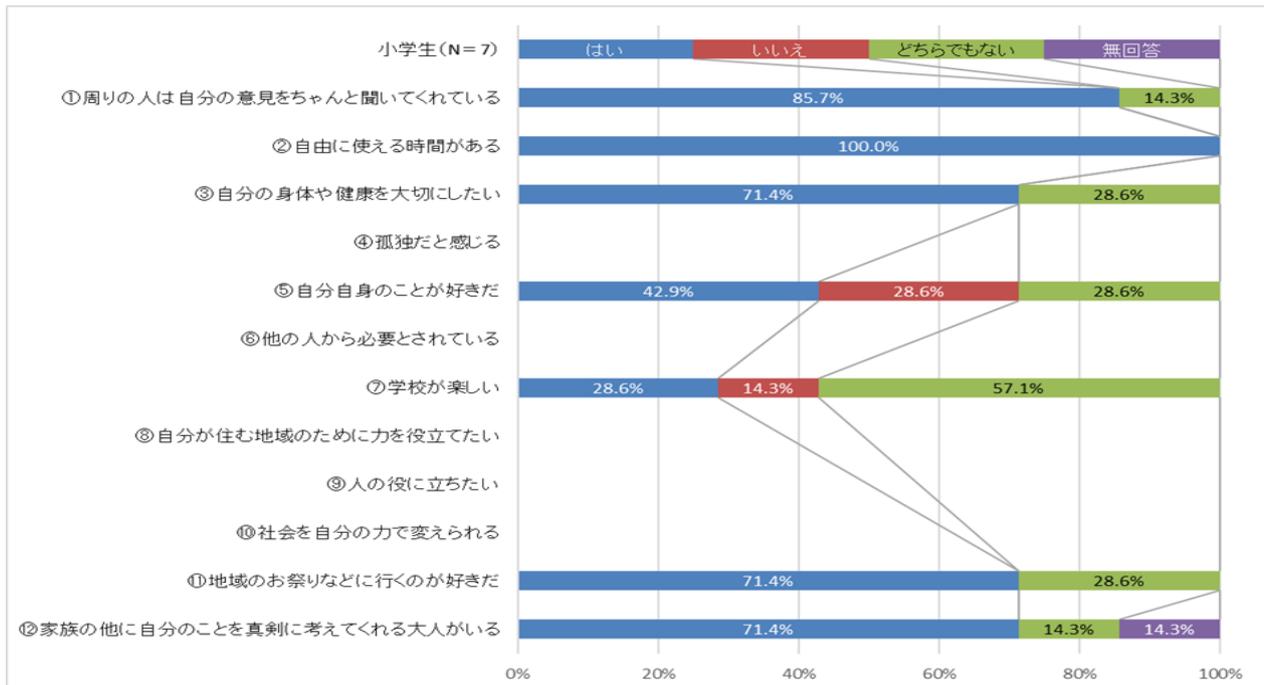
（1）普段考えていることについて

普段考えていること（自己肯定感等）について質問したところ、中学生では「自分自身のことが好きだ」の「とてもそう思う・まあそう思う」の割合が29.4%、小学生では「はい」の割合が42.9%になりました。

【中学生（N=17）】



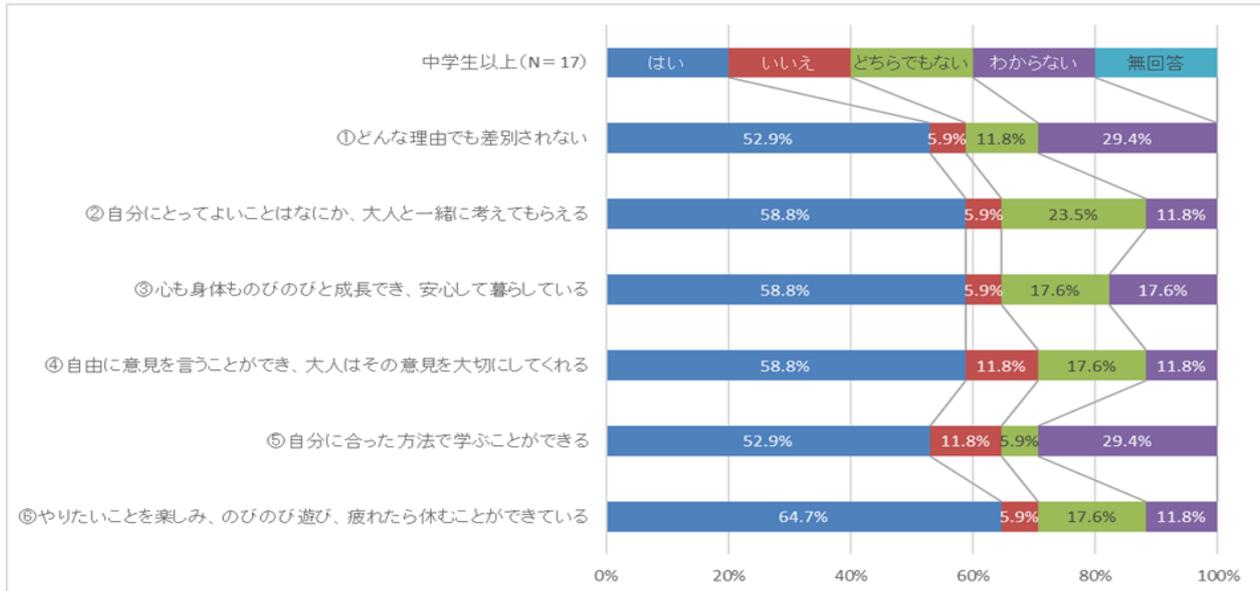
【小学生（N=7）】



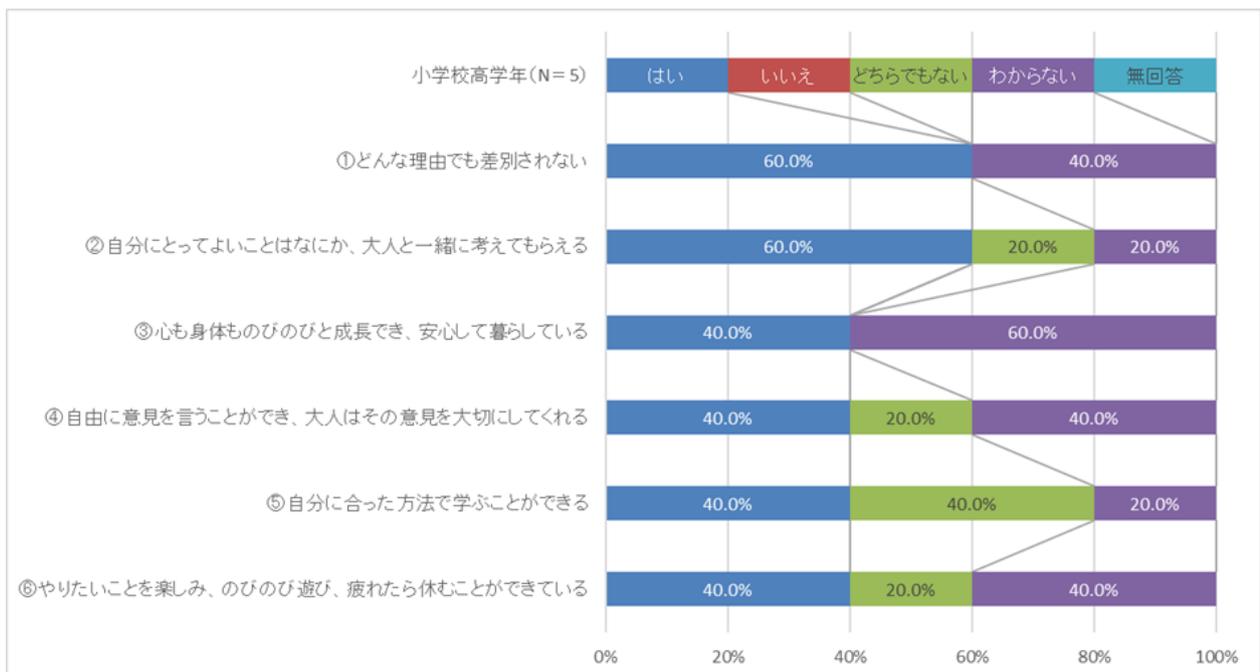
(2) 子どもの権利について

子どもの権利が守られているかについて質問したところ、小学生高学年では、「心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている」「自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる」「自分に合った方法で学ぶことができる」「やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる」の「はい」の割合が40.0%と低い結果になりました。

【中学生 (N = 17)】

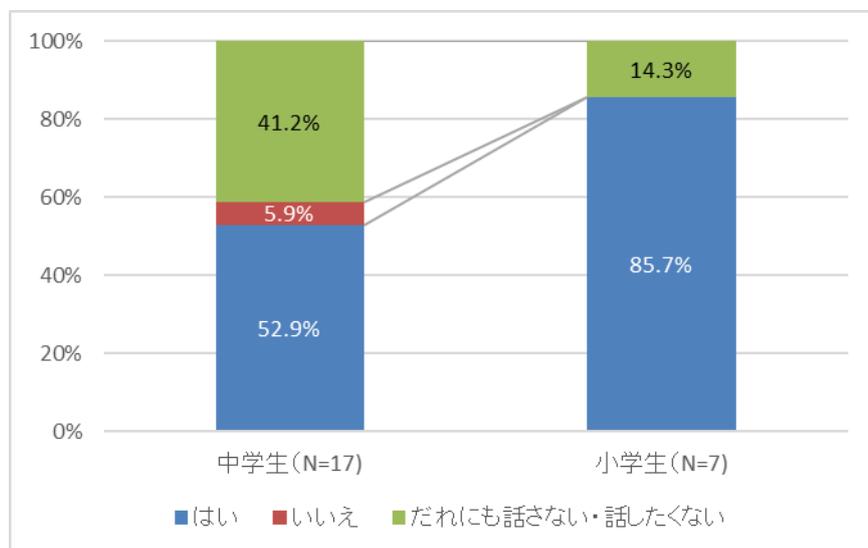


【小学生高学年 (N = 5)】



(2) 困ったことがあったときに相談できる相手について

困ったことがあったときに相談できる相手がいるかどうか質問したところ、「はい（相談相手がいる）」の割合は、中学生では52.9%、小学生では85.7%となりました。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念・目指す姿

子どもが権利の主体として、置かれた環境や経験にかかわらず、安全・安心に健やかに成長できるよう、地域社会全体で支え育み、「子どもが自分らしく幸せ（ウェルビーイング^{※1}）な今を生きることができるとまちなち・せたがや」を目指します。

区は、これまで「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年4月策定）」で掲げた理念・目指すべき姿である、家庭への養育支援から代替養育までを通じた、社会的養育の体制整備に一貫して取り組み、平成28年改正児童福祉法の理念に則り、子どもの権利が保障され、最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまちなち・せたがや」の実現を目指し、取り組みを推進してきました。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

社会的養護のもとで育つ子どもや、その子どもを支える里親家庭や児童養護施設等が地域から孤立せず、地域の繋がりの中で安心して養育が出来るよう、地域や社会全体が、社会的養育を理解し、子どもを共に支え合う、そんな地域づくりが必要です。

子どもは大人から「守られる存在」だけでなく、権利の主体であり、今を生きている存在です。子どもが、子どもの権利について理解するとともに、自らのことについて意見を形成し、「自由に意見を発言していいんだ」と思える安心して発言できる環境の中で、自由にその意見を表明でき、意見が尊重され、周囲が変わっていく体験を積み重ねること。困難や辛い思いを経験した子どもも、こういった自分らしさ^{※2}が肯定される応答的な関わりの中で、安心感や自己効力感を回復し、「自分が大切な存在である」ということを実感することで、自分らしく心身ともに健やかに成長することができます。

傷ついても立ち直ることができる、そんな地域の支えの中で、今を生きる子どもが、基本的な生活基盤の安定と安心できる応答的な関わりの中で、心身ともに安全・安心して暮らし、たくさんの経験や成長し合えるポジティブな体験を重ね、「自分らしく幸せ（ウェルビーイング）」と感ずることが出来る地域社会を実現するという決意を示すものです。

※1 「ウェルビーイング（Well-being）」…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であること。

※2 「自分らしさ」…個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえ、

2 基本的な考え方

この計画の理念・目指す姿をもとに、施策展開にあたっては、以下の3つの視点を持ち、取組みを推進していきます。

(1) 子どもが家庭で健やかに育つことができるよう、家庭の養育支援や環境改善に取り組むとともに、子どもと子育て家庭を支える地域社会をつくります

「家庭養育優先原則」にもとづき、まずは子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者支援を行うこととされています。

令和4年度に区で実施した「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」において、日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいない家庭が半数あることや、妊娠中や出産後、周囲の手伝いや声掛けが得にくい状況にあること、子育てが辛いと感じる保護者ほど、子育ての心配ごとや悩みごとの相談先の数が少ない傾向にあるといった結果が出ており、子ども・子育て支援施策の充実が求められています。

子育てに不安や困難を抱える世帯が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、適切な支援につながるができるよう、当事者視点に立った情報提供を行い、支援の必要性を早期に発見し、適切な支援につなぎ、虐待の未然防止や親子間における適切な関係性の構築を図ることが重要です。

また、不適切な養育や親子関係の不調等で、分離して生活している親子のみならず、在宅で生活する親子も含め、家族の関係再構築に向け、関係修復、再発防止に向けた家庭の養育支援や環境改善を行うとともに、子どもと保護者が、安心して地域で生活できるよう、多様なメニューにより重層的・継続的な支援が行われることが必要です。

子育てを保護者だけのものにせず、地域社会全体でともに支え合うまちを文化として築いていくことを目指します。

(2) 代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境において養育され、施設で養育される場合においても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、支援の充実を図ります

家庭での養育が困難と判断された場合、代替養育を必要とする子どもに対し、「家庭養育優先原則」にもとづき、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、里親等への委託を推進し、ケアニーズが高く、施設での養育が必要な場合についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境を確保する必要があります。

代替養育が開始された後も、子どもの意向を踏まえながら、早期の家庭復帰や家族の再統合・親子関係の再構築に向けた親子支援を行い、子どもが家庭で健やかに育つことができるよう、再発防止と養育環境の改善に向けた支援を行うことが重要です。

特別区児童相談所設置に伴い、東京都と児童相談所設置区は児童養護施設等を広域利用していることから、各自治体との円滑な調整・連携を図り、子どもの最善の利益が優先された体制整備を共に進めていきます。

(3) 子どものセルフアドボカシー※が実現できるよう、子どもが安心して意見表明できる環境づくりをはじめとした権利擁護の取組みを一層推進し、子どもの権利が保障された地域社会を目指します

子どもの権利擁護の取組みの推進にあたっては、子どもも大人も「子どもの権利」について理解するとともに、子どもが意見を形成し、安心して自由にその意見を表明できる環境をつくるのが大切です。そして、大人が権利の主体である子どもの意見をしっかりと聴き、子どもの意見・意向を尊重し、応答的な関わりを持ち続けることで、子どもが安心して自分の意見や想いを表明できるようになります。

児童相談所をはじめとする関係機関が、子どもの最善の利益を第一に、子ども一人ひとりに対し、適切にソーシャルワークを行い、子どもの権利が守られる権利擁護の取組みを進めます。

※子どものセルフアドボカシー…子どもが自分の意見を持っていいし、話していいという子どもの安心感や自己効力感が回復して成長し、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できること

3 計画の進行管理

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」にもとづき、計画全体の進捗の評価・検証を行うことを目的として、評価指標を設定します。合わせて、各取組みに「資源の必要量」、「整備量」を設定します。

ただし、数値目標を単に達成すれば良いものではなく、子ども一人ひとりに対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であり、その点に留意する必要があります。

この計画の進行管理については、毎年度、評価のための指標等により、事業の進捗状況について自己点検を実施し、結果については、世田谷区児童福祉審議会に報告し、評価・検証を行うとともに、区ホームページ等で公表します。

自己点検・評価によって明らかになった課題等については、必要に応じて見直し等を行い、適切にPDCAサイクルの運用を図ります。

4 成果指標

本計画の成果指標を以下の通りとします。

| | 指標（主観的） | 現況値 | R11 年度 |
|---|---|---|--------|
| 1 | 困ったことや悩んだことがあったときに話を聞いてくれる人がいる、と思う子ども・若者の割合 | 低学年 87.5% 高学年 90.9% 中学生 75.8% 若者 73.9% | 案で定める |
| 2 | 自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる、と思う子どもの割合 | 低学年 75.0% 高学年 72.7% 中学生 60.6% | |

【考え方】

- 令和6年度に実施した「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）アンケート」の結果より、指標及び現況値を設定しています。
- 令和11年度に、社会的養育推進計画の見直しと合わせて、社会的養護のもとで育つ子どもへの実態調査（アンケート）を行い、これまでの取組みの成果を測ることとします。

| | 指標（客観的） | 現在の取組み状況 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|---|---|-------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 3 | 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度 | — | | | | | |
| 4 | 子どもの権利ノートの認知度 | 低学年 25.0% 高学年 81.8% 中学生 69.7% | | 案で定める | | | |
| 5 | 児童相談所第三者評価の受審結果の評価 S と A ランクの割合※2 | 95.4% (R4 年度) | | | | | |
| 6 | 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率※1 | 3歳未満 0% 就学前 66.7% 学童期以降 26.7% | | | | | |
| 7 | （調整中）予防的支援の取組みに係る成果指標 | 調整中 | | | | | |

※1 里親等委託率の考え方については、64ページの記載のとおりです。

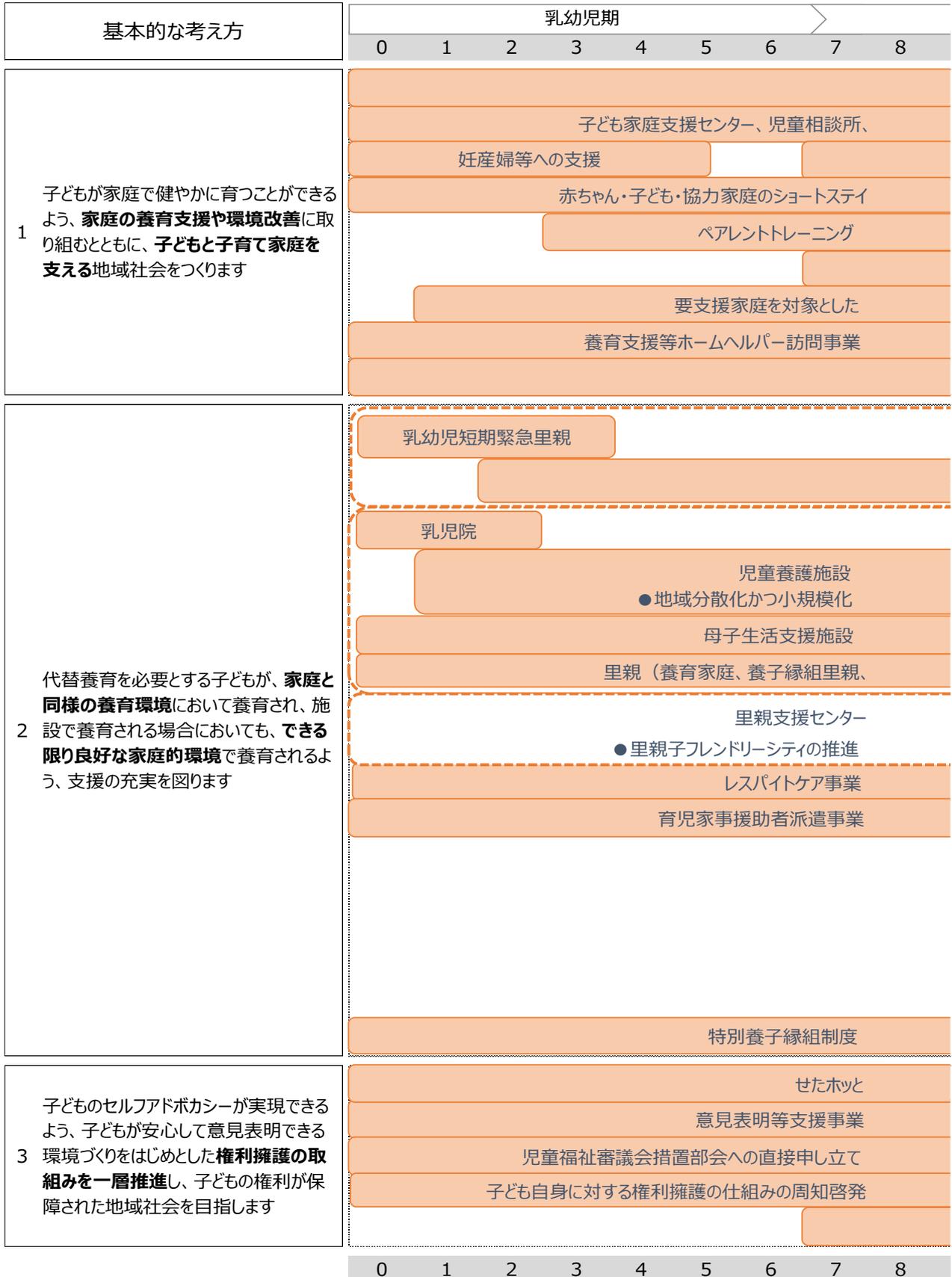
※2 児童相談所第三者評価については、令和7年度と令和10年度に受審を予定しているため、該当年度のみ成果を測るものとします。

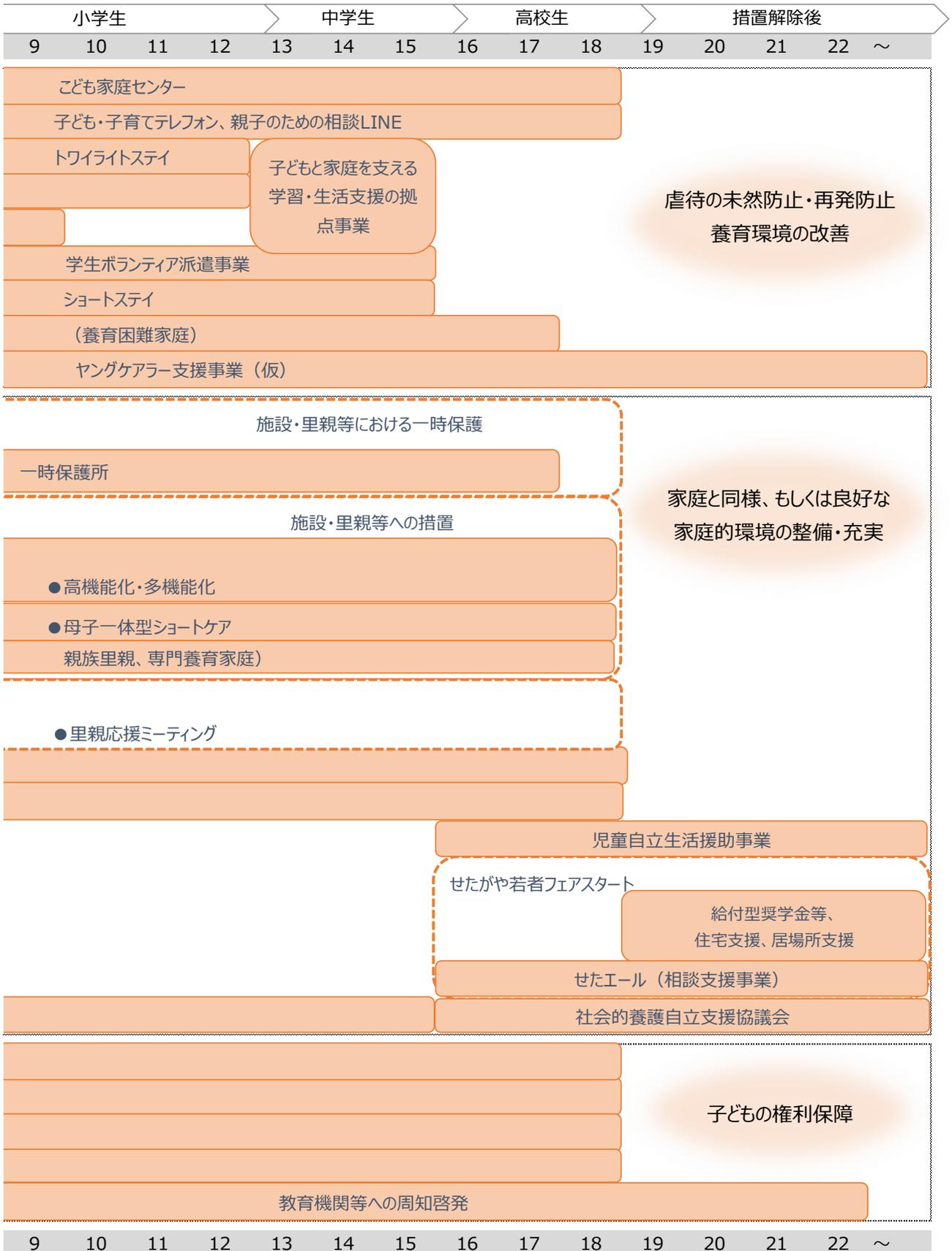
第4章 世田谷区における具体的な取組み

体系

| 理念・目指す姿 | 基本的な考え方 | | 中項目 | |
|---|---|--|--|--|
| <p>やび会わ子 ー 全らど をイ体ずも 目ンで `が 指グ支安権 し※え全利 ま `育 `の すなみ安主 。今 `心体 をーにと 生子健し きどやて、 るもか ` こがに置 と自成か が分長れ でらでた きしき環 るくる境 ま幸よや ちせう経 ・(`験 せウ地に た工域か がル社か</p> | <p>子どもが家庭で 健やかに育つこ とができるよう、 家庭の養育支援 や環境改善に取 り組むとともに、 子どもと子育て 家庭を支える地 域社会をつくり ます</p> | <p>代替養育を必要 とする子どもが、 家庭と同様の養 育環境において 養育され、施設 で養育される場 合においても、 できる限り良好 な家庭的環境で 養育されるよう、 支援の充実を図 ります</p> | <p>1 2 3 4 5 6 7 8 9</p> | <p>子どもの権利擁護の取組みの推進 予防型の児童相談行政の推進 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善 一時保護児童への支援体制のさらなる強化 パーマネンシー保障に向けた取組みの推進 里親等委託の推進 児童養護施設等の機能強化 社会的養護自立支援の推進 人材育成・人材確保</p> |
| | <p>子どものセルフアドボカシーが実現で きるよう、子どもが安心して意見表明 できる環境づくりをはじめとした権利 擁護の取組みを一層推進し、子どもの 権利が保障された地域社会をつくり ます</p> | | | |

年齢別施策





1 子どもの権利擁護の取組みの推進

(1) 基本的な考え方

- ・区は、これまでも措置等を実施する場合においては、子どもの意見が尊重され、権利が守られた適切な養育環境を提供することを基本としています。
- ・子どもが、子どもの権利について理解するとともに、自らのことについて意見を形成し、自由にその意見を表明でき、意見が尊重され、「自分の意見を持っていい、話していい」という安心感や自己効力感の回復等により、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できる（セルフアドボカシー）ようになれるよう、支援を行います。
- ・子どもの権利擁護には、日常の中での権利保障と個別の権利救済の枠組みがあり、取組みを進めるためには、子どもとの日々の関わりや対話の中で、「子どもの権利や意見表明権が守られているか。子どもが納得できる説明ができているのか。」等を、大人が確認し、振り返る時間をもち、子どもに寄り添いながら、常に問い直す姿勢が重要です。

(2) 現状

【措置された子どもにかかる権利擁護の取組み】

- ・措置等にあたっては、子どもに対し、措置の内容等に係る説明を十分に行った上で、子ども自身が表明した意見を援助方針に反映しています。
- ・措置された子どもに対して、「子どもの権利ノート」を用いて、児童福祉司が分かりやすく説明を行っています。この「子どもの権利ノート」には、困ったことがあった場合などに相談できる連絡先や子どもの人権擁護機関「せたホッと」宛のはがきを同封しており、子どもが適切に相談できる仕組みを構築しています。
- ・一時保護所において、意見箱に投書できる用紙の宛先の一つを「せたホッと」にしており、子どもが要望した場合に「せたホッと」の職員が子どもに聞き取りを行うなど、子ども本人の意向により相談先を主体的に選択できるよう工夫をしています。

【子どもに対する子どもの権利についての周知啓発】

- ・区では、電話相談だけでなく、こども家庭庁による SNS 相談を実施するなど、相談への多様なアクセス手段を確保しています。
- ・「せたホッと」のリーフレットや児童虐待通告ダイヤル等の相談窓口の連絡先を記載したチラシを区内小・中学校・高校、関係機関に配布し、すべての子どもに対し、「子どもの権利」に係る周知・啓発を行っています。
- ・学校をはじめとする関係機関等に対し、子どもの権利擁護に関する研修等を実施し、権利擁護の意識向上を図っています。

(3) 課題

- ・令和4年改正児童福祉法の趣旨を踏まえた、意見表明等支援事業、子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申し立て制度等の新たな取組みを通じ、さらなる子どもの権利擁護の取組みを一層推進することが必要です。

- ・「子どもの権利ノート」を説明する際など、子どもにきちんと伝わっているかが重要です。例えば、乳幼児や障害児、外国にルーツのある子どものように、言葉による意見の表明が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用するなど、子どもの年齢や発達状況に応じた配慮を行い、子どもへの丁寧かつ分かりやすい説明が確実に行われることが必要です。
- ・子どもに届く相談窓口の情報発信に努め、子どもが自分の意見を表明する上で使える手段を、子ども自身が十分理解できることが必要です。
- ・子どもの権利擁護の理解促進にあたっては、教育機関などの関係機関向けに、研修等を行うことが効果的ですが、その際、単にカリキュラムに沿った知識の習得だけでなく、実践的な学びにより、子どもとの対話や応答的な関わりの中で、子どもの意見表明権を保障し、最善の利益に結び付けるといった養育力を身に付けることができるよう、工夫を行うことが必要です。

(4) 今後の取組みの方向性

- 子どもの権利擁護に係る環境整備（意見表明等支援事業、子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申し立て制度等）
- 子ども自身に対する、子どもの権利や権利擁護の仕組みの周知啓発
- 教育機関などの関係機関への周知啓発や理解促進

<資源の整備量>

| 資源 | 現在の取組み状況 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | 必要量 |
|---|----------|------|------|------|-------|-------|-----|
| 社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護所、里親・ファミリーホーム、施設、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数 | | | 調整中 | | | | |
| 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合 | | | | | | | |

2 予防型の児童相談行政の推進

(1) 基本的な考え方

- ・区は、令和2年4月に特別区初の児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいます。
- ・令和5年度の区の児童虐待相談対応件数は3,249件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、今後も一元的な運用を大きな柱としながら、地域の関係機関等と有機的に連携を図り、予防型の児童相談行政を推進します。
- ・令和4年改正児童福祉法により、新たに設置された「こども家庭センター」により、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化を図ります。
- ・児童虐待の予防や回復に向けた子育て支援の充実と、子どもや子育て家庭が日頃利用する場などにおいて見守り、支えることができる体制及び関係機関のネットワークの強化により、支援が必要な子どもや子育て家庭が早期に発見され、適切な場・支援につながり、子どもの権利を守ります。

(2) 現状

【子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用】

- ・地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限や高度な専門性を有する児童相談所の「一元的な運用」により、両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行い、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援や問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」を着実に推進しています。

《主な取組み》

(1) チームとして顔の見える職員体制の構築

子ども家庭支援センターと児童相談所の双方が、「住所地域担当制」を実施し、年間を通して同一住所地域を同一の担当者が担当することで、ひとつのチームとして顔の見える職員体制の構築を図っています。

(2) 一貫した初動対応の実施（児童虐待通告窓口の一本化）

世田谷区児童虐待通告ダイヤル(0120-52-8343)、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)を通じての児童虐待相談や、警察からの通告は、児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としています。

これにより、児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、その後の調査及び必要な援助等を実施しています。一方、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に児童の安全確認を行っています。

(3) リスクアセスメントの共有（共通アセスメントシートの作成）

子ども家庭支援センターと児童相談所は、相談ケースのリスク評価を行うにあたり、共通アセスメントシートを用いることで、リスクに対する視点の共有化を図っています。

(4) 合同会議、合同研修の実施

世田谷区要保護児童支援地域協議会進行管理部会と同時開催で月1回程度「合同会議」を開催し、子ども家庭支援センターと児童相談所が協働して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討等を行っています。また、子ども家庭支援センターや児童相談所に配属された職員を対象とし、虐待対応の資質向上に向けた研修体系等を一本化し、理念の共有及び支援の質の底上げを図っています。

【世田谷区の児童相談行政の体制構築】

- ・児童相談所において、多角的な視点から適切できめ細やかな業務対応をするために、保健師や医師、弁護士等専門職員を配置しています。
- ・児童福祉に携わる職員に求められる業務上の知識や技術を身に付けるとともに、自らの職責の重大性を常に意識するため、「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」及び「世田谷区子ども家庭支援センター職員人材育成研修実施要領」に基づき、計画的に研修を実施しています。
- ・合わせて、児童相談所内での人事交流や、一時保護所と児童養護施設との交換研修を実施するなど、多様な勤務経験を通じ、職務知識の幅を広げるとともに社会的養護の全体像への理解を深め、他機関とのより円滑な連携を図り、適切な支援につなげています。
- ・要保護児童支援協議会において、学校をはじめとする関係機関等と連携しながら、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見、適切な支援、予防的取組みの推進を図るとともに、関係機関による研修会の実施等を通じて、支援者同士が児童虐待等に対する知識を得ながら、日常的に顔の見える関係の構築に取り組んでいます。また、学校職員向けの研修に要保護児童支援専門員を講師として派遣するなど、要保護児童への対応力向上と児童虐待予防に関する啓発に取り組んでいます。
- ・児童相談所の適切な運営と質の向上を図るため、令和4年度に第三者評価を受審し、課題の確認と改善を図っています。今後、3年に一度は受審し、外部の評価を取り入れた適切な運営を行います。
- ・児童虐待対応における業務効率化及び職員間コミュニケーションの円滑化を検証するため、AI等を活用した児童虐待対応支援ツールの導入実績がある民間事業者と連携し、一部の児童相談所職員を対象に、児童虐待対応支援システム・クラウドサービスとタブレット端末を利用した実証実験を令和5年度に実施しました。令和6年度には児童相談所及び子ども家庭支援センターへ本格導入し、子どもや保護者との面接時や、関係機関への訪問先で迅速かつ効率的な経過記録を行うなど、業務効率化に向けた取組みも進めています。

(3) 課題

- ・区の人口が90万人を超えていること、児童相談所の全職員数が160人を上回っていることを鑑み、人口規模に応じた児童相談所の設置あり方について検討する必要があります。
- ・比較的年齢の若い職員や経験の浅い職員が多く、組織の中核を担う中堅以上の職員が少ない状況であるため、係長（SV）や管理職にかかる負担が大きくなっており、職員の経験不足や個々の専門スキルの向上を図る必要があります。
- ・職員の経験不足やアセスメント力の向上に向けた対策として、判断の質の向上及び判断に要する時間の短縮を図るため、ケースワークの中で蓄積したデータを活用したりリスクアセスメントの導入について検討する必要があります。
- ・子ども家庭支援センターと児童相談所が利用する情報共有システムの充実により、要保護児童に係る記録や判断を支援し、一元的な運用を強化する必要があります。
- ・地域社会に、代替養育のもとで育つ子どもへの理解が深まるよう、関係機関向けの研修の充実を図るとともに、学校をはじめとする関係機関等との連携を強化する必要があります。

(4) 今後の取組みの方向性

- 児童相談行政に携わる人材の育成及び専門性の向上に向けた取組みの推進（人材育成研修計画の一層の充実、交換研修の実施等）
- 情報共有システムの一元化等の検討、ICTを活用した児童相談対応業務の更なる効率化の検討
- 関係機関や地域とのさらなる連携強化の取組みの推進

<資源の整備量>

| 資源 | 現在の取組み状況 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | 必要量 |
|--|----------|------|------|------|-------|-------|-----|
| こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修等）の受講者数 | | | 調整中 | | | | |
| モバイルシステムへの登録児童数 | | | | | | | |

3 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善

(1) 基本的な考え方

- ・令和4年改正児童福祉法においては、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされるとともに、新たに「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」及び「親子関係形成支援事業」が創設され、既存事業である「子育て短期支援事業」、「一時預かり事業」及び「養育支援訪問事業」とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられ、虐待等に至る前の予防的支援策として重要な役割を果たすものとされています。
- ・区においても、子育て世代包括支援センター（健康づくり課）の機能と子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援課）の機能を保健福祉センター内で一体的に運営している現在の体制をもって、「こども家庭センター」として位置づけ、母子保健・児童福祉のさらなる連携強化を行い、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施します。
- ・子育てを保護者だけのものにせず、地域社会全体でともに支え合うまちを文化として築いていくため、すべての子どもに関わりをもつ学校をはじめとした教育機関や、保育園・幼稚園・地域の子育て支援機関等、様々な関係機関が有機的に繋がり、地域のネットワークの中で、支援が重なり合いながら、子どもと子育て家庭を支える地域づくりが重要です。

(2) 現状と課題

1 こども家庭センター

- ・子育て世代包括支援センター（健康づくり課）と子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援課）を、新たに「こども家庭センター」として位置付けた上で、合同ケース会議の開催やサポートプランの作成等、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化を図っています。
- ・合同ケース会議の開催やサポートプランの作成等、新たな取組みについては、運用状況や取組み効果の確認・検証を行い、必要な見直しを行っていく必要があります。

2 支援を必要とする妊産婦等への支援

- ・特定妊婦や支援を必要とする家庭への支援にあたり、母子保健（健康づくり課）と児童福祉（子ども家庭支援課）が連携して取り組んでいます。母子保健事業の中で特定妊婦や虐待相談として対応すべきケースを把握した場合は、両課の兼務保健師やケースワーカーが密に情報共有をしながら対応しています。
- ・母子保健（健康づくり課）において、支援の必要性を早期に、組織的かつ標準的に把握するとともに、児童福祉（子ども家庭支援課）との共有を図るため、リスクアセスメントシートを活用するなどして、包括的に切れ目なく支援を行う必要があります。

3 赤ちゃん・子どものショートステイ・母子一体型ショートケア（子育て短期支援事業）

- ・赤ちゃん・子どものショートステイは、保護者の疾病等により、一時的に子どもを養育することが困難となった場合に、0歳から12歳の子どもを対象に、児童養護施設1か所、乳児院2か所で短期間養育する事業です。平成30年度からは、要支援家庭を対象としたショートステイを実施しており、保護者の強い育児疲れ等により、虐待の恐れやそのリスク等が見られる場合に、1歳から中学生以下の子どもを上記の児童養護施設で短期間養育しながら、生活指導や発達・行動の観察、保護者への支援をしています。
- ・今後は、子どものショートステイの受け皿の拡大及び、児童養護施設から遠い地域の家庭や家庭的な環境での預かりが適する家庭の利用促進のために一般家庭宅でのショートステイ委託を進める必要があります。
- ・母子一体型ショートケアは、見守りが必要な母子等に対し、母子生活支援施設において、母子ともに滞在型のショートケアを実施し、育児・家事指導を行うことにより、その後の生活支援に繋がるとともに、親子関係の構築の場としても活用しています。
- ・今後は、児童相談所および子ども家庭支援課への事業周知を強化し、利用促進を図る必要があります。

4 養育支援等ホームヘルパー訪問事業・学生ボランティア派遣事業（子育て世帯訪問支援事業）

- ・養育支援等ホームヘルパー訪問事業は、子どもの養育が困難と認められる世帯に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、虐待予防並びに当該世帯の自立及び児童の健全な育成を支援しています。
- ・ニーズが増している中、事業の目的や支援内容を確実に実施できる新規委託先を確保する必要があります。
- ・学生ボランティア派遣事業は、被虐待児童及び要保護児童等（小・中学生）に大学生・大学院生のボランティアを派遣し、会話や遊び、学習を通して児童の精神的、心理的支援を行うことにより、児童の健全な育成及び自立を支援しています。

5ペアレント・トレーニング（親子関係形成支援事業）

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図っています。

6 子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業（児童育成支援拠点事業）

- ・児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。区では、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を位置づけます。
- ・経済的困窮に加え、虐待、保護者の疾患、子どもの不登校や障害等、複合的な困難を抱

えている子どもや家庭が多く、時間をかけて寄り添い、個別に支援を行う必要があります。

- ・ 中学卒業後もアフターケアを実施していますが、高校生世代に対する同様の支援ニーズがあります。

7 ヤングケアラーに対する支援

- ・ ヤングケアラーとその家族を早期に必要な支援につなげるため、当事者を含め広くヤングケアラーに関する普及啓発を図るとともに、関係機関の横断的連携による支援体制構築しています。
- ・ ヤングケアラーは自分の置かれた状況を客観的に理解し、うまく言葉にすることが難しい可能性があるため、周囲の大人の気づきの感度を上げることが必要です。
- ・ ヤングケアラーの心情に十分配慮しながら、子ども向けの普及啓発を推進する必要があります。
- ・ 子どものライフステージや家族の状況により、必要な支援が変化することから、ヤングケアラーとの定常的な接点を持ち、身近で相談できる環境づくりが求められています。
- ・ ヤングケアラーの背景には、子ども・教育・高齢・障害・生活福祉などの複合的な課題があることから、各分野の支援者がヤングケアラー支援の視点を持ち、より円滑な横断的連携を図る必要があります。

(3) 今後の取組みの方向性

- ヤングケアラー支援における当事者及び身近な大人に向けた周知啓発、気づきの促進

<資源の需要量>

| 資源 | 現在の取組み状況 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 | 必要量 |
|---------------------------------------|----------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| ショートステイ事業【子育て短期支援事業】(人日) | 1,656 | 1,974 | 1,976 | 1,978 | 1,980 | 1,982 | 9,890 |
| 養育支援等ホームヘルパー訪問事業【子育て世帯訪問支援事業】(件) | 123 | 128 | 133 | 138 | 143 | 148 | 690 |
| 学生ボランティア派遣事業【子育て世帯訪問支援事業】(件) | 6 | 10 | 13 | 16 | 19 | 22 | 80 |
| ペアレント・トレーニング【親子関係形成支援事業】(人) | 12 | 20 | 20 | 24 | 28 | 32 | 20 |
| 子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業【児童育成支援拠点事業】(人) | 32 | 121 | 121 | 123 | 125 | 124 | 121 |

<資源の確保量>

| 資源 | 現在の取組み状況 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 | 必要量 |
|---------------------------------------|----------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| ショートステイ事業【子育て短期支援事業】(人日) | 3,957 | 4,053 | 4,149 | 4,245 | 4,341 | 4,437 | 3,957 |
| 養育支援等ホームヘルパー訪問事業【子育て世帯訪問支援事業】(件) | 123 | 128 | 133 | 138 | 143 | 148 | 123 |
| 学生ボランティア派遣事業【子育て世帯訪問支援事業】(件) | 6 | 10 | 13 | 16 | 19 | 22 | 6 |
| ペアレント・トレーニング【親子関係形成支援事業】(人) | 12 | 16 | 32 | 32 | 32 | 32 | 16 |
| 子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業【児童育成支援拠点事業】(人) | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| ヤングケアラー支援に関する研修等の実施回数(回) | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | |

4 一時保護の児童への支援体制のさらなる強化

(1) 基本的な考え方

- ・一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。
- ・区では、一時保護にあたっては、子どもの最善の利益を最優先とする一貫した方針の下で、保護する子どもの年齢や性別、状況等に応じた適切な生活環境を提供すること、一時保護は子どもの行動を制限するため、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とすること、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することを基本方針としています。
- ・一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を行い、家庭的な環境のもと、子どもの権利が守られる環境で子どもに寄り添うことを大切に、子どもが心身ともに安心して生活できるようにします。

(2) 現状

【一時保護所の適切な運営】

- ・区の一時保護所においては、子どもたちのプライバシーが守られ、安心して過ごすことができるよう、学齡児の居室については原則個室とし、家庭的な雰囲気のもと日常的な支援を行うための環境整備を行っています。
- ・弁護士等を一時保護所第三者委員として設置し、定期的に子ども達の様子を確認するとともに、必要に応じて面談し、日頃の不満などの意見を聴く取組みを行っています。
- ・一時保護所の適切な運営と質の向上を図るため、令和2年度より第三者評価制度を導入し、改善を図っています。
- ・一時保護所に入所する際は、子どもの権利や一時保護所において生活する際のルールが分かりやすく記載された「一時保護所のしおり」を配付するとともに、一時保護所内での相談方法や不満や意見、改善要望などがあった場合の意見表明等を子どもに丁寧に説明しています。
- ・一時保護所内に意見箱を設置し、投書できる用紙の宛先には、第三者委員や児童福祉審議会（直接申立て制度）、せたホッと等を記載し、子ども本人の意向により相談先を主体的に選択できるよう工夫をしています。
- ・一時保護所内の基本的なルールなどについて、定期的に子どものみで話し合い、決めていくこととしており、一時保護所内の子どもの権利保障に努めています。
- ・子どもが一時保護所内で生活する中での不満や意見を定期的に一時保護所職員が聞く機会を設け、子どもが思っていることを職員に気軽に伝えられる関係性の構築に努めています。

【適切な保護の実施】

- ・一時保護にあたっては、保護期間中における通学、友人関係、また児童相談所による支援等を考慮し、区内での保護を原則としています。
- ・子どもができる限り家庭的環境において養育されるよう、里親への一時保護委託を優先して検討しており、徐々にではありますが里親への一時保護委託数が伸びています。

(64 ページ参照)

- ・子どもの状態像や年齢、特性に合わせ、里親、施設、医療機関等の様々な機関等への一時保護委託を行っています。

(3) 課題

- ・令和5年度の区の一時的保護件数は154件にのぼり、開設当初を上回る保護人数の実績があり、子どもの安全・安心を確保するためにも、高まる一時保護需要への対応が必要です。
- ・保護が必要な児童を確実に一時保護するためには、できる限り家庭的な環境において養育する、一時保護委託の受入れが可能な里親を確保することが必要です。
- ・里親への一時保護を進めるにあたっては、急な対応に里親が戸惑うことがないよう、留意事項等を整理し、丁寧な説明を努める必要があります。
- ・施設において、一時保護児童と入所児童と一緒に生活することは双方において影響が大きいため、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な対応ができるよう、一時保護委託専門施設等の設置に向けた検討を進める必要があります。
- ・保護児童の中には不登校の子どもも多く、また、学力と学年が見合っていないこともあるため、個々の子どもの学習能力を見極め学習進度にあわせた指導の充実を図る必要があります。
- ・一時保護所の施設の老朽化と入所人数等のこれまでの使用状況、建物の使い勝手等を踏まえ、子どもの権利の保障に配慮した施設とするため、適切な建物や設備面の改善に向けた検討を進める必要があります。

(4) 今後の取組みの方向性

- 一時保護所の適切な運営に向けたさらなる取組み（一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の制定、一時保護所における「学習指導専門員」の配置、建物や設備面の改善等）
- 一時保護の体制整備（乳幼児短期緊急里親、一時保護委託専門施設等の整備に向けた検討）
- 一時保護された子どもの権利擁護に係る取組みの推進

<資源の整備量>

| 資源 | 現在の取組み状況 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | 必要量 |
|--|----------|------|------|------|-------|-------|-----|
| 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数 | | | 調整中 | | | | |
| 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数 | | | | | | | |

【子どもへのヒアリング ①一時保護所】

調整中

5 パーマネンシー保障に向けた取組みの推進

(1) 基本的な考え方

- ・ 支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。すなわち、家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行い、それが困難と判断された場合には、代替養育を必要とする子どもに対しては、親族里親・養子縁組里親・養育里親・専門里親・ファミリーホームの中から、子どもの意向や状況を踏まえて代替養育先を検討し、これらのいずれも適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置の検討を行うものとします。その上で、すでに代替養育されている子どもに対しても、継続して家庭復帰を目指すとともに、親族等による養育や特別養子縁組を検討したケースマネジメントを実施する必要があります。
- ・ 区においても、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行っています。また、代替養育のもとで生活する子どものうち、家庭復帰に適している児童については、家族再統合に向けた支援を進め、子どもの安全を確実なものとしたうえで家庭復帰を果たし、さらにその後の適切な在宅支援につなげていくことを目指しています。
- ・ 特に、愛着関係の基礎を作る大切な時期である乳幼児期の子どもが、安心でき、温かく安定した家庭での生活に早期につなげるため、実親による養育が困難な事例については、特別養子縁組の可能性を探り、実親による養育の意思を確認のうえ、出産後できるだけ早期の特別養子縁組につなげることを基本方針としています。
- ・ 母子生活支援施設は、児童福祉施設の中で唯一、子どもと母親が共に入所でき、安定した生活の営みができるように、子ども、母親双方へ支援することができる施設であり、その特性を生かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで行っていくことが求められています。

(2) 現状

- ・ 児童相談所、フォスタリング機関、里親、児童養護施設等は、パーマネンシー保障の観点で最優先されることを共通認識とし、協力して子どもの家庭復帰に取り組むよう努めています。また、子どもを主体としたパーマネンシー（子どもの健やかな育ちのため、養育環境が変わったとしても、子どもの人生が連なり繋がっていくこと）を保障していくことも重要です。

【親子関係再構築に向けた取組み】

- ・ 児童相談所においては、家族再統合を担う専任の「親子支援チーム」を設け、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの手法を活用し、親子支援チームが地域支援担当のバックアップを行い、児童相談所と保護者が協働して子どもの安全を守るプランを作成しながら家庭復帰に向けて取り組んでいます。合わせて、ケース担当者に定期的にヒアリングを行い、措置児童とその家族について、家族の再統合・親子関係の再構築の可能性やその家族への支援の課題や具体的な取組み等を明らかにすることで、家族機能の回復に向けた支援が促進されるよう取り組んでいます。
- ・ 心理学的ケアにおいては、効果が期待できると思われるケースには、P C I T（親子相

互交流療法)、親子グループ、メンタルフレンドの活用、東京都児童相談センター治療指導事業等も適宜活用した継続的支援を行っています。

- ・地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターでは、子どもや子育てに不安を抱える保護者等に寄り添い、必要な子育てサービスの導入や地域資源と連携した支援を実施しています。今後、サポートプランの活用を踏まえながら、日々のケースワークの中で、親と子どもそれぞれに寄り添いながら、家族の関係再構築に向けた養育支援を行っていきます。

【特別養子縁組の推進に向けた取組み】

- ・ネウボラ・チームによる「妊娠期面接」等による特別養子縁組を必要とする事例の把握に努め、東京都及び他区の児童相談所と連携した早期の特別養子縁組成立に取り組んでいます。
- ・養子縁組里親の認定登録を受け、養子縁組候補児童とのマッチングが始まるまでの間、養育家庭としての役割を担うことができるよう、養子縁組里親と養育家庭の二重登録の促進を図っています。
- ・特別養子縁組の理解促進を図るため、リーフレット等を子育て団体や区内大学等に配布するなど、積極的な普及啓発を行っています。
- ・養子縁組家庭を対象として、定期的に養親同士が相互に交流するための「養子縁組家庭サロン」を開催し、地域からの孤立の防止及び養育力向上に取り組んでいます。

(3) 課題

- ・令和4年改正児童福祉法の親子再統合支援事業の趣旨を踏まえた、第三者による視点も入れた支援の充実や、里親・施設等の意見も聞きながら協働して支援していく仕組みづくり等、親子関係再構築のための支援体制強化に向けた検討を行う必要があります。
- ・縁組成立前、交流期間中、縁組成立後の一連の流れにおいて養子縁組里親への適切な支援を行うとともに、縁組成立後も、養親が悩みや不安を抱え込まず養育ができるように支援を行うことが必要です。
- ・地域社会における特別養子縁組制度の理解促進を図るため、さらなる普及啓発に取り組む必要があります。
- ・子育てを希望する家庭が、特別養子縁組を選択肢の一つとして考えることができるよう、若年世代への普及啓発の取組みについて検討する必要があります。

(4) 今後の取組みの方向性

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの実施（継続）
- 親子関係再構築に向けた重層的な体制構築に向けた検討
- 特別養子縁組制度の周知啓発及び理解促進

<資源の整備量>

| 資源 | 現在の取組み状況 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 | 必要量 |
|---|----------|-------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数 | | | 調整中 | | | | |
| 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施 | | | | | | | |
| 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数 | | | | | | | |
| 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数 | | | 調整中 | | | | |
| 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備 | | | 調整中 | | | | |
| 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数 | | | | | | | |

6 里親等委託の推進

(1) 基本的な考え方

- ・平成 28 年の児童福祉法改正により、「子どもの家庭養育優先原則」が明記され、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者支援を原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされています。
- ・区においても、里親を必要とする子どもが里親家庭で養育できるよう、数の確保や育成を図り、里親家庭が地域で孤立することのないよう、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築しています。
- ・「里親子が暮らしやすい街は、きっと、あなたも暮らしやすい街」をキャッチコピーに掲げ、里親家庭であっても、どんな家庭であっても、地域の人々で子どもたちの成長を支え、子育てに協力しあえる街、「里親子フレンドリーシティ」を目指します。

(2) 現状

【里親制度の普及啓発・地域理解】

- ・民間企業や大学等と協働して里親制度に関する説明会を実施しているほか、SNS を活用した情報発信や、リーフレットを作成し区内保育園や小・中学校に配布する等、様々な広報媒体を活用した普及啓発を行うとともに、世田谷線ラッピング電車の運行等により、地域社会の理解促進に努めています。



写真：世田谷線ラッピング電車

- ・特に、地域の子育て支援機関に対し、研修等の実施により里親制度の理解促進を図るとともに、里親家庭が地域の一員として安心して養育できるように、地域の子育て支援機関と連携強化に努めています。
- ・里親が地域の関係機関とつながり適切な支援を受けることで、里子の健やかな成長を目指すとともに、職員、地域の関係機関が里親制度や地域で生活する里親子について理解を深める機会とすることを目的とした「里親応援ミーティング」を実施しています。

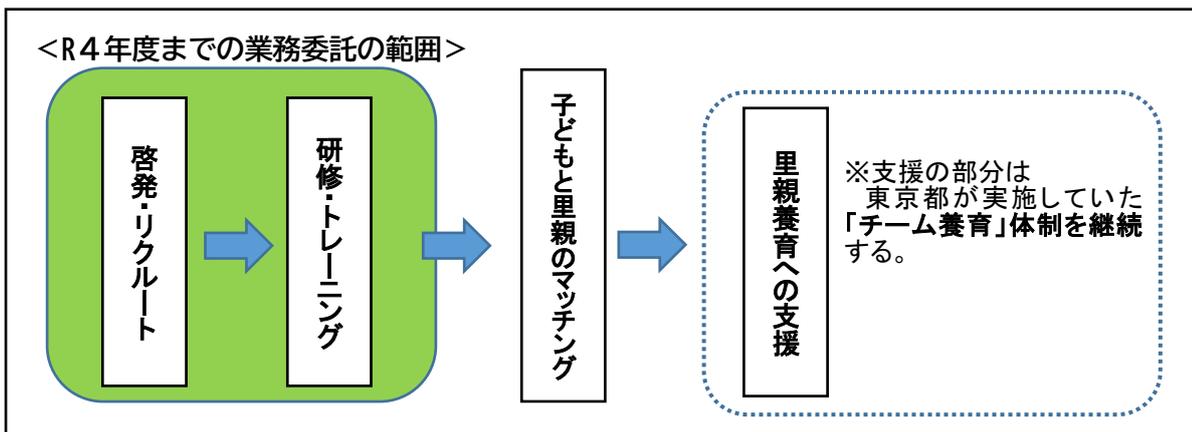
【里親等委託の推進】

- ・区は、家庭養育の推進を目指し、里親等委託率の向上に取り組むにあたっては、「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%以上）の達成を目指すとし、里親等委託の推進に取り組んできました。まずは家庭で養育されるように支援を行い、代替養育が必要になった子どもについても早期の家庭復帰を目指した結果、微増ではありますが、里親等委託率を上げてきていますが、目標の数値には達していません。（里親等委託率 3歳未満児童0%、3歳以上就学前児童66.7%、学童期以降26.7%【令和5年度末実績】）
- ・特に、低年齢児については、実親に「里親に子どもを取られてしまう」といった不安を抱く傾向があり、里親委託に対する同意をもらうことが難しい実態があります。
- ・ただし、目標達成のために機械的に里親等委託を進めるものではなく、個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果に基づいて子どもの最善の利益の観点から行うものとし、子どもにとって最適な環境での養育を最優先に考えることを前提としています。

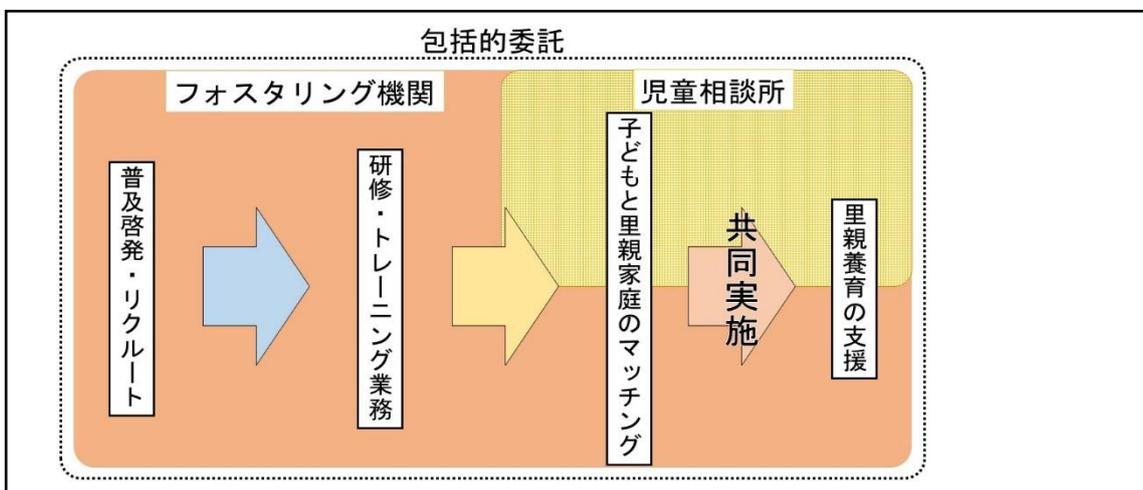
- ・特に、3歳児から就学前児童については、乳児院から家庭復帰が見込まれない児童の場合の措置変更については里親等委託を優先し、また、家庭から措置される児童も積極的に里親委託を行った結果、里親等委託率 75.0%（令和4年度実績）に達しました。
- ・里親等登録数を増やすため、東名高速道路への横断幕の設置等により、広く里親登録者の増加を図るとともに、ターゲットを絞ったアプローチとして、医療機関等に働きかけ制度周知のチラシを掲示したり、地域の子育て支援機関との連携等に取り組んでいます。
- ・また、国に対し、養育里親・親族里親に委託している子どもを育児休業の適用となるよう制度改正の提案を求めています。

【里親支援体制の充実】

- ・区は、令和2年度の児童相談所開設と同時に、①啓発・リクルート、②研修・トレーニングを委託し、③子どもと里親のマッチングについては、児童福祉法に基づき児童相談所に子どもの措置権限があることから、児童相談所が業務を担い、④里親養育への支援については、都が実施していた「チーム養育体制」を継承し、里親家庭が地域で孤立することなく児童を養育していけるよう、児童相談所の進行管理・調整のもと、関係機関がチームの一員となって日々里親・里子に寄り添い、支援を行ってきました。



- ・フォスタリング業務のあり方について、令和3年度に児童福祉審議会に臨時部会を設置し検討を行い、令和5年度より包括的な業務委託を開始し、子どもと里親のマッチング支援や土日夜間の相談体制を整えるとともに、児童相談所内の執務室にフォスタリング機関の職員を常駐させるなど、児童相談所の里親担当と綿密な情報共有を行っています。



- ・社会的養護の担い手である里親としての役割や意義、子どもの権利擁護などの知識や児童の年齢に応じた養育に必要な専門的知識を学ぶ研修や施設等での実習、里親同士の交流会を通じて、里親の養育力向上を図っています。
- ・里親養育の安定を図るため、育児家事援助者の派遣により、養育援助や家事などの生活援助を行っています。

(3) 課題

- ・家庭養育優先原則に則り、特に、愛着形成において重要な時期である乳幼児における里親等委託を推進する必要があります。
- ・里親と児童の多様なマッチングを可能にするため、里親の数の確保はもちろん、養育が難しい児童に対応できる専門性の高い里親や、一時保護委託や短期養育委託が可能な多様な里親の育成が必要です。
- ・未委託家庭に対し、養育の機会を増やすなど、養育力向上に向けた取組みを進め、委託家庭数を増やす必要があります。
- ・ケアニーズの高い児童についても里親等委託が可能となるよう、専門養育家庭を育成していく必要があります。
- ・里親が地域で孤立することなく児童を養育していけるよう、里親制度の普及啓発を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、チーム養育体制の充実に努める必要があります。
- ・ファミリーホームは養育里親として里親の研修・トレーニング及び相談支援の対象となっはいますが、ケアニーズの高い子どもを含めて複数の子どもを受け入れているファミリーホームならではの課題を把握して、その養育に対する支援策について検討する必要があります。

(4) 今後の取組みの方向性

- 里親等委託のさらなる推進（乳幼児短期緊急里親[※]等の多様なニーズに対応できる里親の確保、児童相談所等の体制強化、実親の理解を得やすくするための取組み）
- 未委託家庭の養育力向上に向けての取組み（協力家庭のショートステイ事業など短時間預かりを活用した養育機会の造成）
- 里親支援体制の一層の充実（里親支援センター）
- 里親制度の周知啓発及び理解促進

※乳幼児短期緊急里親…2021年より大分県（日本財団との協定）で開始した取組みで、乳幼児を緊急で一時保護する場合、受け入れ可能な里親を急に探すのが難しい状況にあり、その状況を改善するため、登録している里親に、待機料を支払い、原則として依頼があれば乳幼児の一時保護や短期間の委託を受け入れてもらう取組み。

<資源の整備量>

| 資源 | 現在の取組み状況 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 | 必要量 |
|---|----------|-------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数 | | | | | | | |
| 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数 | | | 調整中 | | | | |
| 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数） | | | | | | | |

◆子どもへのヒアリング ②里子

調整中

7 児童養護施設等の機能強化

(1) 基本的な考え方

- ・区では、令和3年12月に「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」を策定し、施設を小規模化することにより、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境」を実現し、施設の職員が子ども一人ひとりの特性に対して質の高い個別的なケアが実現できる体制の整備を目指すとともに、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、施設の地域分散化をとおして、施設が地域と連携を図り、入所している子どもが地域社会と関わりを持ちながら健全に育成されるよう取組みを推進しています。
- ・母子生活支援施設は、児童福祉施設の中で唯一、子どもと母親が共に入所でき、安定した生活の営みができるように、子ども、母親双方へ支援することができる施設であり、その特性を生かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで行っていくことが求められています。
- ・区内母子生活支援施設においては、当事者主体の支援力の向上に向けて、令和4年3月に策定した「母子生活支援施設の支援者のためのガイドライン」に基づき、取組みを推進します。

(2) 現状と課題

【児童養護施設】

- ・令和2年度以降、区の施設入所児童は減少傾向にあり、また将来人口推計によると、児童人口の減少が見込まれていますが、毎年、一定程度の児童虐待相談が寄せられています。
- ・区の児童養護施設においては、令和2年度時点ですでに小規模化は100%の状況でしたが、できる限り良好な家庭環境の促進を図るため、グループホームの新規整備を行い、本体施設（ユニット）の定員を引き下げるとともに、既存のグループホームの定員を6名から4～5名に引き下げ、さらなる小規模かつ地域分散化に取り組みました。
- ・その結果、令和5年度末時点で、定員4～5名のグループホームが8か所、定員6名のグループホームが5か所、定員6～7名の本体施設（ユニット）が8か所となっています。
- ・また、施設は、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、地域の要支援児童や要支援家庭等に対する支援においても重要な役割を担っていることから、子育て短期支援事業（子どものショートステイ）や児童育成支援拠点事業や、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施しています。
- ・区は、施設がケアニーズの高い児童に対する最適な養育環境を提供するため、専門職を配置するための財政支援を行っています。
- ・小規模かつ地域分散化を進めるにあたっては、本体施設から離れた場所で、少人数の職員体制で支援を行う必要がありますが、夜勤や宿直などの勤務労働条件の関係から人材不足の現代においては、十分な人材を確保することが困難になってきています。
- ・地域分散化にあたっては、ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくくなり、グループホームに勤務する職員が課題を1人で抱え込み、孤立することがないように、本体施設のサポートや組織的支援体制の確立や施設長や基幹的職員などのスーパーバイズ機能が重要です。

- ・近年、ケアニーズが高い児童や不登校の児童が増えてきており、個別対応や複数職員での対応が必要なケースも多く、職員の資質向上が求められています。
- ・施設の多機能化、機能転換を進めるにあたっては、人材確保はもちろんのこと、施設整備が必要になり、区として、整備に係る財政支援を行う必要があります。
- ・高まる一時保護需要への対応として、一時保護児童と入所児童と一緒に生活することは双方において影響が大きいと見られ、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な対応ができるよう、一時保護委託専門施設等の設置に向けた検討を進める必要があります。

【母子生活支援施設】

- ・当事者主体のソーシャルワーク力の向上に向けた人材育成のために、令和4年度より各施設に、当事者主体支援推進担当職員を配置すると同時に、定期的かつ継続的に研修を実施しています。
- ・子どもの権利にもとづく子ども支援、母子の生活の安定に向けた母親への支援、母親に対するキャリア形成支援を通じて、入所者に対するインケアを強化しています。
- ・緊急一時保護事業、母子一体型ショートケア事業等を通じてセーフティネット機能、また、アフターケアや地域のひとり親家庭等に対する事業（区立施設にて先行）を通じて地域のひとり親家庭支援の拠点機能における支援を充実しています。
- ・入所理由として住宅事情や配偶者からの暴力のみならず、母親の心身の不安定や不適切な家庭内環境によるものも多く、家庭の状況を見極め、それぞれの状況に応じ特別な配慮をもって、きめ細かな支援を行う必要があります。
- ・面前DVを含め被虐待児等や発達障害を含む様々な障害、外国にルーツのある子ども等、特別な配慮が必要な子どもが増えてきており、個別対応が必要なケースが増えてきています。
- ・施設で生活する上での制約や施設設備等がひとり親家庭のニーズに合わず、入所率は5割強となっています。
- ・施設の機能強化を進めるにあたっては、人材確保・人材育成・施設整備が必要です。

【障害児入所施設】

- ・障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要があります。
- ・障害児入所施設に入所している子どもに対し、コミュニケーションツール等を活用し、子どもが意見・意向を表現できるよう最大限配慮し、権利擁護の取組みを図る必要があります。

(3) 今後の取組みの方向性

- 施設の機能強化に向けた取組み（一時保護委託専門施設等の整備に向けた検討、多機能化・機能転換等）
- 施設等入所児童への支援の質の充実
- 母子生活支援施設の機能強化（小規模化、多機能化、支援の質の維持・向上）
- 障害児入所施設の児童への支援の強化（権利擁護の取組み等）

<資源の整備量>

| 資源 | 現在の取組み状況 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 | 必要量 |
|------------------|----------|-------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 小規模かつ地域分散化等した施設数 | | | 調整中 | | | | |

【子どもへのヒアリング ③児童養護施設】

調整中

8 社会的養護自立支援の推進

(1) 基本的な考え方

- ・令和4年改正児童福祉法においては、社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等）に対し必要な支援を行うことが都道府県の業務として位置づけられるとともに、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や意向等も踏まえ、必要な支援を受けることができるよう、児童自立生活援助事業の一律の年齢制限の弾力化等が規定され、自立支援体制の強化が求められています。
- ・区では、児童養護施設退所者等への支援として、平成28年度より「せたがや若者フェアスタート事業」を実施しており、同じスタートラインに立ち、未来を切り開くことができるよう、自立に向けて歩む過程を支援しています。
- ・家庭での生活が困難な子どもにとって、信頼できる大人と出会い、学びの機会に触れることは、愛着形成や自己肯定感を得るとともに、自らの人生を考え、切り開いていく契機となるなど大変重要なものとなります。こうしたことを踏まえ、区と施設、里親、地域、関係機関は、入所中の支援から自立後の見守りまで協力・連携して取組み、児童虐待の連鎖を断ち切る社会を実現することを目標に、一連の取組みを進めることを基本としています。

(2) 現状

- ・区には、自立援助ホームが3ヶ所あり、安心して暮らせる場を提供するとともに、自立に向けた支援を行っています。
- ・せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金、住宅支援、居場所・地域交流支援）においては、制度開始以来、給付型奨学金を段階的に拡大してきましたが、さらなる支援の拡充に向け、令和3年度より当事者を交えた検討会を行い、令和5年度より新たに、資格等取得支援、家賃支援、相談支援（愛称：せたエール）を開始するとともに、給付型奨学金、住宅支援、居場所・地域交流事業を拡充しています。給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援については、退所者等を社会全体で支える仕組みとするために創設した「世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金」を活用しています。
- ・新たに開始した相談支援（せたエール）は、「社会的養護自立支援拠点事業」として位置づけ、対象者が気軽に集まり、意見交換や情報交換、情報発信等を行うことのできる居場所や、相談支援を実施しており、個々の状況に応じた相談支援を継続して実施することにより、退所者等の安定した社会的自立を果たせるよう支援を行っています。
- ・施設で養育されている児童には、虐待による傷ついた経験や養育者との安定した関係が築けないことによる様々な課題を抱えている場合があります、一般的な家庭の中での親子の生活の経験を持たない児童もいます。施設の中で信頼できる大人と安定した関係を築くことに加え、家庭的なあたたかい雰囲気を経験することは、児童の学びを豊かにし、社

会に適應していく上で 不可欠となります。こうしたことから、施設で暮らす子どもが週末や夏休みを利用してあらかじめ登録された家庭（フレンドホーム）で宿泊体験を行う機会の創出に取り組んでいます。

- ・関係機関との連携強化を図るため自立支援連絡会を開催し、児童養護施設、自立援助ホーム、せたエール、フォスタリング機関、児童相談所等、各支援機関の取組みや課題を共有し、退所者等へのアフターケアの強化を図っています。

（3）課題

- ・児童自立生活援助事業については、年齢制限が撤廃され、今後さらに支援対象者が拡充されることが予想されますが、支援者の人材を確保する必要があります。
- ・せたがや若者フェアスタートの奨学金給付者のうち、約 20%（令和 5 年度末時点）が中途退学しているという実態があり、関係機関と協力しながら、個々の退所者等の状況に応じたきめ細やかなサポートを行う必要があります。
- ・相談支援（せたエール）の支援における専門性の向上、アウトリーチ支援の強化を図るとともに、社会的養護出身者と、社会的養護を経験していない若者が同じ居場所で一緒に過ごす場合の居場所での支援のあり方等を整理する必要があります。
- ・施設入所児童等のうち、個々の状況に応じて 10 代前半や中学校入学以降といった早い段階から、将来の自立を見据え、早期に自立に向けた話合いや支援を実施することが望ましく、社会的養護自立支援拠点事業の活用にあたっては、入所中から児童が同拠点の存在を認識し、職員と繋がりを持つ機会を確保することが必要です。

（4）今後の取組みの方向性

- 社会的養護経験者等への自立支援体制の強化（児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援協議会の設置等）
- 社会的養護経験者等への相談支援の充実（効果的な居場所のあり方、支援の質の向上等）
- せたがや若者フェアスタートによる支援（継続）

<資源の整備量>

| 資源 | 現在の取組み状況 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 | 必要量 |
|------------------------------|----------|-------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 社会的養護自立支援拠点事業における関係機関との連携の回数 | | | | 調整中 | | | |

◆若者へのヒアリング ④児童養護施設退所者等

せたエール（児童養護施設や里親等のもとを巣立った若者のための相談・居場所）を利用している、児童養護施設等を退所した若者6名に、退所後あった方がよい支援や退所前にあたら良かった支援等について、座談会形式でヒアリングを行いました。



参加した若者の声

- ・施設の子ども同士の情報伝達が大きい。ロールモデルを早くから知っておきたい。
- ・家庭にいと親の仕事を見て、なんとなく仕事や社会を感じられるが施設にいと分からない。施設で「先輩の話をする会」があるが、進学者（学生）の話が多いので、働いている人や社会人の話も聞きたい。色々な人生がある（社会経験）ことを知れると良い。
- ・勉強会や情報アクセスできる手段を知れる場所があると良い。
- ・子どもだけが頑張るのではなく（子どもが自分で情報を集めなくてすむように）、施設職員等に制度を知ってもらうことが大切ではないか。
- ・事務代行よりも、子ども自身学びながらできるので、同伴支援のほうが良い。



▲写真：当日の様子（児童福祉審議会臨時部会委員2名によるヒアリングを行いました。）

9 人材育成・人材確保

(1) 基本的な考え方

- ・子どもや家庭を取り巻く環境は、社会情勢とともに目まぐるしく変化しており、子ども虐待対応件数は増加の一途をたどっています。また、子どもや家族の課題も複雑かつ困難になっており、これまで以上に高い専門性が求められています。
- ・児童福祉に携わる職員は、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、児童やその保護者などの援助に必要な専門的態度、知識技術を持ち、子どもの声を聴き、子どもひとり一人に寄り添った支援をするケースワークや、関係機関等をコーディネートして、子どもと家庭を支援するソーシャルワーク力が求められており、相談支援の質の向上を図る必要があります。
- ・社会的養育に携わる全ての者の人材育成・人材確保に取組み、支援の底上げを図ります。

(2) 現状

【児童相談所】

- ・区では、令和4年12月に「福祉職のあり方人材育成ビジョン」を策定し、福祉職の目指すべき方向性を整理しました。
- ・児童相談所では、継続的に人材育成に取り組むこととし、「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」を作成し、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員の経験年数及び職層に応じた目標を掲げています。また、新任・横転者については、所内研修を実施し、児童相談所業務の基礎を学んでおり、実態に応じた知識や技術を習得できるよう、職員のアンケート結果や各SV（係長）の意見、業務内容を踏まえ、年度ごとに研修項目を見直しています。
- ・合わせて、児童相談所内での人事交流や、一時保護所と児童養護施設との交換研修を実施するなど、多様な勤務経験を通じ、職務知識の幅を広げるとともに社会的養護の全体像への理解を深め、他機関とのより円滑な連携を図り適切な支援活動につなげています。
- ・新任・横転者職員の支援体制として、児童相談所勤務経験のある職員を中心に技術指導を実施し、各SV（係長）が全体の把握や経験者職員も含めた指導に加え、OJT担当職員を置いています。
- ・弁護士2名（委託）、医師3名（特別職非常勤職員、委託）等の専門職を配置し、専門的助言・指導を行っています。

【子ども家庭支援センター】

- ・「世田谷区子ども家庭支援センター職員人材育成研修実施要領」に基づき、新任・横転者向けの基礎研修から専門性の向上を目的とした中堅職員、係長級向けの専門研修を計画的に実施しています。また、弁護士や要保護児童支援専門員（児童相談所0B）による職員向けの相談会や児童精神科医を講師とした事例検討会を実施しています。

【児童養護施設】

- ・区の児童養護施設においては、施設内での研修（階層別・事業別）はもちろん、外部研修や区が実施する研修に参加する機会を設ける等、職員の専門性向上に向けた取組みを行っています。
- ・OJTやメンター制度の導入により、新人職員が一人で悩まず仕事ができるようサポート

を行い、定着に向けた支援を行っています。

- ・また、キャリアアップの仕組みを構築するとともに、職員の定着に向けて、産休・育休後の復職支援や有給休暇制度の取得促進等に取り組んでいます。
- ・人材確保の取組みとして、職員の孤立を防ぐため、本体施設のサポート体制や施設長や基幹的職員などのスーパーバイズ体制をとっています。
- ・また、就職説明会への積極的な参加や、ホームページやSNSを活用した広報啓発を行うなど、施設や業務内容について理解してもらう機会を設け、人材確保に向けた取組みを行っています。

【自立援助ホーム】

- ・外部の子ども支援の関係機関と連携し、職員自身の資質向上のために学ぶ機会をもてるよう支援を行っています。年に最低2回は若手職員が外部のセミナーに参加できるようにしたり、他の施設を見学したり、施設内での研修会実施や、子どもの権利擁護についての意識を高めるための研修会にも積極的に参加するようにしています。

【母子生活支援施設】

- ・当事者主体の支援力の向上に向けて、「母子生活支援施設の支援者のためのガイドライン（令和4年3月）」を策定し、ガイドラインに基づき取組みを推進しています。
- ・当事者主体のソーシャルワーク力の向上に向けた人材育成のために、令和4年度より各施設に、当事者主体支援推進担当職員を配置すると同時に、定期的かつ継続的に研修を実施しています。

【里親、ファミリーホーム】

- ・社会的養護の担い手である里親としての役割や意義、子どもの権利擁護などの知識や児童の年齢に応じた養育に必要な専門的知識を学ぶ研修や施設等での実習、里親同士の交流会を通じて、里親の養育力向上を図っています。

【フォスタリング機関】

- ・里親支援機関としての専門性向上のため、外部の専門研修に参加したり、月1回外部の専門の方よりスーパーバイズしてもらう体制を構築するなど、専門性向上に向けた取組みを行っています。

【その他（各サービス提供者）】

- ・区が実施する研修に参加する機会を設ける等、児童福祉についての専門知識や区の実情等への理解を進め、適切に事業を執行できるよう努めています。

(3) 課題

- ・近年、ケアニーズが高い児童、不登校の児童等が増えてきており、個別対応ケースや複数かつ様々な職種の職員での対応が必要になってきています。
- ・人材育成・人材確保は、行政（児童相談所・子ども家庭支援センター）、児童福祉施設等、里親含め、社会的養育に携わる全ての者の共通の今後の重要課題となっています。

(4) 今後の取組みの方向性

- 人材育成に向けた取組みの推進（人材育成研修計画の一層の充実等）
- 人材確保に向けた取組みの推進（こども家庭福祉の理解促進、魅力・やりがいの情報発信等）

<資源の整備量>

| 資源 | 現在の取組み状況 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 | 必要量 |
|---|----------|-------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 児童相談所内の組織的、継続的な研修体系の強化 | | | | | | | |
| 社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護所、里親・ファミリーホーム、施設、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数【再掲】 | | | | | | | |
| こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修等）の受講者数【再掲】 | | | 調整中 | | | | |
| ヤングケアラー支援に関する研修等の実施回数【再掲】 | | | | | | | |
| 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数【再掲】 | | | | | | | |
| 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数【再掲】 | | | | | | | |
| 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施【再掲】 | | | | | | | |
| 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数【再掲】 | | | | | | | |
| 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数【再掲】 | | | | | | | |
| こども家庭福祉の魅力・やりがい情報発信の実施回数 | | | | | | | |

【調整中】仮試算（令和6年7月29日時点）

※都区間においては、児童養護施設等を広域利用しているため、「代替養育を必要とする児童数」の推計方法について、都区間の整合性を図る必要があることから、今後、都及び他児童相談所設置区との調整次第で、推計方法等を変更する可能性があります。

第5章 代替養育を必要とする児童数の再推計と確保量

1 代替養育を必要とする児童数の再推計

【現行計画における推計方法】

- (1) 令和3年から令和11年までの世田谷区の児童人口（0歳～17歳）
推計方法：世田谷区将来児童人口推計（平成29年7月）をもとに推計
- (2) 新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）
推計方法：養護相談件数、養護相談件数の推計値に対する新規措置比率（都の比率）から推計
- (3) 自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）
推計方法：在籍児童数の推計値に対する退所児童比率（都の比率）から推計
- (4) 潜在需要
推計方法：①在宅指導中児童数の推計値のうち「施設・里親等の利用が可能だったが、児童本人の希望等により利用しなかった」割合（都の比率）より、潜在需要として推計
②虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検（文科省）結果を活用し、都の比率を用いて「潜在的な児童虐待事案のうち入所措置等を必要とする可能性のある児童」を推計
- (5) (1)～(4)を踏まえ、各年度における代替養育が必要な児童数を推計

【算定式】

代替養育を必要とする児童数の推計＝

現在の措置児童数＋（新規措置児童数－退所児童数）＋（潜在需要の推計①＋②）

※現行計画（令和3年4月時点）においては、世田谷区児童相談所を開設して日が浅く、過去の実績がなかったため、都の推計方法や都の比率を用いて、世田谷区将来児童人口推計をもとに推計を行いました。

【再推計にあたっての考え方】

現行計画（令和3年4月時点）の推計値とこれまでの実績に大きな乖離があることから、中間見直しにおいて、再推計を行います。

再推計にあたっては、都区間においては、児童養護施設等を広域利用しているため、「代替養育を必要とする児童数と確保量」の推計方法について、都区間の整合性を図る必要があることから、基本的には、都と同一の推計方法を用いて推計を行い、この間の実績を踏まえ、区の比率を用いて算定を行います。

潜在需要②については、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」にもとづき、「予防的支援による家庭維持の見込み数」を新たに算出します。

【再推計方法】

(1) 令和7年から令和11年までの世田谷区の児童人口推計（0歳～17歳）

推計方法：世田谷区将来児童人口推計（令和5年7月）をもとに推計

(2) 新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）

推計方法：養護相談件数、養護相談件数に対する新規措置児童数の区の実績（区の比率）から推計

(3) 自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）

推計方法：在籍児童数に対する退所児童数の区の実績（区の比率）から推計

(4) 潜在需要

推計方法：①世田谷区児童相談所への調査で、在宅指導中の児童のうち「施設・里親等の利用が可能だったが、児童本人の希望等により利用しなかった」割合を把握し、潜在需要として推計

NEW

②在宅指導中児童で、施設等の利用が可能であったが利用できなかった児童のうち、家庭支援事業（ショートステイ事業、養育支援等ホームヘルパー訪問事業）を利用して家庭維持をしている児童数を把握し潜在需要（予防的支援による家庭維持の見込み数）として推計

(5) (1)～(4) を踏まえ、各年度における代替養育が必要な児童数を推計

【算定式】

代替養育を必要とする児童数の推計＝

現在の措置児童数＋(新規措置児童数－退所児童数)＋(潜在需要の推計①－潜在需要の推計②)

(1) 令和7年から令和11年までの世田谷区の児童人口推計（0歳～17歳）

| 区 分 | R5年度 (実績) | R7年度 (5年目) | R8年度 (6年目) | R9年度 (7年目) | R10年度 (8年目) | R11年度 (9年目) |
|--------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 児童人口推計 | 127,140人 | 125,317人 | 124,162人 | 122,837人 | 121,388人 | 119,561人 |

※「世田谷区将来児童人口推計(令和5年7月)」より

(2) 新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）の再推計

<これまでの実績値> ※各年度3月31日時点（児童人口は各年1月1日現在）

| 実績値 | 区 分 | R2年度 | R3年度 (1年目) | R4年度 (2年目) | R5年度 (3年目) |
|---------|--------|----------|---------------|---------------|---------------|
| | 児童人口 | 128,581人 | 128,949人 | 128,158人 | 127,140人 |
| 相談件数 | 1,431人 | 1,579人 | 1,650人 | 1,648人 | |
| 新規措置比率 | 1.54% | 1.71% | 1.45% | 1.64% | |
| 新規措置児童数 | 22人 | 27人 | 24人 | 27人 | |

- 児童人口は令和3年度をピークに減少傾向にあるものの、相談件数（令和5年度実績除く）は増加傾向にあります。

【再推計方法】

児童人口推計をもとに、児童相談所における養護相談対応件数を推計（相談件数推計）します。

相談件数推計は、令和4年度から令和5年度までの相談件数を児童人口で割った比率の平均1.30%を児童人口推計に掛けて算出します。

新規措置児童数推計は、令和3年度から令和5年度までの新規措置比率の平均1.60%を相談件数推計に掛けて算出します。

<再推計値（令和6年7月29日時点）>

| 再推計値 | 区 分 | R5年度 (実績) | R7年度 (5年目) | R8年度 (6年目) | R9年度 (7年目) | R10年度 (8年目) | R11年度 (9年目) |
|---------|--------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | 児童人口推計 | 127,140人 | 125,317人 | 124,162人 | 122,837人 | 121,388人 | 119,561人 |
| 相談件数推計 | 1,648人 | 1,629人 | 1,614人 | 1,597人 | 1,578人 | 1,554人 | |
| 新規措置比率 | 1.64% | 1.60% | 1.60% | 1.60% | 1.60% | 1.60% | |
| 新規措置児童数 | 27人 | 26人 | 26人 | 26人 | 25人 | 25人 | |

(3) 自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）の再推計

<これまでの実績値>

| 実績値 | 区分 | R2年度 | R3年度 (1年目) | R4年度 (2年目) | R5年度 (3年目) |
|---------|----------|--------|---------------|---------------|---------------|
| | 前年度措置児童数 | 122人 | 101人 | 105人 | 93人 |
| 退所児童数比率 | 35.25% | 22.77% | 34.29% | 33.33% | |
| 退所児童数 | 43人 | 23人 | 36人 | 31人 | |

【再推計方法】

自立や家庭復帰、養子縁組成立等により、代替養育の必要がなくなった児童を推計します。

前年度措置児童数に、措置児童数に対する退所児童数の比率（退所児童数比率）の令和4年度から5年度までの2か年平均33.8%を掛けて退所児童数を推計します。

<再推計値（令和6年7月29日時点）>

| 再推計値 | 区分 | R5年度 (実績) | R7年度 (5年目) | R8年度 (6年目) | R9年度 (7年目) | R10年度 (8年目) | R11年度 (9年目) |
|---------|----------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | 前年度措置児童数 | 93人 | 85人 | 82人 | 80人 | 79人 | 77人 |
| 退所児童数比率 | 33.33% | 33.8% | 33.8% | 33.8% | 33.8% | 33.8% | |
| 退所児童数 | 31人 | 29人 | 28人 | 27人 | 27人 | 26人 | |

(2)(3)の再推計により、各年度において、前年度の措置児童数に、新規措置児童数から退所児童数の差引を足した結果、**措置児童数の推計（再推計値）**は、以下のとおりとなります。

<再推計値（令和6年7月29日時点）>

| 再推計値 | 区分 | R5年度 (実績) | R7年度 (5年目) | R8年度 (6年目) | R9年度 (7年目) | R10年度 (8年目) | R11年度 (9年目) |
|------|-------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | 措置児童数 | 89人 | 82人 | 80人 | 79人 | 77人 | 76人 |

参考<これまでの実績値>

| 実績値 | 区分 | R2年度 | R3年度 (1年目) | R4年度 (2年目) | R5年度 (3年目) |
|-----|-------|------|---------------|---------------|---------------|
| | 措置児童数 | 101人 | 105人 | 93人 | 89人 |

(4) 潜在需要の再推計

【潜在需要①】在宅指導中で施設等の利用が可能であったが、児童本人が希望しなかったことなどにより利用できなかった児童数（再推計）

① 児童相談所による在宅指導中の児童数の推計値

<これまでの実績値> ※時点把握

| | | | | | |
|-----|----------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 実績値 | 区 分 | R2 年度 | R3 年度 (1 年目) | R4 年度 (2 年目) | R5 年度 (3 年目) |
| | 在宅指導中児童数 | 139 人 | 146 人 | 155 人 | 156 人 |

【再推計方法】

在宅指導中児童数が増加傾向にあることを踏まえ、令和3年度から令和5年度までの在宅指導中児童比率（児童人口に対する在宅指導中児童数の割合）の伸び率の平均0.005%を用いて在宅指導中児童比率を推計し、各年度における児童人口推計に掛けて、児童相談所による在宅指導中の児童数を推計します。

<再推計値（令和6年7月29日時点）>

※時点把握

| | | | | | | | |
|------|----------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 再推計値 | 区 分 | R5 年度 (実績) | R7 年度 (5 年目) | R8 年度 (6 年目) | R9 年度 (7 年目) | R10 年度 (8 年目) | R11 年度 (9 年目) |
| | 在宅指導中児童数 | 156 人 | 163 人 | 168 人 | 172 人 | 176 人 | 179 人 |

② 在宅指導中児童数に、施設等の利用が可能であったが、利用できなかった児童数の推計値

<これまでの実績値> ※年間把握

| | | |
|-----|-----|--------------|
| 実績値 | 区 分 | R5 年度 (3 年目) |
| | 施設 | 13 人 |
| | 里親 | 3 人 |
| | 合計 | 16 人 |

【再推計方法】

在宅指導中児童数に、施設等の利用が可能であったが、利用できなかった児童の割合（施設 8.3%、里親等 1.9%（令和5年度世田谷区児童相談所調査結果））を掛けます。

<再推計値（令和6年7月29日時点）>

※年間把握

| | | | | | | |
|------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 再推計値 | 区 分 | R7 年度 (5 年目) | R8 年度 (6 年目) | R9 年度 (7 年目) | R10 年度 (8 年目) | R11 年度 (9 年目) |
| | 施設 | 14 人 | 14 人 | 14 人 | 15 人 | 15 人 |
| | 里親 | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 |
| | 合計 | 17 人 | 17 人 | 17 人 | 18 人 | 18 人 |

【潜在需要の推計②（予防的支援による家庭維持の見込み数）（新規算定）】

【推計方法】

在宅指導中児童で、施設等の利用が可能であったが利用できなかった児童のうち家庭支援事業（ショートステイ事業、養育支援等ホームヘルパー訪問事業）を利用して家庭維持をしている児童数を推計します。

- ① 在宅指導中児童で、施設等の利用が可能であったが利用できなかった児童の推計値は、【潜在需要①】の推計値を用います。
- ② ①の児童のうち、家庭支援事業を利用している児童の割合（令和5年度実績25%）を掛けて、「予防的支援による家庭維持の見込み数」を算定します。

<（新規）推計値（令和6年7月29日時点）>

| | （新規）推計値 | | | | |
|----------------------------|---------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| | 区分 | R7年度 (5年目) | R8年度 (6年目) | R9年度 (7年目) | R10年度 (8年目) |
| ①在宅指導中で施設等の利用 ができなかった児童 | 17人 | 17人 | 17人 | 18人 | 18人 |
| ② ①のうち家庭支援事業 を利用している児童数 | 4人 | 4人 | 4人 | 5人 | 5人 |

(5) 代替養育が必要とする児童数の再推計【結果】

<現行計画の推計値(令和3年4月時点)>

| 推計値 | 区 分 | R2 年度 (10月1日現在) | R6 年度 (4年目) | R8 年度 (6年目) | R11 年度 (9年目) |
|---------|------|--------------------|----------------|----------------|-----------------|
| | 3歳未満 | 13人 | 26人 | 29人 | 32人 |
| 3歳以上就学前 | 8人 | 28人 | 31人 | 34人 | |
| 学童期以降 | 96人 | 202人 | 227人 | 251人 | |
| 合計 | 117人 | 256人 | 287人 | 317人 | |

<これまでの実績値>

※各年度3月31日時点

| 実績値 | 区 分 | R2 年度 (10月1日現在) | R3 年度 (1年目) | R4 年度 (2年目) | R5 年度 (3年目) |
|---------|------|--------------------|----------------|----------------|----------------|
| | 3歳未満 | 13人 | 12人 | 10人 | 5人 |
| 3歳以上就学前 | 8人 | 8人 | 4人 | 9人 | |
| 学童期以降 | 96人 | 85人 | 79人 | 75人 | |
| 合計 | 117人 | 105人 | 93人 | 89人 | |

【これまでの評価・分析】

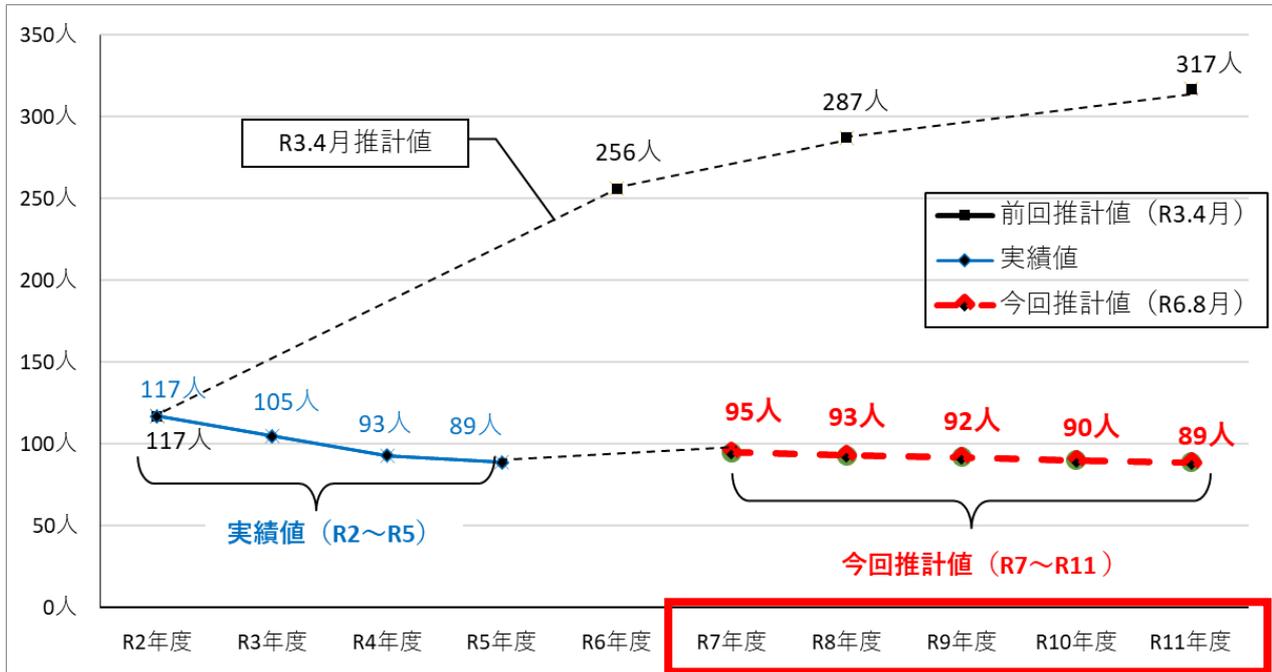
- ・区では、令和2年4月の児童相談所開設以降、
 - ①児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援(在宅支援)の実施
 - ②児童が家庭において養育されるよう、親子再統合支援等による家庭復帰に向けた取り組みの実施
 等の取り組みを重点的に行ってきた結果、代替養育が必要な児童数が減少しています。

<再推計値(令和6年7月29日時点)>

| 再推計値 | 区 分 | R5 年度 (実績) | R7 年度 (5年目) | R8 年度 (6年目) | R9 年度 (7年目) | R10 年度 (8年目) | R11 年度 (9年目) |
|------|-----|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 合計 | 89人 | 95人 | 93人 | 92人 | 90人 | 89人 |

- 再推計の結果、在宅指導中の児童数が増加傾向であることから、潜在需要を見込み、代替養育を必要とする児童数はほぼ横ばいの見込みとなりました。

<代替養育を必要とする児童数の推移>



措置児童の年齢別構成比率（令和3年度末～令和5年度末時点の3か年平均）を、各年度の代替養育を必要とする児童数に乗じて、**各年齢区分別の児童数**を算出します。

<再推計値【年齢区分別】（令和6年7月29日時点）>

| 再推計値 (年齢区分別) | 区分 | R5年度 (実績) | R7年度 (5年目) | R8年度 (6年目) | R9年度 (7年目) | R10年度 (8年目) | R11年度 (9年目) |
|-----------------|------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | 3歳未満 | | 6人 | 9人 | 9人 | 8人 | 8人 |
| 3歳以上就学前 | | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |
| 学童期以降 | | 92人 | 79人 | 77人 | 77人 | 75人 | 74人 |
| 合計 | | 105人 | 95人 | 93人 | 92人 | 90人 | 89人 |

2 里親等委託率及び登録数の目標（見直し）

（1）里親等委託率の目標値（見直し）

<現行計画の目標値(令和3年4月時点)>

| 区分 | R2年度 (10月1日時点) | R6年度 (4年目) | R8年度 (6年目) | R11年度 (9年目) |
|---------|-------------------|---------------|---------------|----------------|
| 3歳未満 | 4人 30.8% | 20人 76.9% | 22人 75.9% | 24人 75.0% |
| 3歳以上就学前 | 3人 37.5% | 21人 75.0% | 24人 77.4% | 26人 76.5% |
| 学童期以降 | 17人 17.7% | 101人 50.0% | 114人 50.2% | 126人 50.2% |
| 合計 | 24人 20.5% | 142人 55.5% | 160人 55.7% | 176人 55.5% |

見直し前

※%は里親等委託率

<これまでの実績値>

※各年度3月31日時点

| 区分 | R2年度 (10月1日時点) | R3年度 (1年目) | R4年度 (2年目) | R5年度 (3年目) |
|---------|-------------------|---------------|---------------|---------------|
| 3歳未満 | 4人 30.8% | 1人 8.3% | 2人 20.0% | 0人 0% |
| 3歳以上就学前 | 3人 37.5% | 3人 37.5% | 3人 75.0% | 6人 66.7% |
| 学童期以降 | 17人 17.7% | 21人 24.7% | 20人 25.3% | 20人 26.7% |
| 合計 | 24人 20.5% | 25人 23.8% | 25人 26.9% | 26人 29.2% |

実績値

※%は里親等委託率

【これまでの評価・分析】

- ・里親等委託の推進にあたっては、まずは家庭で養育されるように支援を行い、代替養育が必要になった子どもについても早期の家庭復帰を目指した結果、里親等委託率は微増していますが、目標の数値とは乖離が生じています。
- ・ですが、特に3歳児以上就学前児童については、乳児院から家庭復帰が見込まれない児童の場合の措置変更については里親等委託を優先し、またサインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入し、家庭復帰に向けて取り組んでいます。
- ・里親等への委託が進まない理由としては、児童が抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えていることや、実親が「里親に子どもをとられるのでは」といった不安を抱く傾向があり、里親等委託に対する同意を得ることが難しいこと等が挙げられます。また、中途養育の難しさや、近年、ケアニーズが高い児童が増えてきており、子どもの最善の利益の観点からも、専門的ケアを行うことができる施設等への措置を行うケースがあります。
- ・一方で、とりわけ乳幼児については、愛着形成において重要な時期であることから、家庭養育優先原則を十分に踏まえ、里親等委託をさらに進める必要があります。
- ・加えて、子どもの最善の利益の観点から、できる限り家庭的環境において養育されるよう、里親への一時保護委託を優先しており、令和5年度には前年度比で3倍の一時保護委託を受け入れています。また、実親による養育が困難な事例については、実親の意思を確認の上、特別養子縁組の可能性を探り、特別養子縁組につなげることを基本方針としています。「里親等委託」という形ではなく、子どもの健やかな育ちを保障する様々な機会において、里親家庭の持つ資源を活用し、チーム養育として子どもを支える取組みを推進しています。

【見直しの方向性】

- ◆ 特に愛着形成において重要な時期である3歳未満の児童については、「家庭養育優先原則」にもとづき、乳幼児短期緊急里親の導入の検討により、令和11年度までに「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%）の達成を目指します。
- ◆ 学童期以降の児童については、専門的ケアが必要な児童が増えている状況等も鑑み、「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（学童期以降50%以上）を目標値に置くのではなく、子どもの最善の利益の観点から、個々の状況に応じた措置を行うことを方針とします。
- ◆ 目標値は下げますが、里親等への委託が進んでいる先進自治体の取組み等を参考に、児童相談所の体制強化や実親の理解を得やすくするための取組み、未委託家庭の養育力向上に向けた取組み等により、里親等委託のさらなる推進を進めます。

<見直し後の目標値（令和6年7月29日時点）>

【考え方】

- 「代替養育を必要とする児童数の推計」に基づき、3歳未満については、令和11年度に「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%以上）の達成を目指します。
- 3歳以上就学前については、これまでの取組みを継続し、令和4年度の75.0%を維持し、目標値として設定します。
- 学童期以降については、令和5年度に前年度比で1.4%増加していることから、これまでの取組みをさらに進め、令和11年度までに令和5年度実績から+8.4%上げることを目標に、目指すべき里親委託数は次のとおりとします。

| 区分 | R5年度 (実績) | R7年度 (5年目) | R8年度 (6年目) | R9年度 (7年目) | R10年度 (8年目) | R11年度 (9年目) |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------------|
| 3歳未満 | 0人 0% | 2人 25.0% | 3人 37.5% | 4人 50.0% | 5人 62.5% | 6人 75.0% |
| 3歳以上就学前 | 6人 66.70% | 5人 75.0% | 5人 75.0% | 5人 75.0% | 5人 75.0% | 5人 75.0% |
| 学童期以降 | 20人 26.70% | 24人 29.5% | 24人 30.9% | 25人 32.3% | 25人 33.7% | 26人 35.1% |
| 合計 | 26人 29.20% | 31人 32.6% | 32人 34.4% | 34人 37.0% | 35人 38.9% | 37人 41.6% |

※%は里親等委託率

【参考：一時保護委託を受けている区内里親数】

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|--------|-----------|----------|---------|-----------|
| 一時保護委託 | 15(区児童15) | 10(区児童8) | 9(区児童9) | 33(区児童28) |

【参考：区内里親における特別養子縁組の成立状況】

| | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 特別養子縁組の成立状況 | 5件(区児童1件) | 4件(区児童1件) | 3件(区児童1件) |

(2) 里親等登録数の目標値（見直し）

<現行計画の目標値(令和3年4月時点)>

| 見直し前 | 区分 | R2年度 (10月1日時点) | R6年度 (4年目) | R8年度 (6年目) | R11年度 (9年目) |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|---------------|---------------|----------------|
| | 里親等委託数 (目標)(A) | 24人 | 142人 | 160人 | 176人 |
| 里親等登録数 ($A \times 1.49$ ※) | 44家庭 | 212家庭 | 238家庭 | 262家庭 | |

※里親等委託数の目標数に対し、必要となる登録家庭数の係数

<これまでの実績値>

※各年度3月31日時点

| 実績値 | 区分 | R2年度 (10月1日時点) | R3年度 (1年目) | R4年度 (2年目) | R5年度 (3年目) |
|--------|--------|-------------------|---------------|---------------|---------------|
| | 里親等委託数 | 24人 | 24人 | 29人 | 31人 |
| 里親等登録数 | 44家庭 | 50家庭 | 64家庭 | 66家庭 | |

- 里親等登録数を増やすため、東名高速道路への横断幕の設置や制度説明会の実施、SNS等を活用した普及啓発等の取組みを進め、児童相談所開設以降、着実に里親登録数は増えていますが、目標の数値とは乖離が生じています。

<見直し後の目標値（令和6年7月29日時点）>

【算定方法】

区における令和5年度末時点の全里親等登録家庭のうち、委託中の家庭は約47.0%であったことを踏まえると、里親等委託すべき児童数の約2.13倍の登録家庭が必要になると見込まれます。

里親等登録が進んでいる自治体ほど、里親等委託率が高いという実態があること、また近年、ケアニーズが高い児童が増えてきており、子どもの最善の利益を第一に里親等委託（子どもと里親のマッチング）を進めるためにも、里親等登録数をさらに増やす必要があります。

これに基づき、各年度における里親等委託数の目標数に対し、必要となる登録家庭数の係数（2.13倍）を乗じ、令和2年度から令和5年度までの里親等登録数の伸び率の平均115%を加味すると、各年度における登録家庭数の必要見込み量は下表のとおりと見込まれ、この見込み量をもって区の里親等登録数の目標整備量として定めます。

見直し後の
目標値

| 区分 | R5年度 (実績) | R7年度 (5年目) | R8年度 (6年目) | R9年度 (7年目) | R10年度 (8年目) | R11年度 (9年目) |
|--------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 里親等委託数 (目標) (A) | 31人 | 31人 | 32人 | 34人 | 35人 | 37人 |
| 里親等登録数 (A×2.13×伸 び率115%) | 66家庭 | 76家庭 | 78家庭 | 83家庭 | 86家庭 | 91家庭 |

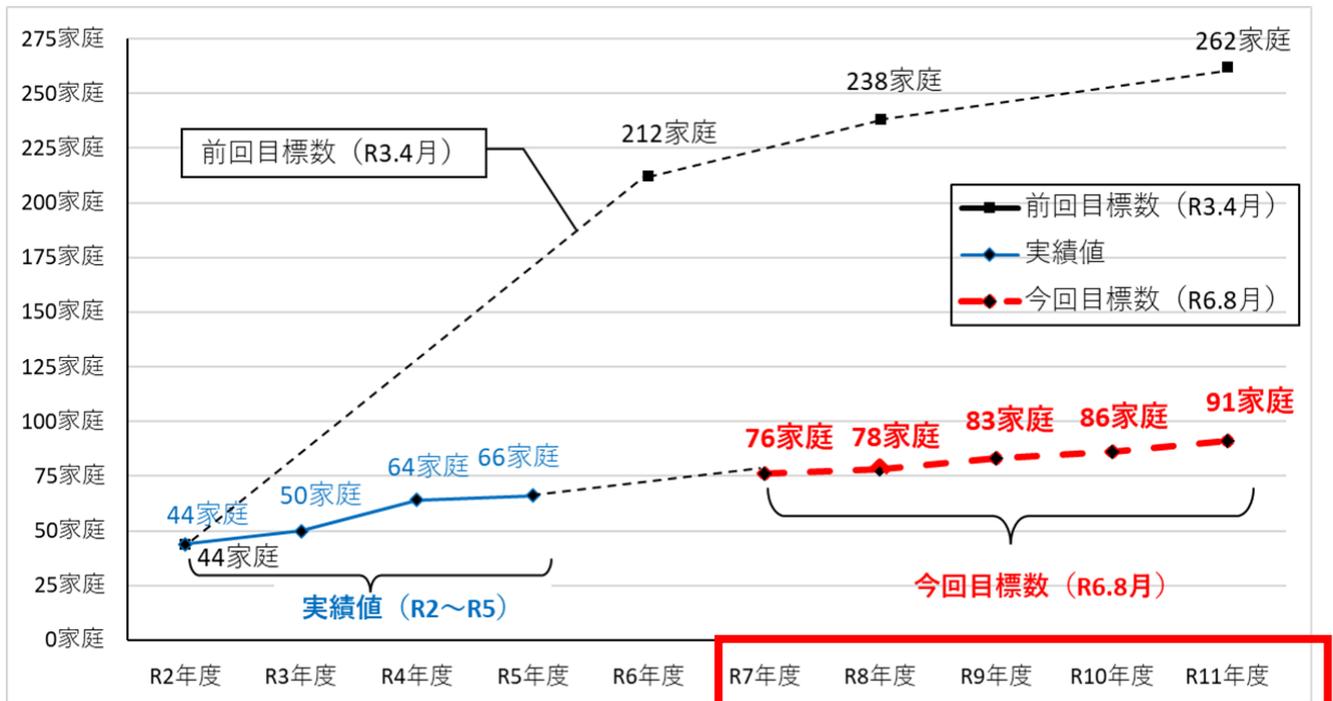
【見直しの考え方】

①代替養育を必要とする児童数の減少 ②里親等委託率の見直し

により、令和3年4月の里親等登録数の目標数を下方修正し、新たな里親等登録数の目標数を設定します。

現行計画の目標数より下がりますが、子どもと里親のマッチングのために十分な里親数を確保する必要があることから、里親等登録数を増やすための取組みを推進します。

<里親等登録数の目標数の推移>



3 施設での養育が必要な児童数（再推計）

（１）施設で養育が必要な児童数（再推計）

< 現行計画の推計値（令和3年4月時点） >

< これまでの実績値 >

※各年度3月31日時点

実績値

| 区 分 | R2年度 (10月1日現在) | R3年度 (1年目) | R4年度 (2年目) | R5年度 (3年目) |
|---------|-------------------|---------------|---------------|---------------|
| 3歳未満 | 7人 | 11人 | 8人 | 5人 |
| 3歳以上就学前 | 7人 | 5人 | 1人 | 3人 |
| 学童期以降 | 79人 | 64人 | 59人 | 55人 |
| 合計 | 93人 | 80人 | 68人 | 63人 |

< 再推計値（令和6年7月29日時点） >

【再推計方法】

代替養育を必要とする児童数の推計から、里親等への委託児童数の推計を差し引き、施設での養育を必要な児童数を推計します。

再推計値

| 区 分 | R2年度 (10月1日現在) | R7年度 (5年目) | R8年度 (6年目) | R9年度 (7年目) | R10年度 (8年目) | R11年度 (9年目) |
|---------|-------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 3歳未満 | 7人 | 7人 | 6人 | 4人 | 3人 | 2人 |
| 3歳以上就学前 | 7人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 学童期以降 | 79人 | 55人 | 53人 | 52人 | 50人 | 48人 |
| 合計 | 93人 | 64人 | 61人 | 58人 | 55人 | 52人 |

(2) 必要な施設定員数

<現行計画の推計値(令和3年4月時点)>

| 推計値 | 区 分 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R8年度 | R11年度 |
|-----|------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | (10月1日現在) | (1年目) | (2年目) | (3年目) | (4年目) | (6年目) | (9年目) |
| | 3歳未満 | — | 2人 | 4人 | 6人 | 8人 | 9人 | 10人 |
| | 3歳以上就学前 | — | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 8人 |
| | 学童期以降 | — | 103人 | 104人 | 105人 | 106人 | 119人 | 132人 |
| | 合計 | 110人 | 112人 | 115人 | 118人 | 121人 | 135人 | 150人 |
| | 合計(3歳未満除く) | | 110人 | 111人 | 112人 | 113人 | 126人 | 140人 |

※「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画(令和3年12月)」より

<これまでの実績値>

※各年度3月31日時点

| 実績値 | 区 分 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----|-----|-----------|-------|-------|-------|
| | | (10月1日現在) | (1年目) | (2年目) | (3年目) |
| | 合計 | 110人 | 110人 | 112人 | 112人 |

※区内児童養護施設においては年齢区分による施設定員の区分けは行っていません。

- 区内児童養護施設においては、これまで施設整備等を行い、必要な施設定員数を確保しています。

【参考：区内施設の入所状況】

| | R3年度 (3月31日時点) | | R3年度(1年目) | | R4年度(2年目) | | R5年度(3年目) | |
|-----------|-------------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 入所児童数 | 95 | (うち区の児童10) | 95 | (うち区の児童13) | 93 | (うち区の児童14) | 100 | (うち区の児童14) |
| ■ 本体施設 | 46 | (うち区の児童2) | 49 | (うち区の児童6) | 46 | (うち区の児童9) | 48 | (うち区の児童12) |
| ■ グループホーム | 49 | (うち区の児童8) | 46 | (うち区の児童7) | 47 | (うち区の児童5) | 52 | (うち区の児童2) |

【施設定員数の考え方】

- 区には乳児院がないことから、乳児院への措置が必要な場合は、区外の乳児院への入所措置を行っています。引き続き、区外の乳児院との連携を図りながら、必要量の確保に努めるものとします。
- 都区間においては児童養護施設等を広域利用しており、令和5年度においては、施設入所児童数の約8割以上が他自治体から措置されていること、また、これまでの施設の入所率の状況等も鑑み、現在の施設の定員数を維持する必要があります。

(3) 児童養護施設の小規模かつ地域分散化の目標（見直し）

令和3年12月に策定した「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」においては、令和6年度までの児童養護施設の小規模かつ地域分散化の目標を定めており、令和7年度以降の取組みについては、世田谷区社会的養育推進計画の見直しに合わせて、改めて検討するとしていました。

中間見直しに合わせて、令和7年度以降の目標については、本計画に内包し、目標を定めます。

調整中

第6章 参考資料

1 計画策定の経過

(1) 世田谷区児童福祉審議会臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）による検討

本計画の策定にあたっては、学識経験者や児童養護施設関係者、区民委員等で構成される「世田谷区児童福祉審議会」のもとに臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）を設置し、計画内容について検討いただきました。

【世田谷区児童福祉審議会の審議経過】

| 年度 | 開催日 | 主な議題 |
|-------|--------------|---|
| 令和5年度 | 令和6年1月19日(金) | 世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)の策定にあたっての考え方について(諮問) |
| 令和6年度 | 令和6年6月28日(金) | 臨時部会(世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)に関する検討部会)の検討状況について |
| | | 今後記載を予定 |

【臨時部会(世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)に関する検討部会)の審議経過】

| 年度 | 部会 | 開催日 | 主な議題 |
|-------|-----|--------------|---|
| 令和5年度 | 第1回 | 令和6年2月28日(水) | ・見直しの進め方について ・現行計画の取組み状況の評価・検証について |
| | 第2回 | 令和6年3月25日(月) | ・現行計画の取組み状況の評価・検証について ・ヒアリングの実施方法についての検討 |
| 令和6年度 | 第3回 | 令和6年4月14日(日) | ・支援者ヒアリング(里親、児童養護施設等職員) |
| | 第4回 | 令和6年5月20日(月) | ・骨子案(案)について |
| | 第5回 | 令和6年7月 1日(月) | ・素案(案)について |
| | 第6回 | | 今後記載を予定 |
| | 第7回 | | |

【世田谷区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿】

| | 氏名 | 所属等 |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 明石 眞弓 | 世田谷区民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長 |
| 2 | 池田 清貴 | 弁護士 |
| 3 | ◎ 川松 亮 | 明星大学人文学部福祉実践学科 常勤教授 |
| 4 | 田中 れいか | 一般社団法人たすけあい 代表理事 |
| 5 | 能登 和子 | NPO 法人東京養育家庭の会 理事長 |
| 6 | 平本 玲子 | 東京恵明学園乳児部 施設長 |
| 7 | 松田 雄年 | 児童養護施設 東京家庭学校 校長 |
| 8 | 松原 康雄 | 明治学院大学 名誉教授 |
| 9 | 山本 真知子 | 大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科 准教授 |

(五十音順、敬称略、◎部会長)

(2) ヒアリング調査、アンケート調査

本計画の策定にあたっては、子ども、支援者へのヒアリング調査、アンケート調査を実施しています。調査の概要は下表のとおりです。

【ヒアリング調査 概要】

| | | |
|------|---|---|
| 調査対象 | 【子ども】 | ①一時保護所入所児童 ②児童養護施設入所児童 ③里子 ④児童養護施設退所者等 |
| | 【支援者】 | ①里親家庭(養育里親・養子縁組里親) ②児童養護施設職員、自立援助ホーム職員 |
| 実施方法 | ・子どもヒアリングについては、児童福祉審議会臨時部会委員及び区職員が現地に伺い、座談会形式で対面にて実施した。 ・支援者ヒアリングについては、児童福祉審議会臨時部会(第3回)にて実施した。 | |
| 実施時期 | 【子ども】5月8日(水)、5月12日(日)、6月15日(土)、6月16日(日) 【支援者】4月14日(日) | |
| 参加者数 | 【子ども】31名 【支援者】12名 | |

【アンケート調査 概要】

| | |
|--------|--|
| 調査対象 | ① 区内外の児童養護施設で生活する区措置児童(小～高校生) ② 区内外の里親に委託されている区措置児童(小～高校生) ③ 区児童相談所または子ども家庭支援センターが関わり、在宅での児童福祉司指導や在宅支援※を受けている要保護児童(小～高校生) ※学生ボランティア派遣事業、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を利用中 または 区内母子生活支援施設に入居中 ④ 区内外の自立援助ホームで生活する区が委託した若者 ⑤ 児童養護施設退所者等 |
| 実施方法 | 郵送配布、郵送回収・インターネット回答 |
| 実施時期 | 令和6年5月27日(月)～6月10日(月) |
| 回答率(数) | 【全体】39.1%(配布数:243件 回答数:95件) |

※調査結果は、「世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)アンケート調査(概要)」のとおり

ヒアリング実施結果について

1 ヒアリング概要

| | | |
|------|--|---|
| 目的 | 「世田谷区社会的養育推進計画(令和3年度～令和11年度)」の見直しにあたり、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む)及び支援者の意見を十分に反映すること、また子どもにとっては、一人ひとりの意見がきちんと聴かれ、自分たちの声によって社会に何らかの影響を与えることができるという経験の場にすることを目的する。 | |
| 調査対象 | 【子ども】 | ①一時保護所入所児童 ②児童養護施設入所児童 ③里子 ④児童養護施設退所者等 |
| | 【支援者】 | ①里親家庭(養育里親・養子縁組里親) ②児童養護施設職員、自立援助ホーム職員 |
| 実施方法 | ・子どもヒアリングについては、児童福祉審議会臨時部会委員及び区職員が現地に伺い、座談会形式で対面にて実施した。 ・支援者ヒアリングについては、児童福祉審議会臨時部会(第3回)にて実施した。 | |
| 実施時期 | 【子ども】5月8日(水)、5月12日(日)、6月15日(土)、6月16日(日) 【支援者】4月14日(日) | |
| 参加者数 | 【子ども】31名 【支援者】12名 | |

2 ヒアリング実施結果

【子どもヒアリング】

子どもヒアリングの実施結果については、種別混在で、類似の意見をまとめて掲載する。

| | |
|------------|--|
| 子どもの権利について | <ul style="list-style-type: none"> ・困った時は施設の大人や学校の先生に言う。また、友だちに話したり、自分で解決したりする。 ・一時保護所では、生活のほとんどが大人に決められている。 |
| 児童相談所について | <ul style="list-style-type: none"> ・家に帰る時に、担当児童福祉司が心配してくれて、「帰って本当に大丈夫？ SOSを出してくれたから、(一時保護所に)居ても良いよ」と言ってくれた。 ・理想の児童福祉司は、話しやすく、しっかり話を聞いてくれて、守ってくれる人が良い。 ・はじめの頃は児童福祉司とよく会っていたが、保護期間が長くなってきたからか、最近はあまり会っていない。 |
| 一時保護所について | <ul style="list-style-type: none"> ・職員が話を聴いてくれるし、一緒に遊んでくれるところが良い。 ・信頼できる職員もいる。 ・小さい子の世話をさせられることが不満。(遊んでくれてありがとうと言われるけど、断れないだけで、遊びたくて遊んでいるわけではない。) ・大人の都合でここにいるのに我慢させられている。 |

| | |
|---------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員にずっといてほしい。 |
| 児童養護施設について | <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設での生活は楽しいと感じる。 ・嫌だったことを意見箱に入れたら変えてくれたことがあった。 ・グループホームによってルールが違う。大人の対応も違う。 ・理想の職員像としては、話しやすい職員、話分かる職員が良い。同性の方が話しやすい。 |
| 里親について | <ul style="list-style-type: none"> ・里母の側にいると安心する。 ・お願いごとや困ったことは、里親に言えている。困ったことはあまりない。 ・児童相談所の人はい会いに来てくれている。 ・実親のことを少しは知りたいと思う。 |
| 退所後支援について | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の子ども同士の情報伝達が大きい。ロールモデルを早くから知っておきたい。 ・家庭にいと親の仕事を見て、なんとなく仕事や社会を感じられるが施設にいと分からない。施設で「先輩の話聞く会」があるが、進学者(学生)の話が多いので、働いている人や社会人の話も聞きたい。色々な人生がある(社会経験)ことを知れると良い。 ・勉強会や情報アクセスできる手段を知れる場所があると良い。 ・子どもだけが頑張るのではなく(子どもが自分で情報を集めなくてすむように)、施設職員等に制度を知ってもらうことが大切ではないか。 ・事務代行よりも、子ども自身学びながらできるので、同伴支援のほうが良い。 |
| 意見表明等支援事業について | <p>【意見表明等支援員の人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しっかり話を聞いてちゃんと受け止めてくれる人。 ・客観的に(公正に)物事を見てくれる人。 ・施設のこともよく知っている施設側にたった発言をするかもしれないので、施設のことも知らなくても、社会一般的な見方をしてくれる人がいい。 <p>【頻度・タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ずっといてほしい。話したい時にそばにいてほしい。 |

【支援者ヒアリング】

①里親家庭(養育里親・養子縁組里親)

| | |
|----------------------|--|
| 里親を増やすにあたって必要な支援について | <ul style="list-style-type: none"> ・委託開始当初の時期は、里親も里子も不安定になるため、子どもの年齢に関係なく信頼関係を築いていくための時間が重要。養育休暇制度が導入されれば、共働き家庭も安心して里親登録できるのではないか。 ・里子を受託するにあたっては、行政からのサポートが手厚く、1人で抱え込まなくても良いという点が知られると、里子を養育する不安が軽減されて里親への関心を持ってもらえるのではないか。 |
| 里子を受託す | <ul style="list-style-type: none"> ・委託後3か月の間に、リフレッシュタイムや睡眠時間が確保できる制度やサ |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>るにあたって 必要な支援に ついて</p> | <p>ポートがあると良い。 ・委託前の長期外泊受入れ時、(里子が3歳を超えていたので)職場の育休制度が利用できず在宅勤務で対応した。勤務先に制度の特例を認めてもらえないときのサポート等があると良い。</p> |
| <p>地域理解につ いて</p> | <p>・血縁関係を前提とした社会(ex.検診等の近親者欄、出産エピソード等)になっているように感じるので、血のつながらない里親子のような家族の形があるということの地域理解が進んでほしい。 ・地域の子育て支援機関等に、里子に対する配慮の必要性等が伝わると、より利用しやすくなる。 ・小学校の卒業証書を通称名で作成してもらうのに苦労した経験がある。公的機関からの通知等について、通称名の使用を徹底してもらいたい。</p> |

②児童養護施設職員、自立援助ホーム職員

| | |
|---|--|
| <p>個別的ケアを 要する児童へ の支援につい て</p> | <p>・不登校の子どもは10年ほど前に比べると増えているが、ほとんどスクールも空き定員がなく、施設の中で行き詰まっている。 ・登校してから2時間目くらいまで、職員が付き添っていただけない子どももいるため、施設職員のシフトを組むのに苦慮している。 ・特性のある子どもが多く、退所後の支援機関に繋げる場合にどこに繋がればよいかわからない子どもが増えている。</p> |
| <p>在宅支援につ いて</p> | <p>・施設に来ることになった子どもの経緯から考えると、家庭にいる間に気軽にSOSが出せたり、ショートステイや一時保護でクールダウンができていたら違っていただけないかと思う子どもはいる。 ・中学生や高校生の家に居づらいうち子どもが立ち寄れる居場所があると良い。</p> |
| <p>退所児童への アフターケアに ついて</p> | <p>・施設の中で居場所をつくり、自立しても帰ってこられる居場所があると思ってもらえることが大事だと考えている。 ・今の職員体制でどこまで応えられるか難しい。</p> |
| <p>人材育成につ いて</p> | <p>・階層別研修を年間で組み、新任同士でグループディスカッションをしたり、先輩職員が入ってケース検討を行うことで、新任職員の考えや思いを先輩職員が把握するように努めている。 ・メンター制度を採り入れ、直属の上司ではない先輩が相談にのる機会を設けている。</p> |

世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)

アンケート結果(概要)

| | |
|-------------------------------|----|
| I 調査概要..... | 1 |
| 1 調査概要..... | 1 |
| 2 調査項目 | 2 |
| II 調査結果 | 4 |
| 1 児童養護施設、里子..... | 4 |
| 2 在宅指導・在宅支援中の要保護児童..... | 24 |
| 3 自立援助ホーム入所者、児童養護施設退所者等 | 41 |
| 参考資料..... | 51 |

I 調査概要

1 調査概要

| | |
|------------------|--|
| 調査目的 | 「世田谷区社会的養育推進計画(令和3年度～令和11年度)」の見直しにあたり、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む)の意見を十分に反映すること、また子どもにとっては、一人ひとりの意見がきちんと聴かれ、自分たちの声によって社会に何らかの影響を与えることができるという経験の場にするを目的とする。 |
| 調査対象 | ① 区内外の児童養護施設で生活する区措置児童(小～高校生) ② 区内外の里親に委託されている区措置児童(小～高校生) ③ 区児童相談所または子ども家庭支援センターが関わり、在宅での児童福祉司指導や在宅支援※を受けている要保護児童(小～高校生) (※学生ボランティア派遣事業、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を利用中 または 区内母子生活支援施設に入居中) ④ 区内外の自立援助ホームで生活する区が委託した若者 ⑤ 児童養護施設退所者等 |
| 配布方法 | 施設職員、利用事業の委託事業者、児童相談所の担当児童福祉司等を通じて手交 ※児童養護施設退所者等はインターネット回答のためのため、出身施設等を通じオンライン回答用 URL を周知 |
| 回答方法 | 返信用封筒による郵送回答または Logo フォームを利用したオンライン回答。 ※小学校低学年の児童は郵送回答のみ ※児童養護施設退所者等はインターネット回答のみ |
| 調査時期 | 令和6年5月27日(月)～6月10日(月) |
| 回収率 (7月10日時点) | 【全体】39.1%(配布:243件 回答:95件) ※速報時 89件 【内訳】 郵送回答:61件(64.2%) ※速報時 55件 インターネット回答:34件(35.8%) |

※回答のパーセンテージについては小数点以下1桁で切り上げているため、合計が一致しない場合がある。

2 調査項目

各調査対象への調査項目は次の表のとおり。

なお、同分類の設問であっても対象によって回答の選択肢を一部変更している。

| 分類 | 設問内容 | 対 象 | | | | |
|------------------|----------------------------|-----|---|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| 1自分自身について | 性別 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 学年 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 自立援助ホームに来る前の住まい | | | | ● | |
| 2普段考えていることについて | 自己肯定感、保護的体験の有無 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 3子どもの権利について | 差別の禁止 | ■ | ■ | ■ | | |
| | 守られる権利(大人と一緒に考えてくれる) | ● | ● | ● | | |
| | 育つ権利(心身の健全な育成) | ● | ● | ● | | |
| | 参加する権利(意見表明権) | ● | ● | ● | | |
| | 育つ権利(学習権) | ■ | ■ | ■ | | |
| | 育つ権利(遊ぶ権利、休む権利) | ● | ● | ● | | |
| | 相談先の把握 | ● | ● | ● | | |
| | 子どもの権利を守るための仕組み | | | ■ | | |
| 4子どもの意見表明について | 悩んでいること | ■ | ■ | ■ | ● | ● |
| | 相談相手の有無 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 相談相手 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 意見表明等支援事業【相談希望の有無】 | ● | ● | | | |
| | 意見表明等支援事業【頻度】 | ● | ● | | | |
| | 意見表明等支援事業【支援者】 | ● | ● | | | |
| | 意見表明等支援事業【意見表明の方法】 | ● | ● | | | |
| 5児童相談所について | 意見表明の有無 | ● | ● | ● | ● | |
| | 児相のケースワーク(担当児福司の来所の頻度) | ● | ● | ● | ● | |
| | 児童相談所への意見(自由記述) | ● | ● | ● | ● | |
| 6子ども家庭支援センターについて | 子ども家庭支援センター(ケースワーカー)の認知度 | | | ● | | |
| | 意見表明の有無 | | | ● | | |
| | 子家センのケースワーク(ケースワーカーの来所の頻度) | | | ● | | |
| | 子家センへの意見(自由記述) | | | ● | | |

| | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|---|---|---|---|---|
| 7児童養護施設 について | 生活上の不満 | ● | | | | |
| | 不満に対する相談相手 | ● | | | | |
| | 理想の職員像 | ● | | | | |
| | 児童養護施設への意見(自由記述) | ● | | | | |
| 8里親について | 生活上の不満 | | ● | | | |
| | 不満に対する相談相手 | | ● | | | |
| | 理想の里親像 | | ● | | | |
| | 里親への意見(自由記述) | | ● | | | |
| 9自立援助ホー ムについて | 生活上の不満 | | | | ● | |
| | 不満に対する相談相手 | | | | ● | |
| | 理想の職員像 | | | | ● | |
| | 自立援助ホームへの意見(自由記述) | | | | ● | |
| 10 自立につ いて | 自立に向けて不安なこと | | | | ● | |
| | 自立後にあったら使いたい支援 | | | | ● | |
| 11 退所後に必 要な支援につ いて | 退所後困ったこと・不安だったこと | | | | | ● |
| | 入所中に知りたかった支援 | | | | | ● |
| | 退所後にあったら使いたい支援の有無 | | | | | ● |
| | せたエールの認知度 | | | | | ● |
| 12 母子生活支 援施設につ いて | 生活上の不満 | | | ※ | | |
| | 不満に対する相談相手 | | | ※ | | |
| | 理想の職員像 | | | ※ | | |
| | 母子生活支援施設への意見(自由記述) | | | ※ | | |
| 13 公的サービ スについて | 現在利用しているサービスの種別 | | | ● | | |
| | 現在利用しているサービスの満足度 | | | ● | | |
| | (不満と答えた人対象)不満の理由 | | | ● | | |
| | 安心できる居場所の有無 | ● | ● | ● | ● | |
| | 安心できる居場所の姿 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 緊急時のシェルターについて | | | | | ● | |
| 14 進路につ いて | 進学希望の有無・種別 | ▲ | ▲ | ▲ | | |
| | 20年後のイメージ | ▲ | ▲ | ▲ | | |
| | 施設を出た後の必要な支援(自由記述) | ▲ | ▲ | ▲ | | |
| 15 その他 | 区への意見(自由記述) | ● | ● | ● | ● | ● |
| | アンケートに対する意見(自由記述) | ■ | ■ | ■ | ● | ● |

※ 在宅支援を受けている要保護児童のうち、母子生活支援施設入所児童のみ

■:中学生以上、▲:小学校高学年以上

分類1～3の設問は、令和5年度に実施した「(仮称)世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)」の策定にあたり実施した、世田谷区小学生・中学生調査と共通している。

Ⅱ 調査結果

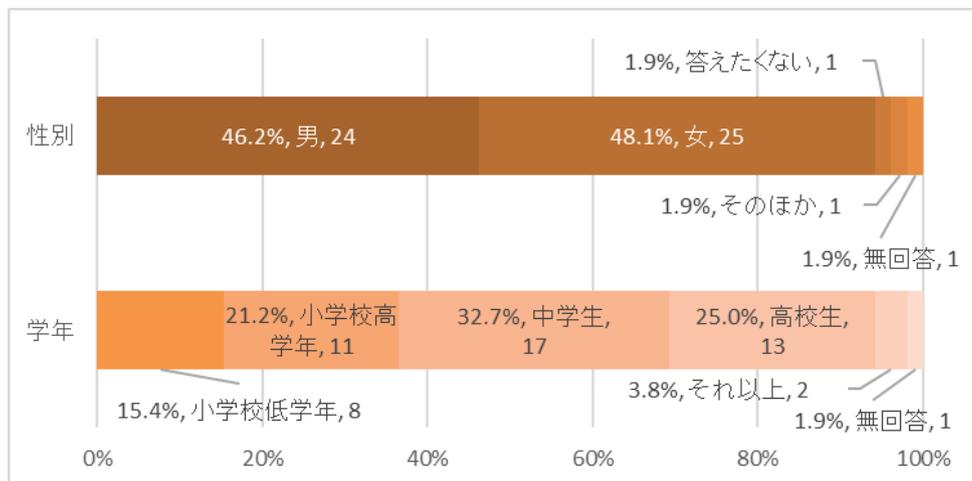
1 児童養護施設、里子

アンケート調査票 50 ページ

| | |
|-----------|---|
| 配布数 | 80 件(児童養護施設 58 件、里子 22 件) |
| 回答数 内訳 | 52 件(児童養護施設 42 件、里子 10 件) 郵送回答 45 件/インターネット回答 5 件 |
| 回答率 | 65.0% ※速報時 60.0% (児童養護施設 72.4%、里子 45.5%) |
| 設問 | 分類1 自分自身について 分類2 普段考えていることについて 分類3 子どもの権利について 分類4 子どもの意見表明について 分類5 児童相談所について 分類6 児童養護施設について/分類7 里親について 分類13 公的サービスについて 分類14 進路について 分類15 その他 |

(分類1)自分自身について

- 52 件の回答のうち、「男子・男性」が 24 件(46.2%)、「女子・女性」が 25 件(48.1%)、「そのほか」、「答えたくない」、無回答がそれぞれ1件(各 1.9%)あった。
- 学年別の回答数は、以下のとおりである。
 - ・小学校低学年:8 件(1年生0件、2年生 2 件、3年生6件)
 - ・小学校高学年:11件(4年生4件、5年生6件、6年生1件)
 - ・中学生:17 件(1年生6件、2年生6件、3年生5件)
 - ・高校生以上:15件
 - ・無回答:1件



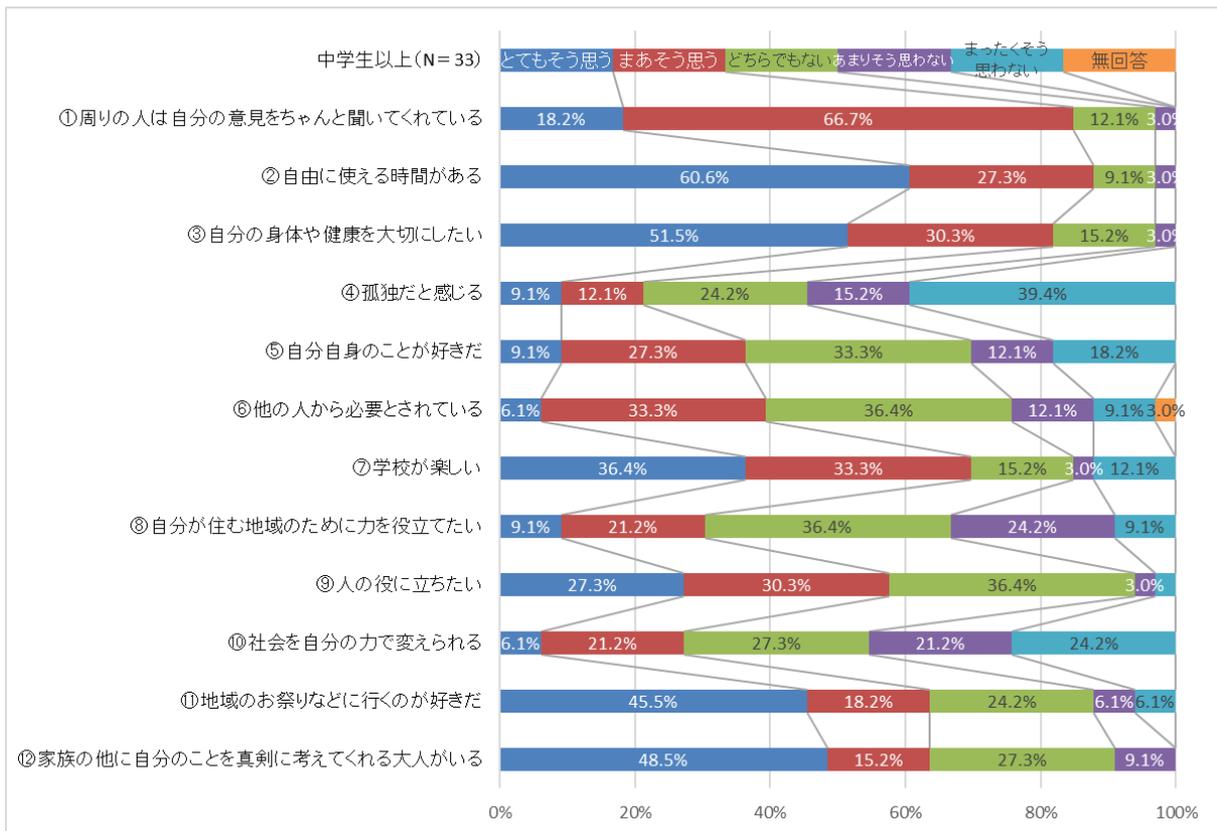
(分類2) 普段考えていることについて

- 自己肯定感や保護的体験の有無に関する以下の12問(小学校低学年・高学年は7問)について、中学生以上には「とてもそう思う」、「まあそう思う」、「どちらでもない」、「あまりそう思わない」、「まったくそう思わない」の5段階評価、小学校低学年・高学年には「はい」、「いいえ」、「どちらでもない」の3段階評価でたずねた。

【中学生以上】

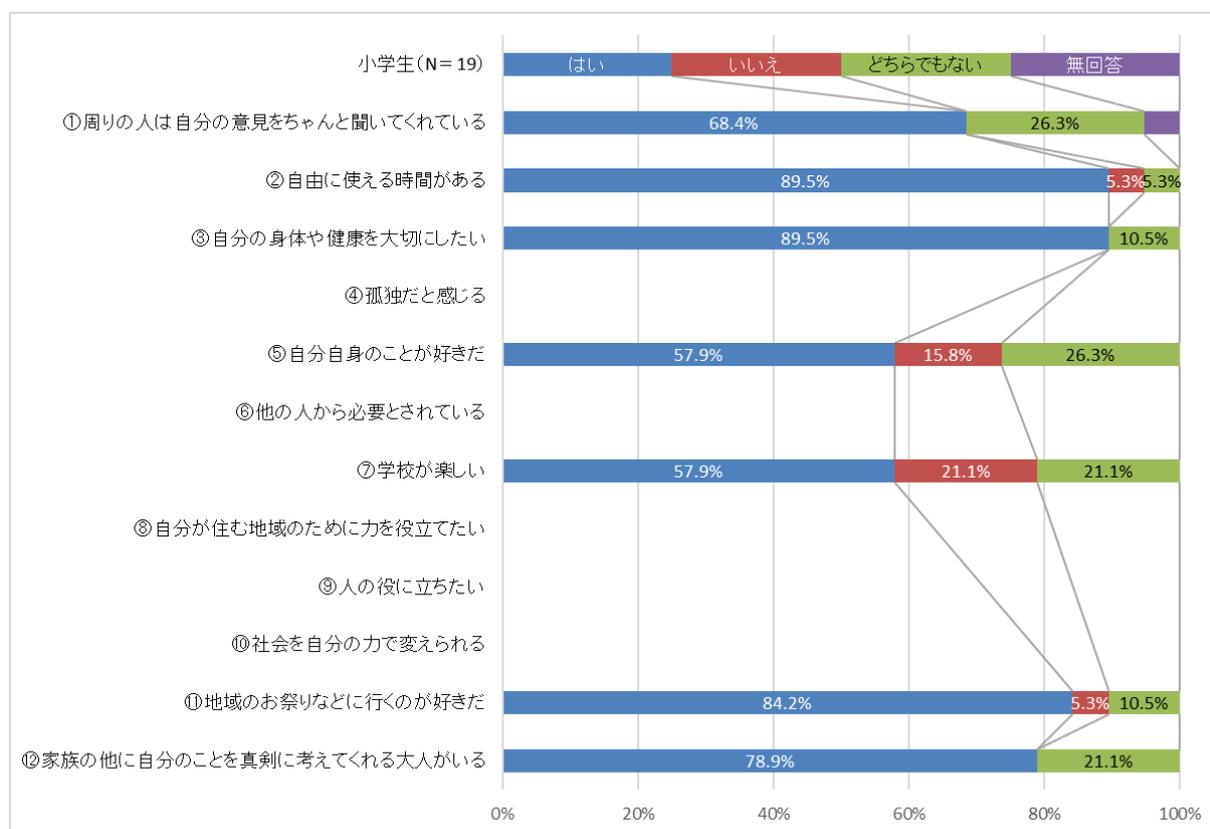
「とてもそう思う」「まあそう思う」をあわせた割合は、「②自由に使える時間がある(87.9%)」で最も高く、「①周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている(84.8%)」、「③自分の身体や健康を大切にしたい(81.8%)」が続いた。

一方、「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」をあわせた割合が高かったのは「④孤独だと感じる」で54.5%、次いで「⑩社会を自分の力で変えられる」で45.5%であった。



【小学生(低学年・高学年)】

「はい」の割合は、「②自由に使える時間がある」、「③自分の身体や健康を大切にしたい」で最も高く 89.5%であった。次に、「⑪地域のお祭りなどに行くのが好きだ」が 84.2%で続いた。

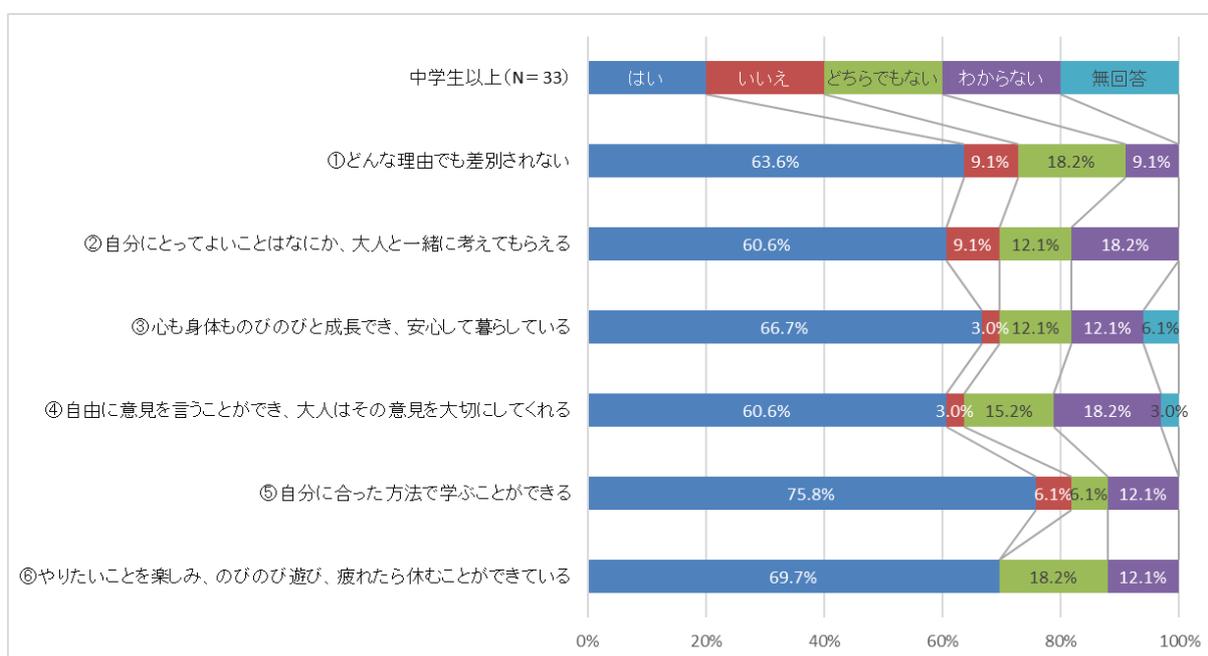


(分類3)子どもの権利について

- 子どもの権利に関する以下の6問(小学校低学年は4問)について、「はい」、「いいえ」、「どちらでもない」、「わからない」の4段階評価でたずねた。

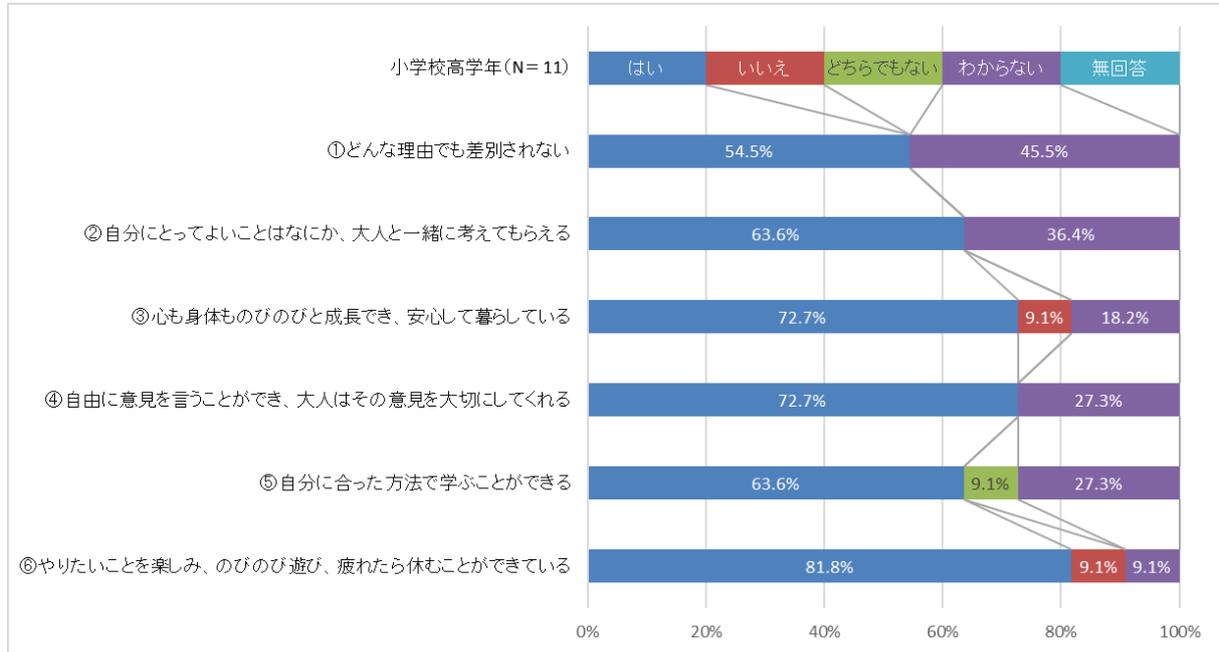
【中学生以上】

「はい」の割合は、「⑤自分に合った方法で学ぶことができる(75.8%)」が最も高く、その次に「⑥やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる(69.7%)」、「③心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている(66.7%)」が続いた。

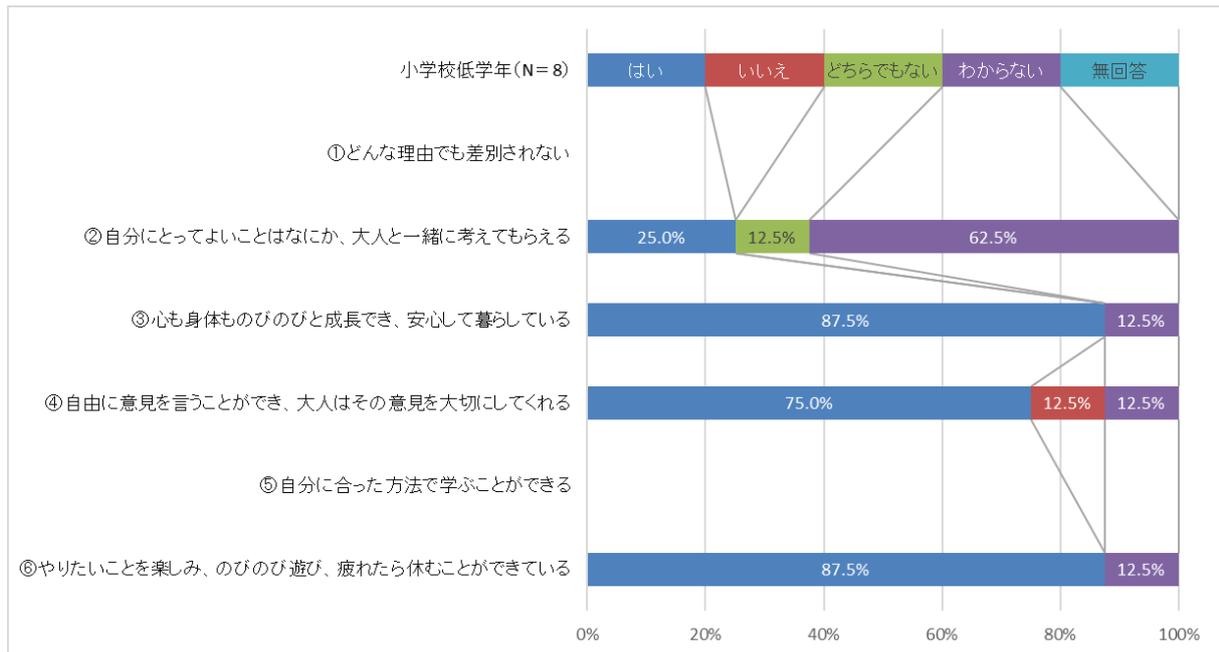


【小学校高学年】

「はい」の割合は、⑥やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる(81.8%)」が最も高く、「③心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている(72.7%)」と「④自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる(72.7%)」が並んだ。



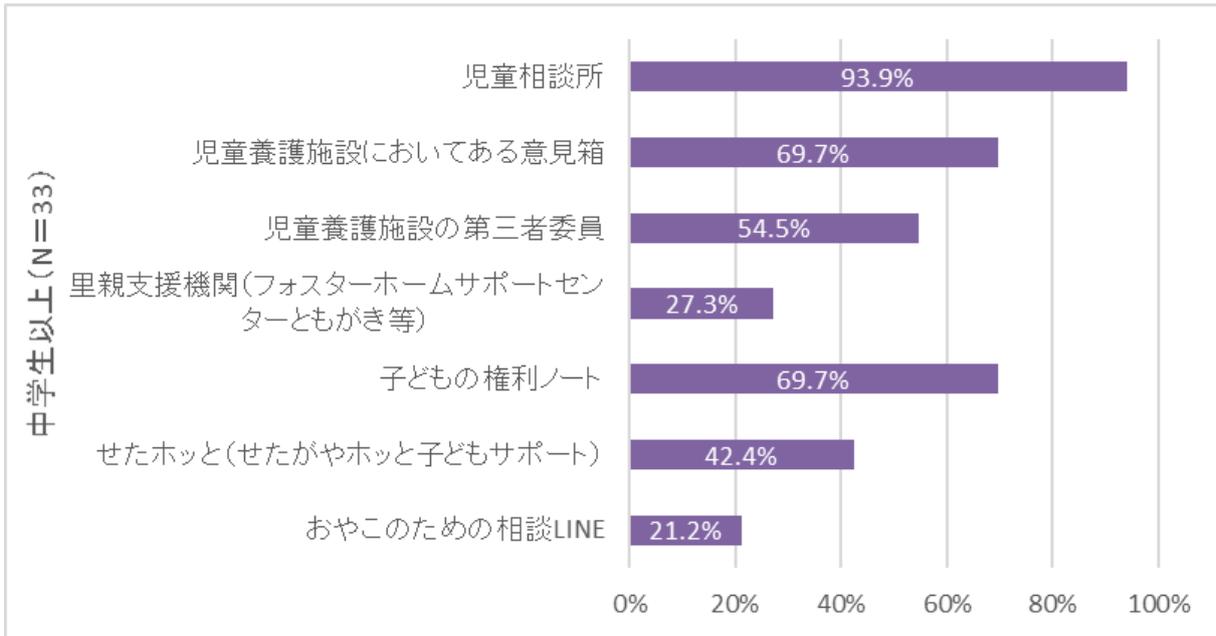
【小学校低学年】



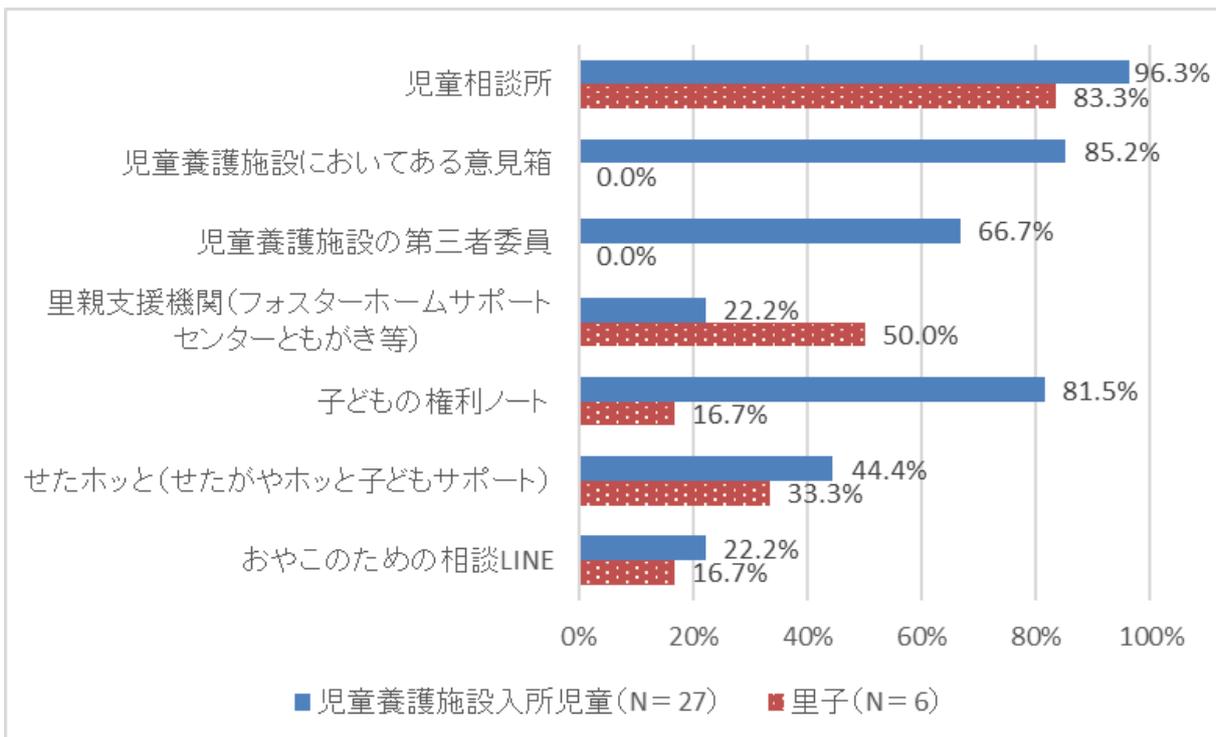
- 子どもの権利を守るための相談機関等の認知度について、複数選択可でたずねた。

【中学生以上】

全体では「児童相談所(93.9%)」、次いで「子どもの権利ノート(69.7%)」の順で高かった。なお、児童養護施設入所児童においては、85.2%が「児童養護施設においてある意見箱」、66.7%が「児童養護施設の第三者委員」を選択した。また里子の50.0%が「里親支援機関(フォスターホームサポートセンターともがき等)」と回答した。

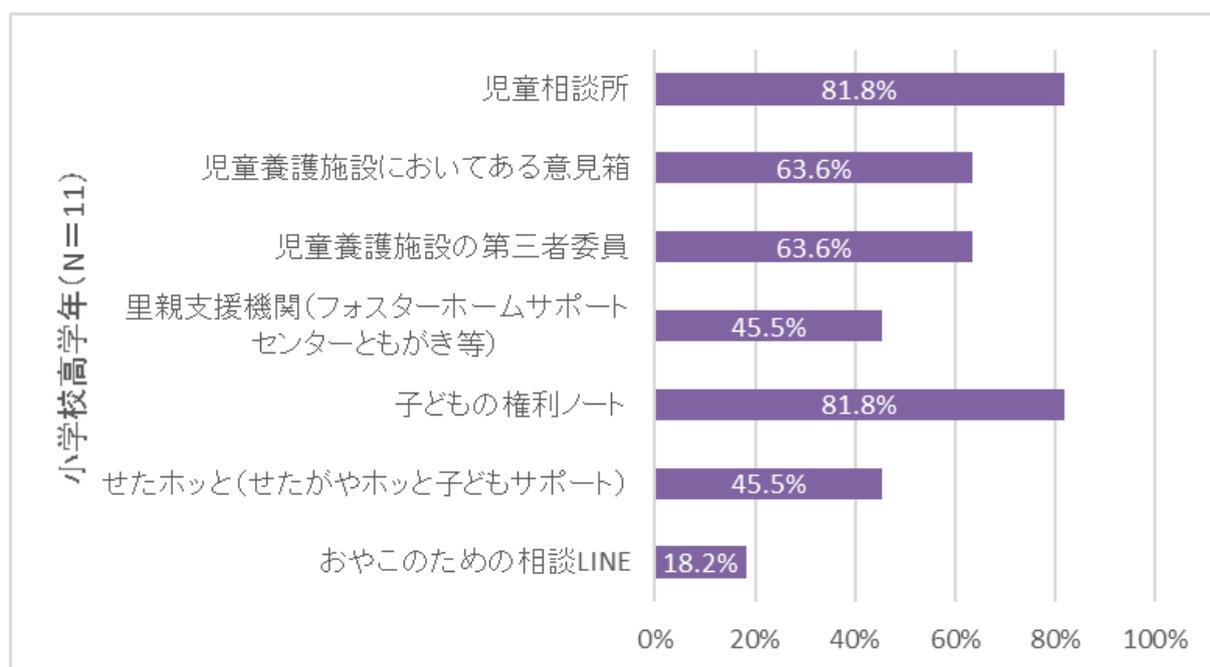


(対象別)

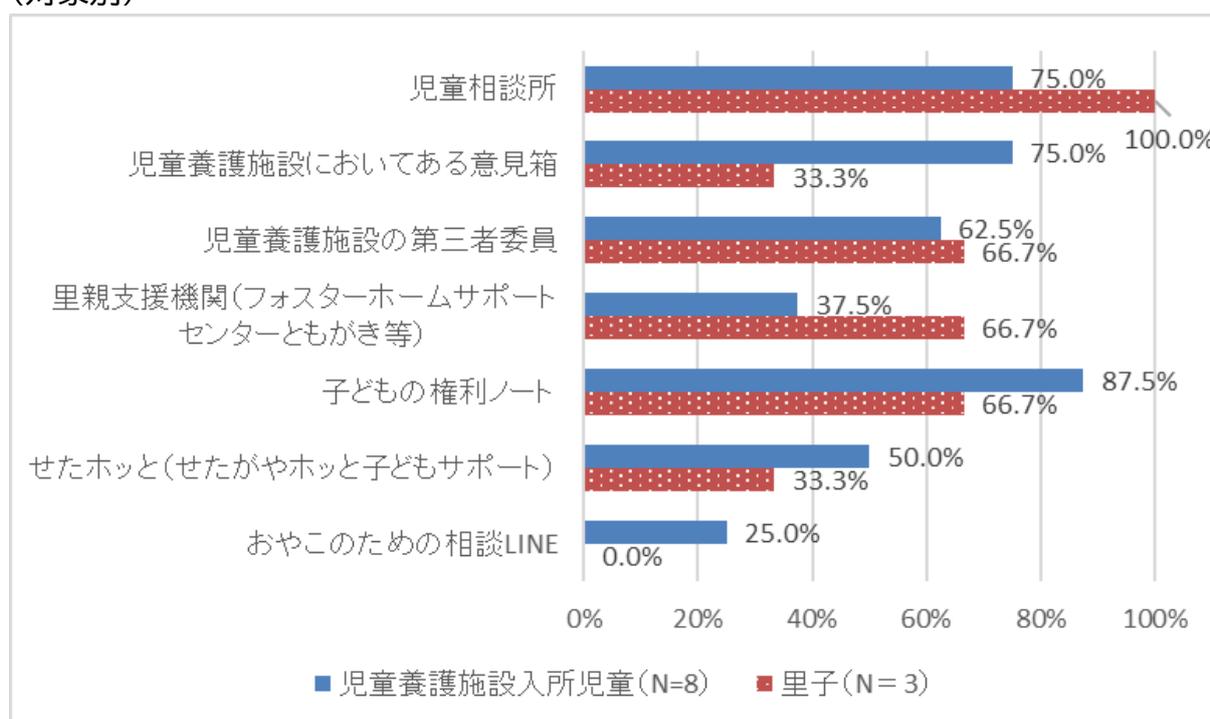


【小学生高学年】

「児童相談所」、「子どもの権利ノート」の認知度はいずれも 81.8%、「せたホッと(せたがやホッと子どもサポート)」は 45.5%であった。また、児童養護施設入所児童においては「子どもの権利ノート(87.5%)」に次いで「児童相談所(75.0%)」、「児童養護施設においてある意見箱(75.0%)」、「児童養護施設の第三者委員(62.5%)」が続いた。里子における「里親支援機関(フォスターホームサポートセンターともがき等)」の認知度は 66.7%であった。

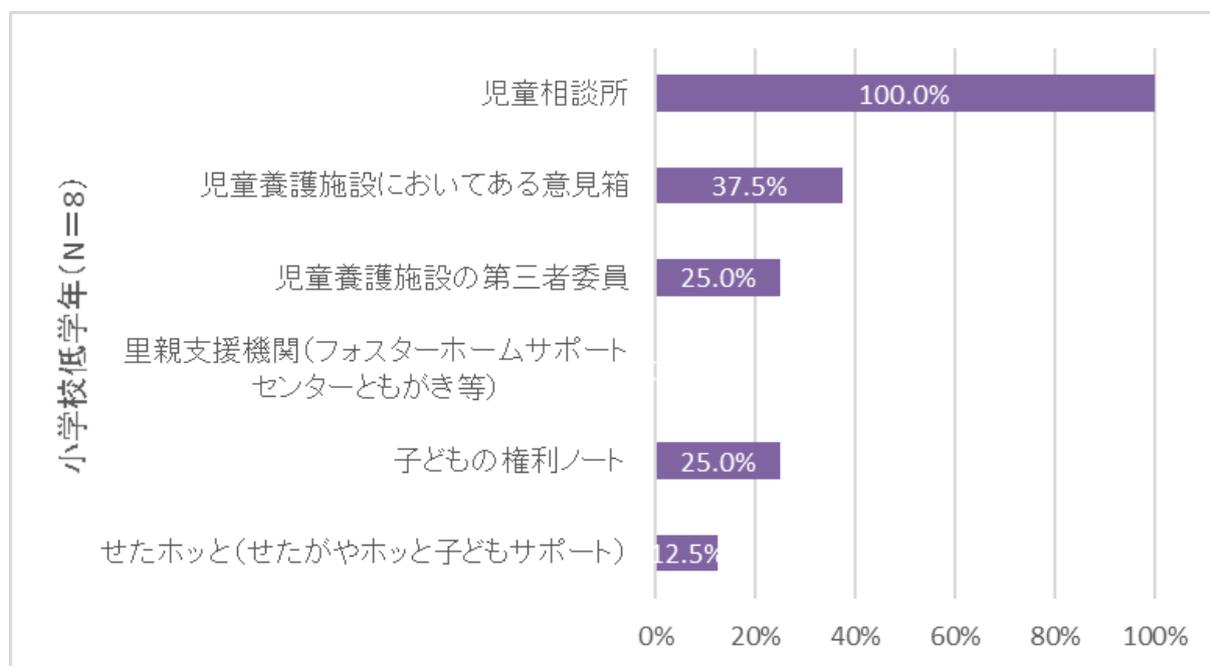


(対象別)



【小学校低学年】

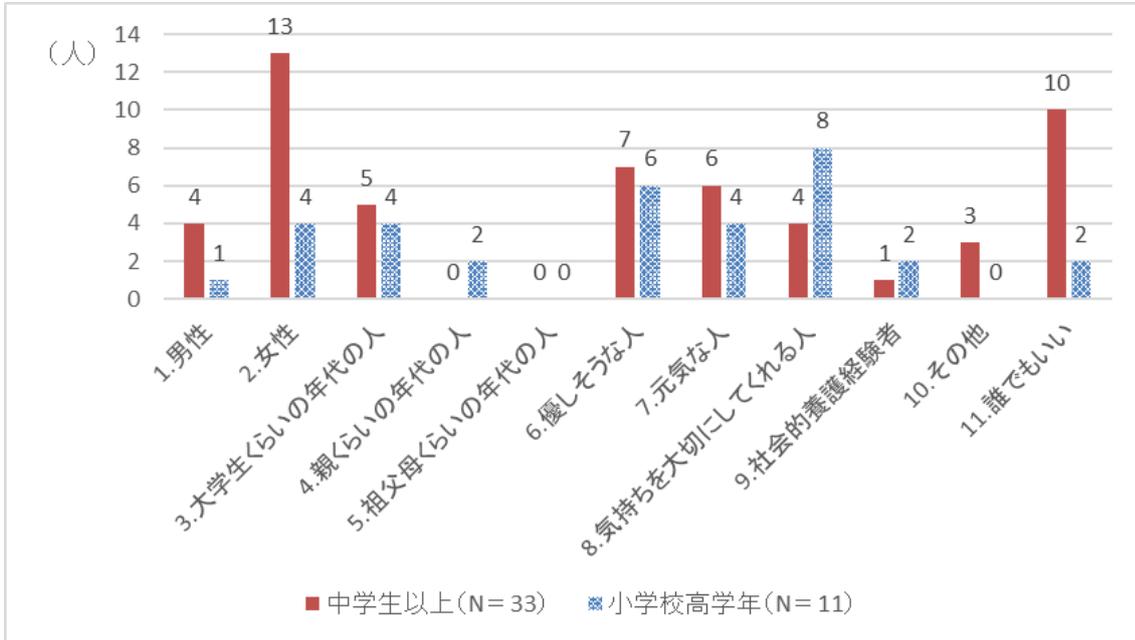
「児童相談所」の認知度は 100%であった。また、「子どもの権利ノート」の認知度は 25.0%と、他の年代に比べて低い結果となった。



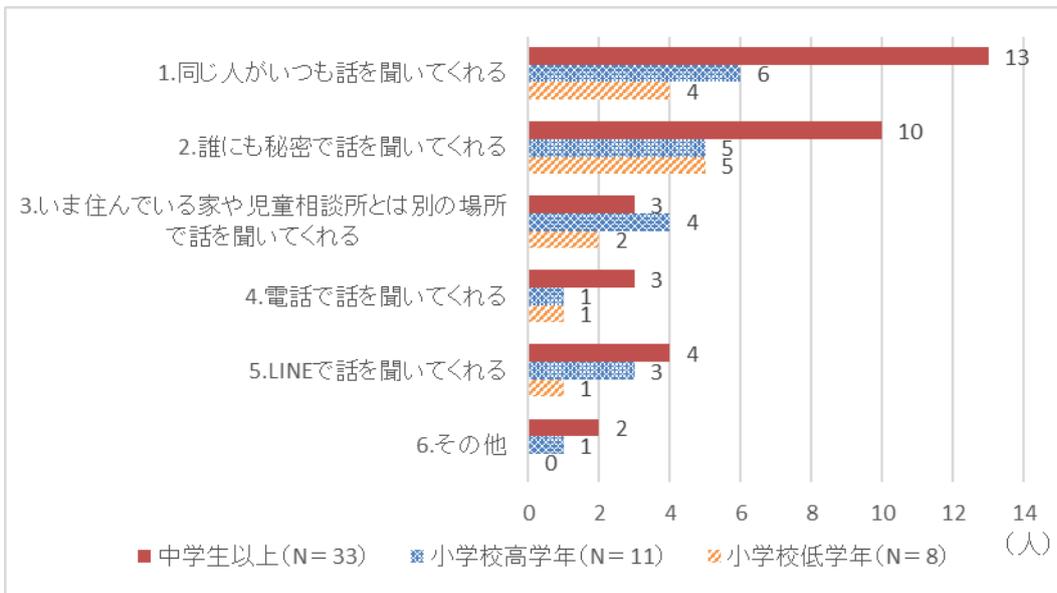
(分類4)子どもの意見表明について

- 日頃悩んでいることについて、中学生以上と小学生高学年に複数選択可でたずねたところ、中学生以上では「5. 勉強や進学のこと(39.4%)」を選んだ人が最も多く、「12. 将来のこと(33.3%)」、「2. 今の自分の状況のこと(27.3%)」と続いた。
小学校高学年では、11件中5件が「9. 特にない」と回答したものの、それを除く6件の回答では「1. 今住んでいる家のこと」と「4. 勉強のこと」が27.3%、「3. 家族のこと」が18.2%であった。
- 困ったことがあったときに相談できる相手はいるかどうかたずねたところ、「はい(相談相手がいる)」と答えたのは中学生以上で75.8%(33件中25件)、小学生高学年では90.9%(11件中10件)、低学年では87.5%(8件中7件)であった。
- 相談相手がいると答えた人に対して、それは誰か複数選択可でたずねた。
中学生以上では「児童養護施設の職員」と答えたのが76.0%、「友だち」と答えたのが60.0%であり、「児童相談所の人」と答えたのは44.0%であった。また、児童養護施設入所児童の89.5%が「児童養護施設の職員」、里子の83.3%が「里親支援機関(フォスターホームサポートセンターともがき等)」と回答した。
小学校高学年では、全体では、「児童相談所の人(50.0%)」が最も高かった。また、児童養護施設入所児童においては「児童養護施設の職員」を選んだ人が85.7%、里子では「里親さん」が100%、「里親支援機関(フォスターホームサポートセンターともがき等)」が66.7%であった。
また、小学校低学年では全体の57.1%が「じどうそうだんじょの人」と回答した。また、児童養護施設入所児童の50.0%が「じどうようごしせつ(今すんでいるいえ)の人」と回答した。里子においても「さとおやさん(今すんでいるおうちの人)」は100%であった。
- 意見表明等支援事業の取組みに関して、意見表明等支援員が来たら相談してみたいか、「はい」または「いいえ」でたずねたところ、中学生以上では「いいえ」が78.8%に上った。
「いいえ」の理由としては、「相談したいことがない・必要ない」、「特に困っていることがない」のほか、「第三者委員、施設の意見箱で事足りると感じるから」、「自分は知らない人に話したくないから」などが挙げられた。
なお、小学校高学年では81.8%、低学年では87.5%が「はい」と回答した。
- 意見表明等支援員にどのくらい来てほしいかたずねたところ、中学生以上、小学校高学年ではいずれも「5. 来てほしいと思ったとき」が最も多かった。(中学生以上72.7%、小学校高学年63.6%) 小学校低学年では、「3. 1か月に1回(62.5%)」が最も多かった。

- 意見表明等支援員としてどのような人に来てほしいか、中学生以上と小学校高学年に複数選択可でたずねたところ、中学生以上では「2.女性」という回答が最も多かった。一方、小学校高学年では「8.気持ちを大切にしてくれる人」が多かった。



- また、小学校低学年には同様の設問を自由記述でたずねたところ、「やさしいひと」と類似の回答が3件得られた。
- どのようにすれば意見表明等支援員に意見が言いやすいか、複数選択可でたずねたところ、すべての年代で「1. 同じ人がいつも話を聞いてくれる」と「2. 誰にも秘密で話をきいてくれる」が多かった。



(分類5)児童相談所について

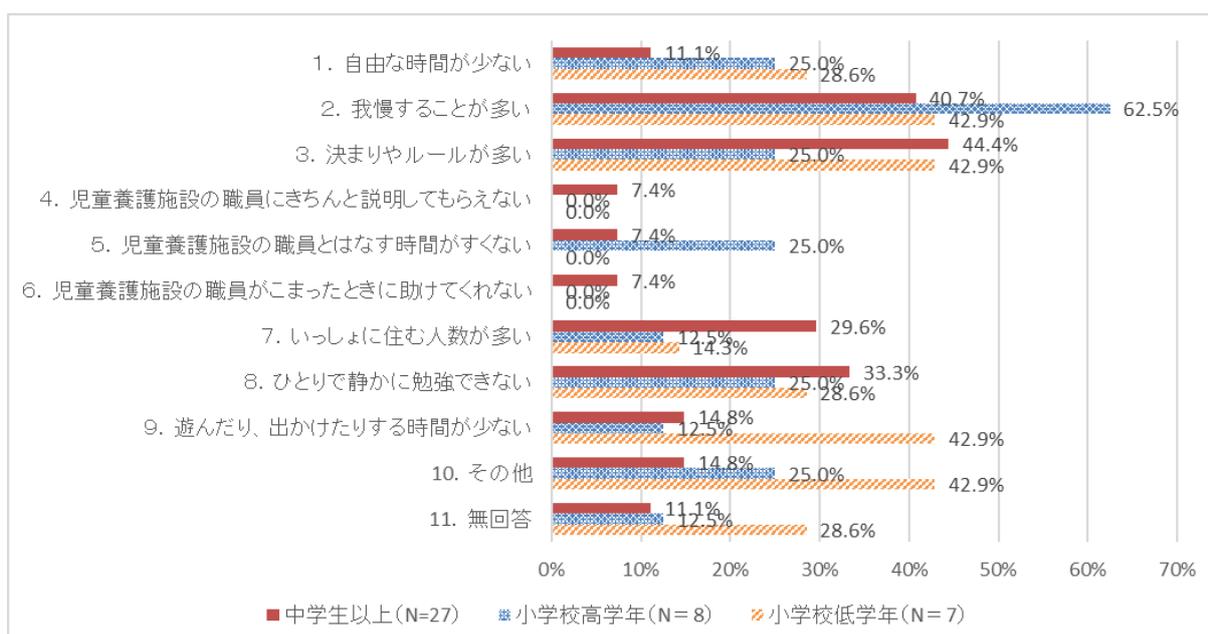
- 「児童相談所の人に言いたいことを言えていますか」という質問に対し、「はい」と回答したのは中学生以上では 87.5%、小学校高学年では 100%、低学年では 87.9%であった。

- 児童相談所の担当の児童福祉司の来所頻度について、もっと会いに来てもらいたいかたずねたところ、「2.今のままでいい」という回答が中学生以上では 75.8%、小学生高学年では 63.6%と最も高かった。一方、低学年で「2.今のままでよい」とい回答は 25.0%であった。
「1.もっと会いに来てほしい」を選択した中には、「世田谷児相から距離のある場所に住んでいるとなかなか会えない」(中学生以上)という意見もあった。

- 児童相談所への意見を自由記述で求めたところ、次のような回答があった。(一部抜粋)
 - ・「面会は年1回でいいです」(中学生以上)
 - ・「妹にあいたい」(中学生以上)
 - ・「もっと会いにきてほしい」(小学校高学年)
 - ・「もっと遊びに来てほしい」(小学校低学年・職員代筆)

(分類6)児童養護施設について

- 児童養護施設における生活上の不満についてたずねた結果、中学生以上では「3. 決まりやルールが多い(44.4%)」が最も多く、次に「2.我慢することが多い(40.7%)」が続いた。また、小学校高学年でも「2.がまんすることがおおい(62.5%)」が飛び抜けて高かった。小学校低学年では、他の年代と同じく「2.がまんすることがおおい(42.9%)」、「3.きまりやルールがおおい(42.9%)」が高かったほか、「9.あそんだり、出かけたりするじかんがすくない(42.9%)」が高かった。「10.その他」の意見としては、「門限が短い」(中学生以上)、「ゲームする時間が少ない」(小学校低学年)等が挙げられた。



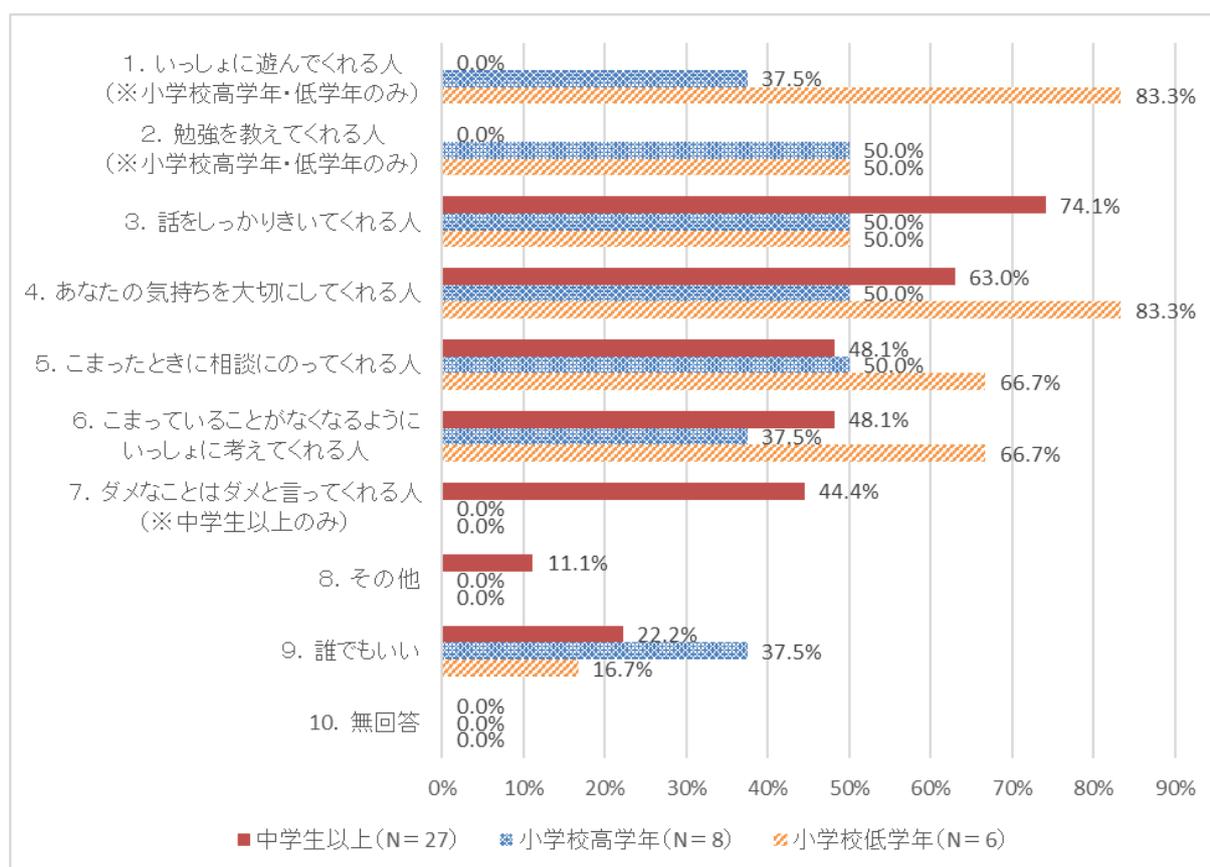
- 生活上の不満を誰かに相談したかという設問では、すべての年代で「いいえ」のほうが高く、中学生以上では 51.9%、小学校高学年では 62.5%、低学年では 42.9%という結果だった。

「はい(中学生以上 40.7%、小学校高学年 37.5%、小学校低学年 28.6%)」と答えた人に対して、誰に相談したか自由記述でたずねたところ、「施設長」(中学生以上)、「しょくいん」(小学校高学年)、など、施設関係職員を挙げる回答が中学生以上で7件、小学校高学年で1件あった。

その他の回答としては「友達」(中学生以上1件)、「大人」(中学生以上1件、小学校高学年1件)が挙げられた。

- 理想の職員像としては、中学生以上では「3.話をしっかりきいてくれる人(74.1%)」、「4.あなたの気持ちを大切にしてくれる人(63.0%)」の順で続いた。その他の意見として、自由記述で「よく相手してくれる人、辛さを経験して子供の気持ちがわかる人、児童養護施設の子供について勉強して適切な接し方ができる人」(中学生以上)といった回答があった。

小学校高学年では、「2.勉強を教えてくれる人」、「3.話をしっかりきいてくれる人」、「4.あなたの気持ちを大切にしてくれる人」、「5.こまったときに相談にのってくれる人」が 50.0%で並んだ。また、低学年では「1.いっしょに遊んでくれる人」と「4.あなたの気持ちを大切にしてくれる人」が 83.3%で並んだ。



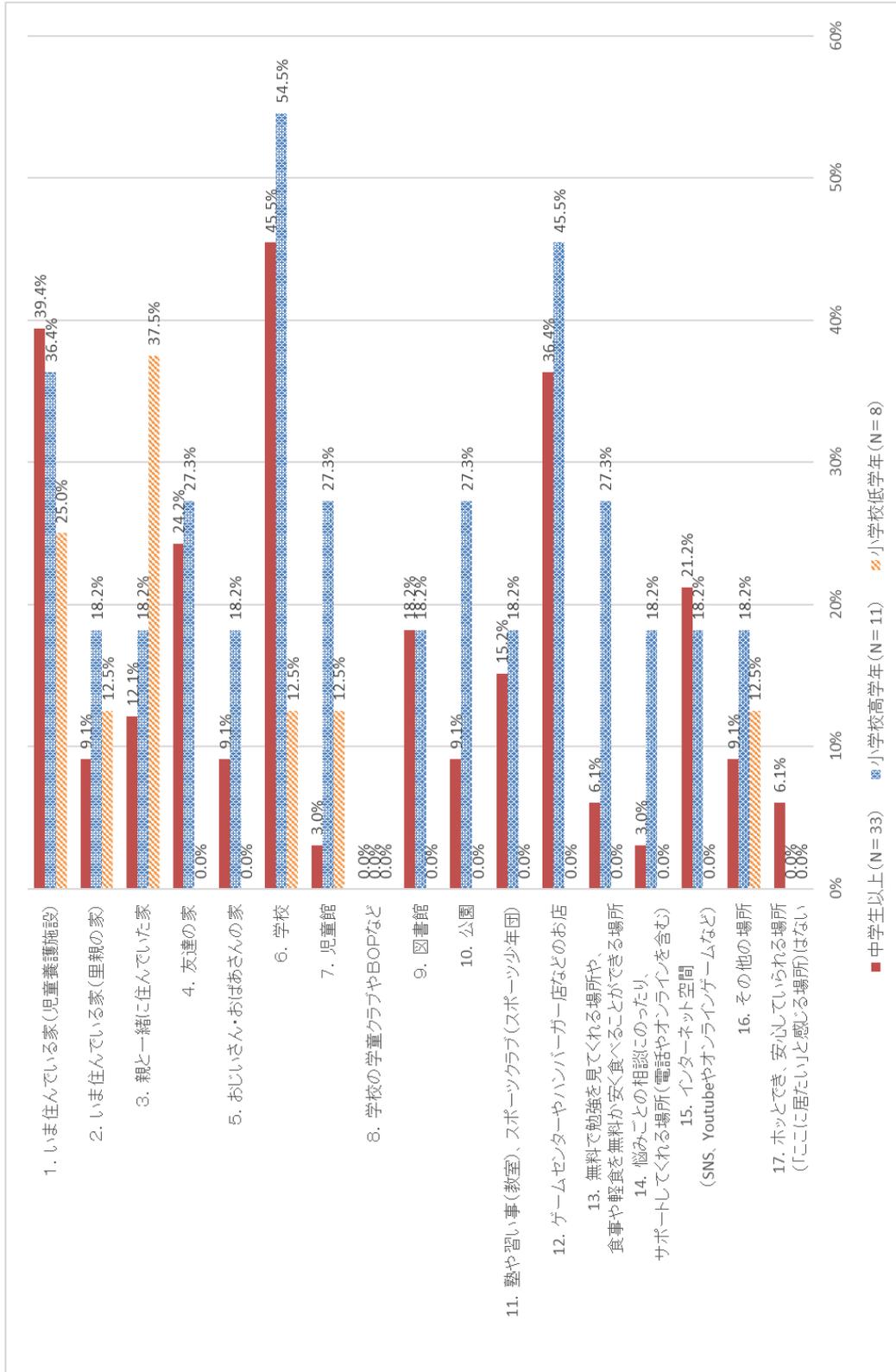
- 児童養護施設に求めることや、児童養護施設への意見について自由記述を求めたところ、次のような回答があった。(一部抜粋)
 - ・「子供の意見を全無視しないでちゃんと聞いてくれる所」(中学生以上)
 - ・「職員の数が多くて公共エリアを独り占めする子にちゃんと指導ができて全部自由で門限が早くても 8 時がいい」(中学生以上)
 - ・「けいたいありがたい」(中学生以上)
 - ・「1 対 1 の時間が減ったから職員を増やしてほしい」(小学校高学年)
 - ・「すいっちがしたい」(小学校高学年)

(分類7)里親について

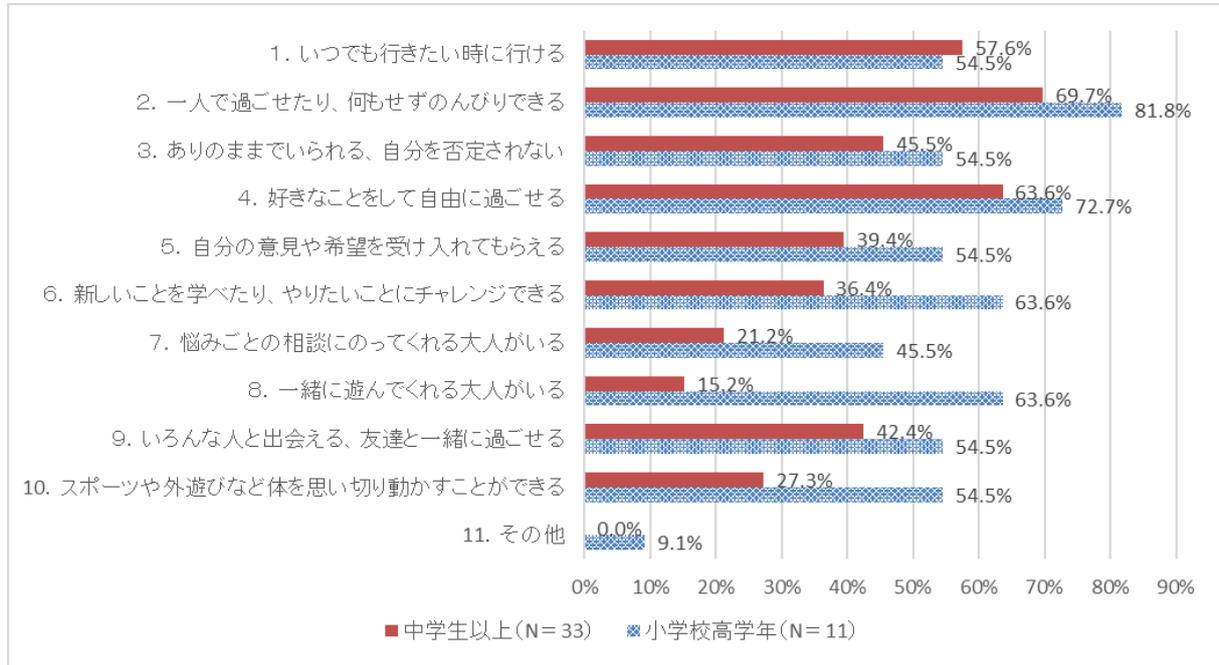
- 里親家庭における生活上の不満についてたずねた結果、半数が無回答であった。
回答があった中では、選択肢の中で「知らない大人との新しい生活」、「いままでの家とは違う決まりやルールがある」、「里親さんに気を遣う」、「思ったことを言いづらい」が挙げられた。
- 生活上の不満を誰かに相談したかという設問では、中学生以上では「はい」が16.7%、「いいえ」が50.0%、無回答が33.3%であった。相談相手としては「児相の職員、学校の友達」が挙げられた。
小学校高学年・低学年で「はい」と回答した人はいなかった。
- 理想の里親像としては、中学生以上では「ダメなことはダメと言ってくれる人(66.7%)」が最も高かった。
小学校高学年では、「いっしょに遊んでくれる人」、「話をしっかりきいてくれる人」、「あなたの気持ちを大切にしてくれる人」が66.7%で並んだ。
- 里親に求めることや、里親への意見について自由記述を求めたところ、「いつもありがとう」(中学生以上)といった里親への感謝があった。

(分類 13) 公的サービスについて

- ホットでき、安心していただける場所について複数選択可でたずねたところ、中学生以上、小学校高学年ともに「6. 学校」が最も多かった。一方、小学校低学年では「3. 親と一緒に住んでいた家」が多かった。

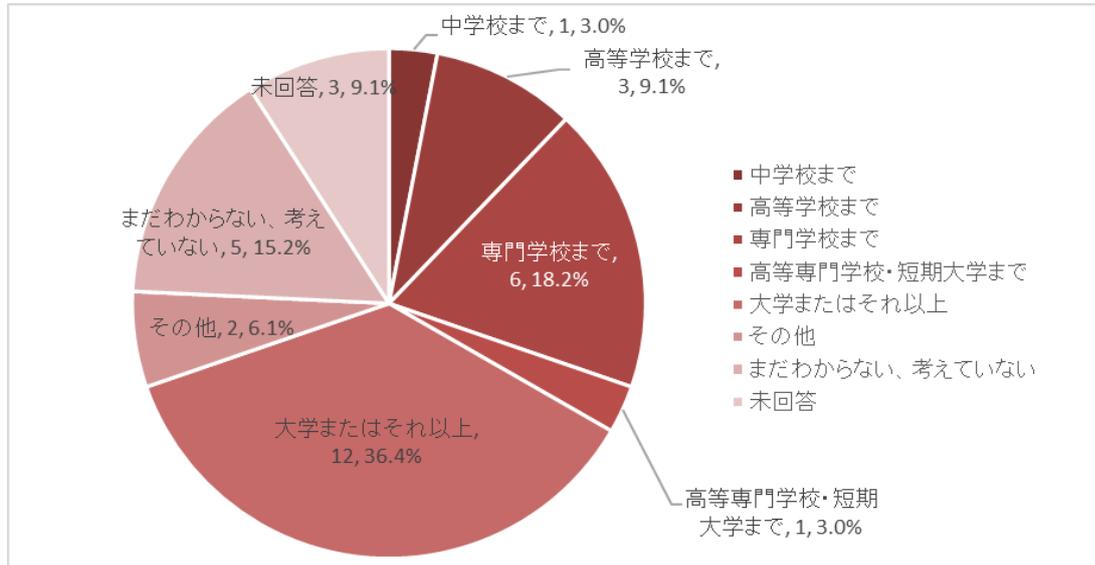


- どのような場所が安心できるかという質問に対しては、中学生以上、小学校高学年ともに「2.一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」、「4.好きなことをして自由に過ごせる」の順で高かった。



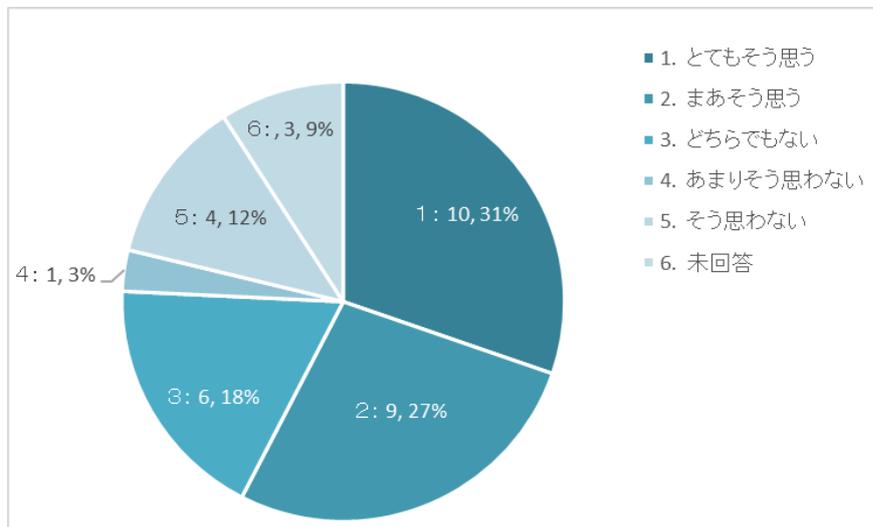
(分類 14)進路について

- 中学生以上に対して、進路の最終希望学歴についてたずねたところ、「5.大学またはそれ以上(36.4%)」が最も高かった。

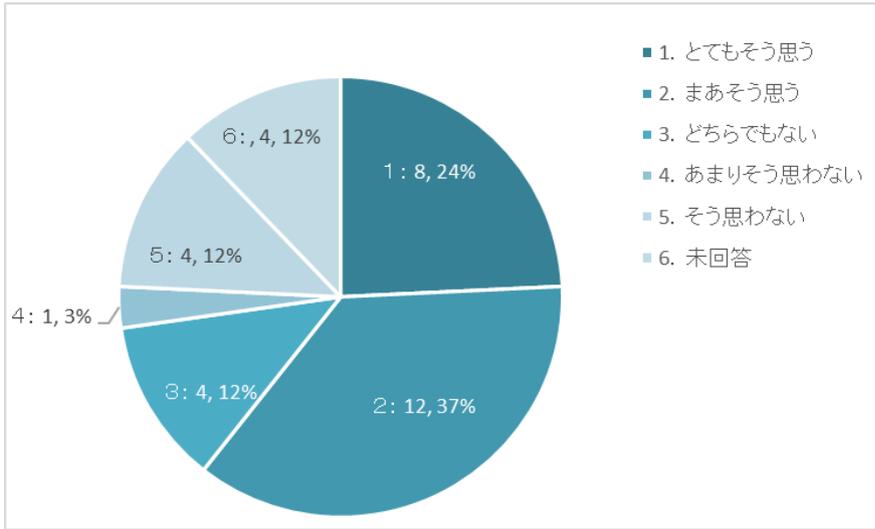


- 20年後の自分のイメージについて、以下の8問についてたずねた。

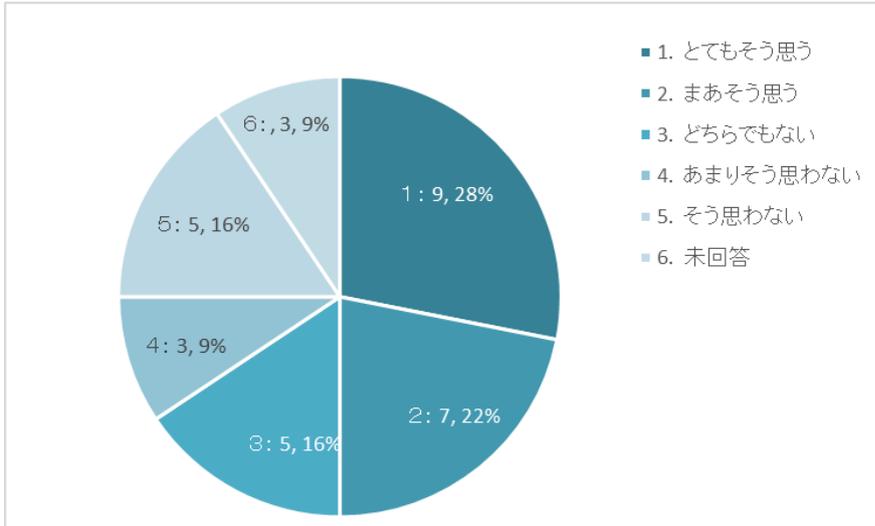
① 自分がやりたいと思っていることをしている



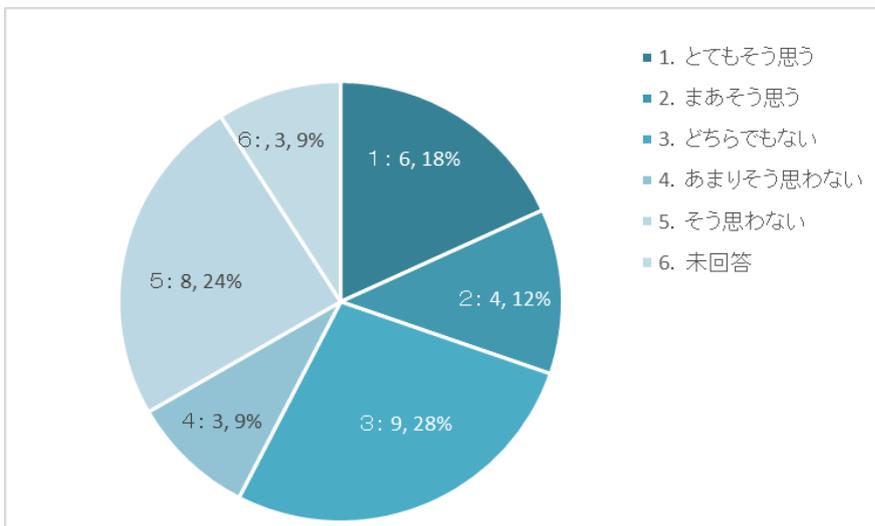
② なんでも話せる人が自分の周りにいる



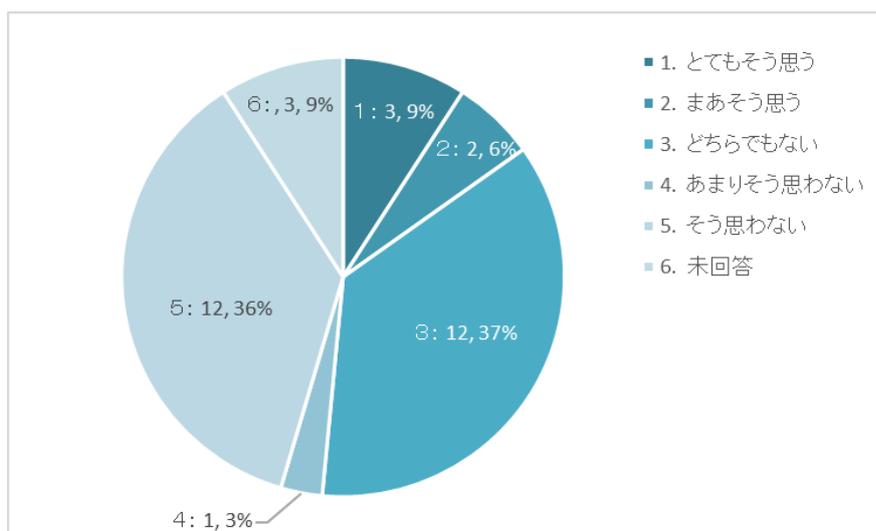
③ 健康的に生活している



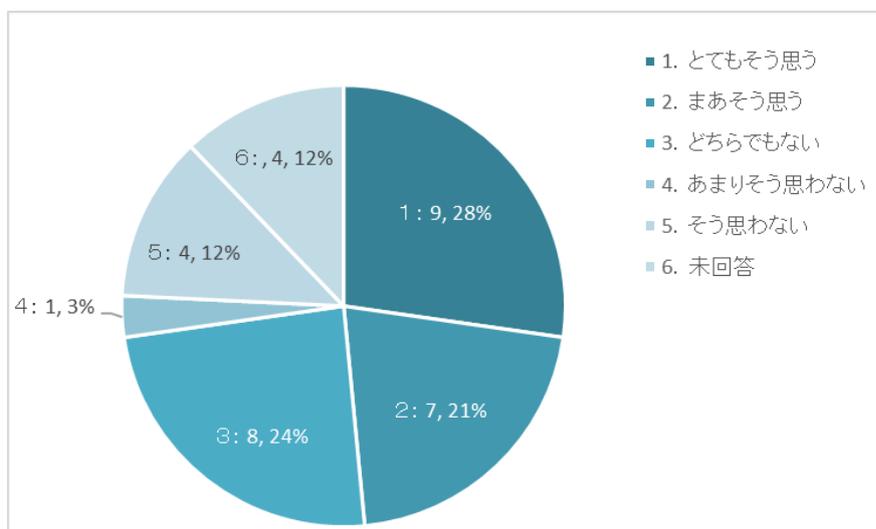
④ 結婚している・パートナーと生活している



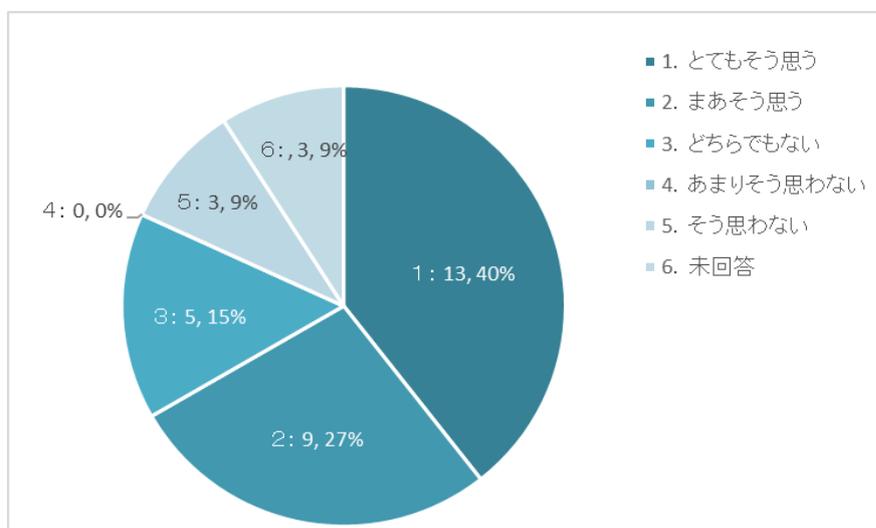
⑤ 子どもを育てている



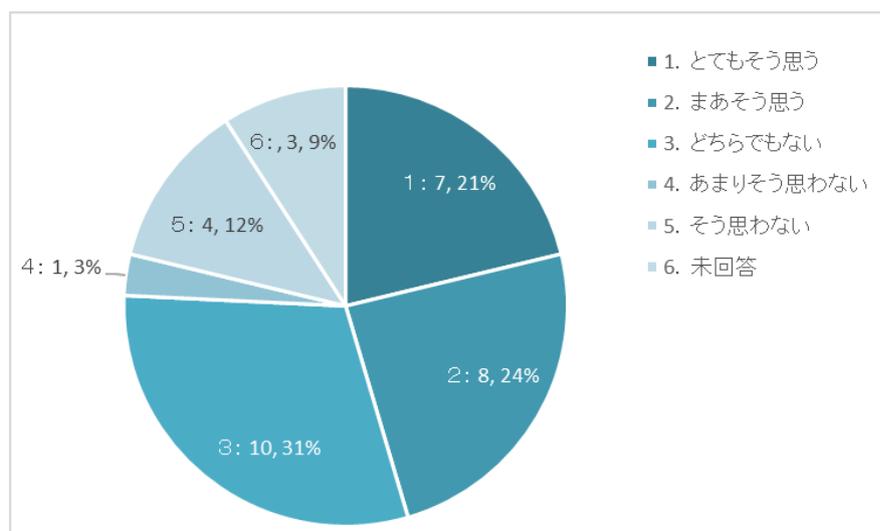
⑥ 生きがい、やりがいを見つけている



⑦ 共通のしゅみを持った仲間がいる



⑧ 地域や周りの人に認められている



- 施設を出たあとに必要な支援や、ほしいサポートについて自由記述でたずねたところ、以下のような回答があった。(一部抜粋)
 - ・「毎月お金とごはんとすむ家とひつようなもの」
 - ・「生活に必要な物を支援してほしい。」
 - ・「定期的に施設の職員と面談したい。一人暮らしで困った時、相談出来る場所が欲しい」
 - ・「住む場所とお金がほしい 施設を出ても職員と繋がってたい」

2 在宅指導・在宅支援中の要保護児童

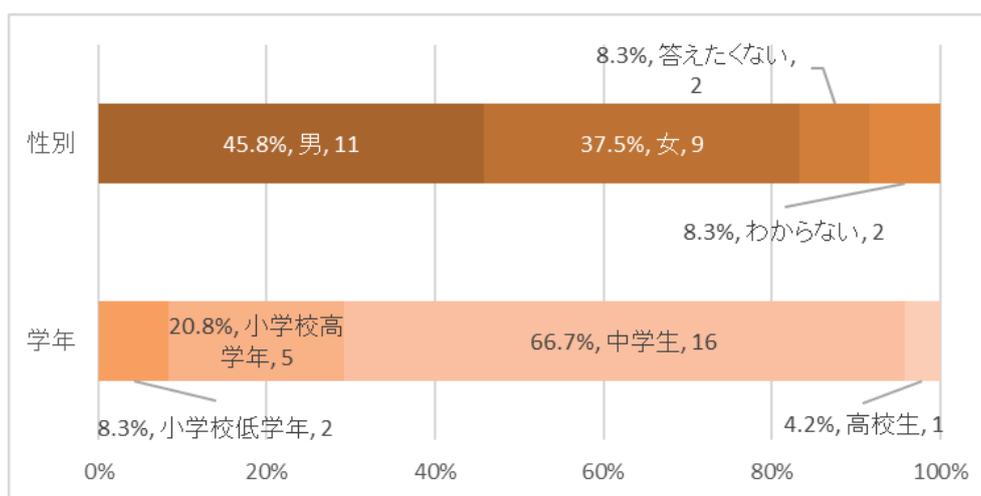
アンケート調査票 72 ページ

| | |
|-----------|---|
| 配布数 | 55 件 (児童相談所ケース 8件、子ども家庭支援センターケース 47 件) ※ 子ども家庭支援センターケースのうち、母子生活支援施設入所者 27 件 |
| 回答数 内訳 | 24 件 ※速報時 18 件 (児童相談所ケース 8件、子ども家庭支援センターケース 16 件) 郵送回答 12 件／インターネット回答 12 件 |
| 回答率 | 43.6% ※速報時 31.9% (児童相談所ケース 100.0%、子ども家庭支援センターケース 29.8%) |
| 設問 | 分類1 自分自身について 分類2 普段考えていることについて 分類3 子どもの権利について 分類4 子どもの意見表明について 分類5 児童相談所について ／分類6 子ども家庭支援センターについて 分類12 母子生活支援施設について 分類13 公的サービスについて 分類14 進路について 分類15 その他 |

- 児童相談所または子ども家庭支援センターが関わる子どもについて、在宅指導・在宅支援を受けている要保護児童として、まとめて集計している。
- 分類5は児童相談所が関わっている児童のみ、分類6は子ども家庭支援センターが関わっている児童のみに回答してもらった。
- 子ども家庭支援センターが関わっている児童のうち、母子生活支援施設に入所している場合のみ分類12を回答してもらった。

(分類1)自分自身について

- 24 件の回答のうち、「男性・男子」が 11 件(45.8%)、「女性・女子」が9件(37.5%)、「答えたくない」、「わからない」がそれぞれ2件(各 8.3%)であった。
- 学年別の回答数は、以下のとおりである。
 - ・小学校低学年:2件(1年生1件、2年生0件、3年生1件)
 - ・小学校高学年:5件(4年生2件、5年生3件、6年生0件)
 - ・中学生:16 件(1年生3件、2年生6件、3年生6件)
 - ・高校生:1件(1年生1件、2年生0件、3年生0件)



(分類2) 普段考えていることについて

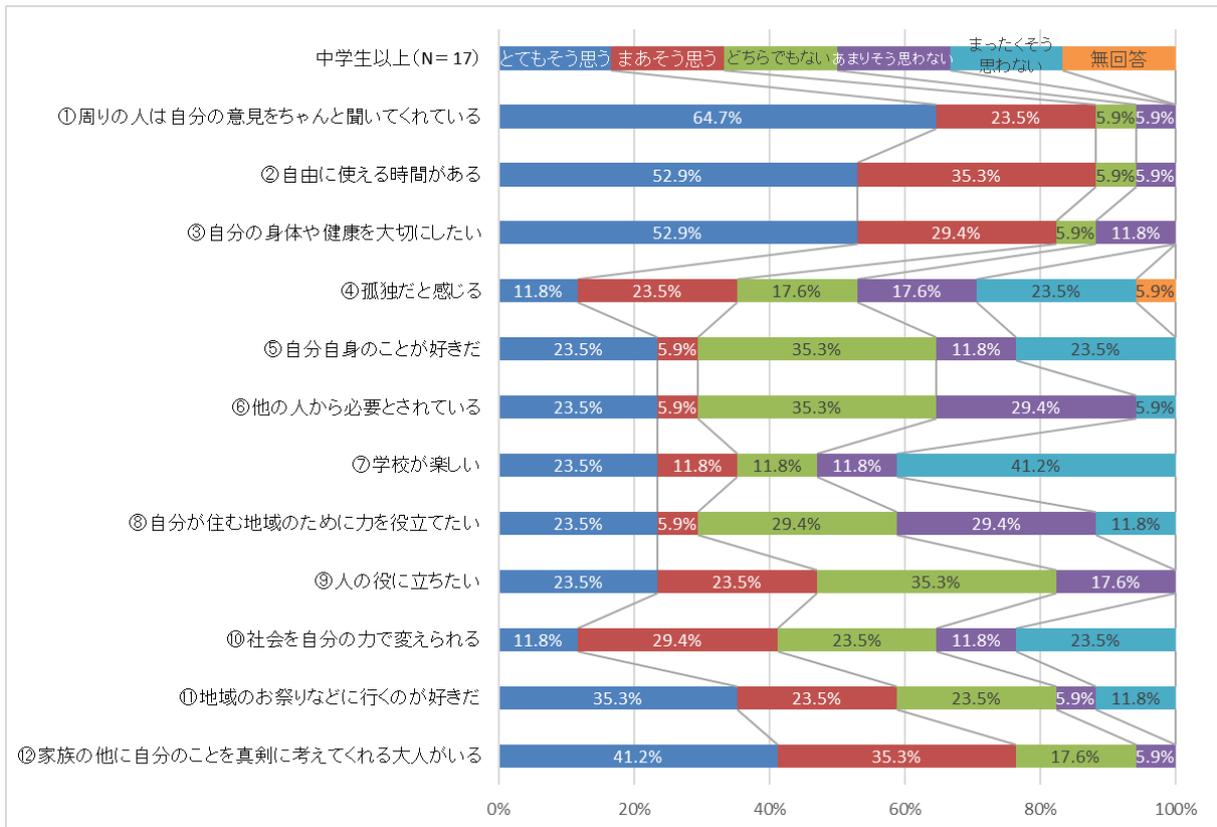
- 自己肯定感や保護的体験の有無に関する以下の12問(小学校低学年・高学年は7問)について、中学生以上には「とてもそう思う」、「まあそう思う」、「どちらでもない」、「あまりそう思わない」、「まったくそう思わない」の5段階評価、小学校低学年・高学年には「はい」、「いいえ」、「どちらでもない」の3段階評価でたずねた。

【中学生以上】

「とてもそう思う」「まあそう思う」をあわせた割合は、「①周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている」と「②自由に使える時間がある」が88.2%で並んだ。次に高かったのは「③自分の身体や健康を大切にしたい」で82.4%、「⑫家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる」が76.5%で続いた。

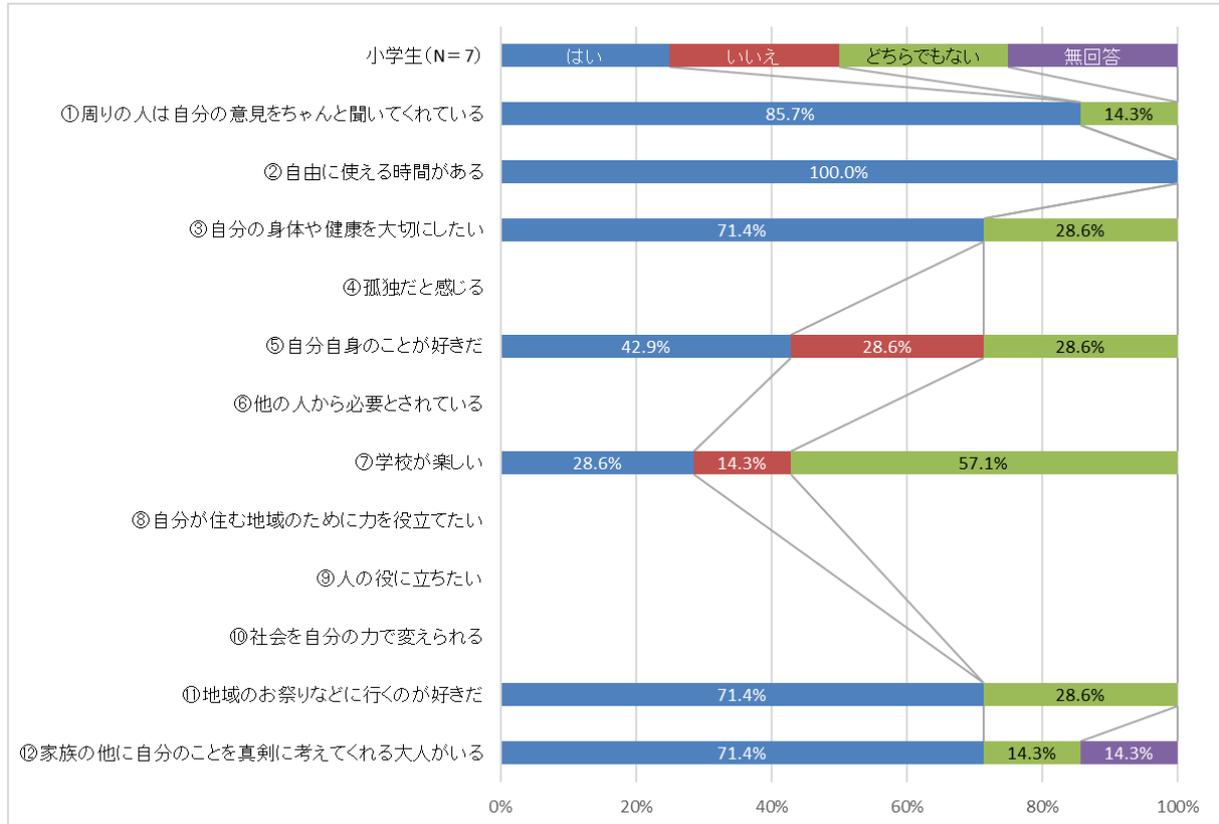
一方、「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」の割合が高かったのは「⑦学校が楽しい」で、53.0%であった。

また、「⑤自分自身のことが好きだ」という問いに対しては29.4%が「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答したのに対し、35.3%が「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」と回答した。



【小学生(低学年・高学年)】

「②自由に使える時間がある」については、全員が「はい」と回答した。一方「⑦学校が楽しい」については、中学生以上と同様「はい」の割合は低く 28.6%、「いいえ」が 14.3%であった。



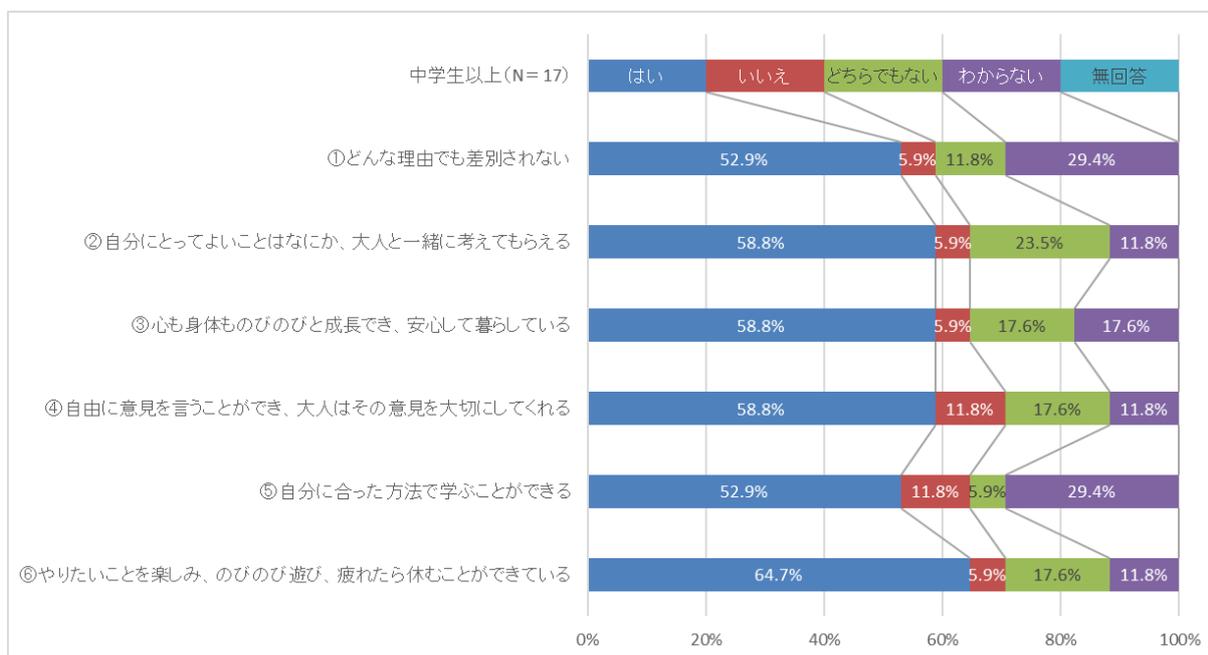
(分類3)子どもの権利について

- 子どもの権利に関する以下の6問(小学校低学年・高学年は4問)について、「はい」、「いいえ」、「どちらでもない」、「わからない」の4段階評価でたずねた。

【中学生以上】

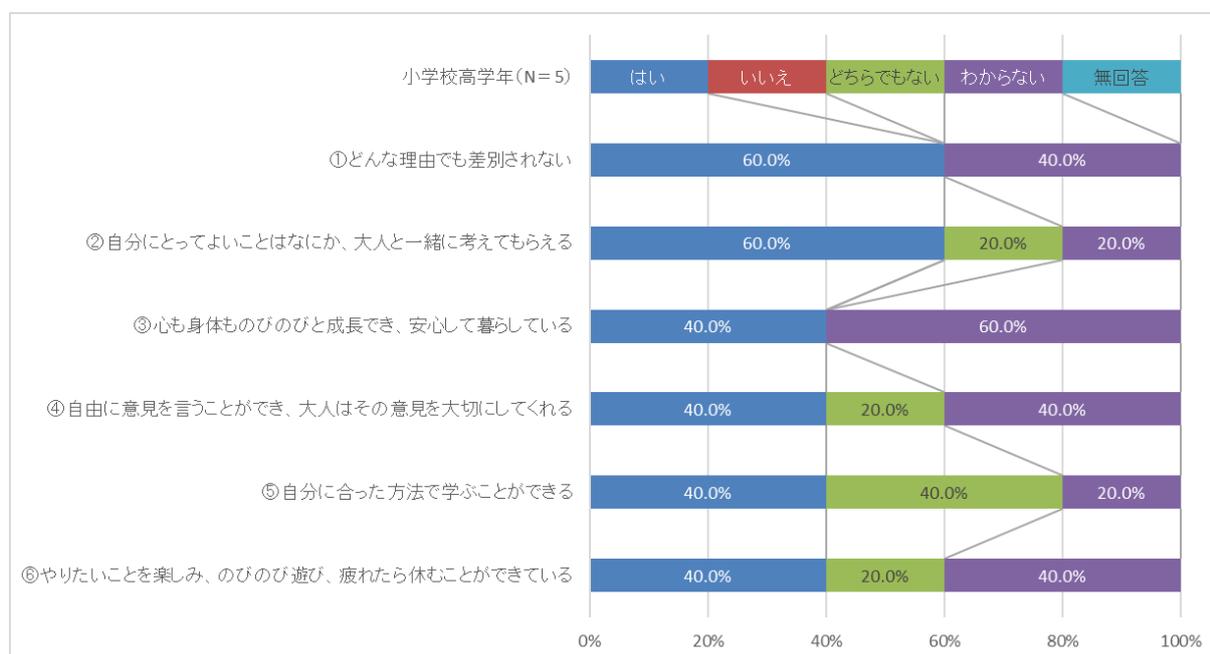
「はい」の割合は、「⑥やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる(64.7%)」で最も高く、次に「②自分にとってよいことはなにか、大人と一緒に考えてもらえる」、「③心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている」、「④自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる」が58.8%で続いた。

一方、「②自分にとってよいことはなにか、大人と一緒に考えてもらえる」、「④自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる」は、「いいえ」「どちらでもない」をあわせた割合も他の設問と比べて29.4%と高かった。



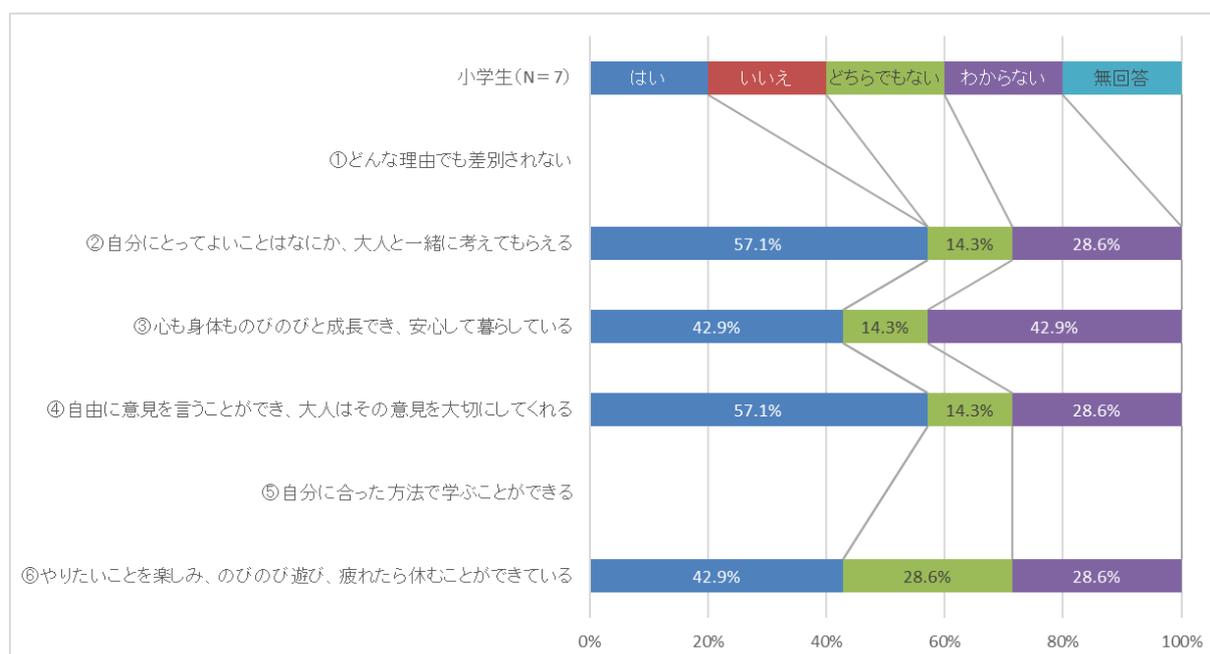
【小学校高学年】

「はい」の割合は、「①どんな理由でも差別されない」、「②自分にとってよいことはなにか、大人と一緒に考えてもらえる」が 60.0%で並んだ。



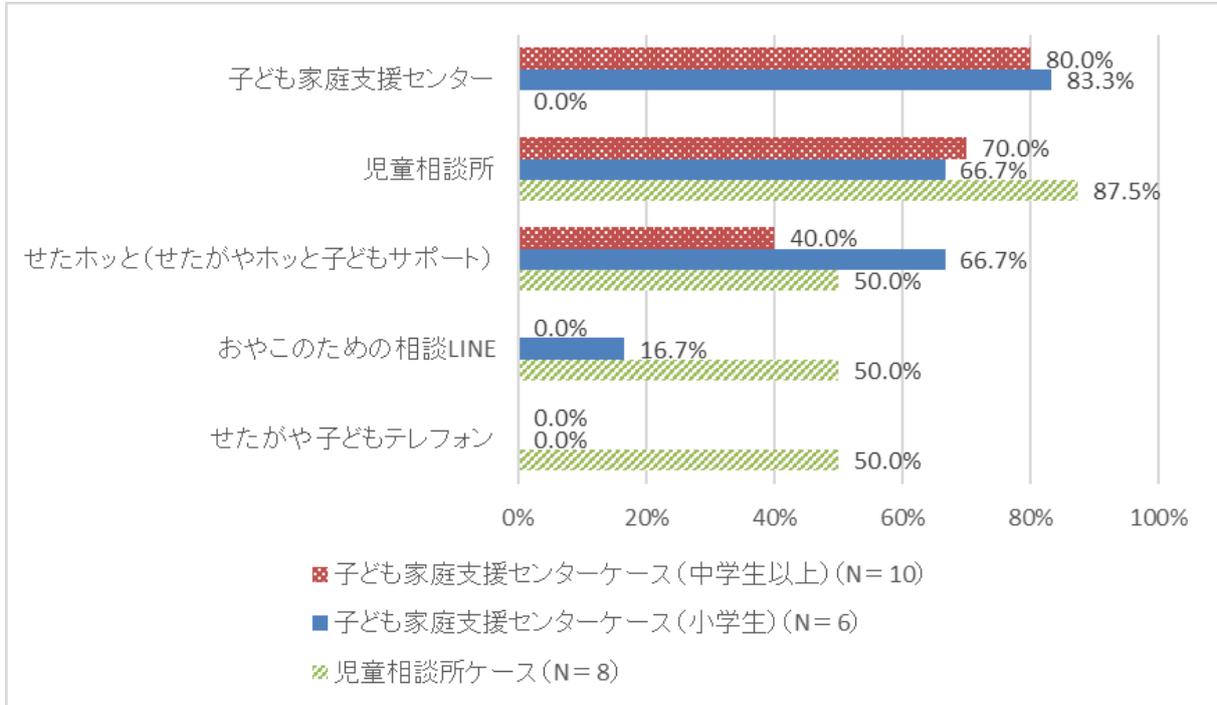
なお設問②③④⑥について、低学年2件の回答を含めた結果は以下のとおり。

「はい」の割合は、「②自分にとってよいことはなにか、大人と一緒に考えてもらえる」で 57.1%とやや下がり、「④自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる」で上昇した。



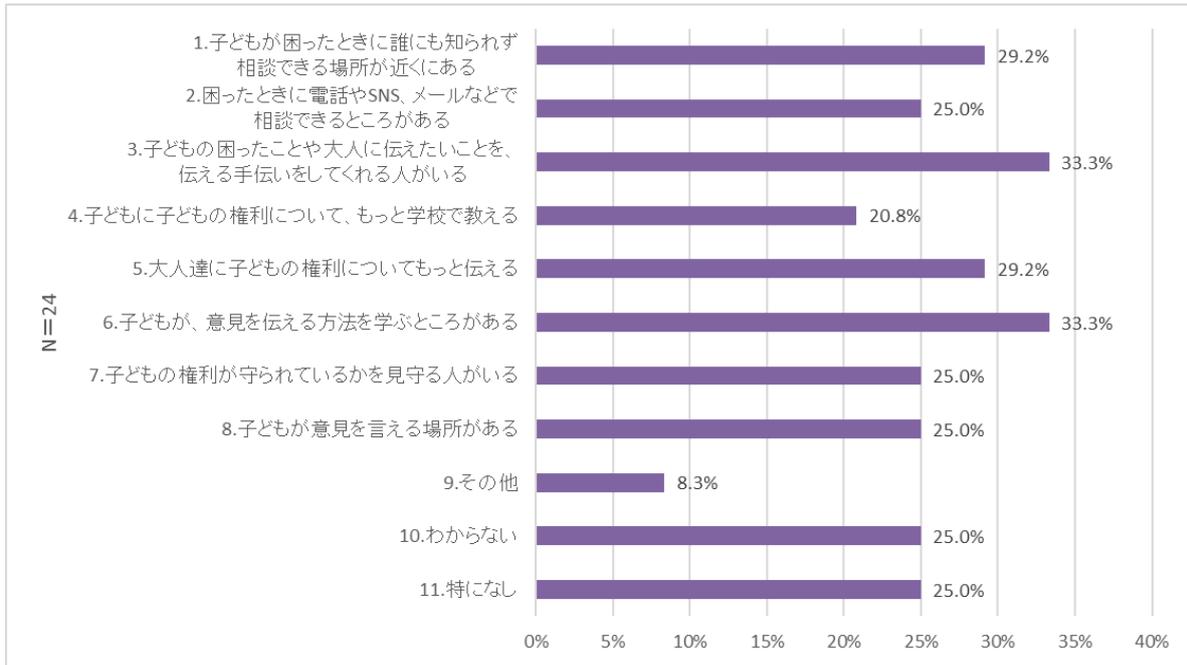
- 子どもの権利を守るための相談機関等の認知度について、複数選択可でたずねたところ、子ども家庭支援センターケースにおいても「児童相談所」の認知度は高く、中学生以上で 70.0%、小学生で 66.7%であった。

「おやこのための相談 LINE」「せたがや子どもテレフォン」は、子ども家庭支援センターケースでの認知度が低い結果となった。

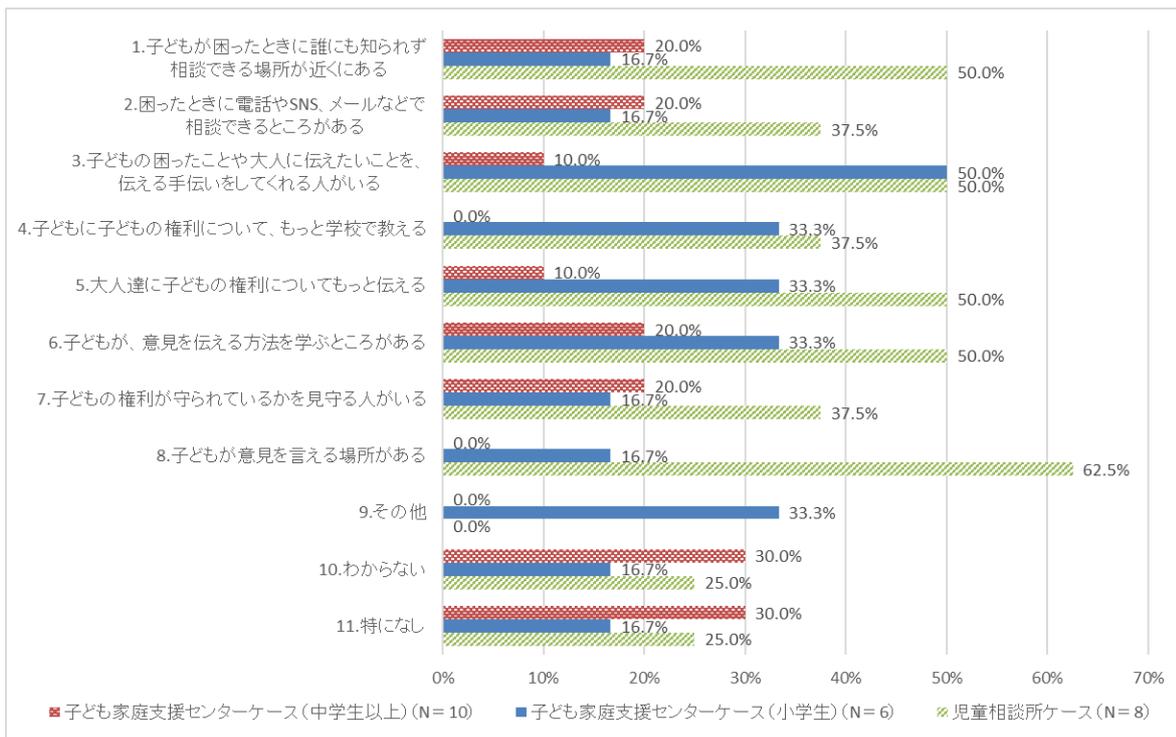


- 子どもの権利を守るための仕組みをたずねたところ、全体では「3. 子どもの困ったことや大人に伝えたいことを、伝える手伝いをしてくれる人がいる」、「6. 子どもが、意見を伝える方法を学ぶところがある」が 33.3%で最も高かった。

児童相談所ケースの児童だけに限ると、「8. 子どもが意見を言える場所がある (62.5%)」が最も高く、次いで「1. 子どもが困ったときに誰にも知られず相談できる場所が近くにある」、「3. 子どもの困ったことや大人に伝えたいことを、伝える手伝いをしてくれる人がいる」、「5. 大人達に子どもの権利についてもっと伝える」、「6. 子どもが、意見を伝える方法を学ぶところがある」が 50.0%で並んだ。



(対象別)



(分類4)子どもの意見表明について

- 日頃悩んでいることについて、中学生以上と小学生高学年に複数選択可でたずねたところ、中学生以上では「5. 勉強や進学のこと(64.7%)」を選んだ人が最も多く、次いで「4. 学校のこと(41.2%)」、「12. 将来のこと(35.3%)」と続いた。
小学校高学年では、「3. 友達のこと(60.0%)」が最も多く、「2. 勉強のこと(40.0%)」が続いた。
- 相談相手の有無についてたずねたところ、「はい(相談相手がいる)」と答えたのは中学生以上で52.9%(17件中9件)、小学生では85.7%(7件中6件)であった。
一方、子ども家庭支援センターケースの児童に限ると、中学生以上で「はい」と答えたのは40.0%となり、60.0%が「だれにも話さない・話したくない」と回答した。
- 相談相手がいると答えた人に対して、それは誰か複数選択可でたずねた。
子ども家庭支援センターケースでは、中学生以上の全員(100.0%)と小学生の3件(60.0%)が「親」「お父さん・お母さん」を選択した。「児童相談所」は中学生以上で1件(25.0%)、小学生で2件(40.0%)が選択した一方、「子ども家庭支援センター」を選択したのは小学生で1件(20.0%)であった。また「12. その他」として、石や花といった物質を挙げた人もいた。
児童相談所ケースでは、中学生以上の80.0%が「親」を選択した。また、「児童相談所」は中学生以上の60.0%が選択した。

(分類5)児童相談所について

- 「児童相談所の人に言いたいことを言えていますか」という質問に対しては、8件中6件(75.0%)が「はい」と回答した。
- 児童相談所の担当の児童福祉司の来所頻度についてたずねたところ、「もっと会いに来てほしい」という回答が1件、「今のままでいい」が3件あった。(「わからない」2件、無回答2件)
- 児童相談所への意見を自由記述で求めたところ、次のような回答があった。
 - ・「部屋で独りの時もっと来て話して欲しい。」(中学生以上)

(分類6)子ども家庭支援センターについて

- 子ども家庭支援センターの認知度についてたずねたところ、知っていると答えたのは中学生以上で8件(80.0%)、小学校では6件(100.0%)であった。
- 子ども家庭支援センターを知っていると答えた人のうち、「言いたいことを言えているか」という問いに対して「はい」と答えたのは、中学生以上で7件(87.5%)だった。一方、小学生では「はい」は2件(33.3%)、「いいえ」が3件(50.0%)であった。(無回答1件)
 - 「いいえ」と答えた理由として、「言いたいことがないから」、「ひろめたくないから」が挙げられた。
- 子ども家庭支援センター職員の面会頻度については、中学生以上の7件(70.0%)が「今のままでよい」と答えたが、「もっと会いに来てほしい」という回答が1件あった。小学生では、「今のままでよい」が4件(70.0%)であった。
- 子ども家庭支援センターへの意見について自由記述を求めたところ、次のような回答があった。
 - ・「あんまりガン見したり目をあわせようとしないでほしい」(小学校高学年)
 - ・「タイミングがわからない」(小学校高学年)

(分類12)母子生活支援施設について

- 在宅で子ども家庭支援センターが関わっている児童のうち、母子生活支援施設に入居している児童(中学生以上3件、小学生 5 件)から回答を得た。

- 母子生活支援施設に入居している児童に対して、施設における生活上の不満についてたずねたところ、「1. 決まりやルールが多い」が 2 件選択されたほか、「あそびじかんをふやしてほしい」(小学校高学年)、「ほうそうの音が大きい」(小学校高学年)の回答があった。

- これらの生活上の不満について誰かに相談したかを尋ねたところ、中学生以上では「はい」と答えた人は0件であった。小学生では、2件が「職員」に相談したと回答した。

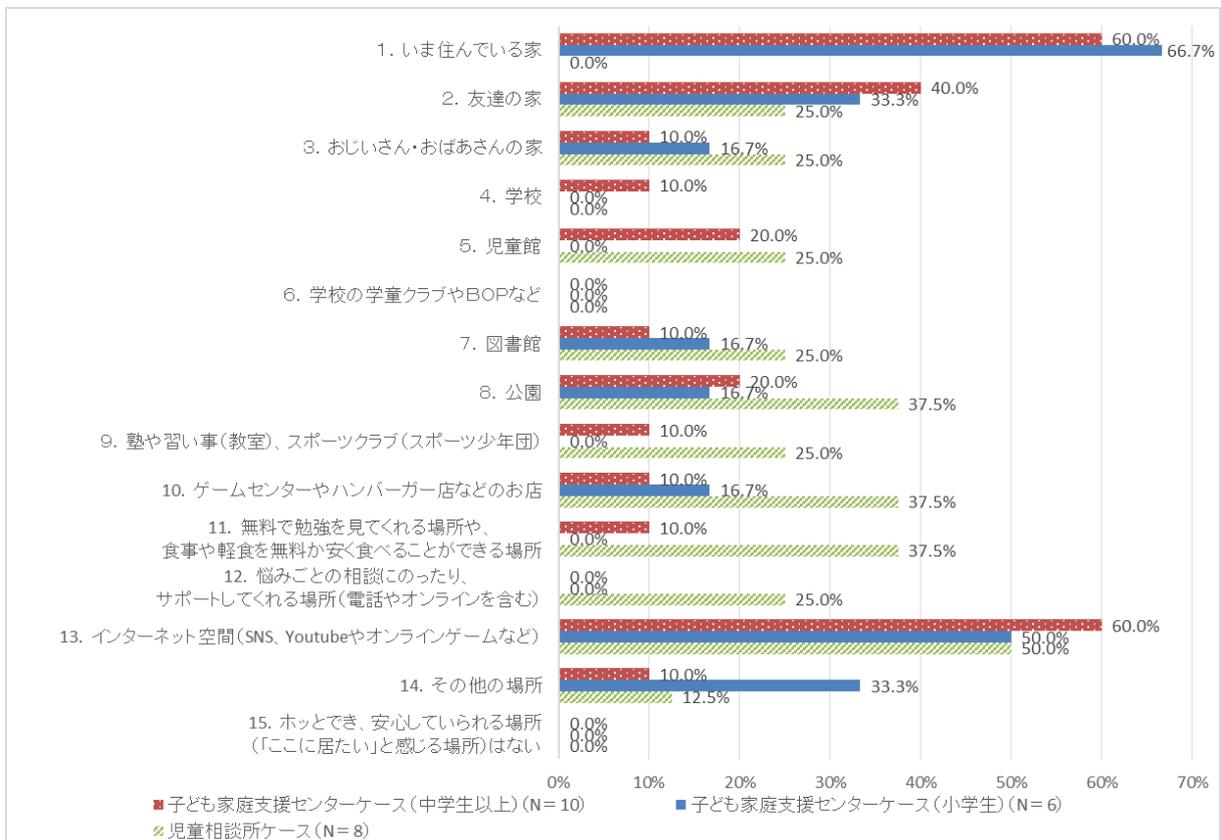
- 理想の職員像として、「1. いっしょに遊んでくれる人」、「4. あなたの気持ちを大切にしてくれる人」、「5. こまったときに相談にのってくれる人」が選択された。

- 母子生活支援施設への意見について自由記述を求めたところ、次のような回答があった。(一部抜粋)
 - ・「みんなでたくさん遊びたい！！勉強をたくさんしたい。」(中学生)
 - ・「部屋が入口から見えやすいところをかべでかくしてほしい」(小学校高学年)

(分類13)公的サービスについて

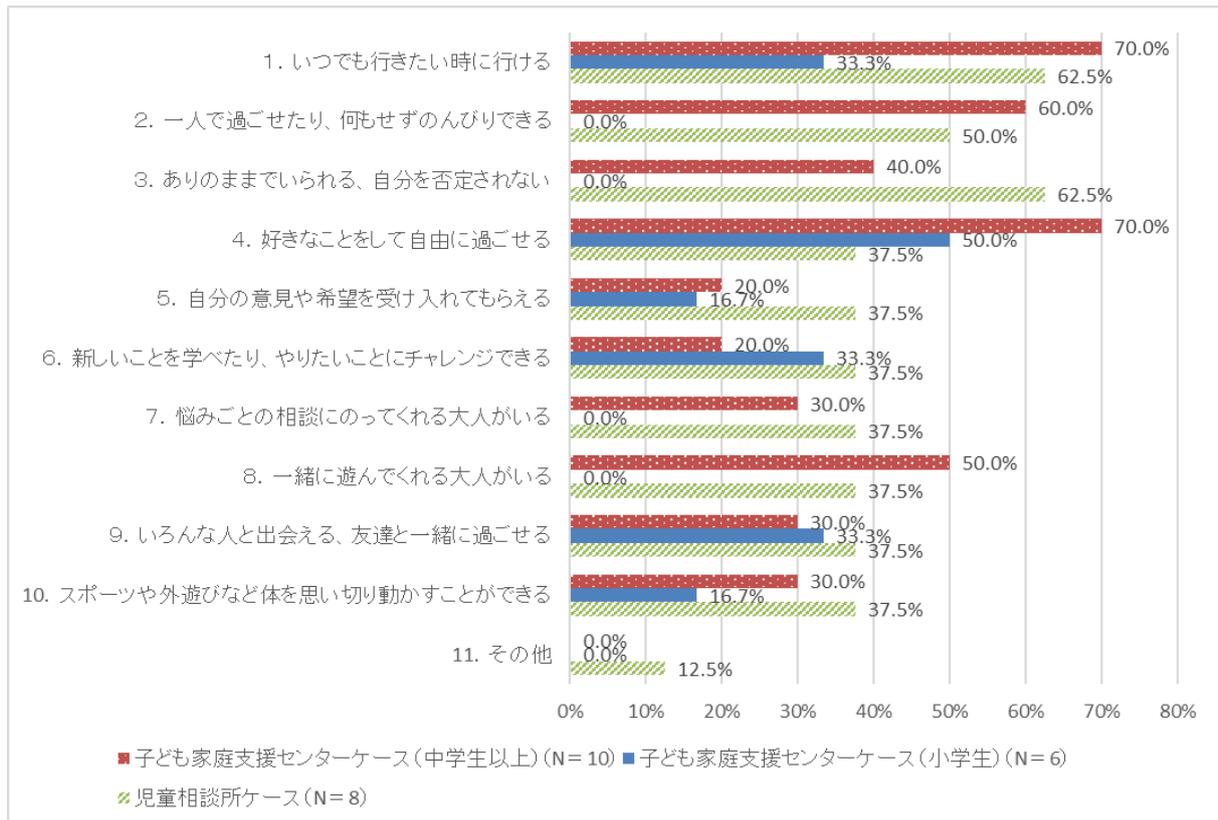
- ホットでき、安心していられる場所について複数選択可でたずねたところ、子ども家庭支援センターケースに関しては中学生以上、小学生ともに「1. 今住んでいる家（中学生以上 60.0%、小学生 66.7%）」と「13. インターネット空間(SNS、YouTube やオンラインゲームなど)(中学生以上 60.0%、小学生 50.0%)」が高かった。その他の場所として、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点を挙げる回答もあった。

児童相談所ケースにおいても、「13. インターネット空間(SNS、YouTube やオンラインゲームなど)」は回答が高く 50.0%であった。その次に「8. 公園」、「10. ゲームセンターやハンバーガー店などのお店」、「11. 無料で勉強を見てくれる場所や、食事や軽食を無料か安く食べることができる場所」が 37.5%で並んだ。



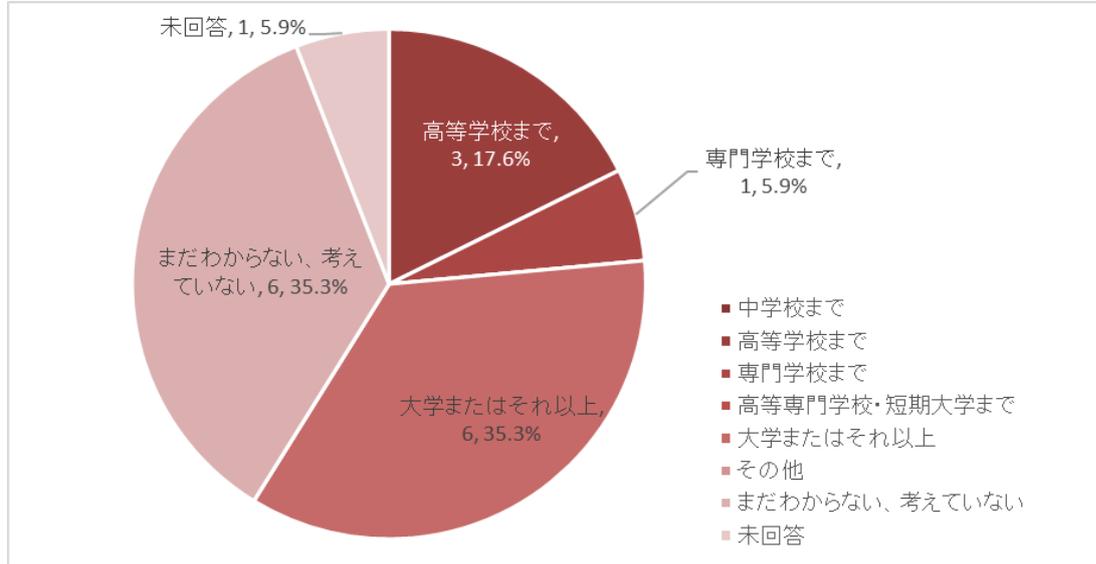
- どのような場所が安心できるかという質問に対して、子ども家庭支援センターケースの中学生以上では「1. いつでも行きたい時に行ける」、「4. 好きなことをして自由に過ごせる」が 70.0%で最も高かった。「4. 好きなことをして自由に過ごせる」は、小学生においても最も高かった。

児童相談所ケースにおいては、「1. いつでも行きたい時に行ける」と「3. ありのままにいられる、自分を否定されない」が 62.5%で並んだ。



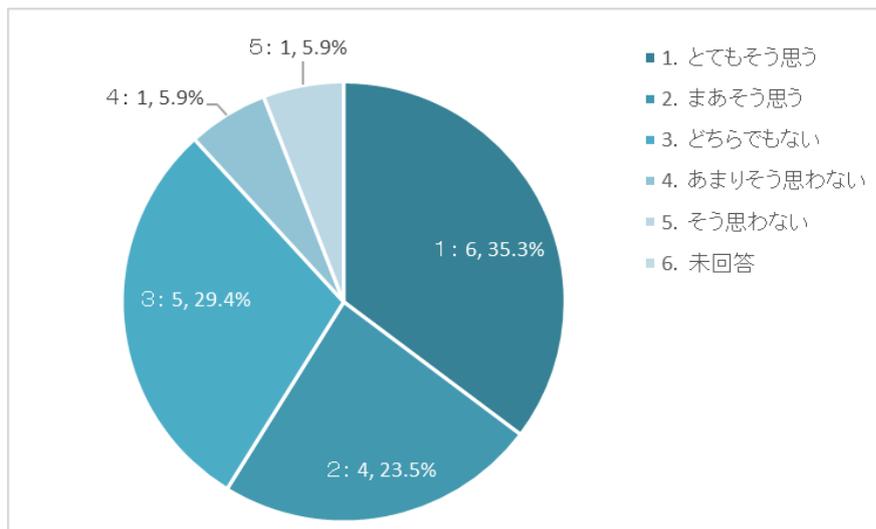
(分類14)進路について

- 児童相談所ケースと子ども家庭支援センターケースの中学生以上に対して、進路の最終希望学歴についてたずねたところ、「5.大学またはそれ以上」と回答した人が最も多く、35.3%であった。

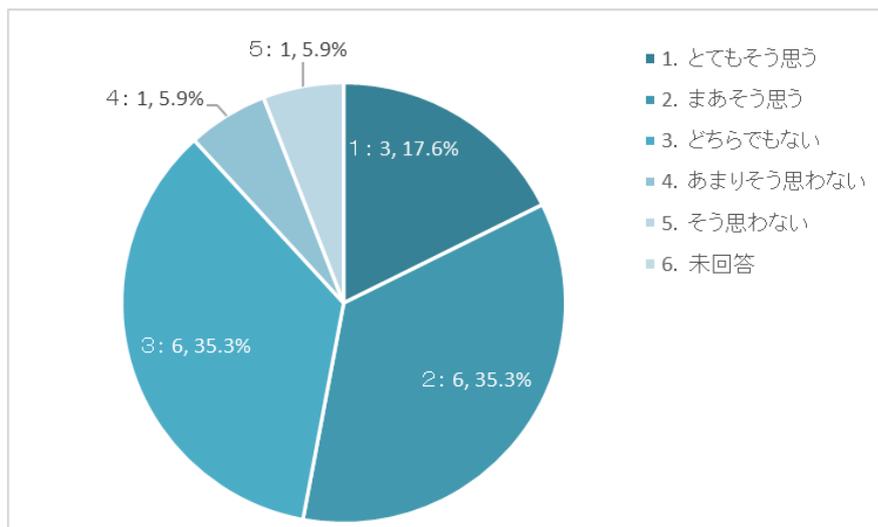


- 20年後の自分のイメージについて、以下の8問についてたずねた。

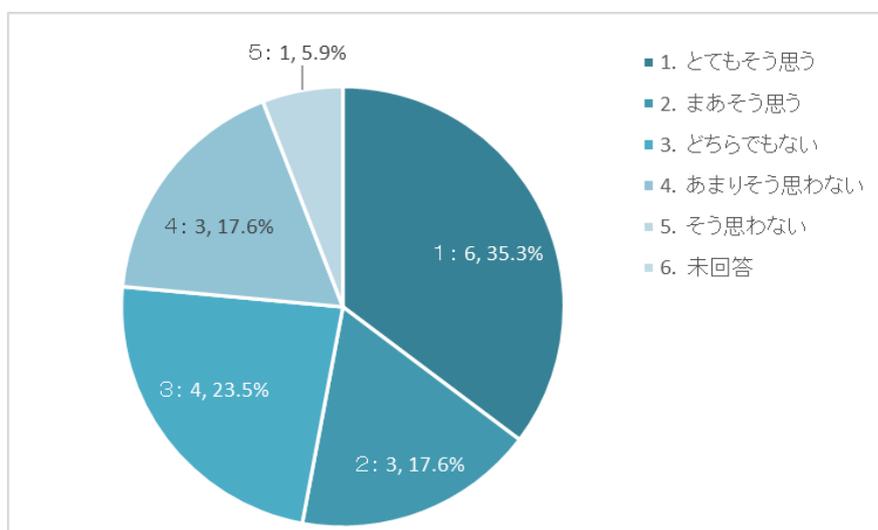
① 自分がやりたいと思っていることをしている



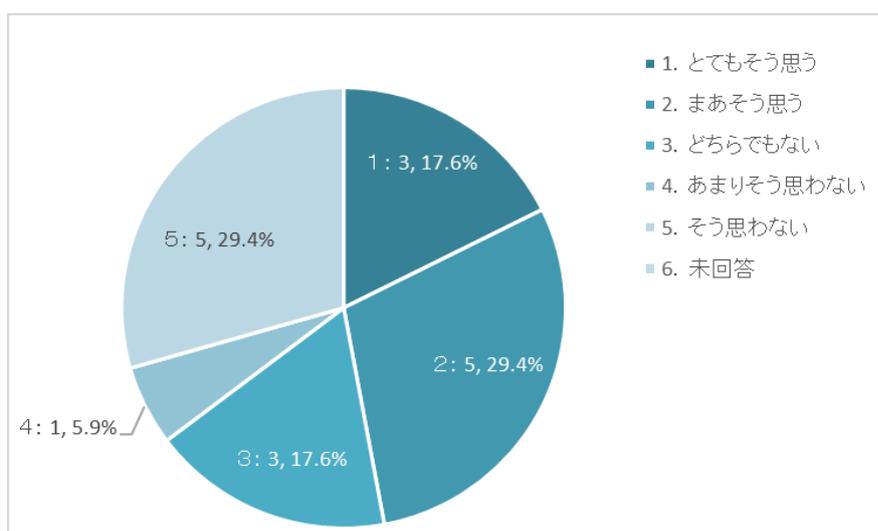
② なんでも話せる人が自分の周りにいる



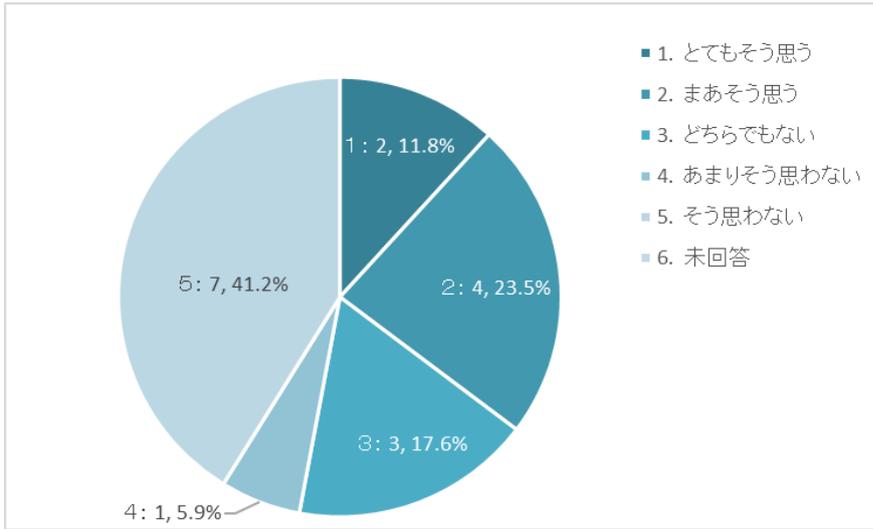
③ 健康的に生活している



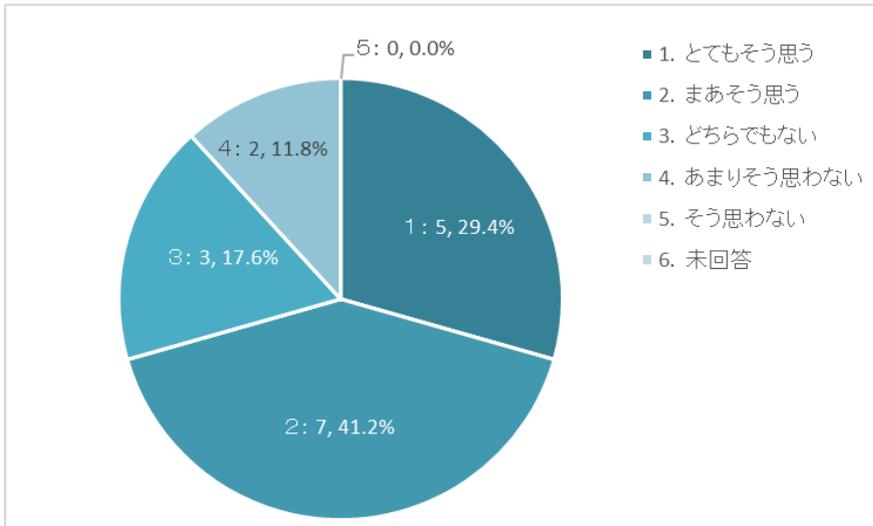
④ 結婚している・パートナーと生活している



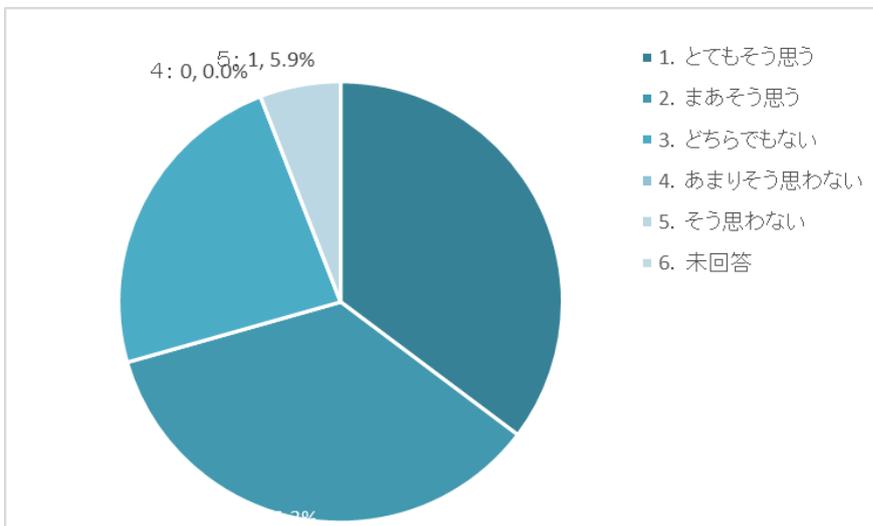
⑤ 子どもを育てている



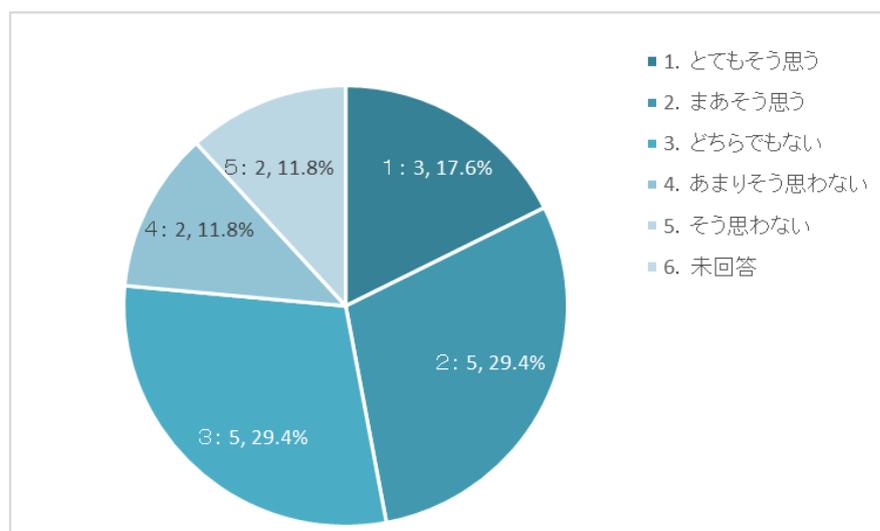
⑥ 生きがい、やりがいを見つけている



⑦ 共通のしゅみを持った仲間がいる



⑧ 地域や周りの人に認められている



3 自立援助ホーム入所者、児童養護施設退所者等

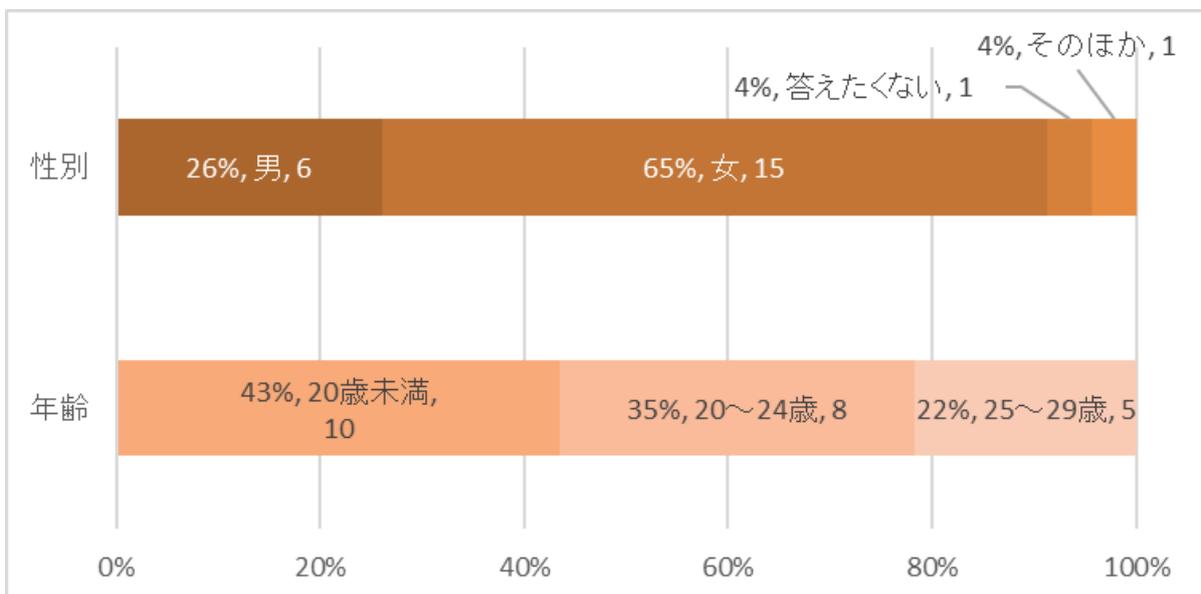
アンケート内容 111 ページ

| | |
|-----|---|
| 配布数 | 108件(自立援助ホーム入所者 4件、施設退所者等 104件) |
| 回答数 | 23件(自立援助ホーム入所者 2件、施設退所者等 21件) ※施設退所者等はインターネット回答のみ |
| 回答率 | 21.3%(自立援助ホーム入所者 50.0%、施設退所者等 20.2%) |
| 設問 | 分類1 自分自身について 分類2 普段考えていることについて 分類4 子どもの意見表明について 分類5 児童相談所について 分類9 自立援助ホームについて 分類10 自立について 分類11 退所後に必要な支援について 分類13 公的サービスについて 分類15 その他 |

- 自立援助ホーム入所者の回答が少なかったため、年齢の近い児童養護施設退所者等の回答とあわせて集計している。

(分類1)自分自身について

- 回答者の性別は、「男性」が6件、「女性」が15件、「答えたくない」、「そのほか」がそれぞれ1件ずつであった。
- 年齢別では「20歳未満」が10件、「20～24歳」が8件、「25～29歳」が5件となっており、「30代」以上からの回答はなかった。なお、最年少は17歳であった。

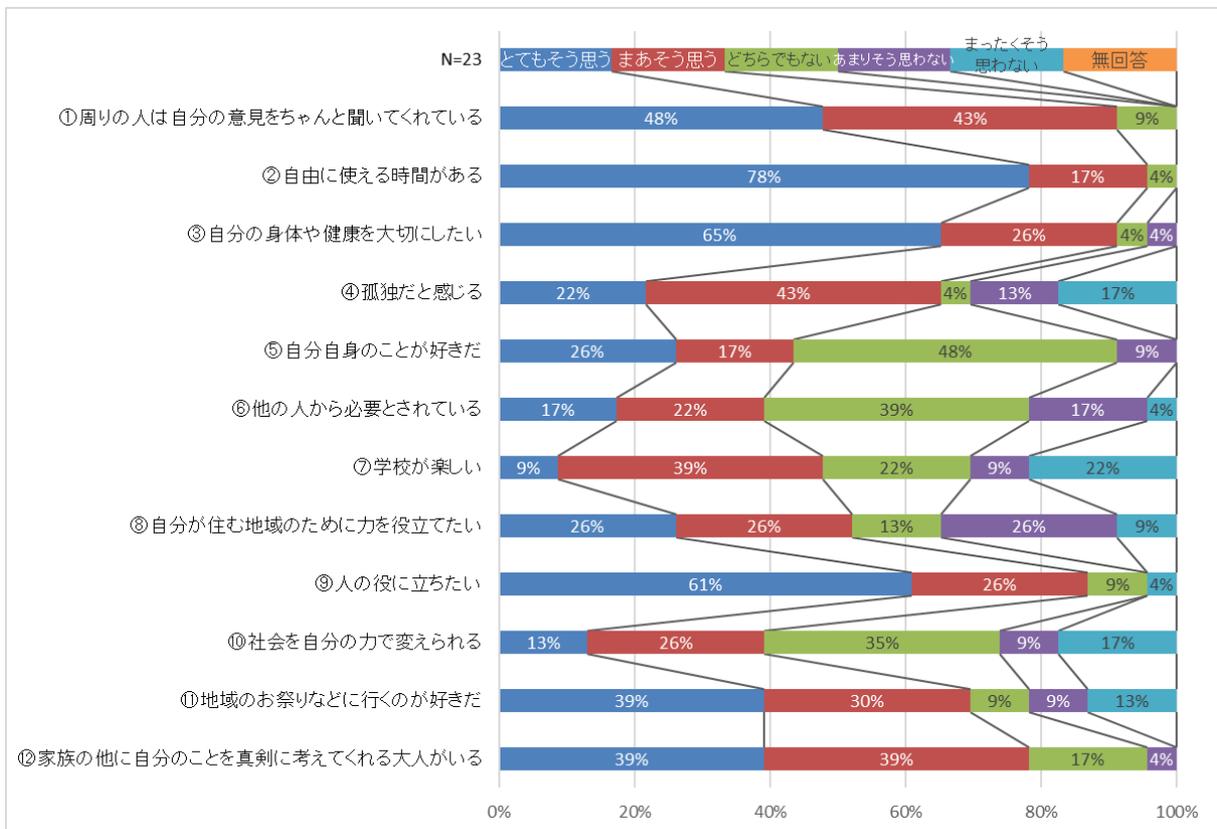


(分類2) 普段考えていることについて

- 自己肯定感や保護的体験の有無について「とてもそう思う」、「まあそう思う」、「どちらでもない」、「あまりそう思わない」、「まったくそう思わない」の5段階評価でたずねたところ、全12問の結果は以下のとおりとなっている。

「とてもそう思う」「まあそう思う」の割合は、「②自由に使える時間がある(95%)」で最も高く、次いで「①周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている」、「③自分の身体や健康を大切にしたい」が91%で続いた。

一方、「⑩社会を自分の力で変えられる」では61%、「⑥他の人から必要とされている」では60%、「⑤自分自身のことが好きだ」では57%が「どちらでもない」「あまり思わない」「まったくそう思わない」と回答した。



(分類4)子どもの意見表明について

- 日頃悩んでいることについて、複数選択可でたずねた。
最も高かったのは「2. 進学、就職のこと(57%)」、「7. お金のこと(57%)」で、次いで「3. 仕事のこと(48%)」が続いた。一方、「9. 政治や社会のこと(9%)」、「13. インターネットやSNSのこと(13%)」は回答率が低かった。
- 相談相手の有無をたずねたところ、23件中17件(74%)が「1. はい」(話を聞いてくれる人はいる)と回答した。
- 前の設問で「はい」と答えた17件に関して、相談相手を複数回答可(3つまで)でたずねた。
施設退所者等では、「8. 友人(38%)」、「1. 出身施設の人(33%)」の次に、令和5年度より事業を開始した区の相談支援事業「3. せたエール(24%)」が高かった。また、その他の回答として「親代わりの人」などが挙げられた。
「2. 児童相談所の元担当」と回答した人はいなかった。

➤ 分類5, 9, 10は自立援助ホーム入所者のみ回答

(分類5)児童相談所について

- 自立援助ホーム入所中の児童に対して、児童相談所についてたずねたところ、いずれも児童相談所の職員に言いたいことは「言えている」、面接頻度は「今のままでいい」と回答した。

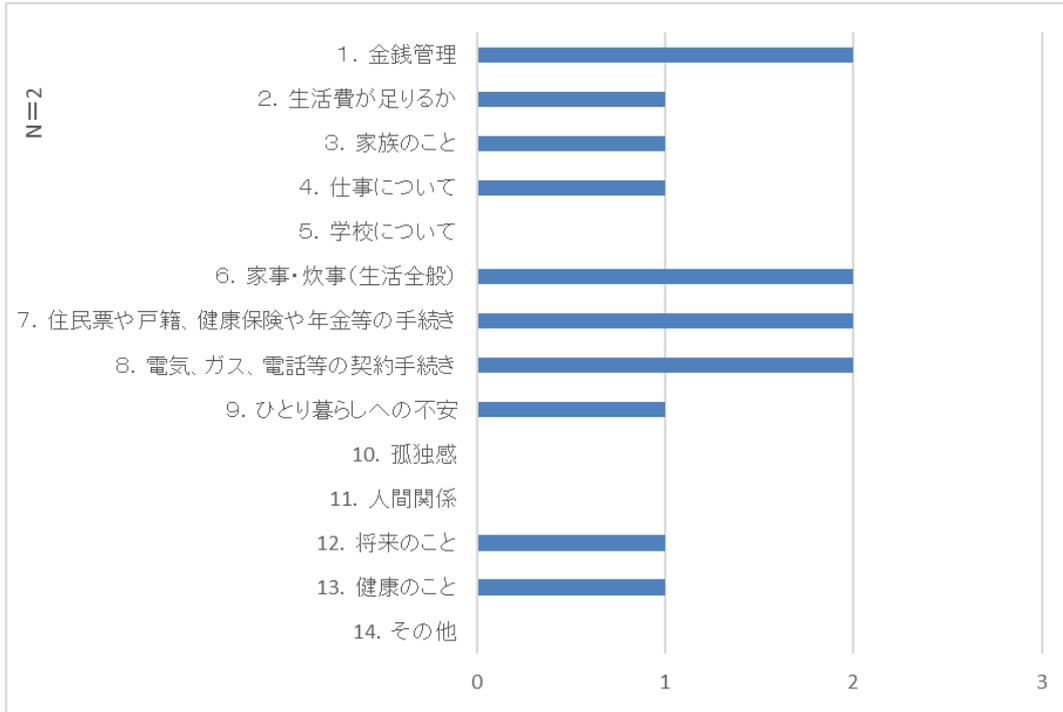
また、元担当児童福祉司に対して感謝の言葉が書かれていた。

(分類9)自立援助ホームについて

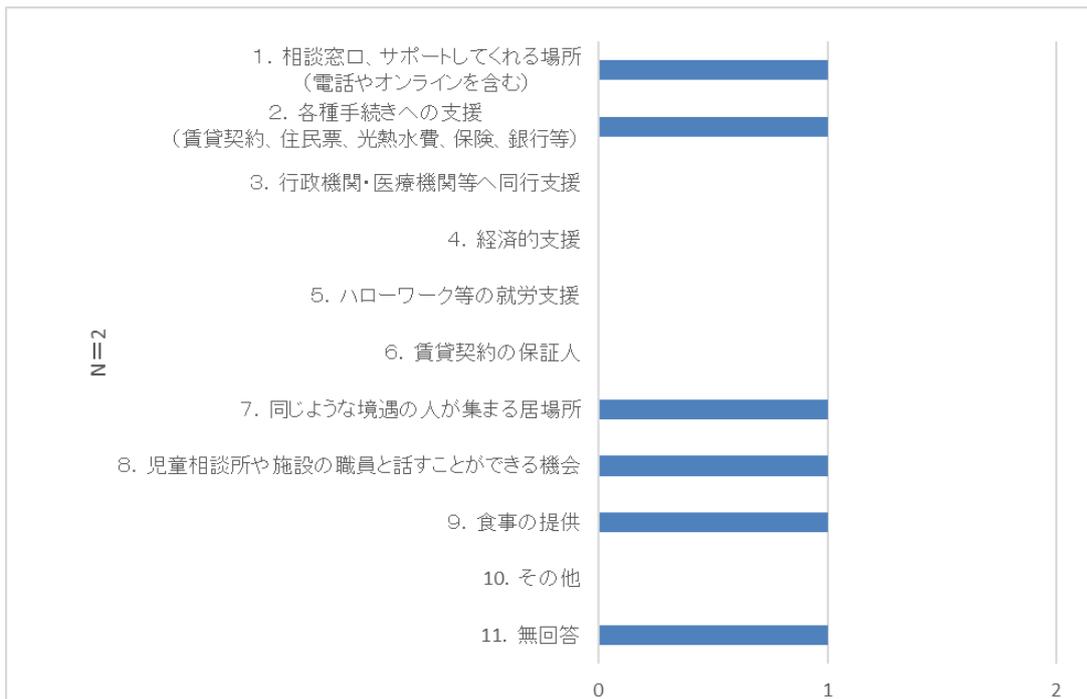
- 自立援助ホーム入所中の児童に対して、自立援助ホームの生活で困ったことをたずねたが、特になしとの回答だった。
- 自立援助ホームの職員がどんな人だったら嬉しいか、という問いに対しては、「1. 話をしっかり聞いてくれる人」、「5. ダメなことはダメと言ってくれる人」の回答があった。

(分類10)自立について

- 自立に向けて不安なことをたずねたところ、「1. 金銭管理」、「6 家事・炊事(生活全般)」、「7.住民票や戸籍、健康保険や年金等の手続き」「8.電気、ガス、電話等の契約手続き」等の回答があった。



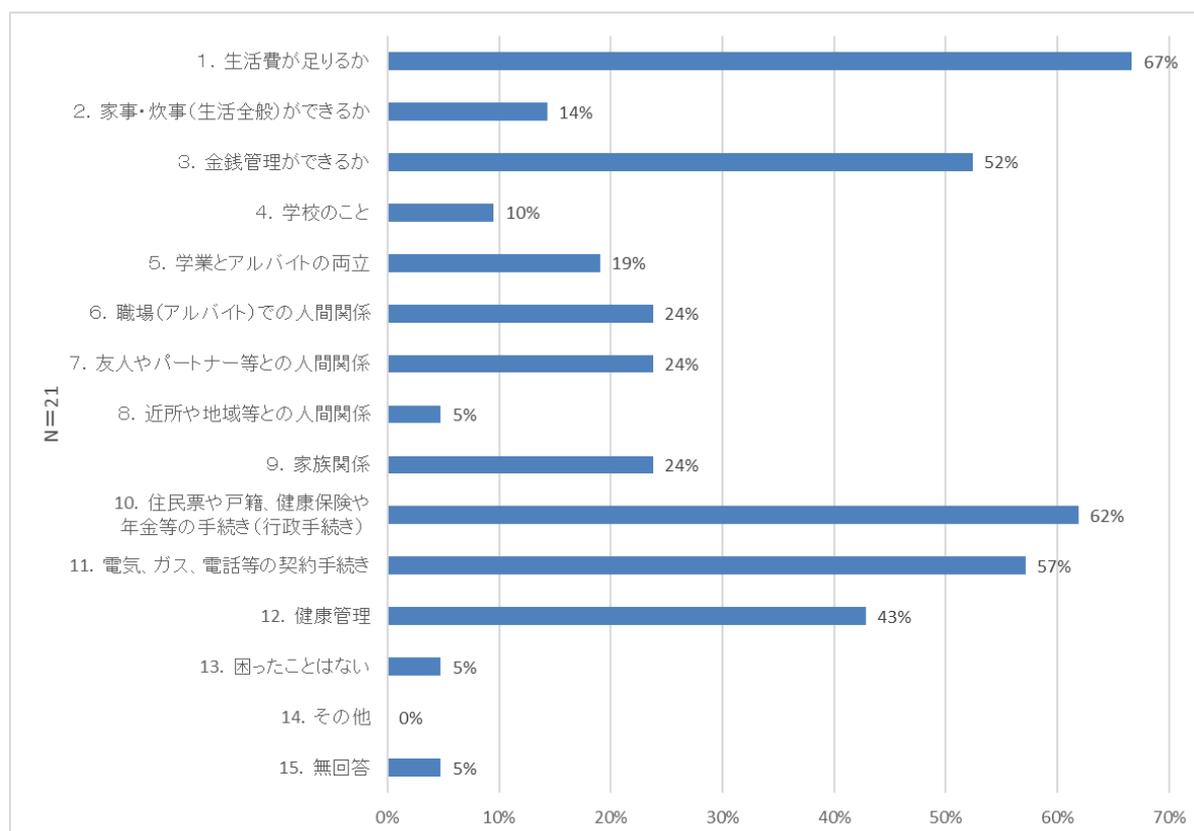
- 自立後にあったら利用したい支援等については、「1.相談窓口、サポートしてくれる場所(電話やオンラインを含む)」、「2.各種手続き(賃貸契約、住民票、光熱水費、保険、銀行等)への支援」のほか、「7.同じような境遇の人が集まる居場所」、「8.児童相談所や施設の職員と話することができる機会」も挙げられた。



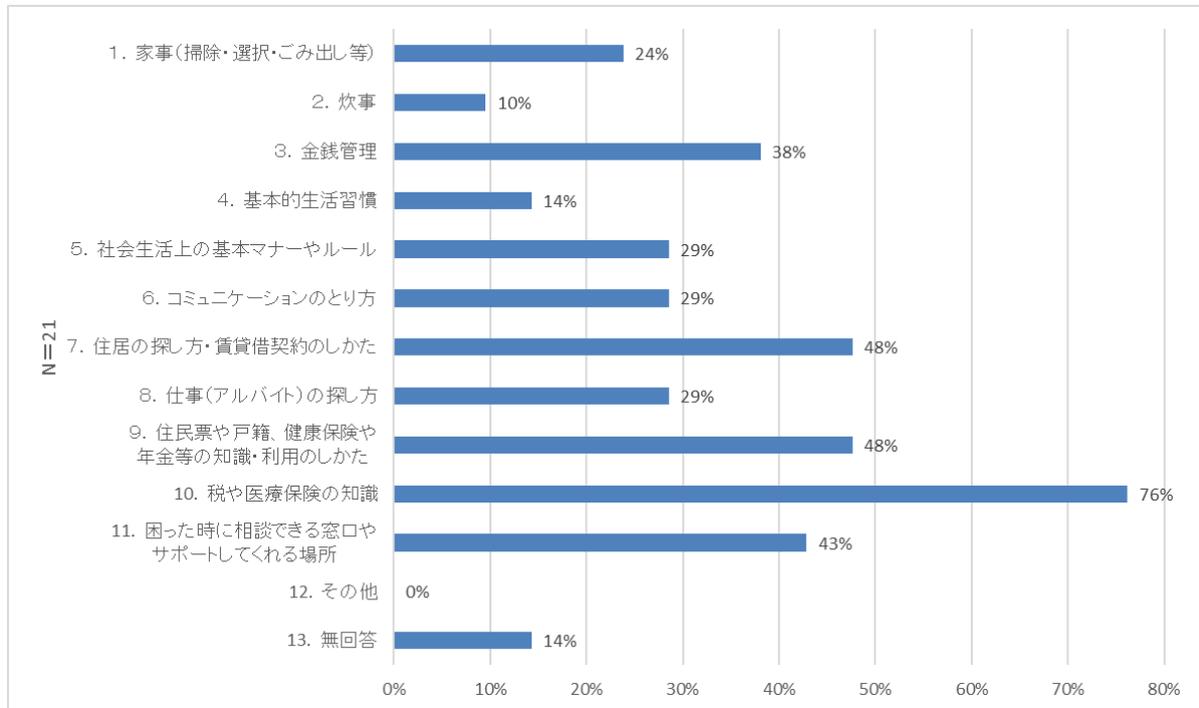
➤ 分類11は児童養護施設退所者等のみ回答

(分類11)退所後に必要な支援について

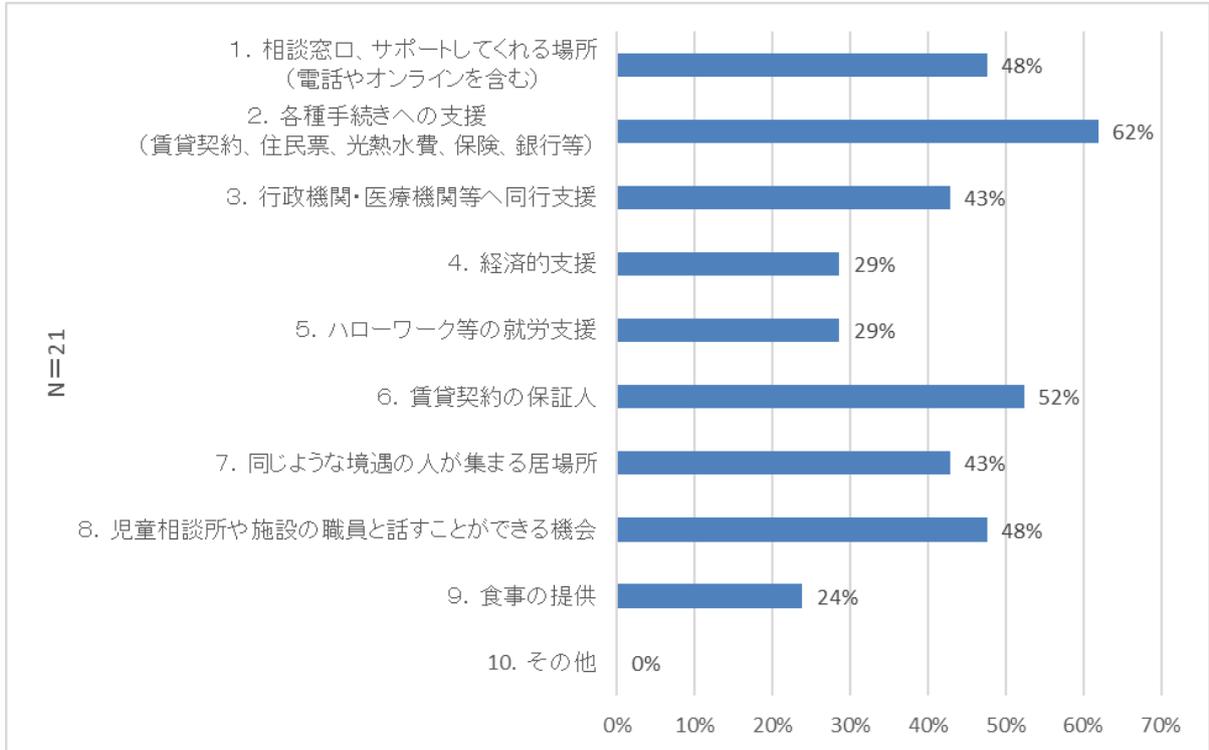
- 退所後困ったこと・不安だったこととしては、「1.生活費が足りるか(67%)」が最も高く、「10 住民票や戸籍、健康保険や年金等の手続き(62%)」、「11.電気、ガス、電話等の契約手続き(57%)」が続いた。



- 入所中に知りたかったこと・身につけておきたかったことをたずねたところ、「10. 税や医療保険の知識」が 76%と飛び抜けて高く、次いで「7.住居の探し方」、「9. 住民票や戸籍、健康保険や年金等の知識・利用の仕方」が 48%、「11.困った時に相談できる窓口やサポートしてくれる場所」が 43%であった。



- 退後にあったら使いたい支援としては、「2. 各種手続き(賃貸契約、住民票、光熱水費、保険、銀行等)への支援(62%)」が最も多く、次いで「6. 賃貸契約の保証人(52%)」、「1. 相談窓口、サポートしてくれる場所(電話やオンラインを含む)(48%)」、「8. 児童相談所や施設の職員と話することができる機会(48%)」が続いた。

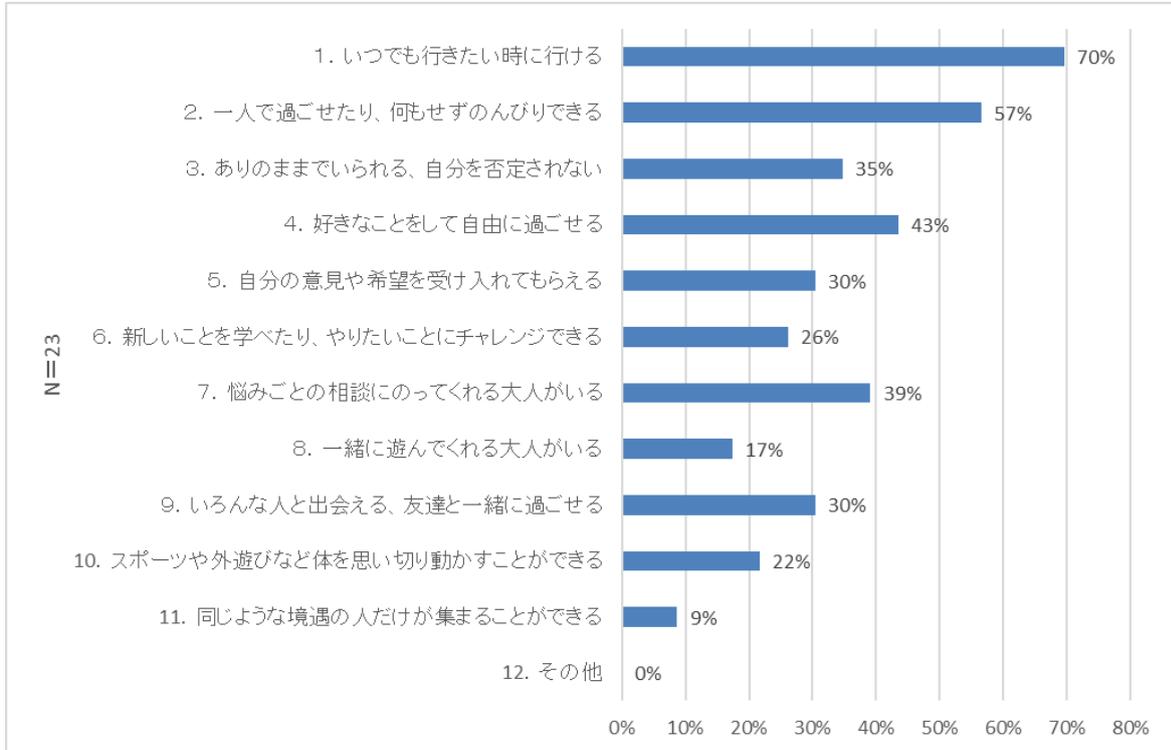


また、「4. 経済的支援」を選んだ人に対して、具体的にどのような支援がほしいか自由記述で回答をもとめたところ、以下のような回答が得られた。

- ・「自立にかかる初期費用」(20代・女性)
 - ・「ある程度自立できるまでの一定期間の収入の担保。」(20代・女性)
 - ・「留学など勉強のための支援」(10代・女性)
 - ・「家賃補助、野菜などの寄付、通学に必要な定期券の支援金」(10代・女性)
 - ・「学費の支援」(20代・男性)
- 令和5年度より事業を開始した、区の相談支援事業「せたエール」の認知度をたずねたところ、21件中12件(57%)が「1. 知っている」と回答した。一方、「2. 知らない」と回答したのは7件(33%)であった。

(分類13)公的サービスについて

- 安心できる居場所の姿を複数選択可でたずねた結果、「1. いつでも行きたい時に
行ける(70%)」が最も多かった。次いで、「2. 一人で過ごせたり、何もせずのんびり
できる(57%)」、「4.好きなことをして自由に過ごせる(43%)」、「7. 悩みごとの相
談にのってくれる大人がいる(39%)」が続いた。



- 施設退所者等にのみ緊急時のシェルターについてたずねたところ、13 件(62%)
が「1. 利用したい」と回答した一方、8件(38%)が「3. わからない」と回答した。
- 緊急時のシェルターを利用する場合、必要と思う支援・サポートについて自由記述
で意見を求めたところ、以下のような回答が得られた。(一部抜粋)
 - ・「食事と入浴の場が欲しい。」(10代・女性)
 - ・「生活に必要な最低限のもの、心のケアをしてくれる人」(10代・女性)
 - ・「相談、話ができる場所」(10代・女性)
 - ・「同年代の人と会話する」(10代・男性)
 - ・「食事、トイレ、今後について相談出来る大人。」(20代・男性)
 - ・「鍵がかけられる部屋」(20代・性別不明)

(分類 15)その他

- 最後に、世田谷区に求めること、大人や社会に言いたいことについて自由記述で意見を求めたところ、以下のような回答があった。(一部抜粋)
 - ・「相談できる場所や同じような境遇の人達が集まれる場所が増えてほしい」(10代・女性)
 - ・「施設に居る、居た事をあまり気にせず生活が出来る社会や地域になれば良いと思います。」(20代・性別不明)
 - ・「人と初対面でも関わりやすい場があればいいなと思う」(10代・女性)
 - ・「生まれた時からお世話になってる世田谷が大好きなので、どんな人も生活しやすい区になってほしいです。」(20代・女性)
 - ・「ずっと助けて貰ってばかりですが、いつか何かしらの形で還元出来たらなと思っています。」(10代・女性)
 - ・「児童相談所の保護中のみならず、児童相談所の保護解除されていても、それまで受けてきた本人にしか分からない苦しみ、悲しみ等といつも闘っているので、その人を受け入れる多くの方々は、温かい目で優しいお言葉をかけて頂けたら幸いです。」(20代・男性)
 - ・「この歳になって、大人も子供だった訳で、年齢的に大人でも心理面で子供の人は沢山いるんだとわかった。人を変えようとするのではなく自分が変わるしかないって言葉の意味を実感してる。自分自身も子供のままの大人になる気しかしてない。変わらないとなあって思ってます。」(10代・女性)

参考資料

- 児童養護施設入所児童・里子用の調査票は、以下4パターンを作成。
 - ・ 小学校低学年版 ((1)児童養護施設入所児童用、(2)里子用)
 - ・ 小学校高学年版 ((3)児童養護施設入所児童用+里子用)
 - ・ 中学生以上版 ((4)児童養護施設入所児童用+里子用)
- 在宅指導・在宅支援中の要保護児童用の調査票については、以下7パターンを作成。
 - ・ 小学校低学年版 ((5)児童相談所ケース用、(8)子ども家庭支援センターケース用、(9)母子生活支援施設入所児童用)
 - ・ 小学校高学年版 ((6)児童相談所ケース用、(10)子ども家庭支援センターケース+母子生活支援施設入所児童用)
 - ・ 中学生以上版((7)児童相談所ケース用、(11)子ども家庭支援センターケース+母子生活支援施設入所児童用)
- 自立援助ホーム入所者用の調査票は1パターン(12)のみ作成。
- 児童養護施設退所者等には、紙の調査票は配布せずインターネット回答のみ。

(1)児童養護施設入所児童用・小学校低学年版

児童養護施設用

しょうがくせい(1～3年生)アンケート

【はじめに】
 このアンケートは、せたがやくから おねがひしています。
 ・名前 は ききません。だれが こたえたか、わからないうに なっています。
 あんしんして こたえてください。
 ・アンケートにこたえたことで みなさんに わるいえいきよう(わるいこと)はありません。
 ・わからないところ、こたえたくないところは、こたえなくても よいです。
 ・15分くらい かかります。

「あなた」のことを ききます

しつもん1 あなたの せいべつは なんですか。(ひとつ〇をつける)
 1. 男の子 2. 女の子 3. こたえたくない 4. わからない 5. そのほか

しつもん2 あなたは、なん年生 ですか。(ひとつ〇をつける)
 1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生

しつもん3 あなたは、つぎのことを どのように おもっていますか。
 (ひとつずつ〇をつける)

| | | | |
|-------------------------------------|----|-----|---------|
| ① まわりひとは じぶんの はなしを ちやんときいて くれてる | はい | いいえ | どちらでもない |
| ② じゆうな じかんがある | はい | いいえ | どちらでもない |
| ③ じぶんの からだや けんこうを たいせつにしたい | はい | いいえ | どちらでもない |
| ④ じぶんのことが すいだ | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑤ がっこうが たのしい | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑥ おまつりなどに いくのが すいだ | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑦ かぞくのほかに じぶんのことを だいに じしてくれる おとながいる | はい | いいえ | どちらでもない |

「子どものけんり」について ききます

「子どものけんり」って なあに???

子どもが ひどりの にんげんとして たいせつにされ、げんきに そだつための たいせつなこと (ごほんをたべる、ねる、あそぶ、など)を「子どものけんり」といいます。
 子ども 一人ひとりに「子どものけんり」が あります。

あなたや あなたのまわりの 子どもで、「子どものけんり」は、まもられて いますか。
 しつもん4-① よいことは なにか、おとなに いっしょに かんがえてもらえる (ひとつ〇をつける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供:セニラ、手ノ木ルビカ、ギヤバウ】

しつもん4-② ころも からだも のびのびと せいちようで、あんしんして くらしている(ひとつ〇をつける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供:セニラ、手ノ木ルビカ、ギヤバウ】

しつもん4-③ じゆうに おはなしをいえて、おどなは おはなしを きいてくれる (ひとつ〇をつける)

| | | | |
|-------|--------|------------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. どちらでもない | 4. わからない |
|-------|--------|------------|----------|



【イラスト提供:セニラ・チ・チルビシカ・シヤバシ】

しつもん4-④ やりたいことを たのしむ、のびのび あそぶ、つかれたら 休むことが できている (ひとつ〇をつける)

| | | | |
|-------|--------|------------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. どちらでもない | 4. わからない |
|-------|--------|------------|----------|



【イラスト提供:セニラ・チ・チルビシカ・シヤバシ】

しつもん5 子どものけんりを まもるための 「そうだんできる人(そうだんできるもの)」を していますか。

(しっているものに いくつでも 〇をつける)



1. じどうそうだんじよ



2. せたホツと (せたかやホツと子どもサポ-ト)



3. じどうようごしせつに おいてある いけんをいれる「ほこ」や「ポ-スト」



4. じどうようごしせつに たまにきて、はなしを きいてくれる人(だいたいしんしやい いん)



5. 子どものけんりノ-ト



6. おやこのためのそうだんライシ

53

- 4 -

- 3 -

「こまっていること」や「なやみ」について ききます

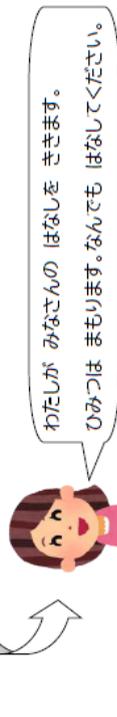
しつもん6 こまっていること なやんでいること、つらいことが あるときに はな
しを きいてくれる人は いますか。(ひとつ〇をつける)

1. はい 2. いいえ 3. だれにもはなさない・はなしたくない
 【しつもん6で 「はい」を えらんだ人が こたえてください】

しつもん6-1 それは、だれですか。(いくつでも〇をえらぶ)

1. じどうせうだんじよの⁰⁶人
2. じどうようごせつ⁰⁶ (きすんでいるいえ) の⁰⁶人
3. じどうようごせつ⁰⁶ (きすんでいるいえ) に たまにきて、はなしを きい
てくれる人 (だいさんしやいいん)
4. おとうさん・おかあさん
5. きょうだい (おにいちゃん・おねえちゃん・おとうと・いもうと)
6. おじいさん・おばあさん
7. 学校の⁰⁶先生
8. じゆくや ならいごとの⁰⁶先生
9. ともだち
10. インターネット (スマートフォンなど) を つうじて やりとりしている人⁰⁶
11. そのほか [だれですか：]

しつもん7 こんな人が あなたのところに きたら、そうだんしたいですか。あなた
のきもちをおしえてください。



あなたが、おもっていることを うまく いろいろいことが あるときは、いえるように
いえないときは、いっしょに かんがえ おてつだいします。

どういったら いいか わ
からないな…。どうしよ
う？

かわりに いいです。
じどうようごせつ⁰⁶の人

こうしたい

- しつもん7-① こんな人がいたら、そうだんしたいですか。(ひとつ〇をつける)
1. はい
 2. いいえ [どうしてですか：]

しつもん7-② どれくらい きてほしいですか。(ひとつ〇をつける)

1. まいにち
2. 1しゅうかんに
3. 1が⁰⁶月に1回
4. 1⁰⁶年に1回
5. きてほしいと おもったとき

しつもん7-③ どんおんに きてほしいですか。じゆうに かにしてください。

[]

しつもん7-④ どうしたら いけんや きもちが いいやすいですか。

(いくつでも Oをえらぶ)

- 1. いつも おなじんが はなしを さいてくれる
- 2. だれにも ひみつで はなしを さいてくれる
- 3. いつも くらしているところとは ちがうところで はなしを さいてくれる
- 4. でんわで はなしを さいてくれる
- 5. そのほか [どうしたらいいやすいですか:]



つかれたから、ちよつときゆうけいしてまたやろうかな

せたほつと
マスコットキャラクター
なちゆ

-7-



「じどうそうだんじょ」について ききます

しつもん8 じどうそうだんじょの人に いいたいことを いえていますか。(ひとつOをつける)

- 1. はい
- 2. いいえ [どうしてですか:]

しつもん9 じどうそうだんじょの人に もっと あいにきて ほしいですか。(ひとつOをつける)

- 1. もっとあいにきてほしい
- 2. いまのままでいい
- 3. わからない

しつもん10 じどうそうだんじょの人に いいたいことや おもっていることを なんでもかいてください。

[]

-8-

「じどうようごしせつ (今すんでいる いえ)」について ききます

しつもん11 じどうようごしせつで くらして、こまったことや いやなこと
はありますか。(いくつでも えらぶ)

1. じゆうなじかんが すくない 
2. かまんすることが おおい 
3. きまりやルールが おおい
4. じどうようごしせつの人が ちゃんと おはなししてくれない
5. じどうようごしせつの人とおしゃべりする じかんが すくない
6. じどうようごしせつの人がかまってきたときに たすけてくれない
7. いっしょにすむ にんずうが おおい 
8. ひとりですぐかに べんきょうできない 
9. あそびじかんが すくない
10. そのほか [どんなことですか:]

しつもん11-① こまったことや いやなことがあったとき だれかに いいましたか。
(ひとつOをつける)

1. はい [だれにいいましたか:]
2. いいえ 

しつもん12 じどうようごしせつの人がかまってきたら うれいですか。
(いくつでもOをえらぶ)

1. いっしょに あそんでくれる人
2. べんきょうを おしえてくれる人
3. はなしを きいてくれる人
4. あなたの きもちを だいにしてくれる人
5. こまったときに そうだんに のってくれる人
6. こまっていることが なくなるように いっしょにかんがえてくれる人
7. そのほか [どんな人ですか:]
8. だれでもいい

しつもん13 「こんな じどうようごしせつだったら いいな」など、あなたの
きもちや ねがいを、なんでも かいてください。



「あったらいいなと おもえばしょ」について ききます

しつもん14 あなたにとって、ホッとでき、あんしんして いられるほしよ（「ここにいたい」と おもえばしょ）は どこですか。（いくつでもOをえらぶ）

- 1. じどうようごしせつ（今）すんでいる いえ
- 2. かぞくと すんでいた いえ
- 3. 学校
- 4. じどうかん
- 5. 学校の がくどうクラブや BOPなど
- 6. としよかん
- 7. そのほか（どこですか）
- 8. ホッとでき、あんしんして いられるほしよは ない

しつもん14で 1から7を えらんだ人が こたえてください
しつもん14-① ホッとでき、あんしんして いられるほしよは どのようなほしよですか。（いくつでもOをえらぶ）

- 1. しずかに べんきよう できる
- 2. ともだちや かぞくと たくさん おしゃべりができる
- 3. やきゅうやサッカーなど うんどうが たくさん できる
- 4. ひとりで しずかにすこせる
- 5. しぜんの中で たくさん あそべる
- 6. そのほか（どのようなところですか）

あなたの きもちを きかせてください

しつもん15 「こんなまち（せたがや）に なったらいいな」、「こんなふうにくらしたらいいな」など、あなたの きもちや ねがいを、なんでも、かいてください。

Blank box for writing answers to question 15.

ありがとうございました。

アンケートは これで おわりです。
さいごまで こたえてくれて、ありがとうございました。
みなさんの いけんは、とても たいせつです。
すべて きちんと よんで、子どもにとって、
もっとよいまちに なるよう、がんばります。

せたがやホッと

せたがやホッと子どもサポート
世田谷区子ども人権擁護機関

じどうようごしせつで こまったことが あったとき、しせつや
じどうそうだんじよの人に ほなしづらいときは、こんなところに ほなせるよ

★そうだんじかん
月～金ようび：ごご1時～ごご8時
土ようび：ごぜん10時～ごご6時
（日ようび・しゆくじつ・おしよがつは つなかりません。）
フリーダイヤル（おかけが かからないよ）
0120-810-293
※けいたいでんわ・こうしゆうでんわ からち たただで かけられます。

(2) 親子用・小学校低学年版

親子用

しょうがくせい(1～3年生)アンケート

【はじめに】

このアンケートは、せたがやから おねがいしています。

名前 は ききません。だれが こたえたか、わからぬようになっています。

あんしんして こたえてください。

アンケートにこたえたことで みなさんに わるいえいさよう(わるいこと)はありません。

わからないところ、こたえたくないところは、こたえなくても よいです。

15分くらい かかります。

「あなた」のことを ききます

しつもん1 あなたの せいべつは なんですか。(ひとつ ○を つける)

1. 男の子 2. 女の子 3. こたえたくない 4. わからない 5. そのほか

しつもん2 あなたは なん年生 ですか。(ひとつ ○を つける)

1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生

しつもん3 あなたは つぎのことを どのように おもって いますか。(ひとつずつ ○を つける)

| | | | |
|------------------------------------|----|-----|---------|
| ① まわりひとは あなたの はなしを ちゃんと きいて くれる | はい | いいえ | どちらでもない |
| ② じゆうな じかんが ある | はい | いいえ | どちらでもない |
| ③ じぶんの からだや けんこうを たいせつにしたい | はい | いいえ | どちらでもない |
| ④ じぶんのことが すきだ | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑤ がっこうが たのしい | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑥ おまつりなどに いくのが すきだ | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑦ かぞくのほかに じぶんのことを だいに してくれる おとながいる | はい | いいえ | どちらでもない |

「子どものけんり」について ききます

「子どものけんり」って なあに???

子どもが ひとりの にんげんとして たいせつにされ、げんきに そだつ ための たいせつなこと (ごほんを たべる、ねる、あそぶ、など) を 「子どものけんり」といいます。子ども 一人ひとりに 「子どものけんり」が あります。

あなたや あなたのまわりの 子どもで、「子どものけんり」は、まもられて いますか。

しつもん4-① よいことは なにか、おどなに いっしょに かんがえて もらえる (ひとつ ○を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供: モーラ・手塚トシカ・タチバナ】

しつもん4-② こころも からだも のびのびと せいちようで、あんしんして くらしている (ひとつ ○を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供: モーラ・手塚トシカ・タチバナ】

しつもん4-③ じゆうに おはなしを いえて、おとなは おはなしを きいて
くれる (ひとつ O を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供:セニラ・チルドレス・ジャバシ】

しつもん4-④ やりたいことを たのしむ、のびのび あそぶ、つかれたら
やすむ ことが できている (ひとつ O を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供:セニラ・チルドレス・ジャバシ】

しつもん5 「子どものけんり」を まもる ための 「そうだん できる人
(そうだん できる もの)」を していますか。

(しっている ものに いくつでも O を つける)

1. じどうそうだんじよ 

2. せたほつと (せたがやほつと子どもサポート) 

3. フォスターホームサポートセンターともがき (さとおやしえんきかん) 

4. 子どものけんりノート 

5. おやこのためのそうだんライン

「こまっていること」や「なやみ」について ききます

しつもん6 こまっていること なやんでいること、つらいこと がある
ときに ほなしを まいて くれる人は いますか。
(ひとつ O を つける)

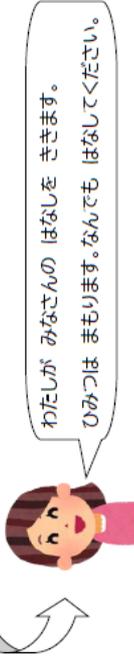
1. はい 2. いいえ 3. だれにもほなさない・ほなしたくない

【しつもん6 で 「はい」を えらんだ人が こたえて ください】

しつもん6-1 それは、だれですか。(いくつでも O を つける)

1. じどうそうだんじょの人 
2. さとおやさん (今 すんでいる おうちの人)
3. フォスターホーム・サポートセンターともがきの人(さとおやしんきかんの人)
4. おとうさん・おかあさん
5. きょうだい (おにいちゃん・おねえちゃん・おとうと・いもうと)
6. おじいさん・おばあさん
7. 学校の先生
8. じゅくや ならいごとの先生
9. ともだち
10. インターネット (スマートフォンなど) で やりとりしている人
11. そのほか (だれですか：)

しつもん7 こんな人が あなたの きもちを おしえてください。
あなたの きもちを おしえてください。



あなたが、おもっていることを うまく
いえないときは、いっしょに かんがえ
ます。



今すんでいる
いえの人

しつもん7-① こんな人が いたら、そうだん したいですか。(ひとつOをつける)

1. はい
2. いいえ (どうしてですか：)

しつもん7-② とれくらい きてほしいですか。(ひとつOをつける)

1. まいにち 
2. 1しゅうかん(週)に1回 
3. 1か月に1回 
4. 1年に1回 
5. きてほしいと おもったとき

月火水木
金土日

春夏秋冬

しつもん7-③ どの人に きてほしいですか。じゆうに かいってください。

しつもん7-④ どうしたら いけんや きもちが いいやすいですか。

(いくつでも O を つける)

1. いつも おなじ人が はなしを きいてくれる
2. だれにも ひみつで はなしを きいてくれる
3. いつも くらしているところとは ちがうところで はなしを きいてくれる
4. でんわで はなしを きいてくれる
5. ラインで はなしを きいてくれる
6. そのほか [どうしたらいいやすいですか:]



つかれたから、
ちよつときゆうけいして
またやろうかな

せたホツと
マスコットキャラクター
なちゅ

「じどうそうだんじょ」について ききます



しつもん8 じどうそうだんじょの人に いいたいことを いえていますか。
(ひとつ O を つける)

1. はい
2. いいえ [どうしてですか:]

しつもん9 じどうそうだんじょの人に もっと あいに来て ほしいですか。

(ひとつ O を つける)

1. もっとあいに来てほしい
2. いまのままでもいい
3. わからない

しつもん10 じどうそうだんじょの人に いいたいことや おもっていることを
なんでも かいってください。

「さとおやさん (今すんでいる おうちの人)」について ききます

しつもん11 今すんでいる おうちで、こまったことや いやなことや いやなことは ありますか。
(いくつでも ○を つける)

1. よくしらない おどなと いっしょに くらす
2. 今まで すんでいた いえとは ちがう きまりやルールがある 
3. 今すんでいる おうちの人 が はなしを きいてくれない
4. こまったときに 今すんでいる おうちの人 が たすけてくれない
5. ともだちが ちかくに いない 
6. じぶんの きもちを いえない
7. あそぶ じかんが すくない
8. そのほか [どんなことですか:]

しつもん11-① こまったことや いやなことが あったとき だれかに
いいましたか。(ひとつ ○を つける)

1. はい (だれに いいましたか:)
2. いいえ 

しつもん12 今すんでいる おうちの人 が どんな人だったら うれしいですか。
(いくつでも ○を つける)

1. いっしょに あそんでくれる人
2. ベんきょうを おしえてくれる人
3. はなしを きいてくれる人
4. あなたの きもちを たいせつにしてくれる人
5. こまったときに そうだんに のってくれる人
6. こまっていることが なくなるように いっしょにかんがえてくれる人
7. そのほか [どんな人ですか:]
8. だれでもいい

しつもん13 今すんでいる おうちの人に いいたいことを、なんでも かいて
ください。

「あつたらしいなと おもうばしょ」について ききます



しつもん14 あなたにとって、ホッとできて あんしんして いられるばしょ (「ここにいたい」と おもうばしょ) は どこですか。

(いくつでも ○を つける)

1. 今^{いま}ずんている いえ
2. 今^{いま}ずんている いえに くる まえの いえ
[それは どこですか:]
3. がっこう
4. じどうかん
5. がっこうの がくどうくらう^{くわう} や BOP^{びあーぷ} など
6. としよかん
7. そのほか [どこですか:]
8. ホッとできて あんしんして いられるばしょ は ない

【しつもん14で 1から7を えらんだ人が こたえてください】

しつもん14-① ホッとできて あんしんして いられるばしょは どのような ばしょですか。 (いくつでも ○を つける)

1. しずかに べんきよう できる
2. ともだちや かぞくと たくさん おしゃべりが できる
3. やきゅうや サッカー^{サッカー}など うんどうが たくさん できる
4. ひとりで しずかに すこせる
5. しぜん^{しぜん}の 甲^{かぶと}で たくさん あそべる
6. そのほか [どんな ところですか:]

あなたの きもちを きかせてください

しつもん15 「こんなまち (せたがや) に なつたらいいな」、「こんなふうにくらした いな」など、あなたの きもちや ねがいを、なんでも かいてください。

ありがとうございます。

アンケートは、これで おわりです。こたえてくれて、ありがとうございます。
みなさんの いけんは、とても たいせつです。すべて きちんと よんで、
子どもにとつて、もっと よいまちに なるように がんばります。

今^{いま}ずんている いえのこと^{こと}で こまったことが あつたとき、いえの人^{ひと}や じどうそうだんじよの人^{ひと}にはなづいたらいいときは、こんなところにはなせるよ



★そうだんじかん★

月^{げつ}～金^{きん}ようび: ごと1時^じ～ごと8時^じ
土^どようび: ごと10時^じ～ごと6時^じ
(日^{にち}ようび・しゆくじつ・お正月^{しょうがつ})
は つながりません。

☎ ぷりーダイヤル (おかねは かからないよ)
0120-810-293
※けいたいでんわ・こうしゅうでんわ から
ただで かけられます。

(3) 児童養護施設入所児童用＋里子用・小学校高学年版

児童＋里子用



小学生(高学年)アンケート

【はじめに】
このアンケートは、世田谷区からおねがいしています。
・今、自分がいるところのこと(状況)について教えてください。
・名前は聞きません。だれが答えたか、わからないようになっています。安心して教えてください。
・アンケートを書いたことで、あなたにとって悪い影響がおよぶことはありません。
・わからないところ、答えたくないところは、答えずとも良いです。
・答えてもらったことは、世田谷区のことをきめるために役立ちます。
・15分くらいかかります。

あなた自身についてお聞きします

問1 あなたの性別は何ですか。(1つ選ぶ)

| | | | | |
|-------|-------|-----------|----------|---------|
| 1. 男子 | 2. 女子 | 3. 答えたくない | 4. わからない | 5. そのほか |
|-------|-------|-----------|----------|---------|

問2 あなたは何年生ですか。(1つ選ぶ)

| | | | |
|--------|--------|--------|--|
| 1. 4年生 | 2. 5年生 | 3. 6年生 | |
|--------|--------|--------|--|

あなたのことについてお聞きします

問3 あなたは、つぎのことをどのように思っていますか。(1つずつ選ぶ)

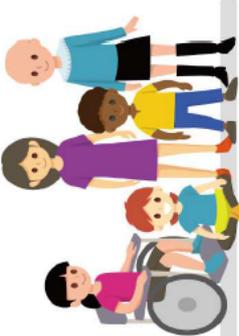
| ヨコへ回答→ | はい | いいえ | どちらでもない |
|------------------------------|----|-----|---------|
| ① 周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている | 1 | 2 | 3 |
| ② 自由な時間がある | 1 | 2 | 3 |
| ③ 自分の身体やけんこうを大切にしたい | 1 | 2 | 3 |
| ④ 自分自身のこと好きだ | 1 | 2 | 3 |
| ⑤ 学校が楽しい | 1 | 2 | 3 |
| ⑥ 地域のおまつりなどに行くのが好きだ | 1 | 2 | 3 |
| ⑦ 家族のほかに自分のことをしんけんしてくれる大人がいる | 1 | 2 | 3 |

子どもの権利などについてお聞きします

子どもが一人の人間として大切にされ、自分らしく成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、子ども一人ひとりに「子どもの権利」があります。
あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-① どんな理由でも差別されない(1つ選ぶ)

| | | | |
|-------|--------|------------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. どちらでもない | 4. わからない |
|-------|--------|------------|----------|



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもの中で、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-② 自分にとって一番よいことになにか、大人と一緒に考えてもらえる(1つ選ぶ)

| | | | |
|-------|--------|------------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. どちらでもない | 4. わからない |
|-------|--------|------------|----------|



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

・1・

・2・

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-③ 心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-④ 自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-⑤ 自分に合った方法で学ぶことができている (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-⑥ やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、遊べたら休むことができている (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

問5 子どもの権利を守るための相談できる場所・人・ものとして、つぎのものを知っていますか。(いくつでも選ぶ)

- 1. 児童相談所
- 2. せたぼつと (せたがやぼつと子どもサポート)
- 3. 児童養護施設においてある 意見を入れる箱やポスト
- 4. 児童養護施設に たまに来て 話をきいてくれる人 (第三者委員)
- 5. 里親支援機関 (フォスターホームサポートセンターともがき 等)
- 6. 子どもの権利ノート
- 7. おやこのための相談LINE

日ごろの思いややみについてお聞きします

問6 今、こまっていることやなやんでること、つらいことはどんなことですか。(いくつでも選ぶ)

- 1. 今住んでいる家のこと
- 2. 今の自分の状況のこと
- 3. 家族のこと
- 4. 勉強のこと
- 5. 友達のこと
- 6. 塾や習い事のこと
- 7. 受験のこと
- 8. 将来のこと
- 9. その他 (どんなことですか:)
- 10. 解らない

問7 こまっていることやなやんでること、つらいことがある時に話を聞いてくれる人はいいますか。(1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. だれにも話さない・話したくない

【問7で1を選んだ人が回答】

問7-1 それは、だれですか。(いくつでも選ぶ)

- 1. 児童相談所の人
- 2. 児童養護施設の職員
- 3. 児童養護施設 (いま住んでいる家) にたまに来て話をきいてくれる人 (第三者委員)
- 4. 里親さん (いま住んでいる家の人)
- 5. 里親支援機関 (フォスターホームサポートセンターともがき 等)
- 6. お父さん・お母さん
- 7. きょうだい (お兄ちゃん・お姉ちゃん・おとうと・いもうと)
- 8. おじいさん・おばあさん
- 9. 学校の先生
- 10. 学校のスクールカウンセラー
- 11. 塾や習い事の先生
- 12. 友だち
- 13. インターネットをつうじてやりとりしている人
- 14. その他 (だれですか:)

問8 こういう人があなたのところに来たら、相談してみたいですか。あなたの気持ちを教えてください。

問8-① こんな人がいたら、相談してみたいですか。(1つ選ぶ)

1. はい
2. いいえ [どうしてですか:]

問8-② どれくらい来てほしいですか。(1つ選ぶ)

1. 毎日
2. 1週間に1回
3. 1が月に1回
4. 1年に1回
5. 来てほしいと思ったとき

問8-③ どんな人に来てほしいですか。(いくつでも選ぶ)

1. 男の人
2. 女の人
3. お兄さん・お姉さんくらい (大学生くらい) のときの父
4. お父さん・お母さんくらいの子
5. おじいさん・おばあさんくらいの子
6. やさしそうな人
7. 元気な人
8. あなたの気持ちを大切にしてくれる人
9. 児童養護施設や里親さんのところで暮らしたことがある人
10. その他 [どんな人ですか:]
11. 誰でもいい

問8-④ どうしたら意見が言いやすいですか。(いくつでも選ぶ)

1. 話し人がいつも話をきいてくれる
2. だれにも秘密で話をきいてくれる
3. いつも暮らしているところとは別のところで話をきいてくれる
4. 電話で話をきいてくれる
5. LINEで話をきいてくれる
6. その他 [どうしたら言いやすいですか:]



児童相談所についてお聞きします

問9 児童相談所の人に言いたいことを言えていますか。(1つ選ぶ)

1. はい
2. いいえ (どうしてですか)

問10 児童相談所の人に、もっと会いたい来てもらいたいですか。(1つ選ぶ)

1. もっと会いたい来てほしい
2. 今のままでいい
3. わからない

問11 児童相談所に言いたいことがあれば、自由に書いてください。

児童養護施設で暮らしている人だけ答えてください。
児童養護施設 (いま住んでいる家) についてお聞きします

問12 児童養護施設での生活でこまったことや嫌だったことはありましたか。(いくつでも選ぶ)

1. じゆうな時間がすくない
2. がまんすることが多い
3. 決まりやルールが多い
4. 児童養護施設の職員にきちんと説明してもらえない
5. 児童養護施設の職員とはなす時間がすくない
6. 児童養護施設の職員がこまったときに動けてくれない
7. いっしょに住むにんずうが多い
8. ひとりですずかに勉強できない
9. 遊んだり、出かけたたりする時間が少ない
10. その他 (どんなことですか)

問12-① そのことを誰かに言いましたか。(1つ選ぶ)

1. はい (誰に言いましたか)
2. いいえ

問13 児童養護施設の職員がどんな人だったらうれしいですか。(いくつでも選ぶ)

1. いっしょに遊んでくれる人
2. 勉強を教えてくれる人
3. 話をしっかりきいてくれる人
4. あなたの気持ちを大切にしてくれる人
5. こまったときに相談ののってくれる人
6. こまっていることがなくなるようにいっしょに考えてくれる人
7. そのほか (どんな人ですか)
8. だれでもいい

問14 「こんな児童養護施設だったらいいな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。

※里親さんのところで暮らしている人だけ答えてください。
 里親さん(いま住んでいる家の人)についてお聞きします

問15 里親さんのところで生活していて、こまったことや嫌だったことはありましたか。(いくつでも選ぶ)

- 知らない大人との新しい生活
- いままでの家とは違う決まりやルールがある
- 里親さんが話を聞いてくれない
- 里親さんがこまったときに動いてくれない
- 近くに友達がいらない
- 思ったことを言いつらい
- 延んだり、出かけたりする時間が少ない
- その他 [どんなことですか:]

問15-① そのことを誰かに言いましたか。(1つ選ぶ)

- はい [誰に言いましたか:]
- いいえ

問16 里親さんがどんな人だったらいですか。(いくつでも選ぶ)

- いっしょに遊んでくれる人
- 勉強を教えてくれる人
- 話をしっかり聞いてくれる人
- あなたの気持ちを大切にしてくれる人
- こまったときに相談のつてくれる人
- こまっていることがなくなるようにいっしょに考えてくれる人
- そのほか [どんな人ですか:]
- だれでもいい

問17 里親さんに言いたいことがあれば、自由に書いてください。

あったらいいなと思う場所についてお聞きします

問18 あなたには、ホッとでき、安心していられる場所(「ここにいたい」と感じる場所)はありますか。(いくつでも選ぶ)

- いま住んでいる家 (児童養護施設)
- いま住んでいる家 (里親の家)
- 親と一緒に住んでいた家
- 父連の家
- おじいさん・おばあさんの家
- 学校
- 児童館
- 学校の学童クラブやBOPなど
- 図書館
- 公園
- 塾や習い事 (教室)、スポーツクラブ (スポーツ少年団)
- ゲームセンターやハンバーガー店などのお店
- 無料で勉強を見てくれる場所や、差遣や塾金を無料で安く食べることができる場所
- 悩みごとの相談のつたり、サポートしてくれる場所 (電話やオンラインを含む)
- インターネット空間 (SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)
- その他の場所 (具体的に:)
- ホッとでき、安心していられる場所(「ここにいたい」と感じる場所)はない

【前18で1から16をえらんだ人は答えてください】

前18-① ホットとでき、安心していられる場所（「ここにいたい」と感じる場所）はどのような場所ですか。（いくつでも選ぶ）

1. いつでも行きたい時に行ける
2. 一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる
3. ありのままでもいられる、自分を否定されない
4. 好きなことをして自由に過ごせる
5. 自分の意見や希望を受け入れてもらえる
6. 新しいことを望んだり、やりたいことにチャレンジできる
7. 悩みごとの相談のついでにくれる大人がいる
8. 一緒に遊んでくれる大人がいる
9. いろいろな人と出会える、友達と一緒に過ごせる
10. スポーツや外遊びなどを思い切り勧められることができる
11. その他【具体的に：】

あなたの意見をきかせてください

前19 みんなにとって「こんなまち（世田谷）になつたらいいな」、「こんな社会にしたいな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。

[Empty box for writing answers to question 19]

前20 さいごに、このアンケートの感想、友人や社会に言いたいことがあれば、自由に書いてください。

[Empty box for writing answers to question 20]

ご回答ありがとうございます。

アンケートはこれでおわりです。
 さいごまで答えてくれて、本当にありがとうございます。
 みなさんの意見は、とても大切です。
 すべてできちんと読んで、世田谷区が子どもにとって、
 よりよくなりますよう努力していきます。

子どもの権利を
せたぼつと
 世田谷区子ども権利擁護機関

世田谷区子ども権利擁護機関

いま住んでいるお家のごとでごまかったときに、お家の人や
 児童相談所にも相談しづらいたときは、こんなところにご相談できるよ

★相談時間
 月～金：午後1時～午後8時
 土：午前10時～午後6時
 （日曜・祝日・年末年始をのぞく）
 フリーダイヤル
 0120-810-293
 ※携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

(4)児童養護施設入所児童用＋里子用・中学生以上版

養護士国子用



ちゅうがくせい こうこうせい
中学生・高校生アンケート

【はじめに】
このアンケートは、世田谷区からおねがいしています。
・今、自分がいるところ（状況）のことについて教えてください。
・名前は書きません。だれが答えたか、わからないようになっています。安心して答えてください。
・アンケートに答えたことにより不利益を被ることはありません。
・わからないところ、答えたくないところは答えなくても良いです。
・答えてもらったことは、世田谷区のことをきめるために役立ちます。
・15分くらいかかります。



あなた自身についてお聞きます

問1 あなたの性別は何ですか。(1つ選ぶ)
1. 男性 2. 女性 3. 答えたくない 4. わからない 5. そのほか

問2 あなたの年齢と学年を教えてください。
歳 (年生)

あなたのことについてお聞きます

問3 あなたは、以下のことをどのように思っていますか。(それぞれ1つずつ選ぶ)

| ヨコへ回答→ | とても そう思う | まあ そう思う | どちらでも ない | あまり そう 思わない | まったく そう 思わない |
|----------------------------|-------------|------------|-------------|-------------------|--------------------|
| ① 周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ② 自由に使える時間がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③ 自分の身体や健康を大切にしたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④ 孤独だと感じる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤ 自分自身がことが好きだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥ 他の人から必要とされている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑦ 学校が楽しい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑧ 自分が住む地域のために力を役立てたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑨ 父の役に立ちたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑩ 社会を自分の力で変えたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑪ 地域のお祭りなどに行くのが好きだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑫ 家族の他に自分のことを真綿に考えてくれる人がいる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

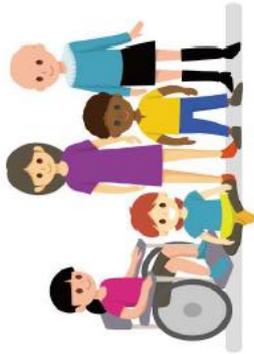
子どもの権利などについてお聞きします

子どもが一人の人間として大切にされ、自分らしく成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、子ども一人ひとりに「子どもの権利」があります。

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-① どんな理由でも差別されない (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-② 自分にとって一番よいこととはなにか、大人と一緒に考えてもらえる (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-③ 心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-④ 自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

前4-⑤ 自分に合った方法で学ぶことができる (1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン】

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

前4-⑥ やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる (1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン】

前5 子どもの権利を守るための相談機関等として、下記の相談機関等を知っていますか。(いくつでも選ぶ)

1. 児童相談所
2. セタホツと (セタがやホツと子どもサポート)
3. 児童養護施設においてある意見箱
4. 児童養護施設の第三者委員
5. 里親支援機関 (フォスターホームサポートセンターともがき等)
6. 子どもの権利ノート
7. おやこのための相談LINE

白ごろの思いや悩みについてお聞きします

- 問6 琴、こまっていることや悩んでいること、つらいことはどんなことですか。(いくつでも選ぶ)
1. 今住んでいる家のこと
 2. 今の自分の状況のこと
 3. 友人のこと
 4. 家族のこと
 5. 勉強や進学のこと
 6. 学校のこと
 7. 健康のこと
 8. 恋愛のこと
 9. 性のこと
 10. 自分自のこと
 11. 塾や習い事のこと
 12. 将来のこと
 13. その他(具体的に:)
 14. 特にない

問7 困っていることや悩んでいること、つらいことがある時に話を聞いてくれる人はいますか。(1つ選ぶ)

1. はい
2. いいえ
3. だれにも話さない・話したくない

【問7で1を選んだ人が回答】

問7-1 それは、だれですか。(いくつでも選ぶ)

1. 原産相談所の職員
2. 原産養護施設の職員
3. 原産養護施設の第三者委員
4. 重親
5. 重親支援機関 (フォスターホームサポートセンターともがき 等)
6. 親
7. きょうだい
8. 祖父母
9. 学校の先生
10. 学校のスクールカウンセラー
11. 塾や習い事の先生
12. 友達
13. SNSやインターネットを通じてやりとりしている人
14. その他(だれですか:)

問8 世田谷区では、意見表明等支援員という人が、いまあなたが住んでいる家に来て、あなたの意見や考えを聴く取組みについて考えているところですよ。

意見表明等支援員は、あなたの話を聞いて、もしあなたが言いたいことがまとまらない時は、一緒に考えます。

原産養護施設の職員や重親さんに言いたいことがある時は、伝えるお手伝いをします。

もしあなたが自分で言いくい時には、意見表明等支援員があなたの代わりに伝えることもできます。



秘密は守ります。
困ったことがあったら相談してください。

意見表明等支援員

問8-① 意見表明等支援員に相談してみたいですか。(1つ選ぶ)

1. はい
2. いいえ(どうしてですか:)

問8-② どれくらい来てほしいですか。(1つ選ぶ)

1. 毎日
2. 1週間前1回
3. 1か月に1回
4. 1年に1回
5. 来てほしいと思ったとき

問13 児童養護施設の職員がどんな人だったら嬉しいですか。(いくつでも選ぶ)

1. 話をしっかり聞いてくれる人
2. あなたの気持ちを大切にしてくれる人
3. こまったときに相談のってくれる人
4. こまっていることがなくなるようにいっしょに考えてくれる人
5. ダメなことはダメと告げてくれる人
6. その値 (どんな人)ですか:
7. 誰でもいい

問14 「こんな児童養護施設だったらいいな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。

[Empty box for writing answers to Question 14]

※里親さんのところで暮らしている人だけ答えてください。
里親さんについてお聞きします

問15 里親さんのところで生活していて、困ったことや嫌なことはありますか。(いくつでも選ぶ)

1. 知らない大人との新しい生活
2. いままでの家とは違う決まりやルールがある
3. 里親さんが話を聞いてくれない
4. 里親さんがこまったときに動いてくれない
5. 里親さんに気を遣う
6. 困ったことを言いつらい
7. 遊んだり、出かけたりする時間が少ない
8. その値 (どんなこと)ですか:

問15-① そのことを誰かに言いましたか。(1つ選ぶ)

1. はい (誰に言いましたか:)
2. いいえ

問16 里親さんがどんな人だったら嬉しいですか。(いくつでも選ぶ)

1. 話をしっかり聞いてくれる人
2. あなたの気持ちを大切にしてくれる人
3. こまったときに相談のってくれる人
4. こまっていることがなくなるようにいっしょに考えてくれる人
5. ダメなことはダメと告げてくれる人
6. その値 (どんな人)ですか:
7. 誰でもいい

問17 里親さんに言いたいことがあれば、自由に書いてください。

[Empty box for writing answers to Question 17]

あったらいいなと思う場所についてお聞きします

問18 あなたには、ホッとでき、安心していられる場所（ここにいたい）と感じる場所 はありますか。（いくつでも選ぶ）

1. いま住んでいる家（児童養護施設）
2. いま住んでいる家（里親の家）
3. 親と一緒に住んでいた家
4. 友達の家
5. おじいさん・おばあさんの家
6. 学校
7. 児童館
8. 図書館
9. 公園
10. 塾や習い事（教室）、スポーツクラブ（スポーツ少年団）
11. ゲームセンターやハンバーガー店などのお昼
12. 無料で勉強を見られる場所や、英単語や漢字を無料で安く覚えることができる場所
13. 悩みごとの相談にのったり、サポートしてくれる場所（電話やオンラインを含む）
14. インターネット空間（SNS、Youtubeやオンラインゲームなど）
15. その他（具体的に：_____）
16. ホッとでき、安心していられる場所（ここに居たい）と感じる場所 はない

【問18で1から15をえらんだ人は答えてください】

問18-① ホッとでき、安心していられる場所（ここにいたい）と感じる場所 はどのような場所ですか。（いくつでも選ぶ）

1. いつでも行きたい時に行ける
2. 一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる
3. ありのままにいられる、自分を否定されない
4. 好きなことをして自由に過ごせる
5. 自分の意見や希望を大切にもらえる
6. 新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる
7. 悩みごとの相談にのってくれる大人がいる
8. 一緒に遊んでくれる大人がいる
9. いろんな人と出逢える、友達と一緒に過ごせる
10. スポーツや外遊びなどを思い切り動かすことができる
11. その他（具体的に：_____）

将来についてお聞きします

- 問19 将来、どの学校まで進学したいと思いますか。(1つ選ぶ)
1. 中学校まで
 2. 高等学校まで
 3. 専門学校まで
 4. 高等専門学校・短期大学まで
 5. 大学またはそれ以上
 6. その他(具体的に:)
 7. まだわからない、考えていない

問20 あなたが持っている20年後の自分のイメージについてお答えください。(それぞれ1つずつ選ぶ)

| ヨコへ回答→ | とても そう思う | まあ そう思う | どちらでも ない | あまり そう思わない | そう思わない |
|---------------------------|-------------|------------|-------------|---------------|--------|
| ① 自分がやりたいと思う ことをしている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ② 何でも話せる人が自分の 周りにいる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③ 健康的に生活している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④ 結婚している・パートナー と生活している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤ 子どもを育てている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥ 生きがい、やりがいを見 つけている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑦ 普通のしゅみを持った 仲間がいる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑧ 地域や周りの人に認めら れている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問21 いま住んでいる家を出た際に、必要な支援やほしいサポートがあれば自由に書いてください。

あなたの意見をきかせてください

問22 みんなにとって「こんなまち(世田谷)になったらいいな」、「こんな社会にしたいな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。

問23 最後に、世田谷区に求めることや期待すること、大人や社会に言いたいことがあれば、自由に書いてください。

ご回答ありがとうございました。

アンケートはこれで終わりです。
 さいごまで答えてくれて、本当にありがとうございます。
 みなさんの意見は、とても大切です。
 すべてきちんと読んで、世田谷区が子どもにとって、
 よりよいまちになるよう努力していきます。

います
今住んでいる家のごとで、施設の職員や里親さん、
児童相談所にも相談しづらいたときは、こんなところに相談できます

子どもの権利を助ける
せたボツ

せたがやのボツを子どもに届けて

せたがやくこ
世田谷区子どもの人権擁護機関

★相談時間

月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

フリーダイヤル
0120-8110-293

※携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

(5) 児童相談所ケ-ス用・小学校低学年版

在宅(児相)用

しょうがくせい(1~3年生)アンケート

【はじめに】
 ・このアンケートは、せたがやく から おねがい しています。
 ・名前 は きますせん。だれが こたえたか、わから ない ように なっています。
 ・アンケートに こたえて ください。
 ・アンケートに こたえたこと で あなたに わるい えいきょう(わるいこと) は ありません。
 ・わからない ところ、こたえたくない ところは、こたえなくても よいです。
 ・15分くらい かかります。

「あなた」のことを きます

しつもん1 あなたの せいべつ は なんですか。(ひとつ O を つける)
 1. 男の子 2. 女の子 3. こたえたくない 4. わからない 5. そのほか

しつもん2 あなたは、なん年生 ですか。(ひとつ O を つける)
 1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生

しつもん3 あなたは、つぎのことを どのように おもっていますか。
 (ひとつずつ O を つける)

| | | | |
|------------------------------------|----|-----|---------|
| ① まわりひと は あなたの ばなしを ちゃんと きいて くれる | はい | いいえ | どちらでもない |
| ② じゆうな じかんがある | はい | いいえ | どちらでもない |
| ③ じぶんの からだや けんこうを たいせ つにしたい | はい | いいえ | どちらでもない |
| ④ じぶんのことが すきだ | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑤ がっこうが たのしい | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑥ おまつりなどに いくのが すきだ | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑦ かぞくのほかに あなたのことを だいに してくれる おとながいる | はい | いいえ | どちらでもない |

「子どものけんり」について きます

「子どものけんり」って なあに???

子どもが ひとりの にんげんとして たいせつにされ、げんきに そだつ ための たいせつなこと (ごほんを たべる、ねる、あそぶ、など) を 「子どものけんり」といいます。子ども 一人ひとりに 「子どものけんり」が あります。

あなたや あなたのまわりの 子どもで、「子どものけんり」は、まもられて いますか。

しつもん4-① よいことは なにか、おとなに いっしょに かんがえて もらえる (ひとつ O を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供:セーラ、手ノ原ジュ、ウチバタ】

しつもん4-② こころも からだも のびのびと せいちょうでき、あんしんして くらしている (ひとつ O を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供:セーラ、手ノ原ジュ、ウチバタ】

しつもん4-③ じゆうに おはなしを いえて、おどなは おはなしを きいて
くれる (ひとつ O を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト解説:セーラ、チルドルシク、ジャバシ】

しつもん4-④ やりたいことを たのしみ、のびのび あそぶ、つかれたら
やすむ ことが できている (ひとつ O を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト解説:セーラ、チルドルシク、ジャバシ】

しつもん5 「子どものけんり」を まもる ための 「そうだん できる人
(そうだん できる もの)」を していますか。
(しつもん 6 に ついて、いづつでも O を つける)

1. じどうそうだんじよ
2. せたほつと (せたがやほつと子どもサポート)
3. おやこのためのそうだんライン
4. せたがや子ども テレフォン



「こまっていること」 や 「なやみ」 について ききます

しつもん6 こまっていること なやんでいること、つらいこと が ある
ときに はなしを きいて くれる人は いますか。
(ひとつ O を つける)

1. はい 2. いいえ 3. だれにもはなさない・はなしたくない

【しつもん6 で 「はい」を えらんだ人が こたえて ください】

しつもん6-① それは、だれですか。(いづつでも O を えらぶ)

1. おとうさん・おかあさん
2. きょうだい (おにいちゃん・おねえちゃん・おとう・いもうと)
3. おじいさん・おばあさん
4. じどうそうだんじよの人
5. 学校の 先生
6. じゅくや ならいごとの 先生
7. ともだち
8. インターネット (スマートフォンなど) で やりとりしている人
9. そのほか(だれですか:)

「じどうそうだんじょ」について ききます

しつもん7 じどうそうだんじょの人に いいたい ことを いえていますか。
(ひとつ ○を つける)

- 1. はい
- 2. いいえ (どうしてですか:)

しつもん8 じどうそうだんじょの人に もっと あいにきて ほしいですか。
(ひとつ ○を つける)

- 1. もっとあいにきてほしい
- 2. いまのままでもいい
- 3. わからない

しつもん9 じどうそうだんじょの人に いいたいことや おもっていることを
なんでも かいてください。



「あつたらしいなと おもぅぼしよ」について ききます



しつもん10 このアングレートを もらった ぼしよは、 あなたにとって、
ホツとできて あんしんして いられるぼしよ (「ここにいたい」と
おもぅぼしよ) ですか。(ひとつ ○を つける)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. わからない

【しつもん10で 「いいえ」を
えらんだ 人が こたえてください】

しつもん10-① ホツとできないのは、なぜですか。

しつもん11 あなたにとって、ホツとできて あんしんして いられるぼしよ
(「ここにいたい」と おもぅぼしよ) は どこですか。

- (いくつでも ○を つける)
- 1. じぶんの いえ
 - 2. がっこう
 - 3. じどうかん
 - 4. がっこうの がくどうクラブや BOP など
 - 5. としよかん
 - 6. そのほか (どこですか:)
 - 7. ホツとできて あんしんして いられるぼしよ は ない

【しつもん11で 1から6を えらんだ人が こたえてください】

しつもん11-① ホットできて あんしんして いられるばしょは どのような ばしょですか。(いくつでも ○を つける)

- 1. しずかに べんきよう できる
- 2. ともだちや かぞくと たくさん おしゃべりが できる
- 3. やきゅうや サッカ―など うんどうが たくさん できる
- 4. ひとりで しずかに すこせる
- 5. しぜんの中 たくさん あそべる
- 6. そのほか [どんな ところですか:]

あなたの きもちを きかせてください

しつもん12 「こんなまち(せたがや)に なったらいいな」「こんなふうに くらしたいな」など、 あなたの きもちや ねがいを、 なんでも かいてください。

[Blank box for writing answers to question 12]

ありがとうございます。

アンケートは これで おわりです。

さいごまで こたえてくれて、ありがとうございます。

みなさんの いけんは、 とても たいせつです。

すべて きちんと よんで、 子どもにとつて、

もつと よいまちに なるよう、 がんばります。

子どもの顔をおもる

せたホット

せたがややホットと子どもサポート

せたがやくこ じほけんようごきかん
世田谷区子どもの人権擁護機関

こまつたとき、 はなしを きいてほしいときは、「せたホット」に れんらくしてね。 ひみつは かならず まもります。

★ぞうだんじかん★

げつ 月～きん 金ようび: ごと1時～ごと8時
と 土ようび: ござん10時～ごと6時
にち 日(ようび・しゆくじつ・おしよがつは つながりません。)

☎フリーダイヤル (おがねは かからないよ)

0120-8110-293

※けいたいでんわ、こうしゅうでんわ からち ただで かけられます。

(6)在宅指導・在宅支援中の要保護児童(児童相談所ケース)・小学校高学年版

在宅(原用)用

しょうがくせい
小学生(高学年)アンケート

【はじめに】
 このアンケートは、世田谷区からおねがいしています。
 ・名前が読めますか、だれが答えたか、わからないようになっています。安心して答えてください。
 ・アンケートを書いたことで、あなたにとって悪い影響がおよぶことはありません。
 ・わからないところ、答えたくないところは答えなくても良いです。
 ・答えてもらったことは、世田谷区のことをきめるために役立ちます。
 ・15分くらいかかります。

あなた自身についてお聞きします

問1 あなたの性別は何ですか。(1つ選ぶ)

| | | | | |
|-------|-------|-----------|----------|--------|
| 1. 男子 | 2. 女子 | 3. 答えたくない | 4. わからない | 5. その他 |
|-------|-------|-----------|----------|--------|

問2 あなたは何年生ですか。(1つ選ぶ)

| | | |
|--------|--------|--------|
| 1. 4年生 | 2. 5年生 | 3. 6年生 |
|--------|--------|--------|

あなたのことについてお聞きします

問3 あなたは、つぎのことをどのように思っていますか。(それぞれ1つずつ選ぶ)

| 自主に回復→ | はい | いいえ | どちらでもない |
|--------------------------------|----|-----|---------|
| ① 周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている | 1 | 2 | 3 |
| ② 自由な時間がある | 1 | 2 | 3 |
| ③ 自分の身体やけんこうを大切にしたい | 1 | 2 | 3 |
| ④ 自分自身ことが好きだ | 1 | 2 | 3 |
| ⑤ 学校が楽しい | 1 | 2 | 3 |
| ⑥ 地域のおまつりなどに行くのが好きだ | 1 | 2 | 3 |
| ⑦ 家族のほかに自分のことをしんげんに考えてくれる大人がいる | 1 | 2 | 3 |

子どもの権利などについてお聞きします

子どもが一人の人間として大切にされ、自分らしく成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、子ども一人ひとりに「子どもの権利」があります。
 あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-① どんな理由でも差別されない(1つ選ぶ)

| | | | |
|-------|--------|------------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. どちらでもない | 4. わからない |
|-------|--------|------------|----------|



【イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン】

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-② 自分にとって一番よいことはなにか、大人と一緒に考えてもらえる(1つ選ぶ)

| | | | |
|-------|--------|------------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. どちらでもない | 4. わからない |
|-------|--------|------------|----------|



【イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン】

- 1 -
- 2 -

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-③ 心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-④ 自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-⑤ 自分に合った方法で学ぶことができている (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-⑥ やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

問5 子どもの権利を守るための相談先として、つぎの相談先を知っていますか。(いくつでも選ぶ)

1. 児童相談所
2. セットホッと (セタがやホッと子どもサポート)
3. おやこのための相談LINE
4. セタがや子どもテレフォン

問6 あなたは、子どもの権利を守るために、どんな仕組みがあるとよいと思いますか。(いくつでも選ぶ)

1. 子どもがこまごまにだれにも知られず相談できる場所が近くに
2. こまごまに電話やSNS、メールなどで相談できる場所がある
3. 子どものこまごまにことや大人に伝えたいことを、伝える手つだいをしてくれる人がいる
4. 子どもに子どもの権利について、もっと学校で教える
5. 大人達に子どもの権利についてもっと伝える
6. 子どもが、意見を伝える方法を学ぶところがある
7. 子どもの権利が守られているかを覚える人がいる
8. 子どもが意見を言える場所がある
9. その他 (どんな仕組みですか:)
10. わからない
11. 解らない

白ごろの思いややみについてお聞きます

問7 今、こまごまにやなやんでること、つらいことはどんなことですか。(いくつでも選ぶ)

1. 家族のこと
2. 勉強のこと
3. 友達のこと
4. 塾や習い事のこと
5. 受験のこと
6. 将来のこと
7. その他 (どんなことですか:)
8. 解らない

問8 こまごまにやなやんでること、つらいことがある時に器を聞いてくれる人はいますか。(1つ選ぶ)

1. はい
2. いいえ
3. だれにも話さない・話したくない

【問8で1を選んだ人が回答】

問8-1 それは、だれですか。(いくつでも選ぶ)

1. お父さん・お母さん
2. きょうだい (お兄ちゃん・お姉ちゃん・おとうと・いもうと)
3. おじいさん・おばあさん
4. 児童相談所の人
5. 学校の先生
6. 学校のスクールカウンセラー
7. 塾や習い事の先生
8. 友だち
9. インターネットをつうじてやりとりしている人
10. その他 (だれですか:)



セタホッと
マスコットキャラクター
なちゅ

児童相談所についてお聞きします

問9 児童相談所の人に言いたいことを言えていますか。(1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ(どうしてですか)

問10 児童相談所の人にもっと会いたい来てもらいたいですか。(1つ選ぶ)

- 1. もっと会いたい来てほしい
- 2. 今のままでいい
- 3. わからない

問11 児童相談所に言いたいことがあれば、自由に書いてください。

[]

あったらいいなと思う場所についてお聞きします

問12 このアンケートももらった場所は、あなたにとって、ホッとでき、安心していられる場所(「ここにいたい」と感じる場所)ですか。(1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. わからない

【問12で2を選んだ人は答えてください】

問12-① ホットでできないのは、なぜですか。

[]

問13 あなたには、ホッとでき、安心していられる場所(「ここにいたい」と感じる場所)はありませんか。(いくつでも選ぶ)

- 1. 自分の家
- 2. 発達の家
- 3. おじいさん・おばあさんの家
- 4. 学校
- 5. 児童館
- 6. 学校の児童クラブやBOPなど
- 7. 図書館
- 8. 公園
- 9. 塾や習い事(教室)、スポーツクラブ(スポーツ少年団)
- 10. ゲームセンターやハンバーガー店などのお店
- 11. 無料で勉強してくれる場所や、食事や靴を無料で貸してくれる場所
- 12. 悩みごとの相談にのったり、サポートしてくれる場所(電話やオンラインを含む)
- 13. インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)
- 14. その他の場所(具体的に:)
- 15. ホットでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)はない

【問13で1から14を選んだ人は答えてください】

問13-① ホットでき、安心していられる場所(「ここにいたい」と感じる場所)はどのような場所ですか。(いくつでも選ぶ)

- 1. いつでも行きたい時に行ける
- 2. 一人で過ごせたり、何もしないでのんびりできる
- 3. ありのままでもいられる、自分を否定されない
- 4. 好きなことをして自由に過ごせる
- 5. 自分の意見や希望を受け入れてもらえる
- 6. 新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる
- 7. 悩みごとの相談にのってくれる大人がいる
- 8. 一緒に遊んでくれる友人がいる
- 9. いろんな人と出会える、発達と一緒に過ごせる
- 10. スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる
- 11. その他(具体的に:)

あなたの意見をきかせてください

問14 みんなにとって「こんなまち（世田谷）になったらいいな」、「こんな社会にしたいな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。

[Blank box for writing answers to Question 14]

問15 さいごに、このアンケートの感想、大人や社会に言いたいことがあれば、自由に書いてください。

[Blank box for writing answers to Question 15]

ご回答ありがとうございます。

アンケートはこれでおわりです。さいごまで答えてくれて、本当にありがとうございます。みなさんの意見は、とても大切です。すべてきちんと読んで、世田谷区が子どもにとって、よりよいまちになるよう努力していきます。

いま住んでいるお家のことでこまったこと、お家の人や児童相談所にも相談しづらいたときは、こんなところに相談できるよ

子どもの悩みをきく せたぼつて

（世田谷区子ども支援センター）

せたがやくこ じんけんやうごきかん 世田谷区子どもの人権擁護機関

★相談時間 月～金：午後1時～午後8時 土：午前10時～午後6時 (日曜・祝日・年末年始をのぞく)
フリーダイヤル 0120-810-293 ※携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

(7)在宅指導・在宅支援中の要保護児童(児童相談所ケース)・中学生以上版

在宅(取組)用



ちゅうがくせい とうこうがくせい
中学生・高校生アンケート

【はじめに】
このアンケートは、世田谷区からおねがいしています。
・名前を聞きません。だれが答えたか、わからないようになっています。安心して答えてください。
・アンケートに答えたことにより不利益を被ることはありません。
・わからないところ、答えたくないところは答えなくても良いです。
・答えてもらったことは、世田谷区のことをきめるために役立てます。
・15分くらいかかります。



あなた自身についてお聞きます

問1 あなたの性別は何ですか。(1つ選ぶ)
1. 男性 2. 女性 3. 答えたくない 4. わからない 5. そのほか

問2 あなたの年齢と学年を教えてください。
歳 (年生)

あなたのことについてお聞きます

問3 あなたは、以下のことをどのように思っていますか。(それぞれ1つずつ選ぶ)

| ヨコへ回答→ | とても そう思う | まあ そう思う | どちらでも ない | あまり そう 思わない | まったく そう 思わない |
|-----------------------------|-------------|------------|-------------|-------------------|--------------------|
| ① 周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ② 自分に適える時間がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③ 自分の身体や健康を大切にしたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④ 孤独だと感じる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤ 自分自身が好きだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥ 他の人から認賞とされている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑦ 学校が楽しい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑧ 自分が住む地域のために力を役立てたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑨ 又の段に立ちたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑩ 社会を自分の力で変えられる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑪ 地域のお祭りなどに行くのが好きだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑫ 各種の他に自分のことを真綿に考えてくれる大人がいる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

- 1 -

- 2 -

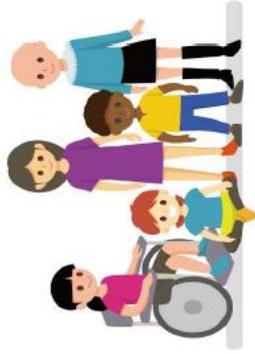
子どもの権利などについてお聞きします

子どもが一人の人間として大切にされ、自分らしく成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、子ども一人ひとりに「子どもの権利」があります。

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問 4-① どんな理由でも差別されない (1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問 4-② 自分にとって一番よいこととはなにか、大人と一緒に考えてもらえる (1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問 4-③ 心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている (1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問 4-④ 自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる (1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

前4-⑤ 自分に合った方法で学ぶことができる (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

前4-⑥ やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

前5 子どもの権利を守るための相談先として、下記の相談先を知っていますか。(いくつでも選ぶ)

- 1. 児童相談所
- 2. せたぼつと (せたがやボツと子どもサポート)
- 3. おやこのための相談LINE
- 4. せたがや子どもテレフォン

前6 あなたは、子どもの権利を守るために、どんな仕組みがあるとよいと思いますか。(いくつでも選ぶ)

- 1. 子どもがこまごまときに電話やSNS、メールなどで相談できる場所が近くにある
- 2. こまごまときに電話やSNS、メールなどで相談できる場所がある
- 3. 子どものこまごまことや大人に伝えたいことを、伝える手つたいをしてくれる人がいる
- 4. 子どもに子どもの権利について、もっと学校で教える
- 5. 大人達に子ども権利についてもっと伝える
- 6. 子どもが、意見を伝える方法を学ぶところがある
- 7. 子どもの権利が守られているかを見守る人がいる
- 8. 子どもが意見を言える場所がある
- 9. その他 [どんな仕組みですか:]
- 10. わからない
- 11. 無し

白ごころの思いや悩みについてお聞きします

問7 茶、こまっていることやなやんでいること、つらいことはどんなことですか。(いくつでも選ぶ)

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 友人のこと | 7. 性のこと |
| 2. 家族のこと | 8. 見た目のこと |
| 3. 勉強や進学のこと | 9. 塾や習い事のこと |
| 4. 学校のこと | 10. 将来のこと |
| 5. 健康のこと | 11. その他 (具体的に:) |
| 6. 恋愛のこと | 12. 特になし |

問8 困っていることや悩んでいること、つらいことがある時に話を聞いてくれる人はいますか。

- (1つ選ぶ)
- | | | |
|-------|---------|--------------------|
| 1. はい | 2. いろいろ | 3. だれにも話さない・話したくない |
|-------|---------|--------------------|

【問8で1を選んだ人が回答】

問8-1 それは、だれですか。(いくつでも選ぶ)

- | |
|-----------------------------|
| 1. 親 |
| 2. きょうだい |
| 3. 祖父母 |
| 4. 児童相談所の人 |
| 5. 学校の先生 |
| 6. 学校のスクールカウンセラー |
| 7. 塾や習い事の先生 |
| 8. 友だち |
| 9. SNSやインターネットを通じてやりとりしている人 |
| 10. その他 [だれですか:] |



疲れたから、ちょっと休けて
またやろうかな

せたぼつと
マスコットキャラクター
なちゅ

児童相談所についてお聞きします

問9 児童相談所の人に言いたいことを言えていますか。(1つ選ぶ)

- | |
|-------------------|
| 1. はい |
| 2. いいえ(どうしてですか:) |

問10 児童相談所の人にもっと会いに来てもらいたいですか。(1つ選ぶ)

- | | | |
|----------------|------------|----------|
| 1. もっと会いに来てほしい | 2. 今のままでいい | 3. わからない |
|----------------|------------|----------|

問11 児童相談所に言いたいことがあれば、自由に書いてください。

| |
|--|
| |
|--|

あつたらしいなと思う場所についてお聞きします

問12 このアンケートをもとった場所は、あなたにとって、ホッとでき、安心していられる場所
 (「ここにいたい」と感じる場所)ですか。(1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. わからない

【問12で2を選んだ人は答えてください】

問12-① ホッとできないのは、なぜですか。

問13 あなたには、ホッとでき、安心していられる場所(「ここにいたい」と感じる場所)はありますか。(いくつでも選ぶ)

- 1. 自分の家
- 2. 友達の家
- 3. おじいさん・おばあさんの家
- 4. 学校
- 5. 児童館
- 6. 図書館
- 7. 公園
- 8. 塾や習い事(教室)、スポーツクラブ(スポーツ少年館)
- 9. ゲームセンターやハンバーガー店などのお店
- 10. 無料で勉強をしてくれる場所や、食事や雑談を無料で安く食べることができる場所
- 11. 悩みごとの相談のつたり、サポートしてくれる場所(電話やオンラインを含む)
- 12. インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)
- 13. その他の場所(具体的に：)
- 14. ホッとでき、安心していられる場所(「ここにいたい」と感じる場所)はない

【問13で1から13を選んだ人は答えてください】

問13-① ホッとでき、安心していられる場所(「ここにいたい」と感じる場所)はどのような場所ですか。(いくつでも選ぶ)

- 1. いつでも行きたい時に行ける
- 2. 一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる
- 3. ありのままでいられる、自分を否定されない
- 4. 好きなことをして自由に過ごせる
- 5. 自分の意見や希望を受け入れてもらえる
- 6. 新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる
- 7. 悩みごとの相談のつてもらったり、一緒に遊んでくれる人がいる
- 8. いろいろな人と出える、友達と一緒に過ごせる
- 9. スポーツや外遊びなどを思い切り動かすことができる
- 10. その他(具体的に：)

将来についてお聞きします

問14 将来、どの学校まで進学したいと思えますか。(1つ選ぶ)

- 1. 中学校まで
- 2. 高等学校まで
- 3. 専門学校まで
- 4. 高等専門学校・短絡大学まで
- 5. 大学またはそれ以上
- 6. その他 (具体的に:)
- 7. まだわからない、考えていない

問15 あなたが持っている20年後の自分のイメージについてお答えください。(それぞれ1つずつ選ぶ)

| ヨコに回答→ | とても そう思う | まあ そう思う | どちらでも ない | あまり そう思わない | そう思わない |
|-----------------------|-------------|------------|-------------|---------------|--------|
| ① 自分がやりたいと思うしている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ② 何でも話せる人が自分の周りにいる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③ 健康的に生活している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④ 結婚している・パートナーと生活している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤ 子どもを育てている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥ 生きがい、やりがいを感じている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑦ 共通のしゅみを持った仲間がいる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑧ 地域や周りの人に認められている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問16 いま住んでいる家を出た後に、必要な支援やほしいサポートがあれば自由に書いてください。

あなたの意見をきかせてください

問17 みんなにとって「こんなまち(世田谷)になったらいいな」、「こんな社会にしたいな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。

問18 最後に、世田谷区に求めることや期待すること、又くや社会にいたいことがあれば、自由に書いてください。

ご回答ありがとうございます。

アンケートはこれでおわりです。

さいごまで答えてくれて、本当にありがとうございます。

みなさんの意見は、とても大切です。

すべてでまちと読んで、世田谷区が子どもにとって、

よりよいまちになるよう努力していきます。

いま住んでいるお家のことでこまったことで、お家の人や
児童相談所にも相談しづらいたときは、こんなところに相談できるよ

子育ての悩みをゆる
せたがッ
せたがいのファミリーサポート

せたがやくこじんけんようごきかん
世田谷区子ども人権擁護機関

★相談時間

月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

フリーダイヤル
0120-810-293

※携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

(8)在宅指導・在宅支援中の要保護児童

(子ども家庭支援センターケース)・小学校低学年版

在宅(子家)用

しょうがくせい(1~3年生)アンケート

【はじめに】

- このアンケートは、せたがやく から おねがい しています。
- なまえは ききません。 だれが こたえたか、 わからないように なっています。
- あんしんして こたえてください。
- アンケートに こたえたことで あなたに わるい えいきょう(わるいこと)は ありません。
- わからない ところ、 こたえたくない ところは、 こたえなくても いいです。
- 15分くらい かかります。

「あなた」のことを ききます

しつもん1 あなたの せいバツは なんですか。(ひとつ O を つける)

1. 男の子 2. 女の子 3. こたえたくない 4. わからない 5. そのほか

しつもん2 あなたは なん年生 ですか。(ひとつ O を つける)

1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生

しつもん3 あなたは、つぎのことを どのように おもっていますか。(ひとつずつ O を つける)

| | | | |
|------------------------------------|----|-----|---------|
| ① まわりとは あなたの はなしを ちゃんと きいて くれる | はい | いいえ | どちらでもない |
| ② じゆうな じかんがある | はい | いいえ | どちらでもない |
| ③ じぶんの からだや けんこうを たいせつにしたい | はい | いいえ | どちらでもない |
| ④ じぶんのことが すきだ | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑤ がっこうが たのしい | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑥ おまつりなどに いくのが すきだ | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑦ かぞくのほかに あなたのことを だいに してくれる おとながいる | はい | いいえ | どちらでもない |

「子どものけんり」について ききます

「子どものけんり」って なあに???

子どもが ひとりの にんげんとして たいせつにされ、 げんきに そだつ ための たいせつなこと(ごはんを たべる、 ねる、 あそぶ、 など)を 「子どものけんり」といいます。 子ども 一人ひとりに 「子どものけんり」が あります。

あなたや あなたのまわりの 子どもで、「子どものけんり」は、まもられて いますか。

しつもん4-① よいことは なにか、おとなに いっしょに かんがえてもらえる (ひとつ O を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供:セーラ・サ・ナルドレン・ラブバツ

しつもん4-② こころも からだも のびのびと せいちょうでき、 あんしんして くらしている (ひとつ O を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供:セーラ・サ・ナルドレン・ラブバツ

しつもん4-③ じゆうに おはなしを いえて、おどなは おはなしを きいて
くれる (ひとつ O を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供:セーラ・チルドレス・チャバタ】

しつもん4-④ やりたいことを たのしむ、のびのび あそぶ、つかれたら
やすむ ことが できている (ひとつ O を つける)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



【イラスト提供:セーラ・チルドレス・チャバタ】

しつもん5 「子どものけんり」を まもる ための 「そうだん できる人
(そうだん できる もの)」を していますか。
(しつている ものに いくつでも O を つける)

1. 子どもかていしえんせんたー
(あなたのところ に きてくれる くやくしよの O Oさん)
2. じどうそうだんじよ
3. せたホツと (せたがやホツと子どもサポート)
4. おやこのためのそうだんライン
5. せたがや子ども テレフォン



「こまっていること」や「なやみ」について ききます

しつもん6 こまっていること なやんでいること、つらいこと がある
ときに はなしを きいて くれる人は いますか。

1. はい 2. いいえ 3. だれにもはなさない・はなしたくない (ひとつ O を つける)

【しつもん6 で 「はい」を えらんだ人が こたえて ください】

しつもん6-① それは、だれですか。(いくつでも O を えらぶ)

1. おとうさん・おかあさん
2. きょうだい (おにいちゃん・おねえちゃん・おとうと・いもうと)
3. おじいさん・おばあさん
4. 子どもかていしえんせんたーの人
5. じどうそうだんじょの人 (あなたのところに きてくれる くやくしよの OOさん)
6. 学校の 先生
7. じゆくや ならいごとの 先生
8. ともだち
9. インターネット (スマートフォンなど) で やりとりしている人
10. そのほか(だれ)ですか:]



つかれたから、
ちよっときゆうげいして
またやろうかな

せたぼつと
マスクットキヤラクター
なちゆ



子どもかていしえんせんたー (あなたのところに きてくれる
くやくしよの OOさん) について ききます

しつもん7 子どもかていしえんせんたーを していますか。

1. している 2. しない 3. よくわからない (ひとつ O を つける)

※子どもかていしえんせんたーとは、あなたや あなたの おとうさん・おかあさんたちの
はなしを きいて、こまっていることが なくなるように、たすけてくれる人 のことです。

【しつもん7 で 「している」を えらんだ人が こたえて ください】
しつもん8 子どもかていしえんせんたー の人に いいたい ことを
いえいて いますか。(ひとつ O を つける)

1. はい
2. いいえ(どうしてですか:]

しつもん9 子どもかていしえんせんたー の人に もっと あいに来て
ほしいですか。(ひとつ O を つける)

1. もっとあいに来てほしい 2. いまのままでいい 3. わからない

しつもん10 子どもかていしえんせんたー の人に いいたいことや、してほしい
ことを、なんでも かいてください。

「あつたらしいなと おもぅばしよ」について ききます



しつもん 11 どこで (だれに) この アンテナを もらいましたか。

しつもん 11-① そのばしよ (人) は、あなたにとって ホツとできて あんしんして いられるばしよ (人) (「ここにいたい」と おもぅばしよ (人)) ですか。 (ひとつ ○を つける)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. わからない

【しつもん 11-①で 「いいえ」を えらんだ 人が こたえてください】

しつもん 11-② ホツとできないのは、なぜですか。

しつもん 12 あなたにとって、ホツとできて あんしんして いられるばしよ (「ここにいたい」と おもぅばしよ) は どこですか。 (いくつでも ○を つける)

- 1. じぶんのいえ
- 2. がっこう
- 3. じどうかん
- 4. がっこうの がくどうクラブや BOP など
- 5. としよかん
- 6. そのほか [どこですか:]]
- 7. ホツとできて あんしんして いられるばしよ は ない

【しつもん 12 で 1 から 6 を えらんだ人が こたえてください】
しつもん 12-① ホツとできて あんしんして いられるばしよは どのような ばしよですか。 (いくつでも ○を つける)

- 1. しずかに べんきょう できる
- 2. ともだちや かぞくと たくさん おしやべりが できる
- 3. やきゅうや サッカ―など うんどうが たくさん できる
- 4. ひとりで しずかに すごせる
- 5. しぜんの 中で たくさん あそべる
- 6. そのほか [どんな ところですか:]]

あなたの きもちを きかせてください

しつもん 13 「こんなまち (世だがや) に なつたらいいな」、「こんなふうに くらしたいな」など、 あなたの きもちや ねがいを、 なんでも かいてください。

ありがとうございました。

アンテナは これで おわりです。 こたえてくれて、ありがとうございました。
みなさんの いけんは、とても たいせつです。
すべて きちんと よんで、子どもにとって、
もつと よいまちに なるよう、がんばります。

こまったとき、はなしを きいてほしいときは、「せたホッと」に
れんらくしてね。 ひみつは かならず まもります。

子どもの権利をのぞく
せたホッと
せたがやホッと子どもサポート

またがやくこ
じんけんようごきかん
世田谷区子どもの人権擁護機関

★そうだんじかん★

月～金ようび：ご1時～ご8時

土ようび：ごぜん10時～ご6時

(日ようび・しゆくじつ・おしよがつは つながりません。)

☎フリーダイヤル (おかねは かからないよ)

0120-810-293

※けいたいでんわ、こうしゅうでんわ からも ただで かけられます。

(9)在宅指導・在宅支援中の要保護児童

(母子生活支援施設入所児童用)・小学校低学年版

母子生用

しょうがくせい(1~3年生)アンケート

【はじめに】

- ・このアンケートは、せたがやく から おねがい しています。
- ・なまえは ききません。だれが こたえたか、 わからないように なっています。
- ・あんしんして こたえてください。
- ・アンケートに こたえたことで あなたに わるい えいきょう (わるいこと) は ありません。
- ・わからない ところ、 こたえたくない ところは、 こたえなくても いいです。
- ・15分くらい かかります。

「あなた」のことを ききます

しつもん1 あなたの せいべつは なんですか。(ひとつ O を つける)

1. 男の子

2. 女の子

3. こたえたくない

4. わからない

5. そのほか

しつもん2 あなたは、なん年生 ですか。(ひとつ O を つける)

1. 1年生

2. 2年生

3. 3年生

しつもん3 あなたは、つぎのことを どのように おもっていますか。(ひとつずつ O を つける)

| | | | |
|------------------------------------|----|-----|---------|
| ① まわりひとは あなたの ばなしを ちゃんと きいて くれてる | はい | いいえ | どちらでもない |
| ② じゆうな じかんがある | はい | いいえ | どちらでもない |
| ③ じぶんの からだや けんこうを たいせつにしたい | はい | いいえ | どちらでもない |
| ④ じぶんのことが すきだ | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑤ がっこうが たのしい | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑥ おまつりなどに いくのが すきだ | はい | いいえ | どちらでもない |
| ⑦ かぞくのほかに あなたのことを だいに してくれる おとながいる | はい | いいえ | どちらでもない |

「子どものけんり」について ききます

「子どものけんり」って なあに???

子どもが ひどりの にんげんとして たいせつにされ、 げんきに そだつ ための たいせつなこと (ごはんを たべる、 ねる、 あそぶ、 など) を 「子どものけんり」といいます。子ども 一人ひとりに 「子どものけんり」が あります。

あなたや あなたのまわりの 子どもで、「子どものけんり」は、まもられて いますか。

しつもん4-① よいことは なにか、おとなに いっしょに かんがえてもらえる (ひとつ O を つける)

1. はい

2. いいえ

3. どちらでもない

4. わからない

しつもん4-② ころも からだも のびのびと せいちょうでき、 あんしんして くらしている (ひとつ O を つける)

1. はい

2. いいえ

3. どちらでもない

4. わからない

・1

・2

しつもん4-③ じゆうに おはなしを いえて、おどなほ おはなしを きいて
くれる (ひとつ Oを つける)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



【イラスト提供:セニラ,チルドレス,シャバウ】

しつもん4-④ やりたいことを たのむ、 のびのび あそぶ、 つかれたら
やすむ ことが できている (ひとつ Oを つける)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



【イラスト提供:セニラ,チルドレス,シャバウ】

しつもん5 「子どものけんり」を まもる ための 「そうだん できる人
(そうだん できる もの)」を していますか。
(しつている ものに いくつでも Oを つける)

1. 子どもかていしえんせんたー ^{OC} の人
(あなたのところ に きてくれる くやくしよの OOさん)

2. じどうそうだんじよ ^{学校図書}

3. せたほつと (せたかやほつと子どもサポ-ト)

4. おやこのためのそうだんらいん

5. せたかや子ども テレフォン

「こまっていること」や「なやみ」について ききます

しつもん6 こまっていること なやんでいること、つらいこと がある
ときに はなしを きいて くれる人は いますか。

1. はい 2. いいえ 3. だれにもはなさない・はなしたくない (ひとつ Oを つける)

【しつもん6 で 「はい」を えらんだ人が こたえて ください】

しつもん6-① それは、だれですか。(いくつでも Oを えらぶ)

1. おとうさん・おかあさん
2. きょうだい (おにいちゃん・おねえちゃん・おとうと・いもうと)
3. おじいさん・おばあさん
4. ほしせいかつしえんしせつ (今のんでいる いえ) の人
5. 子どもかていしえんせんたーの人
(あなたのところに きてくれる くやくしよの OOさん)
6. じどうそうだんじよの人
(学校の 先生)
7. 学校の 先生
8. じゆくや ならいごとの 先生
9. ともだち
10. インターネット (スマートフォンなど) で やりとりしている人
11. そのほか「だれですか：」



つかれたから、
ちよっときゆうけいして
またやるうかな
せたホッと
マスクットキヤラクター
ならゆ



子どもかていしえんせんたー (あなたのところに きてくれる
くやくしよの OOさん) について ききます

しつもん7 子どもかていしえんせんたーを していますか。

1. している 2. しらない 3. よくわからない (ひとつ Oを つける)

※子どもかていしえんせんたーとは、あなたや あなたの おとうさん・おかあさんたちの
はなしを きいて、こまっていることが なくなるように、たずねてくれる人 のことです。

【しつもん7で 「している」を えらんだ人が こたえて ください】

しつもん8 子どもかていしえんせんたー の人に いいたい ことを
いえていますか。(ひとつ Oを つける)

1. はい
2. いいえ「どうしてですか：」

しつもん9 子どもかていしえんせんたー の人に もっと あいにきて
ほしいですか。(ひとつ Oを つける)

1. もっとあいにきてほしい 2. いまのままでいい 3. わからない

しつもん10 子どもかていしえんせんたー の人に いいたいことや、してほしい
ことを、なんでも かいてください。

ほしせいかつしえんしせつ (今^{いま}ずんでいる ぼしよ) について
ききます



しつもん 11 ほしせいかつしえんしせつ (今^{いま}ずんでいる ぼしよ) で、
こまったことや いやなことは ありますか。
(いくつでも ○を つける)

1. きまりや ルール^{ルール}が おおい
2. ほしせいかつしえんしせつ^{せつ}の人に きちんと せつめいして もらえない
3. ほしせいかつしえんしせつ^{せつ}の人と ばなす じかんが すくない
4. こまったときに ほしせいかつしえんしせつ^{せつ}の人が たずけてくれない
5. そのほか [どんなことですか:]



しつもん 11-① こまったことや いやなことが あったとき だれかに
いいましたか。(ひとつ ○を つける)

1. はい(だれに いいましたか:)
2. いいえ

しつもん 12 ほしせいかつしえんしせつ (今^{いま}ずんでいる ぼしよ) の 人が
どんな人 だったら うれしいですか。(いくつでも ○を つける)

1. いっしょに あそんでくれる人
2. ベんきょうを おしえてくれる人
3. はなしを きいてくれる人
4. あなたの きもちを たいせつに してくれる人
5. こまったときに そうだんに のってくれる人
6. こまっていることが なくなるように いっしょにかんがえてくれる人
7. そのほか [どんな人ですか:]
8. だれでもいい

しつもん 13 「今^{いま}ずんでいる ぼしよが、こうだったら いいな」など、
あなたの きもちや ねがいを、なんでも かいてください。

「あったらいいなと おもえばしょ」について ききます



しつもん14 あなたにとって、ホッとできて あんしんして いられるほしよ (「ここにいたい」と おもえばしょ)は どこですか。 (いくつでも、〇をつける)

- 1. ほしせいかつしえんしせつ (今ずんでいるいえ)
- 2. がっこう
- 3. じどうかん
- 4. がっこうの がくどうくらばや BOPなど
- 5. としよかん
- 6. そのほか [どこですか:]
- 7. ホッとできて あんしんして いられるほしよ は ない

【しつもん14で 1から6を えらんだ人が こたえてください】

しつもん14-① ホッとでき、あんしんして いられるほしよ (「ここにいたい」と かんじる ほしよ)はどのような ほしよですか。

- (いくつでも 〇をつける)
- 1. しずかに べんきよう できる
 - 2. ともだちや かぞくと たくさん おしゃべりが できる
 - 3. やきゅうや サッカーなど うんどうが たくさん できる
 - 4. ひどりで しずかに すごせる
 - 5. しぜんの中 であくさん あそべる
 - 6. そのほか [どんな ところですか:]

あなたの きもちを きかせてください

しつもん15 「こんなまち (せたがや)に なったらいいな」、「こんなふうにくらしたいな」など、 あなたの きもちや ねがいを、 なんでもかいてください。

[Blank box for writing answers to question 15]

ありがとうございます。

アンケートは これで おわりです。 こたえてくれて、ありがとうございます。 みなさんの いげんは、とても たいせつです。 すべて きちんと よんで、子どもにとって、 もっと よいまちに なるよう、 がんばります。

こまつたとき、 ほなしを きいてほしいときは、「せたホッと」に れんらくしてね。 ひみつは かならず まもります。

せたホッと

せたホッと

せたホッと
せたがやのまちをよびかえよう
せたがや区子どもの人権擁護機関



★ 月～金ようび：ごご1時～ごご8時
土ようび：ごぜん10時～ごご6時
(日ようび・しゅくじつ・おしよがつは つながりません。)

☎フリーダイヤル (おかねは かからないよ)
0120-810-293

※けいたいでんわ、こうしゅうでんわ からも ただで かけられます。

(10)在宅指導・在宅支援中の要保護児童

(子ども家庭支援センターケース+母子生活支援施設入所児童用)・小学校高学年版

在宅(家族)+母子生用



小学生(高学年)アンケート

【はじめに】
このアンケートは、世田谷区からおねがいしています。
・今、自分がいるところ(状況)のことについて教えてください。
・名前はお聞きしません。だれが答えたか、わからないようにしています。安心して答えてください。
・アンケートを書いたことで、あなたにとつて悪い影響がおよぶことはありません。
・わからないところ、答えないところは答えずとも良いです。
・答えてもらったことは、世田谷区のことをきめるために役立てます。
・15分くらいかかります。

あなた自身についてお聞きします

問1 あなたの性別は何ですか。(1つ選ぶ)

1. 男子 2. 女子 3. 答えたくない 4. わからない 5. そのほか

問2 あなたは何年生ですか。(1つ選ぶ)

1. 4年生 2. 5年生 3. 6年生

あなたのことについてお聞きします

問3 あなたは、つぎのことをどのように思っていますか。(それぞれ1つずつ選ぶ)

| 自由に回答→ | はい | いいえ | どちらでもない |
|----------------------------------|----|-----|---------|
| ① 周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている | 1 | 2 | 3 |
| ② 自由な時間がある | 1 | 2 | 3 |
| ③ 自分からだやだけんこうを大切にしたい | 1 | 2 | 3 |
| ④ 自分自身のがすきだ | 1 | 2 | 3 |
| ⑤ 学校が楽しい | 1 | 2 | 3 |
| ⑥ 地域のおまつりなどに行くのがすきだ | 1 | 2 | 3 |
| ⑦ 家族のほかか自己自身のことをしんけんへ考えてくれる大人がいる | 1 | 2 | 3 |

子どもの権利などについてお聞きします

子どもが一人の人間として大切にされ、自分らしく成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、子ども一人ひとりに「子どもの権利」があります。
あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-① どんな理由でも差別されない(1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-② 自分にとって一番よいことはなにか、大人と一緒に考えてもらえる(1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

- 2 -

| | |
|--|---|
| <p>あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。</p> <p>問4-③ 心も身体も心のびと成長でき、安心して暮らしている (1つ選ぶ)</p> <p>1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない</p> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: small;">イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン</p> </div> <p>あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。</p> <p>問4-④ 自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる (1つ選ぶ)</p> <p>1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない</p> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: small;">イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン</p> </div> | <p>あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。</p> <p>問4-⑤ 自分に合った方法で学ぶことができている (1つ選ぶ)</p> <p>1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない</p> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: small;">イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン</p> </div> <p>あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。</p> <p>問4-⑥ やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、遊べたら体むことができる (1つ選ぶ)</p> <p>1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない</p> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: small;">イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン</p> </div> |
|--|---|

問5 子どもの権利を守るための相談先として、つぎの相談先を知っていますか。(いくつでも選ぶ)

1. 子ども家庭支援センター (あなたのところの来てくれる区役所の〇〇さん)
2. 児童相談所
3. セットボックス (セタがやホッと子どもサポート)
4. おやのための相談LINE
5. セタがや子どもテレフォン

問6 あなたは、子どもの権利を守るために、どんな仕組みがあるとよいと思いますか。(いくつでも選ぶ)

1. 子どもがこまったときにだれにも知られず相談できる場所が近くにある
2. こまったときに電話やSNS、メールなどで相談できる場所がある
3. 子どもがこまったことや大人に伝えたいことを、伝える手つだいをしてくれる人がいる
4. 子どもに子どもの権利について、もっと学校で教える
5. 大人達に子どもの権利についてもっと伝える
6. 子どもが、意見を伝える方法を学ぶところがある
7. 子どもの権利が守られているかを見守る人がいる
8. 子どもが意見を言える場所がある
9. その他 (どんな仕組みですか:)
10. わからない
11. 知らない

白ごろの思いやなやみについてお聞きます

問7 琴、こまっっていることやなやんでること、つらいことはどんなことですか。(いくつでも選ぶ)

1. 家族のこと
2. 勉強のこと
3. 友達のこと
4. 塾や習い事のこと
5. 受験のこと
6. 将来のこと
7. その他 (どんなことですか:)
8. 知らない

問8 こまっっていることやなやんでること、つらいことがある時に、話を聞いてくれる人はいますか。(1つ選ぶ)

1. はい
2. いいえ
3. だれにも話さない・話したくない

【問8で1を選んだ人が回答】

問8-1 それは、だれですか。(いくつでも選ぶ)

1. お父さん・お母さん
2. きょうだい (お兄ちゃん・お姉ちゃん・おとうと・いもうと)
3. おじいさん・おばあさん
4. 児童相談所の人
5. 子ども家庭支援センターの人 (あなたのところの来てくれる区役所の〇〇さん)
6. 母子生活支援施設 (いま住んでいる場所) の人
7. 学校の先生
8. 学校のスクールカウンセラー
9. 塾や習い事の先生
10. 友だち
11. インターネットをつうじてやりとりしている人
12. その他 (だれですか:)



セタホッと
マスコットキャラクター
なちゅ

子ども家庭支援センター（あなたのとこにきてくれる区役所の〇〇さん）
についてお聞きします

問9 あなたは、子ども家庭支援センターをわかってますか。(1つ選ぶ)
1. 知っている 2. 知らない 3. わからない

※子ども家庭支援センターとは、あなたやあなたのお父さん、お母さん達の話を聞いて、困っている
ことがなくなるように助けてくれる人のことです。

【問9で1を選んだ人が回答】
問10 子ども家庭支援センターの人に言いたいことを言えていますか。(1つ選ぶ)
1. はい
2. いいえ(どうしてですか)

問11 子ども家庭支援センターの人にきくと会いに来てほしいですか。(1つ選ぶ)
1. もっと会いに来てほしい 2. いまのままでいい 3. わからない

問12 子ども家庭支援センターに言いたいこと、してほしいことがあれば、自由に書いてください。
[]

※母子生活支援施設で暮らしている人だけ答えてください。
母子生活支援施設（いま住んでいる場所）についてお聞きします

問13 母子生活支援施設（いま住んでいる場所）での生活で、こまったことや嫌なことはありますか。
(いくつでも選ぶ)

- 1. 決まりやルールが多い
- 2. 母子生活支援施設の職員にきちんと説明してもらえない
- 3. 母子生活支援施設の職員とはなす時間がすくない
- 4. 母子生活支援施設の職員がこまったときに動いてくれない
- 5. その他(どんなことですか)

問13-① そのことを誰かに言いましたか。(1つ選ぶ)
1. はい(誰に言いましたか)
2. いいえ

問14 母子生活支援施設（いま住んでいる場所）の職員が、どんな人だったら嬉しいですか。(いくつでも選ぶ)

- 1. いっしょに遊んでくれる人
- 2. 勉強を教えてくれる人
- 3. 話をしっかりきいてくれる人
- 4. あなたの気持ちを大切にしてくれる人
- 5. こまったときに相談のつてくれる人
- 6. こまっていることがなくなるようにいっしょに考えてくれる人
- 7. そのほか(どんな人ですか)
- 8. だれでもいい

問15 「母子生活支援施設（いま住んでいる場所）が、こんな場所だったらいいな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。
[]

あたらしいなと思う場所についてお聞きします

問16 このアンケートをもらった場所 (A) は、どこ (誰) ですか。

問16-① このアンケートをもらった場所 (A) は、あなたにとって、ホッとでき、安心していられる場所 (B) (「ここにいたい」と感じる場所 (A)) ですか。(1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. わからない

【問16-①で2を選んだ人が回答】

問16-② ホッとできないのは、なぜですか。

問17 あなたには、ホッとでき、安心していられる場所 (「ここにいたい」と感じる場所) はありますか。(いくつでも選ぶ)

- 1. いま住んでいる家
- 2. 叔母の家
- 3. おじいさん・おばあさんの家
- 4. 学校
- 5. 児童館
- 6. 学校の学童クラブやBOPなど
- 7. 図書館
- 8. 公園
- 9. 塾や習い事 (教童)、スポーツクラブ (スポーツ少年団)
- 10. ゲームセンターやハンバーガー店などのお店
- 11. 無料で勉強を見られる場所や、食事や軽食を無料で安く食べることができる場所
- 12. 悩みごとの相談のつたり、サポートしてくれる場所 (電話やオンラインを含む)
- 13. インターネット空間 (SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)
- 14. その他の場所 (具体的に：)
- 15. ホッとでき、安心していられる場所 (「ここにいたい」と感じる場所) はない

【問17で1から14を選んだ人が回答】

問17-① ホッとでき、安心していられる場所 (「ここにいたい」と感じる場所) はどのような場所ですか。(いくつでも選ぶ)

- 1. いつでも行きたい時に行ける
- 2. 一人で通ごせたり、何もせずのんびりできる
- 3. ありのままで見られる、自分を否定されない
- 4. 好きなことをして自由に過ごせる
- 5. 自分の意見や希望を受け入れてもらえる
- 6. 新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる
- 7. 悩みごとの相談のつてくれる大人がいる
- 8. 一緒に遊んでくれる大人がいる
- 9. いろんな人と出会える、友達と一緒に過ごせる
- 10. スポーツや外遊びなどを思い切り動かすことができる
- 11. その他 (具体的に：)

あなたの意見をきかせてください

問18 みんなにとって「こんなまち (世田谷) になったらいいな」、「こんな社会にしたいな」など、

あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。

[Blank box for question 18]

問19 さいごに、このアンケートの感想、大人や社会にしたいことがあれば、自由に書いてください。

[Blank box for question 19]

ご回答ありがとうございました。

アンケートはこれでおわりです。

さigoまで答えてくれて、本当にありがとうございました。

みなさんの意見は、とても大切です。

すべてきちんと読んで、世田谷区が子どもにとって、

よりよいまちになるよう努力していきます。

こまつたとき、話を聞いてほしいときは、「せたほっと」に連絡してね。
秘密はかならず守ります。

子どもの声が聴こえる

せたほっと

せたがやほっと子どもサポート

世田谷区子ども人権擁護機関

★相談時間

月～金：午後1時～午後8時

土：午前10時～午後6時

(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

フリーダイヤル

0120-810-293

※携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

(11)在宅指導・在宅支援中の要保護児童

(子ども家庭支援センターケース+母子生活支援施設入所児童用)・中学生以上版

在宅(子家)+母子生用

ちゅうがくせい こうこうせい
中学生・高校生アンケート

【はじめに】
このアンケートは、世田谷区からおねがいしています。
・今、自分がいるところ(状況)のことについて教えてください。
・名前は聞きません。だれが答えたか、わからないようになっていきます。安心して答えてください。
・アンケートに答えたことにより不利益を被ることはありません。
・わからないところ、答えたくないところは答えなくても良いです。
・答えてもらったことは、世田谷区のことをきめるために役立ちます。
・15分くらいかかります。



あなた自身についてお聞きします

問1 あなたの性別は何ですか。(1つ選ぶ)
1. 男性 2. 女性 3. 答えたくない 4. わからない 5. そのほか

問2 あなたの年齢と学年を教えてください。
歳(年生)

あなたのことについてお聞きします

問3 あなたは、以下のことをどのように思っていますか。(それぞれ1つずつ選ぶ)

| ヨコへ回答→ | とても そう思う | まあ そう思う | どちらでも ない | あまり そう 思わない | まったく そう 思わない |
|---------------------------------|-------------|------------|-------------|-------------------|--------------------|
| ① 周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ② 自由に使える時間がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③ 自分の身体や健康を大切にしたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④ 孤独だと感じる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤ 自分自身がことが好きだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥ 他の人から影響とされている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑦ 学校が楽しい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑧ 自分が住む地域のために力を役立 てたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑨ 父の腰に立ちたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑩ 社会を自分の力で変えられる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑪ 地域のお祭りなどに行くのが好き だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑫ 家族の他に自分のことを真剣に 考えてくれる大人がいる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

- 1 -

- 2 -

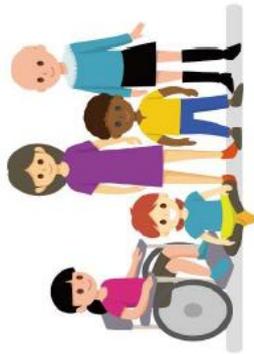
子どもの権利などについてお聞きします

子どもが一人の人間として大切にされ、自分らしく成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、子ども一人ひとりに「子どもの権利」があります。

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-① どんな理由でも差別されない (1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-② 自分にとって一番よいこととはなにか、大人と一緒に考えてもらえる (1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-③ 心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている (1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

問4-④ 自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる (1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. どちらでもない 4. わからない



イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

前4-⑤ 自分に合った方法で学ぶことができる (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



【イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン、ジャパン】

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていますか。

前4-⑥ やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、寝たら休むことができる (1つ選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらでもない
- 4. わからない



【イラスト提供：セーブ・ザ・チルドレン、ジャパン】

前5 子どもの権利を守るための相談先として、つぎの相談先を知っていますか。(いくつでも選ぶ)

- 1. 子ども家庭支援センター
- 2. 児童相談所
- 3. せたがやホッと子どもサポート
- 4. おやこのための相談LINE
- 5. せたがや子どもテレフォン

前6 あなたは、子どもの権利を守るために、どんな仕組みがあるとよいと思いますか。(いくつでも選ぶ)

- 1. 子どもがこまごまときに電話やメールでも知られず相談できる場所が近くにある
- 2. こまごまときに電話やメール、メールなどで相談できるところがある
- 3. 子どものこまごまことや大人に伝えたいことを、伝える手つたいをしてくれる人がいる
- 4. 子どもに子どもの権利について、もっと学校で教える
- 5. 大人達に子どもの権利についてもっと伝える
- 6. 子どもが、意見を伝える方法を学ぶところがある
- 7. 子どもの権利が守られているかを見守る人がいる
- 8. 子どもが意見を言える場所がある
- 9. その他 [どんな仕組みですか]
- 10. わからない
- 11. 解なし

日ごろの思いや悩みについてお聞きします

- 問7 琴、こまっていることや悩んでいること、つらいことはどんなことですか。(いくつでも選ぶ)
1. 友人のこと
 2. 家族のこと
 3. 宿題や進学のこと
 4. 学校のこと
 5. 健康のこと
 6. 恋愛のこと
 7. 性のこと
 8. 自分自のこと
 9. 塾や習い事のこと
 10. 将来のこと
 11. その他(具体的に:)
 12. 他にない

問8 困っていることや悩んでいること、つらいことがある時に話を聞いてくれる人はいいますか。(1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. だれにも話さない・話したくない

【問8で1を選んだ人が回答】

- 問8-1 それは、だれですか。(いくつでも選ぶ)
1. 親
 2. きょうだい
 3. 祖父母
 4. 児童相談所の人
 5. 子ども家庭支援センターの人
 6. 母子生活支援施設の父
 7. 学校の先生
 8. 学校のスクールカウンセラー
 9. 塾や習い事の先生
 10. 友だち
 11. SNSやインターネットを通じてやりとりしている人
 12. その他(だれですか:)



せたぼつと
マスコットキャラクター
なちゆ

「疲れたから、ちょっと休けて
またやるかな」

子ども家庭支援センターについてお聞きします

問9 あなたは、子ども家庭支援センターを知っていますか。(1つ選ぶ)

1. 知っている 2. しらない 3. わからない

※子ども家庭支援センターとは、あなたやあなたの保護者の話を聞いて、家庭が抱える問題をともに解決していく支援機関です。

【問9で1を選んだ人が回答】

問10 子ども家庭支援センターの人に言いたいことを教えてください。(1つ選ぶ)

1. はい
2. いいえ(どうですか:)

問11 子ども家庭支援センターの人にもっと会いに来てほしいですか。(1つ選ぶ)

1. もっと会いに来てほしい 2. いまのままでもいい 3. わからない

問12 子ども家庭支援センターに言いたいこと、してほしいことがあれば、自由に書いてください。

あったらいいなと思う場所についてお聞きします

問16 このアンケートをもらった場所 (A) は、どこ (誰) ですか。

問16-① このアンケートをもらった場所 (A) は、あなたにとって、ホッとでき、安心していただける場所 (A) (ここにいたい) と感じる場所 (A) ですか。(1つ選ぶ)

1. はい 2. いいえ 3. わからない

【問16-②で2を選んだ人は答えてください】

問16-② ホッとできないのは、なぜですか。

問17 あなたには、ホッとでき、安心していただける場所 (ここにいたい) と感じる場所 (A) はありますか。(いくつでも選ぶ)

1. いま住んでいる家
2. 友達の家
3. おじいさん・おばあさんの家
4. 学校
5. 原宿
6. 図書館
7. 公園
8. 軍や警備 (教室)、スポーツクラブ (スポーツ少年団)
9. ゲームセンターやハンバーガー店などの店舗
10. 無料で勉強を見てくれる場所や、食事や軽食を無料で安く食べることができる場所
11. 悩みごとの相談のつたり、サポートしてくれる場所 (電話やオンラインを含む)
12. インターネット空間 (SNS、Youtubeやオンラインゲームなど)
13. その他の場所 (具体的に：)
14. ホッとでき、安心していただける場所 (ここに居たい) と感じる場所 (A) はない

母子生活支援施設 (いま住んでいる場所) についてお聞きします

問13 母子生活支援施設 (いま住んでいる場所) でのご生活で、こまったことや嫌なことはありますか。(いくつでも選ぶ)

1. 決まりやルールが多い
2. 母子生活支援施設の職員にきちんと説明してもらえない
3. 母子生活支援施設の職員とはなす時間がすくない
4. 母子生活支援施設の職員がこまったときに動いてくれない
5. その他(どんなことですか)]

問13-① そのことを誰かに言いましたか。(1つ選ぶ)

1. はい (誰に言いましたか)]

2. いいえ

問14 母子生活支援施設 (いま住んでいる場所) の職員がどんな人だったら嬉しいですか。(いくつでも選ぶ)

1. いっしょに遊んでくれる人
2. 勉強を教えてくれる人
3. 話をしっかり聞いてくれる人
4. あなたの気持ちや大切にしてくれる人
5. こまったときに相談のつてくれる人
6. こまっていることがなくなるようにいっしょに考えてくれる人
7. そのほか(どんな人ですか)]
8. だれでもいい

問15 「母子生活支援施設 (いま住んでいる場所) が、こんな場所だったらいいな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。

【問17で1から13をえらんだ人は答えてください】

問17-① ホットでき、安心していらられる場所（「ここにいたい」と感じる場所）はどのような場所ですか。（いくつでも選ぶ）

1. いつでも行きたい時に行ける
2. 一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる
3. ありのままでもいられる、自分を否定されない
4. 好きなことをして自由に過ごせる
5. 自分の意見や希望を受け入れてもらえる
6. 新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる
7. 悩みごとの相談にのってくれる大人がいる
8. 一緒に遊んでくれる友人がいる
9. いろんな人と出会える、友達と一緒に過ごせる
10. スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる
11. その他（具体的に： _____）

将来についてお聞きします

問18 将来、どの学校まで進学したいと思いますか。（1つ選ぶ）

1. 中学校まで
2. 高等学校まで
3. 専門学校まで
4. 高等専門学校・短期大学まで
5. 大学またはそれ以上
6. その他（具体的に： _____）
7. まだわからない、考えていない

問19 あなたが持っている20年後の自分のイメージについてお答えください。

（それぞれ1つずつ選ぶ）

| ヨコへ回答→ | とても そう思う | まあ そう思う | どちらでも ない | あまり そう思わない | さっぱり そう思わない |
|---------------------------|-------------|------------|-------------|---------------|----------------|
| ① 自分がやりたいと思うこと をしている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ② 何でも話せる人が自分の周りに いる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③ 健康的に生活している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④ 結婚している・パートナーと 生活している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤ 子どもを育てている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥ 生きがい、やりがいを見つけて いる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑦ 共通のしゅみを持った仲間が いる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑧ 地域や周りの人に認められて いる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問20 いま住んでいる家を出た後に、必要な支援やほしいサポートがあれば自由に書いてください。

あなたの意見をきかせてください

問21 みんなにとって「こんなまち(世田谷)になったらいいな」、「こんな社会にしたいな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。

[Blank box for question 21]

問22 最近、世田谷区に求めることや期待すること、大人や社会にいたいことがあれば、自由に書いてください。

[Blank box for question 22]

ご回答ありがとうございました。

アンケートはこれでおわりです。
さいごまで答えてくれて、本当にありがとうございました。
みなさんの意見は、とても大切です。
すべてきちんと読んで、世田谷区が子どもにとって、よりよいまちになるよう努力していきます。

いま住んでいるお家のことでこまったことで、お家の人や子ども家庭支援センターにも相談しづらいときはこんなところに相談できるよ

せたぼつと
世田谷区子ども家庭支援センター

世田谷区子ども的人権擁護機関

★相談時間
月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)
フリーダイヤル
0120-810-293
※携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

日ごろの思いや悩みについてお聞きします

- 問5 琴、悩んでいることや心配なことはありますか。(いくつでも選ぶ)
1. 勉強のこと
 2. 進学、就職のこと
 3. 仕事のこと
 4. 家族のこと
 5. 友人や仲間のこと
 6. 恋愛や交際相手、結婚のこと
 7. お金のこと
 8. 住まいのこと
 9. 政治や社会のこと
 10. 性格のこと
 11. 健康のこと
 12. 容姿のこと
 13. インターネットやSNSのこと
 14. その他(具体的に:)

問6 ふだん、頑張っていることや悩んでいること、つらいことがある時に話を聞いてくれる人はいますか。(1つ選ぶ)

1. はい
2. いいえ
3. だれにも話さない、話したくない

【問6で1を選んだ人が回答】

- 問6-1 それは、だれですか。(3つまで選ぶ)
1. 児童相談所の担当
 2. 自立援助ホームの職員
 3. 親
 4. きょうだい
 5. 姉妹(親・きょうだい以外)
 6. パートナー・恋人
 7. 友人
 8. 学校の先生
 9. 塾や習い事の先生
 10. 職場・アルバイト先の先輩・先輩・同僚・後輩
 11. サークルや部活の先輩・同僚・後輩
 12. 地域行事や地域活動で関わった父や近所の父
 13. インターネット・SNS上の知り合い
 14. その他(例えば:)

児童相談所についてお聞きします

問7 児童相談所の職員に言いたいことを言えていますか。(1つ選ぶ)

1. はい
2. いいえ(どうしてですか:)

問8 児童相談所の職員にもっと会いに来てもらいたいですか。(1つ選ぶ)

1. もっと会いに来てほしい
- 2.今のままでいい
3. わからない

問9 児童相談所に言いたいことがあれば、自由に書いてください。

自立援助ホームについてお聞きします

問10 自立援助ホームでの生活で困ったことや嫌なことはありますか。(いくつでも選ぶ)

1. 自由な時間が少ない
2. 支援することが多い
3. 決まりやルールが多い
4. 自立援助ホームの職員にきちんと説明してもらえない
5. 自立援助ホームの職員とは話す時間がすくない
6. 自立援助ホームの職員がこまったときに助けてくれない
7. 1人の時間が少ない
8. お金を自由に使えない
9. その他 []

問10-① そのことを誰かに言いましたか。(1つ選ぶ)

1. はい (誰に言いましたか)
2. いいえ

問11 自立援助ホームの職員がどんな人だったら嬉しいですか。(いくつでも選ぶ)

1. 話をしっかり聞いてくれる人
2. あなたの気持ちを大切にしてくれる人
3. こまったときに相談にのってくれる人
4. こまっていることがなくなるように考えてくれる人
5. ダメなことはダメと告げてくれる人
6. その他 []
7. 誰でもいい

問12 自立援助ホームに言いたいことがあれば、自由に書いてください。

- 5 -

自立についてお聞きします

問13 退所をむけて不安なこと・心配なことはありますか。(いくつでも選ぶ)

1. 金銭管理
2. 生活量が足りるか
3. 家族のこと
4. 仕事について
5. 学校について
6. 家事・炊事 (生活全般)
7. 住民票や戸籍、健康保険や年金等の手続き
8. 電気、ガス、電話等の契約手続き
9. ひどい暮らしへの不安
10. 孤独感
11. 人間関係
12. 将来のこと
13. 健康のこと
14. その他 []

問14 自立後に、あつたら利用したい支援やほしいサポートはありますか。(いくつでも選ぶ)

1. 相談窓口、サポートしてくれる場所 (電話やオンラインを含む)
2. 生活手続き (賃貸契約、住民票、児童扶養、保険、銀行等) への支援
3. 行政機関・民間機関等へ同行支援
4. 経済的支援 [どんな支援がほしいですか:]
5. ハローワーク等の就労支援
6. 賃貸契約の保証人
7. 同じような境遇の人が集まる居場所
8. 児童相談所や施設の職員と話すことのできる機会
9. 食事の提供
10. その他 [どんなことですか:]

- 6 -

あったらいいなと思う場所についてお聞きします

問15 あなたには、ホッとでき、安心していられる場所（「ここにいたい」と感じる場所）はありますか。（いくつでも選ぶ）

1. いま住んでいる家
2. 親と一緒に住んでいた家
3. いま住んでいる家以外の家（友人宅、祖父母の家など）
4. 学校（部活動含む）
5. 職場（アルバイト含む）
6. 青少年交流センター
7. 地域の人が開いている遊び場など
8. 図書館
9. 公園や河川緑地などの屋外
10. 塾や習い事（教室）
11. ゲームセンターやファーストフード店などのお店
12. 無料で勉強を見られる場所や、食事や靴を無料で安く着ることが出来る場所
13. 相談窓口、サポートしてくれる場所（電話やオンラインを含む）
14. インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）
15. その他の場所（具体的に： _____ ）
16. ホットでき、安心していられる場所（「ここにいたい」と感じる場所）はない

【問15で1から15を選んだ人が回答】

問15-① ホットでき、安心していられる場所（「ここにいたい」と感じる場所）はどのような場所ですか。（いくつでも選ぶ）

1. いつでも行きたい時に行ける
2. 一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる
3. ありのままで見られる、自分を否定されない
4. 好きなことをして自由に過ごせる
5. 自分の意見や希望を受け入れてもらえる
6. 新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる
7. 悩みごとの相談のついでにくれる大人がいる
8. 一緒に遊んでくれる大人がいる
9. いろんな人と出会える、友達と一緒に過ごせる
10. スポーツや外遊びなどを思い切り動かすことができる
11. その他（具体的に： _____ ）

あなたの意見をきかせてください

問16 みなさんにとって「こんなまち（世田谷）になったらいいな」、「こんな社会にしたいな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。

Blank box for writing answers to Question 16.

問17 最後に、世田谷区に求めることや期待すること、大人や社会に言いたいことがあれば、自由に書いてください。

Blank box for writing answers to Question 17.

【ご回答ありがとうございました】

アンケートはこれで終了です。

最後まで答えてくれて、本当にありがとうございます。

みなさんの意見は、とても大切に

すべてきちんと読んで、世田谷区が若者のなさんにとつて、

よりよくなりますよう努力していきます。

困った時や誰かと話したい時…こんなところに相談できます。
お気軽にご相談ください。きっと心が少しだけ軽くなります。

○ せたえーる (相談支援機関)

話を聞かないユーザーのための相談・支援所
せたえーる

INFORMATION

受付時間：水 14:00-18:00
金・日・夜 14:00-20:00

電話：03-6407-0901
メール：setayell@b4s.jp
URL：https://b4s.jp/setayell
インスタ：setayell.b4s

住所 〒1155-0031 東京都山田谷区北町2-10-15
藤和 下北沢ハイタウンA014

小田急線
京王線の副都心
下北沢駅
徒歩1分

運営：NPO法人ブリッジスマイル
03-6842-6766 <https://b4s.jp>

個別相談を受け付けます

周りの人にきかれたくない相談事を
個別に相談することがあります

個別相談の利用方法

事前に電話かメールで予約してください
相談日時はご都合に合わせて
想定の開始時間外、定休日以外で設定します
相談時間は1回60分です

相談の予約はこちらから

電話：03-6407-0901
メール：setayell@b4s.jp
受付時間：10:00-18:00
(定休日・月曜・土曜を除く)

児童養護施設退所者等用(インターネット回答のみ)

退所者用

(webのみ)

わかもの
若者アンケート



【はじめに】
このアンケートは、世田谷区からおねがいしています。
・名前は聞きません。誰が答えたか、わからないうりになっています。安心して答えてください。
・アンケートに答えたことにより不利益を被ることはありません。
・答えたくない質問は飛ばして大丈夫です。
・調査結果は、世田谷区の子ども・若者の取組みに役立てます。
・15分くらいかかります。



あなた自身についてお聞きします

問1 あなたの性別は何ですか。(1つ選ぶ)

1. 男性
2. 女性
3. 答えたくない
4. わからない
5. そのほか

問2 令和6年4月1日時点のあなたの年齢を教えてください。

あなたのことについてお聞きします

問3 あなたは、以下のことをどのように思っていますか。(それぞれ1つずつ選ぶ)

| ヨコへ回答→ | とても そう思う | まあ そう思う | どちらでも ない | あまり そう 思わない | まったく そう 思わない |
|-----------------------------|-------------|------------|-------------|-------------------|--------------------|
| ① 周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ② 自由に使える時間がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③ 自分の身体や健康を大切にしたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④ 孤独だと感じる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤ 自分自身がことが好きだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥ 他の人から必要とされている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑦ 学校が楽しい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑧ 自分が住む地域のために力を役立てたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑨ 穴の後に立ちたい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑩ 社会を自分の力で変えられる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑪ 地域のお祭りなどに行くのが好きだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑫ 家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

- 1 -

日ごろの思いや悩みについてお聞きします

- 問4 琴、悩んでいることや心配なことはありますか。(いくつでも選ぶ)
1. 勉強のこと
 2. 進学、就職のこと
 3. 仕事のこと
 4. 家族のこと
 5. 友人や仲間のこと
 6. 恋愛や交際相手、結婚のこと
 7. お金のこと
 8. 住まいのこと
 9. 政治や社会のこと
 10. 性格のこと
 11. 健康のこと
 12. 容姿のこと
 13. インターネットやSNSのこと
 14. その他(具体的に:)

問5 ふだん、困っていることや悩んでいること、つらいことがある時に話を聞いてくれる人はいますか。(1つ選ぶ)

1. はい
2. いいえ
3. だれにも話さない・話したくない

【問5で1を選んだ人が回答】

- 問5-1 それは、だれですか。(3つまで選ぶ)
1. 出身施設の人
 2. 児童相談所の担当
 3. せたメール(通所者等相談支援機関)
 4. 親
 5. きょうだい
 6. 親戚(4.5以外)
 7. パートナー・恋人
 8. 友人
 9. 学校の先生
 10. 塾や習い事の先生
 11. 職場、バイト先の先輩・先輩・同僚・後輩
 12. サークルや部活の先輩・同僚・後輩
 13. 地域行事や地域活動で関わった人や近所の父
 14. インターネット・SNS上の知り合い
 15. その他(例えば:)

退所後に必要な支援についてお聞きします

- 問6 退所直後に困ったこと・不安だったことは何ですか。(いくつでも選ぶ)
1. 生活費が足りるか
 2. 家事・炊事(生活全般)ができるか
 3. 金銭管理ができるか
 4. 学校のこと
 5. 学業とアルバイトの両立
 6. 職場(アルバイト)での人間関係
 7. 友人やパートナー等との人間関係
 8. 近所や地域等との人間関係
 9. 家族関係
 10. 住居(家や戸籍、健康保険や年金等の手続き(行政手続き))
 11. 電気、ガス、電話等の契約手続き
 12. 健康管理
 13. 困ったことはない
 14. その他(どんなことですか:)

問7 施設等にいる間に、知れたかったこと・身につけておきたかったことは何ですか。(いくつでも選ぶ)

1. 家事(掃除・洗濯・ゴミ出し等)
2. 炊事
3. 金銭管理
4. 基本的な生活習慣
5. 社会生活上の基本マナーやルール
6. コミュニケーションのとり方
7. 住居の探し方・賃貸借契約の仕方
8. 仕事(アルバイト)の探し方
9. 住居(家や戸籍、健康保険や年金等の知識・利用の仕方)
10. 税や医療保険の知識
11. 困った時に相談できる窓口やサポートしてくれる場所
12. その他(どんなことですか:)

問8 退所後に、あったら利用したい支援やほしいサポートは何ですか。(いくつでも選ぶ)

1. 相談窓口、サポートしてくれる場所 (電話やオンラインを含む)
2. 各種手続き (賃貸契約、住民票、光熱水費、保険、銀行等) への支援
3. 行政機関・医療機関等へ同行支援
4. 経済的支援 (どんな支援がほしいですか：)
5. ハローワーク等の就労支援
6. 賃貸契約の保証人
7. 同じような境遇の人が集まる居場所
8. 児童相談所や施設の職員と話すことができる機会
9. 食事の提供
10. その他 (どんなことですか：)

問9 あなたは、せたメール (世田谷区児童養護施設退所者等相談支援事業) を知っていますか。

1. 知っている
2. 知らない
3. わからない

※せたメールとは、児童養護施設や児童家庭センター等が設立した人たちの居場所です。

おしゃべりしたり、ごはんを一緒に作って食べたり、イベントに参加したり、何もしないでゆっくりしたりできます。相談もできます。

問10 あなたにとって、ホッとでき、安心していられる場所 (ここにいたい) と感じる場所は、どのような場所ですか。(いくつでも選ぶ)

1. いつでも行きたい時に行ける
2. 一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる
3. ありのままでもいられる、自分を否定されない
4. 好きなことをして自由に過ごせる
5. 自分の意見や希望を受け入れてもらえる
6. 新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる
7. 悩みごとの相談にのってくれる大人がいる
8. 一緒に遊んでくれる大人がいる
9. いろんな人と出会う、友達と一緒に過ごせる
10. スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる
11. 同じような境遇の人だけが集まることできる
12. その他 (具体的に：)

問11 「緊急で一時避難が必要な場合、また帰宅先がない場合に、一時的 (1日～2日程度) に滞在することができる居場所」があったら、あなたは利用してみたいですか。(1つ選ぶ)

1. 利用したい
2. 利用したくない
3. わからない

【問11で1を選んだ人が回答】

問11-1 利用するとしたら、ほしいサポートや支援は何ですか。

[Empty box for answer to question 11-1]

【問11で2を選んだ人が回答】

問11-2 利用したくない理由は何ですか。

[Empty box for answer to question 11-2]

あなたの意見をきかせてください

問12 みなさんにとって「こんなまち (世田谷) になったらいいな」、「こんな社会にしたいな」など、

あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください。

[Empty box for answer to question 12]

問13 最後に、世田谷区に求めることや期待すること、大人や社会にいたいことがあれば、自由に書いてください。

[Empty box for answer to question 13]

ご回答ありがとうございます。

アンケートはこれで終了です。

最後まで答えてくれて、本当にありがとうございました。

みなさんの意見は、とても大切です。

すべてきちんと読んで、世田谷区が若者のなさんにとって、よりよいまちになるよう努力していきます。

困った時や誰かと話したい時…こんなところに相談できます。
お気軽にご相談ください。きっと心が少しだけ軽くなります。

○ せたエール（相談支援機関）

せたエールの紹介

